

210.18-H48㊦



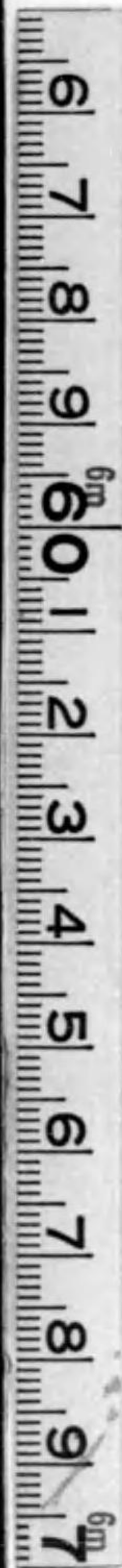
1200500729582

210.18

H48

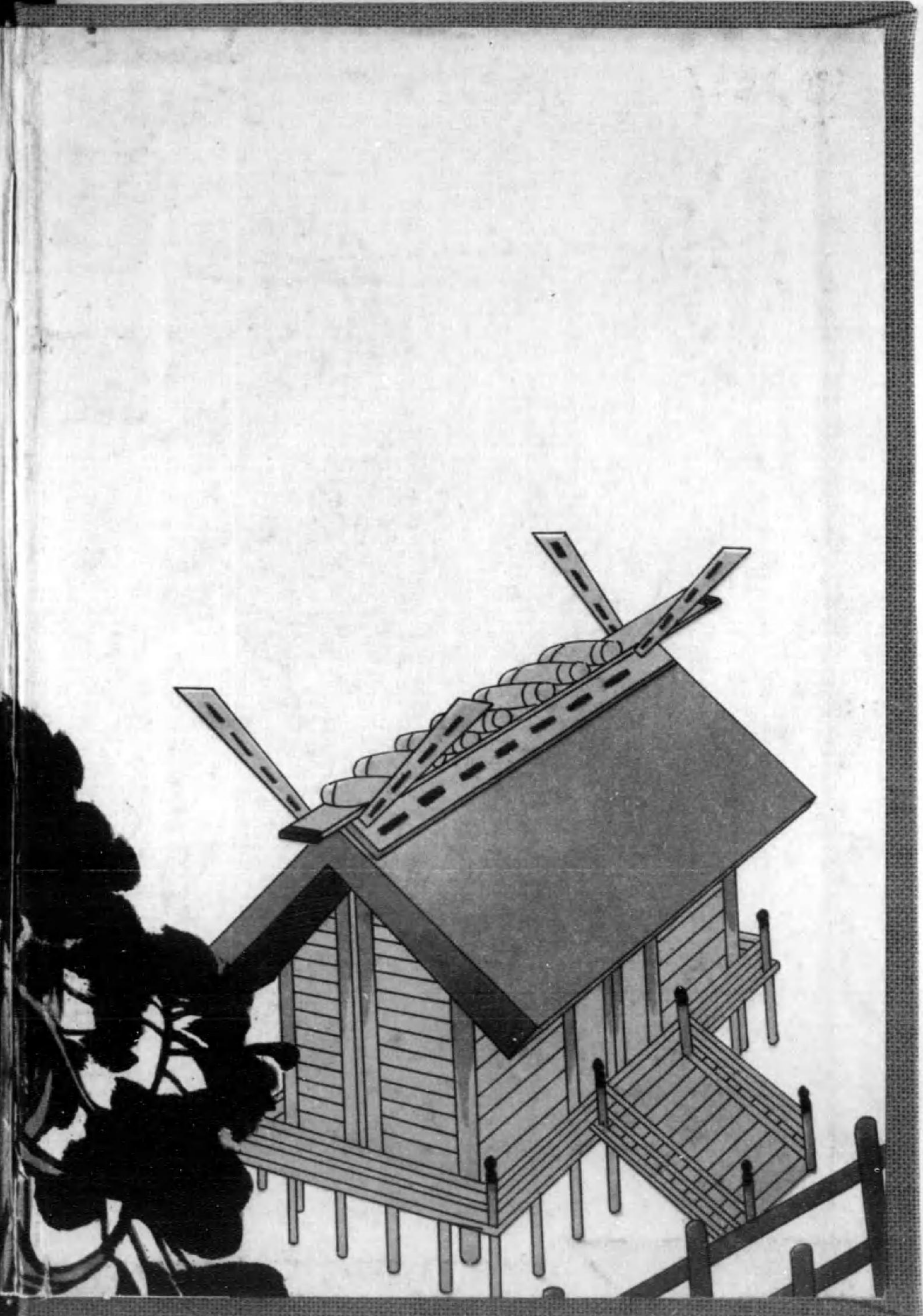


禁
複
写



始





28-53

210.18
H48



通航一覽

第三
第四



通航一覽第三目次

- 卷之八十七.....一
- 朝鮮國部六十三、○信使駿城并江戶西城登營、
- 卷之八十八.....一五
- 朝鮮國部六十四、○聘禮濟出仕、附獻、御馳走上物、御馳走人拜謁等、○日光山詣拜、并獻備物、寬永十三年、
- 卷之八十九.....元
- 朝鮮國部六十五、○日光山詣拜、并獻備物、寬永二十年、
- 卷之九十.....四〇
- 朝鮮國部六十六、○日光山詣拜、并獻備物、明曆度、
- 卷之九十一.....五一
- 朝鮮國部六十七、曲馬上覽、并騎射、從寬永十二年、至享保度、
- 卷之九十二.....六九
- 朝鮮國部六十八、○曲馬上覽、并騎射、從寬延度、至明和度、
- 卷之九十三.....八三
- 朝鮮國部六十九、○兩國書、并儀物信使御暇等、慶長度、元和度、
- 卷之九十四.....九
- 朝鮮國部七十、○兩國書、并儀物信使御暇等、寬永度、
- 卷之九十五.....二〇
- 朝鮮國部七十一、○兩國書、并儀物信使御暇等、明曆度、天和度、
- 卷之九十六.....二八
- 朝鮮國部七十二、○兩國書、并儀物信使御暇等、正德度、
- 卷之九十七.....三三
- 朝鮮國部七十三、○兩國書、并儀物信使御暇等、正德度、

卷之九十八.....一五

朝鮮國部七十四、○兩國書、并儀物信使御
暇等、正德度、

卷之九十九.....一六〇

朝鮮國部七十五、○兩國書、并儀物信使御
暇等、正德度、

卷之百.....一七四

朝鮮國部七十六、○兩國書、并儀物信使御
暇等、享保度、

卷之百一.....一八四

朝鮮國部七十七、○兩國書、并儀物信使御
暇等、寬延度、
明和度、

卷之百二.....一九五

朝鮮國部七十八、○兩國書、并儀物信使御
暇等、文化度、

卷之百三.....二〇五

朝鮮國部七十九、○執政附溜、諸儀、并諸向三
使贈答、從慶長度、
至寬永元年、

卷之百四.....二二八

朝鮮國部八十、○執政附溜、書儀、并諸向三使
贈答、從寬永十三年、
至天和度、

卷之百五.....二三三

朝鮮國部八十一、○執政附溜、書儀、并諸向三
使贈答、從正德度、
至文化度、

卷之百六.....二四四

朝鮮國部八十二、○御三家附御兩典、三使贈答、
明曆度、
天和度、

卷之百七.....二五二

朝鮮國部八十三、○御三家附御三禮、三使贈答、
從正德度、
至明和度、○宗氏信使招待等、

卷之百八.....二六三

朝鮮國部八十四、○筆談唱和等、從慶長度、
至寬永十三年、

卷之百九.....二七三

朝鮮國部八十五、○筆談唱和等、寬永二十年、
明曆度、

卷之百十.....二八六

朝鮮國部八十六、○筆談唱和等、天和度、
正德度、

卷之百十一.....二九四

朝鮮國部八十七、○筆談唱和等、從享保度、
至文化度、

卷之百十二.....三〇三

朝鮮國部八十八、○信使歸國道中、從慶長度、
至天和度、

卷之百十三.....三一三

朝鮮國部八十九、○信使歸國道中、正德度、

卷之百十四.....三二二

朝鮮國部九十、○信使歸國道中、正德度、

卷之百十五.....三三九

朝鮮國部九十一、○信使歸國道中、正德度、

卷之百十六.....三四六

朝鮮國部九十二、○信使歸國道中、正德度、

卷之百十七.....三六七

朝鮮國部九十三、○信使歸國道中、從正德度、
至文化度、

卷之百十八.....三八二

朝鮮國部九十四、○來聘御入用、

卷之百十九.....三九四

朝鮮國部九十五、○吉凶書使往復、

卷之百二十.....四〇三

朝鮮國部九十六、○報聘、○進上物御配分、
○臨時御用、并獻物、附宗氏、

卷之百二十一.....四一四

朝鮮國部九十七、○貿易、貿易御免、

卷之百二十二.....四二六

朝鮮國部九十八、○貿易、約條并送
使船額、

卷之百二十三.....四三五

朝鮮國部九十九、○貿易、約條并送
使船額、

卷之百二十四……………四六
 朝鮮國部百、○貿易、和館、

卷之百二十五……………四六
 朝鮮國部百一、○貿易、和館、

卷之百二十六……………四七
 朝鮮國部百二、○貿易、公私貿易井
 求請物、

卷之百二十七……………四八
 朝鮮國部百三、○貿易、公私貿易井
 求請物、

卷之百二十八……………四九
 朝鮮國部百四、○貿易、公私貿易井
 求請物、

卷之百二十九……………五一
 朝鮮國部百五、○貿易、濟南課科、那蘇漢訓告諭、
 商賈金高井銅渡方、

卷之百三十……………五七
 朝鮮國部百六、○貿易、人參井
 人參鹿、

卷之百三十一……………五四
 朝鮮國部百七、○貿易、人參井
 人參鹿、

卷之百三十二……………五四
 朝鮮國部百八、○貿易、改製金銀通達、
 對馬國交易傳達御用、

卷之百三十三……………五七
 朝鮮國部百九、○變事注進、并慰問、

卷之百三十四……………五九
 朝鮮國部百十、○變事注進、并慰問、

卷之百三十五……………六〇
 朝鮮國部百十一、○漂流、

第三目次終

通航一覽卷之八十七

朝鮮國部六十三

○信使駿城并江戸西城登營

慶長十二丁未年五月廿日、宗對馬守義智贊導し、この月
戸城下、朝鮮國信使呂祐吉、慶暹、丁好寬等駿
四月登陸せしなり、河國府中城に登り、方物を獻して東照宮に拜謁す、時
 に鎧刀を賜はり、かつ老中本多上野介正純の宅にて
 三使等を饗せしめらる、これ本城の修營いまだ成ら
 ざるによりてなり、信使この日、藤
 枝にいたる、

慶長十二丁未年五月、宗對馬守義智江戸にて暇たま
 はり、朝鮮の二使とともに駿府に至り、大權現を拜
 し奉り、事畢りて歸國す、寛永宗義智譜、

慶長十二年五月、朝鮮三使江戸を發し駿府にいた
 る、二十日神君を拜し奉る、人參六十斤、白苧布三
 十匹、蜜百斤、蠟百斤を獻す、神君烏帽子直衣を按
 るに、武徳編年集成召させられ、縹緗錦茵に御座あり三
 使再拜兩段禮畢て退出す、時に駿府の城壁未たなら
 ず、故に享禮なし、三使を本多上野介正純か宅に

て酒食を賜ひ鎧刀を賜り、宗對馬守三使を召連對
 馬に歸る、武徳大成記、

慶長十二年、朝鮮の三使呂祐吉、慶暹、丁好寬といへ
 る官人來朝す、閏四月江戸に來り、御禮も御饗應も
 畢りて駿府につかわさる、駿府にては御目見はか
 りにて、本多上野介宅にて飲食を給りて直に歸朝
 す、右通故權現様へは、朝鮮王より書翰指上不申候、
 勿論御書翰も無之候、朝鮮聘考○按するに、國書の辨論は
 兩國書年儀物信使御暇等の條に詳なり、

慶長十二年五月廿日、朝鮮三使謁公而獻之、以人參
 六十斤、白苧布三十疋、蜜百斤、蠟百斤、公賜鎧三領
 太刀三柄於三使、御年譜、
 家忠日記追加、

慶長十二年五月廿日、高麗人自江戸歸上、今日於駿
 府大御所へ出仕、進物不覺悟之間當座卷物などの體
 也、城中家屋未出來の間座中不久則退出、本多上野
 介所にて振舞有之、其日に藤枝にて相通る、創業記、當
 代記、官本
 慶長年誌、

一説此時朝鮮三使人參、白苧布、蜜、蠟等を公へ獻
 る、公鎧三領、太刀三柄を三使に賜る、創業記考異、
 慶長十二年五月辛亥、朝鮮三使入本多正純宅、終冠

帶登城拜神君、獻人參六十斤、白苧布三十疋、蜜百斤、蠟百斤、時城壁工役未畢、府中多事不設饗禮、故三使不過前庭之一拜而退、賜鎧三領、太刀三柄於三使、三使又入正純宅賜飲食而去、傳聞神君欲與明國議勘合、故此行回章欲記其事、使朝鮮之歎請、僧承允告曰、往歲秀吉與明國絕好、常謂有事於明國以朝鮮爲前驅、其言未遠、人人口銘聞于異域、今勘合事成可遣進貢船于明國、然則秀吉沒後我威漸弛、似服從于彼乎、願待焉神君乃止、續本朝通鑑。

慶長十二年五月十四日、朝鮮人江戸を立、廿日朝鮮人江戸より歸今日駿府へ參、大御所に拜謁す、人參六十斤、白苧布三十匹、蜜百斤、蠟百斤獻す、大御所より鎧三領、太刀三柄を三使に賜ふ、城中普請未出來、座中不久退出す、本多上野介所にて振舞有之、その日藤枝迄通る、慶長日記。

慶長十二年、三使呂祐吉、慶運、丁好寬渡海、依御指圖先江戸に參上仕、台徳院様に御禮申上、歸國之節於駿府權現様に拜禮仕候、此時より無事之儀全く相調、至に今不相變通用仕來候、朝鮮通交覽書、慶長十二年五月十九日、朝鮮の三使駿州清見寺に

おいて大御所に拜謁し奉る、獻上もの品々夥し、大御所より彼三使に鎧三領、太刀三柄、賜之、駿城御經營の中爰に暫く御住居、是故に是にて御對面、慶長按するに、此説諸記と異なり、姑らく附出して參考に備ふ。

始太閤秀吉の朝鮮をうたれし後、神祖世を知し召れし始に、昔京の代の如く、隣國の好を修めらるへきよしを仰られし事有しかと、他國の君臣とも、我國を深くうらみて申事共有し程に、一年餘りを経て後に始めて使を參らせたりける、この程は我國創業の事なれば、聘禮を講せらるゝといふにも不及、此事大御所駿河の國府に御座をうつされし程に、彼使來れり、今は世の事をは既に譲れり、關東に參へきと仰られしかは、信使は關東に參りて聘を望、其歸におよんで駿河の國府を過る時に、大御所よりも召れしに、奉へき禮幣の物なくして、わづかに其禮を備へし杯いふ程の事なれば、當事の事おもひやるへし、此等の事創業記等の物に見えしなり、白石私記。

信使拜謁の後、上上官のうち上上官は、即知し居れしものありて、老中の輩に仰のむねあり、こは往年御氣色

を蒙ふりし麾下の士なりしとぞ、この事、考證の書は佐賀又藏あり、されども各その家譜等に甚五郎は、甚兵衛の男にして、永祿六年一向專修の徒叛さし時、父と同一く敗徒に加はり岡大平の戦ひに討死す記し、また又藏は東照宮に仕へ奉り、永祿三年尾張國丸根城に供奉し戦死す記せられたは、姓名の違ひは姑く捨て、その人にもあらざれば事實顯露せり、然れば引用書ともに姓名を誤りしものか、姑らく存して後勤をまつ故に本文その名を掲げず、

佐橋氏の説に曰、當時世に行はるゝ處の三州後風土記類の偽書に、佐橋甚五郎事岡崎三郎様の御小姓たりしか、傍輩の金鬘斗付の大小を盜取、甲州へ行て勝頼に仕ふ事を長々敷書のせ置、彼佐橋甚五郎と申は大御番頭佐橋義右衛門義賢、同役義佐橋源太夫か從弟なり、甚五郎と同役の御小姓を故有て殺害し三州に蟄居す、然るに三州按するに、遠州の城番に甲州より籠置甘利四郎三郎を殺し口口成らば御勘氣御免あらんこの權現様仰に依て、甚五郎よく笛を吹しかは、これを申立甘利に仕ふ、或夜甚五郎か膝を枕にして四郎三郎笛を聞けるを、甚五郎殺害して歸參仕、甲州若御子合戦の時も、水野勝成と同しく進んで手負ぬ、或時甚五郎御次の間に罷在候得者、權現様、甘利は甚五郎を一子のこごとく哀憐を加へ召仕ふる處を、佐橋めはむこひ奴、四郎

三郎か寢首を切來、餘り情なしと上意ありしを聞て、御下げすみをうけては不動と御家を立退き、商買舟に乗て朝鮮國に渡る、慶長の末に至て朝鮮國の三使來朝す、御目見の後上官の中の一人は見知たるやと、老中へ御尋ありしに不見知候よし各言上あり、其時あれは佐橋甚五郎なり、ふとこ奴めかなご御意あり、一類ともへ御尋被成候處、決して不存と申上る、然らば文通堅く無用と上意にて其儘朝鮮國へ御返し被成、彼信使も我從弟とも日本にあれとも對面せは殊之外名殘おしかるへきと存無其儀よし申遣ると云々、依之其時の沙汰に、佐橋一家は朝鮮の使より人參多く貰けると云々、彼刀を盜或は被斬罪説は甚非なり、續武家閑話。

白石先生紳書に、朝鮮の信使東武より歸るとき駿府に至る、神祖信使を御覽有て、上上官の内、何人目に居しものを見知やと御尋あり、誰も不知と御請申上し時、これ眞又藏ならんと仰有しとぞ、甲子夜談、寛永元甲子年十二月十九日、信使鄭宜、姜弘重、辛啓榮等江戸城において聘禮事畢りて、直に西丸に登營この時本理院殿、かの行列入御内覽あり、台徳院殿に拜謁す、三使自分の拜

禮獻上物あり、

寛永元年甲子年十二月十九日、從御本丸直に高麗之諸官人出仕于西之丸、竹橋廻り甲斐様之前、按す、甲斐様とあるは即駿河大納言殿是なり、武州豐島郡江戸庄園によるに今の田安殿館の邊にあり、御三人様之前を按するに、御三人様は、即御三家にして同圖に、通子至于西之丸、三官人者涼橋、其外之諸官人は徒歩、高麗之王大御所様へ者書も進物も無之、三官使之私之進物、虎革、白蠟丸、白布、花席、錦襦少分之進物也、

出御以前陳列于廣縁、大御所様之御座、上壇齒以下如御本丸、御冠御裝束翠色也、但御殿無中壇於下壇三人禮拜、上上官二人も下壇下之末にて禮拜、上官縁にて禮拜、下官庭上之禮無之、諸官人退出、御振舞無之、金地院亦從、早々御本丸并西之丸に相詰、道具業掛羅及于極晚歸院、異國日記、

寛永元年十二月十九日、義成三使を引て登城し、將軍に拜謁したてまつり、事了て西丸にいたり台徳院殿を拜したてまつる、寛永宗義成譜、
寛永元年十二月十九日、宗義成朝鮮の三使を引て御本城に登る、將軍家を拜し事畢て三使西之丸に登て台徳公を拜す、獻物あり、東武實錄、

寛永元年十二月十九日、唐人竹橋の御門に入西の丸へまわり登城、御臺様多門より密々御見物、寛永日記補闕、

天和二壬戌年八月廿八日、宗對馬守義真朝鮮の信使尹趾完、李彦綱、朴慶俊等を率ゐて西丸に登城し、ふ木の城にて、禮禮かの國王の進物を捧ぐ、淨徳院殿御幼稚に行はる、より老中堀田筑前守正俊をして謁を受しめらる、御名るにより、三使云云の事あり、

天和二壬戌年八月廿八日

一於西丸若君様を、朝鮮人御禮付而、例月之御禮無之、於西丸信使御禮之次第

一信使宿坊本誓寺より、西丸大手に至る迄樂を奏す、於大手上官以下者下馬す、下官等は爰に留、上上官者橋爪にて下輿す、信使者中腰懸にて下輿す、御玄關より中仕切御門まで延敷之、

一信使中仕切御門に來時、宗對馬守、内藤左京亮、彦坂壹岐守按するに、内藤左京亮は御馳走人、壹岐守は大目付なり、靈長老、辰長老出向、三使に先立御玄關に至る、此時水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守、坂本右衛門佐、按するに、右衛門大夫、攝津守、大和守は寺社奉行、右衛門佐は大目付なり、各衣冠下襲帶劔、營中より出

て案内し、三使及上上官は殿上之間、上判事、學士、軍官冠官者次之間に列座す、次官、小童者御縁に一列、中官之族者御玄關之前庭上に置之、下官者下馬に留置、それより内は不入之、

一別幅箱を中仕切之内に置之、爰にて別幅を取出し、上上官持之入營中なり、

一大廣間御上段御簾を垂、

一朝鮮國王よりの進物數多によりて、前日御城へ取寄、臺を板縁西之方より並置、三使登城前進物積之、進上之御馬二疋、高麗、鞍置、舞臺之前へ御厩別當諏訪部文九郎、同文右衛門素袍袴を着し差副出、舍人四人白張を着し駿馬は西頭に立置之、

一御下段着座、堀田筑前守、大久保加賀守、戶田山城守按するに、堀田正俊、大久保忠朝、戸田忠昌ともに老中なり、

一西之張出に着座、保科肥後守、酒井河内守、松平隱岐守、堀田下總守、石川主殿頭、青山大膳亮、牧野因幡守、朽木伊豫守、各衣冠下襲帶劔、

一松之間中之敷居際より御譜代大名列座、各衣冠帶劔、

一三之間に諸物頭諸役人布衣之後座、西丸御小姓

組素袍を着し群居、但火消當番者不出仕、

一板縁車寄まで詰衆及御番頭、向頰に奏者番之面、

一大御番衆之御番所按するに、こは獅子間に、今この御徒番所是也、出人百人素袍を着し群居、

一三使御禮之期に及て宗對馬守、水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守、彦坂壹岐守、坂本右衛門佐、靈長老、辰長老殿上之間に行、三使をいさなひ松之間に赴、三使之先に別幅を上上官す、む、松之間之襖障子際に置之、三使者襖障子より東へ中程に並ひ西向に居す、上上官三人者通事たる故に同所板縁に居、兩長老者退去て車寄せに居なり、然て別幅を對馬守持出て板縁敷居際に候、島山飛騨守按するに、西之御縁より出向、對馬守御縁を立て御下段下より二疊目へ入、爰において飛騨守請取之、則御上段之上二疊目に置之退なり、于時加賀守山城守御縁より松之間へ出て、三使可出之旨對馬守に傳之、對馬守上上官に言渡す、上上官は三使に告て、三使一同に對馬守差副て席々差圖して退く、三使敷居之内二疊目に着す、此時筑前守品々進上之趣

可有披露旨對馬守傳之、對馬守上官に申之三使傳之、其後双方相互に令會釋而三使御次之間に退去之後、右之進物布衣之輩西之御縁通御勝手へ引之、進上之御馬塀重門より牽出之、次三使自分之進物布衣之族持出、西之方より順々並之、于時三使一同に重て出座、對馬守差添出て席々差圖して退、三使御下段五疊目におひて一列して拜禮す、畠山飛驒守板縁敷居際に出て朝鮮之信使と披露す、拜禮終而三使小之席へ退座、進物布衣之輩西之御縁通り引之、次上上官三人一同に出て御下段敷居之内にて拜禮して退く、次上判事、學士、軍官、冠官兩度に板縁を出て拜して退、但右御禮申上に付而上上官差添、先に立て出西之方へ通、東之方にも上上官在之而官人共御禮之差圖す、次に次官、小童落縁に八九人宛出、拜禮して退く、

一中官は舞臺之前庭上兩度に出拜禮して退く、但御徒目付之頭、火之番之頭、中官之族之先に立て導出之、右上判事、學士、軍官、冠官者板縁通り出之、次官と小童者大御番所之まへ落縁通り出之、退去も同前、

一事終而三使は對馬守を以て御禮申上退出、然而水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守、彦坂壹岐守、坂本右衛門佐先達て對馬守相副上官相從之、此時筑前守、加賀守、豊後守、山城守大御番所之前迄送之、揖有之退、對馬守、右衛門大夫、攝津守、大和守、右衛門佐者御玄關迄送之、内藤右京亮、彦坂壹岐守、兩長老上之橋迄送也、御日記、

天和二年八月廿八日

一今日三使西丸の登城に付松之間中敷居之際より御譜代大名衣冠下襲にて列座、三之間に諸物頭諸役人伺候、其後口に西丸御小姓組之衆素袍袴を着群居す、大番衆之番所に素袍百人列座す、但火消之當番者登城せず、

一三使本誓寺より大手まで奏樂し中腰掛之前御門の外石壇際にて下輿す、上上官若橋つめて下輿す、上官以下は大手にて下馬す、下官は下馬より止る、

一信使中仕切之御門へ來時、宗對馬守、内藤右京亮、彦坂壹岐守、靈長老、辰長老出迎之、三使に先達て御玄關に至る、水野右衛門大夫、秋元攝津守、

酒井大和守、坂本右衛門佐御玄關へ出迎て案内す、三使及び上上官は殿上之間、上判事、學士、軍官、冠官は次之間に列座す、次官小童は地縁に列座す、中官之輩は御玄關之前庭上に列立す、

一中仕切御門之内にて別幅を取出し、臺に載せ上上官これを持って營中に入る、

一御上段之御簾兩脇はこれを垂れ、中一間巻あく、一進物は前日より御城へ取寄、三使登城前に板縁之西方に臺に載せ順々に並置、按するに、進物は別出兩條に出す、圖書并儀物信使御暇等の

一御名代として堀田筑前守御下壇に座し、御上段之御簾際西之方へ寄りて南向に着座、

一御下壇西之方には大久保加賀守、戸田山城守着座、

一西之張出に井伊掃部頭、保科肥後守、酒井河内守、松平隱岐守、堀田下總守其下に御詰衆石川主殿頭、青山大膳亮御奏者番牧野因幡守、朽木伊豫守着座、

一板縁之上座北向に水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守着座、板縁車寄迄御詰衆、御奏者番頭、

大目付等伺候す、林春常、人見友元も罷出御儀式を見る、

一三使御禮之期に臨て對馬守、寺社奉行、大目付壹岐守、右衛門佐、及靈長老、辰長老殿上之間へゆきて三使を導き松之間に至る、三使中央に並て西向に居す、上上官別幅を持って先立て□□て同所板縁に居す、兩長老は車寄に退去す、加賀守、山城守三使可出旨を對馬守へ達す、對馬守上上官を以三使に其趣を告ぐ、三使一度に出座す、對馬守別幅を上上官より請取り、御下壇より二疊目にて畠山飛驒守に渡す、飛驒守これを御上壇之上之三疊目に置、三使下壇敷居之二疊目に着座す、筑前守進上之品披露すへきの旨對馬守に傳て三使に達す、相互に會釋ありて三使次之間へ退去す、時に布衣輩西之御縁通り御勝手へ進物を撤す、進上之御馬は庭上へ引出す、其儀先日之如し、按するに、きのふ聘禮をさすなるへし、次に三使自分之御禮進物者虎皮五枚、人參十斤、照布十疋布衣之役人板縁之西之方より持出て、三使又出座下壇五疊目に於て一列拜禮、對馬守又案内す、畠山飛驒守板縁敷居之際に出て朝鮮之信使と披露す、

拜禮畢て三使本座へ退居、布衣之役之御縁通進物を撤す、次に上上官三人一同に出て、御下壇敷居之内にて拜禮して退く、次に上判事、學士、軍官、冠官兩度に板縁に出て拜して退く、次に次官、小童落縁へ八九人宛出て拜して退く、上上官者自分之拜禮畢て板縁へ罷出て、東西へ相別れて上判事以下之御禮之儀を伺ふ、中官は舞臺之前庭上へ兩度に出て拜禮して退く、其儀悉く御本丸拜禮之次第之如し、

一拜禮畢て三使對馬守を以て御禮申上て退出、上上官これに従ふ、筑前守、加賀守、山城守大御番所までこれを送り、一揖して退く、對馬守、寺社奉行并壹岐守、右衛門佐者先たつて御を關まで送る、内藤右京亮、壹岐守、兩長老上之橋つめまで送る、天和二年

天和二年八月廿一日朝鮮人江戸着、廿七日御本丸にて御禮、廿八日西丸に登城す、若君様御幼少に付御出座無之、堀田筑前守御名代として大廣間下壇南面に着座す、朝鮮人之信使虚位を拜する儀不吉なりとて拜禮辭退す、對馬守拜禮之儀類に請に依

て僅かに再拜一揖をなす、然れども筑前守の者向はす、虚位を拜するのみ、下官まで皆然り、寛永廿年來朝之節者上様の拜禮畢て入御之後、酒井雅樂頭、牧野内匠頭按するに、酒井忠清は老中、内匠頭は殿有院殿の御傳なり、東帯にて大廣間下壇西に立、三使に宗對馬守相そうて下壇に東面して立、雅樂頭、内匠頭三使と相互に一禮して後雅樂頭、内匠頭列座、若君様之進物を請取り、御幼少ゆへ御禮者御うけ不被成候、進物は披露すへきよし申達する故何之妨なし、今度は筑前守御名代として禮うくへきに付如此と聞ゆ、

寶永六年己丑十二月日

林 七三郎
林 百助朝鮮聘考

天和二年八月廿八日朝鮮信使西丸に參上す、儀式昨日のことし、若君幼稚に座す故筑前守正俊、加賀守忠朝、山城守忠昌着座して、筑前守正俊代て三使の拜を受んとす、されども彼國の禮にあらずとて虚位を拜して退く、別幅をは島山飛驒守義里請取、披露も同人なり、上上官已下段々に拜すること始のことし、賜盃享宴の儀に及はず、燕廟實錄

命時執政臣某

代儲君受拜、三使方就位不肯拜曰、吾受命之日開拜世子、未聞拜執政、禮官某進使譯官言曰、君幼以重臣代受拜、我國之禮也、不見君不肯拜、貴國之禮也、客行其禮我行我禮、三使起拜空位而退、南山開書

天和二年

一八月廿八日、朝鮮人西之丸に登城、德松様御目見、御名代堀田筑前守被遣之、

三使自分進上

虎皮五枚 白照布十匹 人參十斤續武家評林、

寛延元戊辰年六月朔日、宗對馬守義如朝鮮の三使洪啓禧、南泰耆、曹命采等を相伴ひ西城に登り、この日、本城に於いて聘禮あり、かの國王よりの別幅を呈す、時に有徳院殿徽恙あらせらるるにて、後明院殿兼給ひて拜調を受させらる、

寛延元戊辰年六月朔日、御本丸夫より西丸に登城道筋、

東本願寺より東中町、觀音雷門前通り、駒形町、淺草御門本町、常磐橋御門、夫より大手御門内、櫻田御門、御馬屋通り西丸大手内、

西丸より退出之節、

西丸大手御門より、御馬屋前、和田倉御門、龍之口、小普請方定小屋前、夫より登城道筋之通、朝鮮來朝聘詳錄

寛延元年五月

西丸御城内外勤番

御玄關前 按するに、越中守は御書院番頭、丹後守は西丸御小姓番頭なり

塀重御門

御臺所口 煩 頭助土岐右兵衛佐

的場曲輪 西丸大手御門外、堀田相模守屋敷前庭より御前通り兩煩

内櫻田御門外、松平肥後守屋敷脇より和田倉御門内迄

和田倉御門外より、小普請小屋迄

按するに、左吉は御持頭、五郎大夫已下はともに御先手頭なり

五月大成令續集、

寛延元年六月朔日、朝鮮信使於西丸御禮之次第、一朝鮮人御禮申上候に付、御三家、庶流越前家、溜詰御譜代大名、高家鷹間詰、御奏者番菊之間縁頼詰

何も父子共、且御本丸諸大夫之御役人、并西丸布衣

以上之御役人、御本丸御饗應相濟西丸に相越、一出仕之面々諸大夫以上者衣冠重着太刀帶、布衣輩者布衣着也、

一朝鮮人御本丸御饗應相濟、内櫻田通り西丸大手に出、内櫻田御門外より西丸大手迄、宗對馬守家來并御馳走人之家來行列にて相從ひ、下馬前にて上官以下者令下馬、鎗鋒之下官其外相從士此所に止り、上上官三人者大手御門橋際にて令下馬、三使者中任切御門外にて下輿、是より御玄關前御門まで薙、夫より御玄關前迄薄線敷なり、三使下輿之所より歩行、

一中任切御門邊迄三使來時、宗對馬守、戸澤上總介、伊東修理大夫、河野豊前守、按するに、上總介修理大夫は御馳走人、豊前守は大目付なり。堅長老、英長老右中任切御門内まで相越待請、三使下輿以後より出向一揖有之、先達而至御玄關時、稻葉丹後守、小出伊勢守、松平宮内少輔、大岡越前守按するに、この四人は、この四人は、伊賀守、按するに、この三人は、右御玄關敷迄出向、一揖之後令案内三使て、殿上間御下段御襖之際北向に着座、上上官者同所西之張附之際に罷在、對馬守者

三使着座之向南向に有之、上判事以下者御次間、次官小童者同所御線類在之、中官之輩者御玄關前庭上居、下官者下馬に留置夫より内不入、

但別幅箱者轎に載持來、中任切御門之内にて轎より取之、上上官右之別幅箱三使之先に立持之入營中、至殿上間御床之上に置之、

一朝鮮國王よりの進物者、御禮前日營中御取寄、出御以前、進物西之方御線類順々並置之、但御鷹者御目錄計にて、御禮過指上之、

一御馬は御厩方四人假布衣差副舍人着白張、塀重御門之内牽行西頭に立置之、三使御禮之席に罷出候節見合、庭上御目通の奉出、

一大納言様大廣間の出御、御上段御着座、一若年寄加納遠江守、堀式部少輔、三浦志摩守、戸田淡路守西之張出に着座、

一御上段御線通御簾掛之、御上段兩脇之御簾垂之、中一間揚之、

一別幅請取高家織田能登守者西之疊線際に有之、三使自分御禮披露高家日野若狹守松之間板線に罷在、西之方御線に寺社奉行稻葉丹後守、小出伊勢守

松平宮内少輔、大岡越前守伺公、

但此面々は三使松之間着座以後、此席に罷在、一御馳走人者松之間板線南之方に罷在、

一松之間北之類より中之間之内鑑之手に、御三家之庶流越前家、御譜代四品以上之面々着座、且鷹之間詰之四品以上并御用不掛高家罷在、

但松之間末之御襖二本者其儘置之、三之間之方も御襖者其儘置之、御鷹者不懸之、

一三之間に諸大夫之御譜代大名、鷹之間詰、御奏者番、菊之間縁類詰何れも父子共、其外諸大夫御役人群居、四之間布衣之輩後座大御番より出人、素袍着勤番、

但國王より進物引入進物番假布衣、西之方御勝手に有之、三使自分之進物持出進物番假布衣、御車寄之方板線に罷在、

一御書院番所當番之外、御小姓組、御書院番より出人二組、都合三組之積り、着素袍勤仕、

一三使御禮之節に至り、宗對馬守、寺社奉行、大目付、兩長老殿上間を相越三使を倡ひ松之間に來る、先達而別幅箱臺に載上上官持參、松之間御襖障子際

に置之、三使者此御襖障子より東之四疊目に置西向に着座、對馬守も同席南之方に罷在、上上官三人者通詞たるゆへ同所板線に罷在、兩長老之殿上之間より來て御車寄に留る、

一酒井雅樂頭按するに、松之間板線に在之、諸事令差圖、

一大廣間御簾際に左右に井伊掃部頭、松平肥後守按するに、掃部頭直定、肥後守容直は通詞なるへし、西尾隱岐守、秋元但馬守、肥後守忠直、但馬守涼朝、若座、其時肥後守、雅樂頭座を立はこもに老中なり。

松之間御襖障子際東向に着座、肥後守對馬守の會釋有而對馬守肥後守側に進む、其時三使の御目見可被仰付候處、少々御障被爲在候付而其儀無之候、

大御所様へ御禮、大納言様御兼帶被遊御禮被爲請候旨、對馬守の肥後守申述、對馬守板線に有之上上官一人呼之右之趣申聞、上上官承之三使之側へ進み、

一人つゝ、右之趣申傳、上上官元之席の退、肥後守、雅樂頭も最前之席の着座、其時雅樂頭御下段迄罷出御前を伺ひ御次之間の退而三使可差出旨對馬守の

演達之、對馬守上上官の向ひ申合之、則上上官三使側に進み通詞之、上上官者元之席に居、雅樂頭板線

最前之席着座、

一御次之間御襖障子際有之、大御所様之別幅箱を上上官松之間板縁御敷居際迄差出、對馬守請取之御目通り之板縁御敷居際迄差出在之時、高家織田能登守自注、太西御縁より御下段の出向之時分、對馬守御下段より二疊目に別副箱持出有之、時能登守於此席請取之、御上段下より一疊目に置之退出、對馬守も大納言様之別幅箱差出次第同前、能登守退去、對馬守も御次間へ退去す、

正使、副使、從事官

右順々出席御下段上より三疊目に一列而拜禮、對馬守差添御禮之席等令差圖、御禮過而三使御次之間に退座之後、別幅箱御側衆御納戸構に納之、但三使退座以後庭上へ牽立出、御馬四疋堀重御門之方へ牽出、御縁に有之進物、西之方御勝手罷在進物番御勝手入之、
一三使自分之御禮申上候に付、大御所様大納言様之獻上物御向之板縁に並置なり、
但御車寄之方より持出進物番役なり、
一三使出席之時日野若狹守自注、太三使を伴ひ御下

段の罷出、對馬守も差添御禮之席令差圖、御下段下より三疊目末之方罷在、披露に不及、御禮畢而三使松之間へ退去、若狹守も退座、過而進物御車寄之方へ引入、

一肥後守、雅樂頭御次間御襖障子際北之上東向に列座、此節對馬守、肥後守側へ進む、其時三使に今度來朝之儀太儀思召候旨、大御所様大納言様御意之趣、對馬守に肥後守申述なり、對馬守板縁有之上上官一人呼之、三使は右之趣申聞之、上上官承之三使之側へ進み、一人宛右之趣申傳なり、一人宛御請申上也、上上官少退、其旨對馬守に申述之、其旨對馬守肥後守に演達之、上上官は元之席へ退、肥後守、雅樂頭御前へ出座、三使御請之趣言上之畢而前之席の着座、

上上官三人

右一同出席御下段御敷居之内にて拜禮退去、次に上判事、製述官、冠官、三度板縁の罷出拜禮、過而次官、小童落縁に兩度罷出拜禮、
但上判事、製述官、軍官、冠官之輩板縁通出、次官、小童者御書院番所之落縁通り御車寄より南之落

縁通り罷出、退出之節も同前、大目付、御目付案内差引之、御禮之節者上上官差添先達而出、西之方東之方にも有之差圖、

右畢而中官數十人庭上へ兩度に罷出御禮、御徒目付組頭、御徒目付導而罷出、中官者上上官差引無之、相濟而入御、畢而三使退出、此節寺社奉行、大目付先達而對馬守、戸澤上總介、伊東修理大夫者三使同列、上上官相從、雅樂頭、隱岐守、但馬守者御書院番所前迄送之、於此所三使互に一揖有之、對馬守、寺社奉行、大目付者御玄關迄送也、上總介、修理大夫、豐前守、兩長老者中仕切御門前迄送之、
一出仕之面々御目見無之、三使退出以後退散、柳營拾遺集、

寛永元年六月朔日、三使西丸拜禮之事、
御三家之庶流、越前家、溜詰御譜代大名、高家、雁之間詰、御奏者番、菊之間縁類詰何れも父子とも、諸大夫之御役人、布衣以上之御役人何れも衣冠にて出仕、

一御本丸御饗應相濟、内櫻田通西丸大手へ出る、尤宗對馬守家來、御馳走人之家來とも行列にて相從

ふ、下馬にて上官以上下馬し、下官は此所に止る、上上官三人大手御門外にて下馬し、三使は中仕切御門にて下與、御玄關前之御門まで進、夫より薄縁をしく、何も同斷、按するに、御本丸に同じきをいふ、また、物を載す、こは兩國書并儀、物信使御暇等の條に出す、の中間に有徳院殿波明院殿に奉る進物の

一大廣間の大納言様出御、御直垂、御先立、御太刀、御脇指、御上段御着座、但し御後之左右は御太刀、御刀之役人、其次に御側衆伺公、御後座伺公無之、御側衆其外奥向之面々、御納戸構西之張出之南に勤仕、
一若年寄加納遠江守、堀式部少輔、三浦志摩守、戸田淡路守西之張出着座、
一御上段御縁通翠簾を掛け、御上段へみすを垂れ、中之一間は揚之、
一別幅高家これを受取り、織田能登守西之疊縁之末に在之、三使自分之御禮披露之、高家日野若狹守松之間板縁に着座、
一西之方御縁に寺社奉行四人着座、御馳走人は松の間、但三使松之間着座以後此席へ出る、松之間北之類より中の圍の内鑑の手に、御三家之庶流、越前

家、御譜代四品以上之面々着座、其外出仕之面々御本丸之通大番より出入百人計り、御書院番御小姓組御本丸之通、宗對馬守、寺社奉行、大目付、兩長老殿上之間へ入り三使を倡ひ松之間へ来る、其外御本丸之通りなり、酒井雅樂頭松之間の板縁に着座、諸事差圖、大廣間翠簾左右に井伊掃部頭、松平肥後守、西尾隱岐守、秋元但馬守着座、松平肥後守、酒井雅樂頭座を立、松の間御襖障子際東向に着座、肥後守對馬守へ會釋あれは、對馬守則側へ進み出る、三使大御所様へ御目見仰付らるへき處、御障りあらせられ其儀これなし、仍て大御所様への御禮も、大納言様御兼帶遊はされ拜禮を請させらるの旨申達す、此時對馬守上上官一人呼寄せ右之趣申聞、上上官これを三使へ傳へて、上上官は元の席に即く、雅樂頭御下段へ進み出御前を伺ひ、御次へ退き、三使を差出すへき旨對馬守へ達す、對馬守又これを上上官へ達す、上上官これを三使へ傳て元の席へ退く、

一大御所様への別幅箱を上上官これを持ち松之間板縁御敷居際に出る時、高家織田能登守自注、西之

御縁より御下段へ出向、對馬守御下段より二疊目へ持出扣へこれある時、能登守此席に於てこれを受取り、御上段一疊目に置く、
一大納言様への別幅箱持出る次第同前、能登守退去して對馬守も御次へ退く、
一三使順々出席、御下段より三疊目にて一列拜禮、對馬守差添御禮席差圖いたす、畢て三使御次へ退く、後別幅箱御側衆御納戸構へこれを納む、但し庭上の馬は塀重門の方へ牽出る、縁にこれある進物は進物番これを御勝手へ引く、
一三使自分の御禮の時獻上物、向之板縁へ並へ置、但御車寄方より持出る進物番之役、
一三使出席、高家日野若狹守自注、三使を伴ひ御下段へ出る、對馬守差添御禮席差圖いたす、御下段より二疊目にありて、三使一同に拜禮、若狹守は三疊目東の方へありて披露に不及、畢て獻上物は御車寄の方へ引く、
一肥後守、雅樂頭御次之間御襖障子際北之上東向に列座、對馬守へ會釋ありて肥後守側へ進む、三使へ今度來朝之儀太儀に思召る、の旨兩君上意之趣

通航一覽卷之八十八

朝鮮國部六十四

○聘禮濟出仕附獻、御馳走人拜謁等

朝鮮國通信使聘禮等のご畢て、御三家方を始め惣出仕ありて賀儀を獻す、また御馳走人其外御用濟の輩御届として登城、拜謁或は老中に謁す、來聘御用掛御褒美併せ見るへし、

寛永二十癸未年七月十九日、大納言殿按ずるに、この殿なり、其外大名衆又は役に掛申候衆被爲召、朝鮮人御馳走天氣能相濟、按ずるに、きのふ、御喜悅之旨被仰渡、慶延略記、

明曆元年十月九日、昨日朝鮮信使御禮首尾能相濟にて、爲恐悅諸大名登城謁中、御日記、
明曆元年九月九日、昨日朝鮮信使御禮相濟を奉賀、御連枝御一門諸大名御譜代御家人に至まで登營、
朝鮮往來

明曆元年十月九日、御一門方并在府之諸大名不殘登城、昨日朝鮮人御禮首尾能相濟珍重奉存候、由爲

申し達する時、對馬守これを聞き、板縁にありし上上官一人呼寄せこれを傳へ、上上官又三使へ傳ふ、即御請之趣對馬守へ演畢て、上上官は元の席へつく、此時肥後守御前へ出、三使御請のおもむき言上畢り元席へ着座、
一上上官三人一同に御下段御敷居之内にて拜禮、上判事、製述官、軍官、冠官三度に板縁に出て拜禮、次に次官、小童落縁に兩度に出て拜す、尤上上官差添差圖、
一中官は庭上に出、兩度に拜禮、右畢て入御、
一三使退去之時、雅樂頭、隱岐守、但馬守は御書院番所迄送之、三使と二揖、
一對馬守、寺社奉行、大目付は御玄關まで送之、
一上總介、修理大夫、豐前守、兩長老は中仕切御門前迄送之、官中要録、

通航一覽卷之八十七終

御祝儀也、御老中御逢退去、

同十九日、在國之大名三萬石以上より御樽着上る、

五拾萬石以上、二荷三種

三拾萬石より四拾九萬石迄、二荷二種

拾萬石二拾九萬石迄、一荷二種

三萬石より九萬九千石迄、一荷一種

右者朝鮮人御禮申上御祝儀也、

同廿一日、朝鮮人信使御禮爲御祝儀、在國衆より

以使者御樽着進上之、以上、朝鮮使聘記、

明曆元年十一月十五日、今度朝鮮人御馳走被仰付

候役人被召出之、御目見、御日記、

明曆元年十一月十五日、東海道江尻までの内、朝鮮

人御馳走被仰付候衆、首尾能仕廻申に付、御禮有

之、寛明日記、

天和二壬戌年八月廿日、駒井次郎左衛門岡崎歸、按

るに、これ信使参向の上使なり、詳に御用

係御褒美等の條に出す、○柳營日次記、

天和二年八月廿日、駒井次郎左衛門事朝鮮正使に

爲御使三州岡崎まで被遣之處、相勤歸參に付登城、

謁老中退去、萬天日録、

天和二年八月廿日、岡崎まで上使駒井次郎左衛門

歸、登城、甘露齋、

天和二年八月廿九日、異國人御禮相濟候に付、按する

月廿七日聘、爲恐悅惣出仕、柳營日次記、

天和二年八月廿九日、韓使本西御禮相濟候段、惣飛

脚、御日記、

天和二年八月廿九日、今度朝鮮人兩御殿に仕相

濟候に付、御家門并諸大名諸番頭役人今日登城有

之、御徒方萬年記、

天和二年八月廿九日、御三人方始諸大名等諸番頭

諸役人等登城、信使御禮相濟に付なり、人見私記、

天和二年八月廿九日

一去廿七日廿八日、御本九西之丸に朝鮮人御禮申

上候爲祝儀、甲府殿、紀伊殿、水戸殿其外在府之諸

大名、布衣以上之面々登城、謁老中退去、

一在國在所之面々は國元より以使者相勤なり、朝鮮

來聘記、

天和二年九月朔日、朝鮮人に付岡崎に參歸府、

駒井次郎左衛門

右御目見、柳營日次記○按するに、前月廿日は老中

天和二年九月十二日、朝鮮人今已之刻江戸發足、依

之御馳走人内藤左京亮、小笠原大助同所火之番藤

堂佐渡守登城、謁老中退去、續武家評林、天和

天和二年九月十五日

一月並之御禮、朝鮮人御禮相濟に付

同年同月廿八日 尾張殿使者 大道寺玄蕃頭

一朝鮮人御馳走人從沼津此方御用相勤衆、於御黒

書院御目見上意有之、

内藤左京亮 信濃守名代小笠原大助 松平周防守

伊奈出雲守 水谷左京亮 小出備前守 淺野内

匠頭 宍防火消藤堂佐土守、八人 松平市正

土岐伊豫守 大村因幡守 伊達宮内少輔 木下

肥後守 九鬼大隅守、六人 大目付彦坂壹岐守

御勤定奉行大岡五郎右衛門、以上、柳營日次記、

正徳元年辛卯年十一月二日、京都、大坂、長崎、駿

府、日光、勢州山田、豆州下田に飛脚遣之、是昨朔

日、朝鮮信使登城御禮御規式相濟之段達之、御日記、

正徳元年十一月十一日

一尾張中納言殿爲伺御機嫌、使者被差上之、

一左之御書付渡之、

歸、登城、甘露齋、

天和二年八月廿九日、異國人御禮相濟候に付、按する

月廿七日聘、爲恐悅惣出仕、柳營日次記、

天和二年八月廿九日、韓使本西御禮相濟候段、惣飛

脚、御日記、

天和二年八月廿九日、今度朝鮮人兩御殿に仕相

濟候に付、御家門并諸大名諸番頭役人今日登城有

之、御徒方萬年記、

天和二年八月廿九日、御三人方始諸大名等諸番頭

諸役人等登城、信使御禮相濟に付なり、人見私記、

天和二年八月廿九日

一去廿七日廿八日、御本九西之丸に朝鮮人御禮申

上候爲祝儀、甲府殿、紀伊殿、水戸殿其外在府之諸

大名、布衣以上之面々登城、謁老中退去、

一在國在所之面々は國元より以使者相勤なり、朝鮮

來聘記、

天和二年九月朔日、朝鮮人に付岡崎に參歸府、

駒井次郎左衛門

右御目見、柳營日次記○按するに、前月廿日は老中

天和二年九月十二日、朝鮮人今已之刻江戸發足、依

朝鮮人御禮御饗應御暇相濟付而、按するに、この月朔

登城御饗應、同十一日、明十二日四時御登城候様可申

上候、

十一月十一日

右水戸殿紀伊殿、御城附の一通つ、以御同朋頭、豊

後守 按するに、老中、渡之、

御書付

一朝鮮人御禮御饗應御暇相濟付、明十二日惣出仕

之事、

一四時揃之事、

一衣服、服紗小袖麻上下着用之事、

以上

右書付大目付の豊後守、御目付の久世大和守 按す

久世重之、この頃、渡之、

同月十二日

一朝鮮人御禮御作法等首尾能相濟候に付爲恐悅、

今日惣出仕、於席々老中謁之、

一殿中、服紗小袖麻上下、

一御臺様に水戸殿、紀伊殿供之家老を以、朝鮮之信

使御規式相濟候段被賀之、於躑躅之間御留守居謁

大島肥前守、

一京都、大坂、長崎、駿府、日光、山田、下田に以次飛脚右之趣相達之、且亦伏見奉行建部内匠頭にも奉書遣之、以上、柳營日次記、

正徳元年十一月十二日、此度朝鮮人御禮相濟候に付、今日惣出仕有之、衣服、服紗小袖上下四時揃、御徒方萬年記、

正徳元年十一月十九日、朝鮮人發足依之登城、

酒井修理大夫 眞田伊豆守 戸澤上總介文露、

正徳元年十一月廿八日

一巳刻白書院に御、月次之御禮爲被受、

朝鮮人御禮相濟候に付被差上之、

尾張殿使者 中 條 主 水

同御饗應御暇相濟候に付被差上之、

同 松井與兵衛

同年十二月朔日

一巳刻黒書院に御、御勝手より、

朝鮮人駿府旅館に上使相勤罷歸候、上使之御禮言上之、

島山下總守

右畢而白書院に御、月次御禮被爲受候、其外朝鮮

人御用相仕廻候面々も御禮、

大磯御馳走 松平左兵衛督○東本願寺同 酒井修理大夫○同所火之番 戸澤上總介○品川御馳走加藤遠江守○三島同 脇坂淡路守○戸塚同

稻葉伊豫守○川崎同 蜂須賀飛騨守○吉原同 牧野讃岐守、右何も上意有之、

同月七日、巳中刻黒書院に御、御目見有之、

朝鮮信使歸國之時品川旅宿に上使相勤候に付御禮、

酒井左衛門尉

本願寺御馳走、

江尻

真田伊豆守

鍋島紀伊守

寄合 松平駿河守

鍋島内匠

右者荒井船渡御用相勤候、以上、柳營日次記、

正徳元年十二月七日

荒井船渡場に罷越御用相勤候、

御黒書院御勝手より 松平駿河守

代り 鍋島内匠 右朝鮮人御用相勤候に付御目見、此外御禮衆有之、御徒方萬年記、

正徳元年十二月十五日

一巳後刻白書院に御、月次之御禮被爲請候、

朝鮮人名護屋發足に付、

尾張殿使者

朝鮮人御用仕廻候に付、

御勝手より

伊奈半左衛門

御納戸構

御代官二十五人

右朝鮮人御用相勤候に付、御目見、

同月廿八日

一午刻白書院に御、月次之御禮被爲請候、

朝鮮人御用相勤候に付、

御納戸構

御代官

雨宮勘兵衛

窪田長五郎

古郡文右衛門

正徳二壬辰年正月十五日、御次一同

御代官

竹村太郎左衛門

都筑小三郎

朝鮮人御用相勤候、

室 七郎左衛門

前島小左衛門

右御目見

享保四己亥年九月廿八日

岡崎上使御用相勤歸御目見、

享保四年九月晦日

御黒書院

曾我周防守

朝鮮人御禮相濟候爲祝御儀、明後二日惣出仕有之候、服紗小袖麻上下着用四時登城候様、向々に可被達候、

上使 御書院番頭 岡部左衛門佐

明日朝鮮人登城之儀被仰遣、紀 伊 殿

同 御小姓組番頭 酒井日向守

水 戸 殿

御徒方萬年記、但し御徒方萬年記には御目付上田新四郎被爲見候あり、

享保四年十月朔日、朝鮮信使御禮相濟候に付、爲御祝儀翌二日御老中方より御着被獻候に付、即日御

吸物御酒被下、御相伴松平右京大夫、若年寄は召出しにて御盃被下、萬端首尾克相濟御機嫌に被思召

候上意、雞林來聘記、

享保四年十月二日、昨日朝鮮人登城御禮相濟候付、

御代官

竹村太郎左衛門

都筑小三郎

朝鮮人御用相勤候、

室 七郎左衛門

爲御歡染小袖麻上下着已刻惣出任有之、享保通鑑、柳
享保四年十月二日、朝鮮人御禮相濟候に付、爲御祝儀惣出任有之、於席々老中謁、

同日、京都、大坂、長崎、駿府、日光、山田、佐渡に次飛脚遣之、是昨朔日朝鮮人登城相濟之義達之、且伏見奉行石川備中守にも奉書遣之、以上、柳營日次記、

享保四年十月廿八日、朝鮮人旅館並御馳走御用相勤候大名衆九人、御禮有之、御徒方萬年記、

享保四年十月廿八日、今度朝鮮人江戸旅館並道中旅宿御馳走掛候大名中、御目見、柳營日次記、

享保四年十月廿八日、朝鮮人御馳走御用相勤候に付、

- 江戸旅館 牧野駿河守 同斷 頼中川内膳正
- 江尻 京極若狹守 三島 有馬左衛門佐
- 神奈川 黒田甲斐守 吉原 松平隼人正
- 大磯 鳥居丹波守、 藤枝 堀 左京亮
- 品川 松平豊前守

右御目見被仰付、上意有之、
朝鮮人信使御禮相濟候に付、

尾張中納言殿使者 志水甲斐守

同年十一月朔日

尾張中納言殿御使者

久野三郎左衛門

同月十五日

朝鮮人御馳走御用勤候に付、

江戸旅館、御馳走人 中川内膳正

朝鮮人名護屋發足に付、

尾張中納言殿使者 松井宗兵衛

御勝手より

荒井船場相勤候、

寄合 近藤三次郎

宮城三左衛門

寛延元戊辰年五月廿七日、雅樂頭渡按するに、老御目見、柳營日次記、

朝鮮人御禮相濟候爲御祝儀、翌日御本丸西丸に惣

出仕有之候間、染帷子麻上下着用四時可有登城候、

出仕無之面々は、月番之老中隠岐守、但馬守按するに、西尾忠直、秋元使者可差越候、

但在國在邑之萬石以上之面々は老中隠岐守、但馬守按するに、西尾忠直、秋元使者可差越候、

馬守按するに、西尾忠直、秋元使者可差越候、

右之趣向々々可被達候、尤西丸御目付にも可有通

達候、

五月寛延年録、大成令續集、御徒方萬年記、

寛延元年六月二日

一朝鮮人昨日登城、御禮相濟候爲御祝儀、御三家方諸大名諸役人惣出任有之、於席々御老中方御出座、各恐悅申上候、

一御本丸相濟候而、西丸に出任有之、

一御老中方、若年寄衆四時登城、

紀伊大納言殿 水戸宰相殿

右者御不快に付、今日御登城無之に付而、使者被差上之、於躑躅之間謁右近將監、按するに、老中松平武元、

同月十四日、朝鮮人昨日十三日江戸表發足に付、御馳走人伊東修理大夫、戸澤上總介登城、於帝鑑之間雅樂頭殿被謁之、以上、寛延年録、

明和元年甲申年二月十八日、御勝手より

三州岡崎まで罷越候上使歸り、

中興御小姓 蒔田伊勢守柳營日次記、

明和元年二月廿五日、按するに、柳營日次記には、廿六日に係り、松平右近將監渡候御書付、稻垣出羽守達す、

朝鮮人御禮相濟候爲御祝儀、翌日御本丸西丸に惣

出仕有之候間、服紗小袖麻上下着用、四時可有登城候、出仕無之面々は、月番之老中、西丸右近將監に使者可被越候、

但在國在邑之萬石以上之面々は、老中周防守按するに、松平康福なり、憲數頼に使者可差越候、典には隠岐守但馬守のあり

右之趣面々々可被達候、

二月天明集録、柳營日次記、御禮書、

明和元年二月廿八日、昨廿七日朝鮮人御禮相濟候に付、爲御祝儀惣出任有之、御徒方萬年記、

明和元年二月廿八日、朝鮮人御禮相濟に付、今日惣出任有之、於席々老中謁之、柳營日次記、

明和元年二月廿八日、朝鮮人登城相濟候に付、今日御本丸に惣出任有之、續談海、

明和元年二月廿八日京都、大坂、駿府、甲府、日光、山田、佐州に次飛脚遣之、是昨日朝鮮人御禮相濟村、告知者也、御日記、

明和元年三月十二日、帝鑑之間

加藤遠江守 毛利能登守按するに、此の二人は御馳走人なり、

右は昨日朝鮮人發足に付、爲御届登城、謁右京大

夫、按するに、若中松平輝高、
○柳營日次記、續誌、
明和元年三月十五日

朝鮮人信使御禮相濟候に付、

尾張中納言殿使者 渡邊半藏

同年四月朔日

一已刻御白書院に御出、月次其外御禮有之、

加藤遠江守

服部淡路守

朝鮮人御馳走御

用掛相濟候に付、

伊東豊後守

溝口主膳正

西尾主水正

毛利能登守

右御目見

同月同日

朝鮮人信使御暇相濟候に付、

尾張中納言殿使者 櫻井内記

同月五日、躑躅之間

卷物二 尾張中納言殿使者 櫻井内記

右御暇に付、右近將監申渡、
是朝鮮信使御暇相濟付、差越使者なり、

同月九日、躑躅之間

卷物二 尾張中納言殿使者 小笠原彦右衛門

右は御暇付被下之旨、右近將監申渡之、

朝鮮信使名古屋出立に付、被差越使者也、以上、柳營日次記、御營

明和元年四月十五日、御勝手より參上

新居船場に罷越御用相勤罷歸候、

寄合 中根大隅守 松平源八郎

右御目見相濟、柳營日次記、

文化八辛未年七月廿六日、牧野備前守按するに、老中忠精、渡、按するに、御徒方萬年記には堀田攝津守、安藤正少彌達すあり、

今度朝鮮信使於對州聘禮相濟候、右に付、明後廿

八日月次出仕之面々、御禮過居居殘御祝儀可申上

候、退出之節西丸にも可有出仕候、

一在國在邑之面々は、老中能登守に以飛札御祝儀

可被申越候、

但隱居幼少病氣之面々、八月番之老中能登守宅

に、按するに、松平乘保なり、以使者御祝儀可申上候、憲法類集、御徒方萬年記、

文化八年七月廿八日、今度朝鮮信使於對州聘禮相

濟候に付、今日月次出仕之面々、御禮過居居殘御祝儀
申上、於席々御老中御謁、西丸にも出仕有之、山本氏筆記、

○日光山詣拜並獻備物 寛永十三年

寛永十三丙子十二月、朝鮮國信使來聘のとき、この月十

三日登城、聘禮行な大猷院殿特に宗對馬守義成に鈞命ありて、

寛永小説に、酒井謙政守命を、こたび信使日光山御宮に參詣

傳ふとあり、今韓録に従ふ、こゝし日光御宮殿御造替御參義成これ

せしむへしとなり、諸等ありしによりてにやを三使に傳へしに、かれ前例なくかつ國命を請さるを

以て言として肯はず、こゝにおゐて義成家人裁判役

有田木工兵衛して議論中利害を説しむ、三使終に從

諾あり、義成すなはち其旨言上し、御感を蒙ふる、寛永

に、このとき義成腰刀
を拜賜すあり、

寛永十三年丙子信使來聘、賀大猷君殿下在位泰平

也、信使到于東都之初、大猷君召義成公於殿中命之

曰、汝今番伴信使登于日光山、可使渠致肅拜於東照

大權現靈廟云云、義成公拜命退、歸本館、乃遣臣告鈞

命於三使焉、三使對曰、日光之肅拜、原不受國命、自

古無此例、決不可從云、因是經三五日議論不決矣、此

時殿中有說曰、往昔太閤秀吉君討朝鮮而、生靈有糜

爛之禍、彼不同一天之讎也、東照大權現誅伐大坂、

則譬如假手而報讎也、今番日光之肅拜、渠輩豈有可

辭之理乎哉、三使猶強聒不從、則殺戮二使、可回一使

而告事狀於朝鮮云云、倘如此說則實可寒心者也、於

是我太守義成公、召家臣及裁判有田木工兵衛智繩

曰、是實一難事也、我自臨乎客館、三使面諭立決云、

智繩謹承太守之嚴旨、從容謂執事曰、臣伏惟今太守

之駕入于客館、三使倘持節固執、而不從則事危也

矣、匪昔三使執禍而已、兩國從此可生豐隙焉、臣躬

雖微賤職爲裁判、臣自到客館、對首譯洪知事、能開陳

利害、可使三使強參詣于日光山焉、倘事不成則執事

往面可諭也、如此而猶不從、則太守之駕入于客館而

可也、此時執事僉曰、智繩之言可也、於是智繩而到

乎客館、招洪知事諭之曰、今番日光山之肅拜三使不

從、而禍將起矣、今日三使不允從、則明日太守直入

而與三使可決事也、自我與汝坐而視事生焉、孰若夙

俱就乎死地耶、三使視吾儕之死、則革面改慮事亦可

成矣、汝爲首譯我爲裁判、職任不當則不如速死愈云、

洪知事曰、事急也、今一度到乎三使之前可以死諫、

吾子少埃矣、老夫雖孱弱非敢避死者也、智繩曰縱雖

避死不可追也、能諫而事成則兩國之大幸也、吾子輸

誠盡力云、洪知事乃到乎三使之前、而垂泣告曰、今番日光山之肅拜三官不從、而禍患不日將起矣、今裁判來而告吾曰、明日太守直入而與三使可決事也、吾與汝豫就乎死地云、老夫殘命不足惜、謹訣辭矣、且老夫有一說、三官請納之、老夫死後雖悔無益也、今夫持節固執而不許日光山之肅拜、則貴官爲異域之鬼、而游魂無所託也、况亦一行之從人不免死也、匪管一行之從不免死也、兩國永生豐隆、奈何生靈之愁乎哉、今幸改慮從其請、則貴官無恙、一行之從人偕歸、是大幸也、縱歸本土而雖觸朝廷譴怒、入乎故國之黃泉則魂魄有所歸焉、三官熟思之云、於是三官使聽洪知事之言惕然曰、知事之言實然也矣、吾儕不敢違、汝宜謀猷云、洪知事聽三使之鼎諾、乃趨出而告事狀於智繩、相引俱到乎三使之前曰事成矣、智繩曰幸甚焉、然則賜一證文、吾爲符驗而可以告我太守也、三使仍賜照文、智繩卷而懷之、鞭馬駭駭然直赴于太守之黃堂也、蓋客館之議論始于旭日、而成于晚天焉、乃速奏事情於太守也、太守時在寢所焉、親召智繩曰事成也否、智繩稽首曰事成矣、亦問曰有證文也乎、謹對曰有之也矣、乃進太守之前、太守歡甚、自下錦茵撫

智繩之肩曰、善成事矣、趣駕登城營、奏事狀於執政、恭啓開殿下、殿下特有敕感云云、乃寬永十三年丙子冬十二月十七日、三使發江戶赴日光山、同月二十一日登山拜廟事畢矣、蓋惟交憐之道專在誠信、而不在乎權謀也、然一時之應變無權謀、則事亦終不成矣、嗚呼日光山之肅拜之事、三使不允容而事至難也、我太守義成公自受鈞命、寢食不安者數日、實可恐懼之秋也、伏惟太守義成公、壬辰變後盡心於兩國之事、周旋有大勳勞也、因是日光之一件轉禍爲福也、實太守之誠意而致智謀、有功勞者亦裁判智繩也、錄、寬永十三年日本國御靜謐に付、通政大夫任統、通訓大夫金世濂、通訓大夫黃床、三使として國書を持來らしむ、このとき三使日光山の御廟所へ參詣すへの命あり、三使國命なきを云て違背し、議論數日におよひ廟堂の憂慮淺からず、ことにはことし使者上命を深くふさかは、一行の人數のこりなくとめ置れ、其事情を彼國へ仰せ遣さるべきことの御内意なる故、對馬守義成國威をのへ武力を盡し、色々開諭せしめ、終には日光へ參詣し肅拜の禮を行へり、朝鮮記、

寬永十三年朝鮮人來朝の節、御威光異國までもおよひ候は、全く權現様御餘慶に候、朝鮮人も日光へ參拜仕候やうにと、酒井讚岐守按するに、老中忠時、被仰付候、讚岐守早速宗對馬守へ申達す、對馬守朝鮮の使へ其段申聞候へは、國命の命無之候間、日光參詣仕かたき由申候、對馬守もふし候は、國王之命無之候に日光へ參詣候は、歸國以後可處罪科候、併我國にて將軍の申付不承候へは、早速罪科申付候、左候へは三使ともへ何れ之所にても罪科のかれ難く候間、日光へ參候は、歸國以後罪科にはあひ可申候へとも、日本朝鮮通路は絶申間敷候、この段よく了簡仕候やうにと申候へは、朝鮮人開分て日光參詣仕候、此段達上聞候て、對馬守思慮有之候と御感之上に、初て御腰物拜領仕候、寬永小説、同月信使日光山參詣あるへきにより、往返宿驛の御馳走人等および鞍馬課役を命せらる、かつ彼地惣奉行として老中松平伊豆守信綱其外特に數輩遣したまふ、

寬永十三年十二月十二日
一宗對馬守、安藤右京進、脇坂淡路守按するに、右京進淡路守は信使御馳

走人な御前へ被召之、暫有之而退去、
一御黒書院東之間へ出御、松平右衛門大夫、秋元但馬守、板倉内膳按するに、累代武藏によるに、この三人被爲召日光に被差遣に付被仰、是從朝鮮人彼地社參也、一太田備中守、この頃若年寄なり、大僧正、按するに、天海御使に被遣之、是今度日光へ朝鮮人社參仕付而、先様罷越規式可申付旨御意也、云云、
同月十二日
一朝鮮人日光社參に付、松平伊豆守可差越之由被仰付、是於彼地事作法以下可申付之旨上意也、云々、以上、武書載、寬永日記、
寬永十三年十二月十二日、朝鮮人日光社參に付、伊豆守被遣旨被仰出、人見私記、
寬永十三年
一畫越ヶ谷 土方彦三郎殿、宮城主膳殿、伊奈牛十郎殿按するに、朝鮮往來に、一泊かすかべ 堀淡路殿、に宮城主膳正あり、池田内藏介殿、伊奈牛十郎殿、一畫新栗橋 杉原吉兵衛殿、太田原左兵衛殿、伊奈牛十郎殿、按するに、同書に堀淡路を谷大學、一泊小山 土井大炊頭殿、一畫石橋 奥

平美作守殿、設樂長兵衛殿○一泊宇都宮 奥平美作守殿○一晝大澤 阿部對馬守殿、高室喜三郎殿
 ○一泊今市 水谷伊勢守殿、市川孫右衛門殿、深谷喜右衛門殿、近藤與左衛門殿
 ○一晝日光 堀美作守殿、岡上甚右衛門殿、異國日記

寛永十三年、朝鮮人日光登山上下之人馬但し鞍置
 一十二疋 水戸中納言殿○一十七疋 松平越前守
 ○一十五疋 松平伊豫守○一十三疋 加藤式部少
 輔○一十疋 松平遠後守○一十二疋 上杉彈正大
 弼○一十疋 佐竹修理大夫○一六疋 丹羽五郎左
 衛門○一十二疋 松平大和守○一十二疋 松平土佐守
 ○一十二疋 一柳美作守○一十二疋 一柳丹後守○一
 一疋 一柳藏人○一三疋 津輕土佐守○一十二疋
 土井大炊頭、右合百九十疋也玉露
 同月十七日、宗義成等信使を率ひて江戸を發し、この月
登城禮日光山に赴く、同廿一日三使御宮肅拜の禮を
 行ふ、同廿四日歸府す、同廿五日義成を召して懇命あ
 り、
 寛永十三年鈞命して三使をして肅拜を日光に致さ
 しむ、十二月十七日公按ずるに、對馬守義成をさす、三使と同しく江

戸を發し、同廿一日登山有、信使拜廟のことこのど
 きに始れり、朝鮮通交大紀、
 寛永十三年十二月十七日、三使發江戸赴日光山、太
 守宗義成公先導、同月廿一日登山、拜東照君之靈
 廟、蓋日光之廟拜會無前例也、此時大猷君新下命
 令、而廟拜權與于玆焉、事考詳在信使記錄也、韓錄、
 寛永十三年十二月、三使日光山へ參詣の望あるに
 依て、按ずるに、この書より柳營年表同十四日に南光坊
 大僧正江府を立て登山なり、同十七日に三使江府
 を發足して日光に赴く、路次の警固は那須美濃守、
 真田隼人正奉る、
 日光へ參詣之官人の覺
 一上上官一人 按ずるに、上上官の前三 一判事三人
 一上官拾二人 使のこゝを脱せしなり、 一中官九拾人
 一下官百八人、都
 て二百拾四人、鞍置馬百九疋
 江府に留停の官人
 一上上官一人 一上官三拾二人 一中官四拾人
 一下官九拾三人、以上百六拾九人朝鮮往來、
 寛永十三年十二月廿一日、義成三使を導き日光山
 に詣し、東照大權現を拜したてまつり、御神前にお

いて三使焼香拜禮、こと畢て江戸に歸る、こも御三
 代和好變せず、朝鮮無事皆大權現の厚恩に因故な
 り、寛永宗義成譜、

寛永十三年十二月十七日、三使發江戸赴日光山、對
 牧義成棠陰玉峯導之、二十一日登山拜廟、二十四日
 歸江戸、

寛永丙子臘月十有七日、朝鮮三官使起武之江府赴
 日光山詣東照大權現、野釋亦導前隨後伸拜之次、漫
 賦楚詩以充香具、
 千古名高此日光、神靈境勝甲扶桑、仰瞻東照君有威
 烈、貽厥孫謀政化昌、

前東福棠陰玄召和南以上、續善隣玉寶記、

近會朝鮮の正使副使武州にきたりて大樹を拜した
 てまつり、やかて日光山に詣し社壇をおかみ、闌君
 をうやまふ、信仰の色ほかにあらはれ、あまつさへ
 境地の美景を賞し、あそふことしはくくなり、かし
 こに至りて奇峯の色々目をおどろかし、こゝに憩
 ては飛泉のこゑに耳をあらふ、かれらが志のゆゑ
 しきをのへんとにや、あまたの詩文を作りて大僧
 正の床下になむ、其國風を見るものはさすがにあ

はれなれば、かつくこれをと、むるものなり、

正使 白

鹿

東武諸山望程遙、日光周匝獨岩曉、天開真境挑金
 殿、洞劈仙源駕玉橋、鈴響却隨旗脚動、篆烟新惹雪
 花飄、地因人勝今方驗、功烈千秋未寂寥、

副使 東

溟

中天寺刹壓嶙峋、東照長留法像眞、白馬尙懸金鎖
 甲、紅雲全露玉宮神、千鈞力鎮山河口、百戰功垂宇
 宙新、權現極知同一揆、宏圖寧復讓前人、

從事 青

丘

最巽靈鷲障海瀾、踞蹠仙鳳立霄間、上頭杉檜傳千
 古、半腹雲烟隔九寰、對起士峰雄北固、抱回江戸鎮
 東關、却忘萬里歸途遠、又借肩輿訪此山、

かゝるとききの仁徳に懐くは、諸蕃譯をかさねてめ
 でまどふ、まして營造したふ神祠佛閣とかきりな
 くめでまどふ、ましてこの國にはかく正しき、御ま
 つりことを今の世も末の世も、大空の日の光と仰
 きたてまつらんかし、日光山志載東照大權現緣起、
 寛永十三年十二月壬申朔越丁丑、朝鮮正使通政大
 夫白麓任統字子瀟、副使通訓大夫東溟金世濂字道

源、從事官通丘大夫青丘黃床字子由、來聘于江戸、甲申我源大君御于前殿、三使捧國書貢方物、再拜甚慎其儀、儼然於奏請日光而拜東照大神廟、聽之、壬辰入山到庭、燒薙禮拜甚肅、事畢大僧正天海出謁見、相揖而去、暫憩櫻本坊以飲食焉、題詠山中者律詩若干篇、其屬有詩學教官菊軒權伏亦從之、代三使作詩蓋在其中歟、乙未還于江戸、它日余見其詩、則彼輩未能詳山中事迹、唯賦其所見耳、倉卒之興、聽焚之言、是誠外國之人也、不可以尤之、然其博瞻之筆馳于暫時、逸興之辭出於食頃、可以嘉歎、且所貴神德之廣覃四海、聲教之普被三韓、宜形諸歌頌垂於竹帛、大君之美譽芳聲、與神德共亦須永傳于不朽者也、歷代外國入貢者、考之國史可見焉、然未曾有如今日之盛者乎、昔嘗相與渤海表大使相酬和者數篇、余豈敢哉、雖不類也而其事亦類焉耶、遐相之餘叨次其韻聊補其迹、蓋憶々爾若幸獲風濤之使、即繕寫可以寄三使、羅山文集、

一同廿廿日按するに、廿一三使日光山へ登山御廟所におひて拜禮燒香、こと畢て南光坊に對謁す、松平伊豆守、阿部對馬守按するに、若年寄重次、松平右衛門大夫、板倉内膳

正、秋元但馬守これらの人々山中を巡見す、三使の參詣の儀式を見窺ふへきといへども江戸におひて無用の旨仰付せるに依て、三使へ對顔せず、三使禮拜こと畢ておのくも下山す、道中御馳走の次第參詣のときに同じ、

一同廿五日宗對馬守を召し、三使日光參詣太儀に思召の旨仰出さる、朝鮮往來、玉露叢

通航一覽卷之八十八終

通航一覽卷之八十九

朝鮮國部六十五

○日光山詣拜並獻備物 寬永二十年

寬永二十癸未年七月廿二日、朝鮮の信使日光山拜禮のため江戸を發興、聘禮行はれしは、の月十八日なり、宗對馬守義成等嚮導す、路次中御馳走等の事、今所見なし、同廿五日今市驛に着す、こたひかの國王自書の大字扁額、及び見鐘三具足等を獻備あり、これ等の事、往年宗氏に命ありて、御所望ありしによりてなり、

寬永二十癸未年七月廿二日、朝鮮人日光へ發足也、御徒頭無名氏之記、

寬永二十年七月二十二日、三使出江戸趣日光山、義成釣天周南同道、續善隣國寶記、

寬永二十年七月廿二日、三使日光山爲社參江戸發足、對馬侍從同道す、兼日より仰せによりて松平出雲守、永井日向守按するに、出雲守勝隆は寺社奉行、日向守は是より先御書院番頭、この頃の御役名詳ならず、先立登山、阿部豊後守も按するに、豊後守なり、豊秋は老中なり、重て上意によりて山中順檢のために被差遣、東照大權現の御神徳高麗までも傳聞て、彼國王崇敬のこゝろさ

しふかく、此度信使の來朝によりて撞鐘並花瓶、香爐、燭臺の三具を奉納し、自筆の大文字をさし、又國王みつから祭文を作て祭奉るへきよしなり、是によりて神酒并朝鮮の菓子二十種計、祭具のため其役をつかさどる朝鮮人等、彼の三使に先立て日光山に至りて是を調ふ、云々、同廿五日三使今市に至て參着す、

日光山鐘銘并序

日光道場爲東照大權現設也、大權現有無量之功德、合有無量之崇奉、結構之雄、世未曾有、繼述之孝、益彰先烈、我王聞而歡喜、爲鑄法鐘、以補靈山三寶之供、仍命臣植叙而銘之、銘曰、丕顯英烈、肇開靈真、玄都式廊、寶鐘斯陳、參修勝緣、資薦冥福、鯨音獅吼、昏覺魔伏、非器之重、唯孝之則、龍天是護、鴻祚偕極、崇禎壬午十月日、朝鮮國禮曹參判李植撰、行司眞吳謹書

和文

日光のどうちようは、東照大權現のためにざうえいせる所なり、大權現むりやうのくごくあれは、無量のそうきやうあるへし、そのけつこうさかななる事、世にまれなる儀なり、是こうくふかきゆ

へなり、我國王これを聞いてよろこび、鐘をみて三寶供養の備へて、李植といへる臣に仰せて銘をつくらしむ、銘にいはいはく、

おほきにあきらかなる英雄のひかり有て、神明のまことをひらく、ふかき靈地ひろくほがらかにして此鐘をつらぬ、すぐれたる因縁を修して冥加のさいはいをたすけすむ、鐘の聲からしむのほゆることく、まよへるものはさとり、邪魔は降伏す、此鐘のおもきにあらず、孝行の法重きなり、龍神天人も是を守護して、大なるさいはい皆いたらん、
以上、朝鮮來聘記○按ずるに、この獻備の運送等の始末諸記に散見するもの、こゝに附録す、また是等の事によりかの國はしめ云云の事あり、その説清太宗實錄に見ゆ、參考のため條末に採載す。

寛永十八年辛巳、朝鮮純孝王十九年、此年日光神廟成れり、按ずるに、日光山志によるに、命じ朝鮮國王の額字をもとむ、純孝王みづから日光淨界彰孝道場の八大字を寫し、且廷臣十人をして詩を賦し以て送らしむ、朝鮮通交大紀、

請朝鮮國王額字事考

寛永十八年、日光山靈廟新成焉、於是大猷君有命而、請朝鮮王之額字也、本州遣裁判有田木工兵衛智總

於朝鮮而、告東都鈞命、申請曲折、周旋有力、朝鮮應其請、此時平田將監奉使在和館受之、朝鮮亦命近臣十人賦詩以送焉、事考儀式載善隣記錄也、茲記大略焉、

受朝鮮王之額字近臣之賀詩儀式

寛永十九年壬午春三月二十三日、使者平田將監館守島雄權之助第一船正官幾度判右衛門西山恕座、元裁判有田木工兵衛、大浦權太夫偕到于釜山城焉、于時接慰官東萊府使釜山僉使肅拜王額之前、拜數四度半、其後我僉官等拜禮度數如右、

王額入和館行列

王額之積載輿、自釜山城到于和館之大廳也、路中行列持鐵砲者三十六人、其間有持令字之小旗者、軍官帶弓箭行於其間也、持古旗者三十六人、圍繞於王額之輿而步行、路中諸官立拜矣、王額入和館時亦立拜矣、既到大廳而接慰官以王額度與使者將監也、大浦權太夫持王額長留、善兵衛持近臣十人詩、先歸而安置西館、其後僉官六人出于大廳而接待也、

朝鮮國王御筆額字、「日光淨界彰孝道場」横番方印名者不書、近臣十人詩載善隣記錄中、按ずるに、この贊詩今所見なし、

亦在輪番召長老書稿、韓錄、

寛永十八年、日光山東照大權現の御宮に、あらたに御石廟を建たまふ、其大營朝鮮國にきたゆ、國王其遠きを追せたまふ孝行の御こゝろさしを感じ、みづから日光淨界彰孝道場の八大字を寫して、群臣をして褒贊の詩を作らしめ、翌年の夏對馬國へおくり、義成をもつて獻し、且梟鐘ならひに花瓶香爐臺を鑄て、日光山に寄進す、時に義成江戸にありて是を言上す、將軍家仰ありて、よろしく彼いふところにかかすへしとのたまふ、同二十年の春朝鮮國より獻する所の梟鐘ならひに三具、對馬に達す、時に義成對州にありて、是を船にのせ大坂に運送し、それより又南海を経て六月に江戸にいたる、ときに仰ありて日光山につかはさる、王命をもつて彼國の禮曹參判李植鐘の銘を作れり、寛永宗義成譜、

寛永二十年六月十七日、朝鮮國より日光山に進獻之撞鐘并三具足、今日到江戸着船、御機嫌不斜、右之通日光へも以次飛脚老中奉書被遣之、獻朝日記、

是は未年朝鮮國王より日光へ御進上之つきがね、大坂より江戸へ廻し申時、加子七人之御ふち方、渡日數七十一日之内、下り五十九日は一日一人に一升充、上り十二日は一日一人に五合充之積、米うけ取手形に、裏判阿部備中守、稻垣攝津守、久貝因幡守、按ずるに、備中守正次は大坂御城代、攝津守重綱は同御城番、因幡守は同奉行なり、

一米一石四斗二升

小濱民部 承按す、

民部丞は、大坂御船手なり、

是は未年朝鮮國より日光へ御進上之つきがね、大坂より江戸へ廻し申時、宰領二人之御ふち方、日數七十一日分、但一日一人に一升充之積、米請取手形に、阿部備中守、稻垣攝津守、久貝因幡守裏判有之、竹橋監簡、

朝鮮國獻備鐘圖略す、

寛永二十年六月、朝鮮人江戸より日光へ參詣、鐘并三具足等を奉納す、寛明日記、氏家記、

崇徳七年、按ずるに、我寛永十九年、三月戊戌、朝鮮國王李倣移咨到部、咨曰、本月初三日有異様舡一雙、泊于多木大浦鎮前、即差通事崔義吉、馳往泊航處、詳探事情、去後回據本官口、投本差係是倭、倭稱有公幹出來、事

若得成、有拜首坐藤智純等、亦當從後出來事、若不成不必來、了即着本府、另差禮曹、接慰李泰運通事官洪喜男等、馳往本處、續據李泰運馳報、先入本倭館所、設茶後探問出來之意、本倭所稱、大君久無嫡嗣、上年八月生男、按するに、殿有院、是本國大慶、理宜傳報大國請遣賀使云云、及卑職等索其書契、一視本倭言、從江戶起身、時島主與大君及僧人道春一同緘封而來、進茶之日當爲呈覽、卑職等再三問之更無言語等情據、此續據東萊府節度使李好恕馳報、節該洪喜男李長生等手本、卑職更爲就館探問、本倭言我國大君年將四十、每以無嗣爲憂、上年八月始生一君、名之曰若君、大小官員咸江戶致賀之時、大君言于島主曰、我無功無德之人、承襲關白、三世于茲、年將四十尙無一子、惟得喜悅矣、有一執政、言于島主曰、是寔本國之大慶、朝鮮必有遣使致賀之舉、衆官齊聲並應、曰此言誠是、仍着島主通知、故島主差俺來者、且日光山有甲康按するに、家康の假借なり、下、廟堂、而廟堂之後新創社堂、梁柱四壁、皆以玉石營造、其爲華麗萬古無比、有守僧二人、其一年一百二十歲、按するに、慈眼、大師をさす、即甲康生時親信者也、其一即天

皇之子也、按するに、此は毘沙門堂門跡僧正公海をさす、のち日光山せり、慈眼法師に關て二世の座主となる、この頃さしに猶子なり、こゝに天皇の子をせしは傳聞の誤なり、上年冬大君率衆官親往焚香、後與衆官及兩僧會坐相賀、老僧言曰、今爲甲康營造社堂、而甲康爲朝鮮殲滅秀吉、誠好誠信于今四十餘年、朝鮮若聞大君爲甲康至誠追遠之事、則必有相賀之禮、又有送物留跡之舉、令島主時此意報知朝鮮、請得國王殿下親筆一紙及諸臣讚通詩篇、以爲萬世流傳之寶、至如大藏佛經、乃是寺刹極重之書、大鐘香爐燭臺花瓶等器、雖我國易得之物、若得朝鮮所製以爲社堂傳玩之寶、此亦朝鮮之功德也、將此事意使島主轉達朝鮮如何、衆官皆應曰、此言極是、又言、上年冬執政等問于島主曰、近聞漢人商賈之言朝鮮與清國和好之事、島主何不報知于大君耶、島主答稱、朝鮮既與清國和好、別無他情、執政但唯唯而已等情、據此續據李泰運李好恕等聯名馳報、卑職等答稱貴國大君子果慶事、大藏經則壬辰兵火按するに、我文祿元年、の、後、經板散失、今難印出、大國を征せし時をいふなり、鐘等器、我國原無銅之地、如此大器決難鑄成、本倭回言銅鑄當自敝島送來、但得貴國一鑄以爲傳流之物耳、卑職等再三撿塞而止、如國王親筆亦難准請云、

則本倭多有愠色、曰島主欲與朝鮮永結和好、以爲兩國寧安之計、有此數事相懇而終不之計、則從前相好之意盡爲虛地、悉聽汝意爲之、其恐嚇之狀難以形容、其書契有本邦雍容拱去、八月上旬若君慶誕之日、按するに、御誕生日は、八月三日なり、誠歡仰太平、盛事莫大于此、貴國亦不勝懽懽也、先開賀緘以達、他詞俱令平城幸口述等、語平差又言俺等、不日當回轉轉報大君、慎勿等閑視之說罷、卑職等多方開諭、令其且待朝廷分付等情具報、據此竊照臣等伏見諸臣馳內事、彼方隆創佛宇、文具是尙、慶幸生男、撫弄爲樂、其在鄰國之道、惟當順適其心助其事、寔合其機宜、且其所欲者、俱非難辦之物、况倭情巧詐褊急、多張恐嚇之語、今若不許亦慮失其歡心、姑依其願、許其准請、因係是倭情、合無備將前、因移咨該部、以便轉奏允爲便、益等因具啓、據此爲照得倭差所言、係是邊情、理宜轉報、煩乞貴部查照咨內事意、轉奏施行、同年夏四月庚子朔、兵部以倭情事移咨朝鮮國李倭咨云、據王咨內所言、本部一一奏問、奉旨詳倭國之言、雖無大惡、寔有傾壓朝鮮之意、既修隣好王當量其可否而行、勿爲衆撓欽此、遵擬合復咨貴國、清太宗實錄、

同廿六日信使登山、獻備の諸品及ひ齎し來るところの酒菓子等を奉薦して肅拜す、時に拜殿においてかの學士祭文をよむ、毘沙門堂門跡三使に應對す、三使以下拜位おのゝ差あり、このとき、三使等經歷せし所の風光に對し宿坊に在いて各吟詠あり、同廿九日に歸る、寬永二十年の春、朝鮮國の王より正使通政大夫禮曹參議尹順之、副使通訓大夫趙綱、從事通訓大夫申濡等をして來聘せしめ、且國王自から祭文を撰して其功德を形容し、酒菓庶品を送りて、大權現をまつりたてまつらしめんとす、三使既に對馬にいたる、義成すなはち嚮導となりて江戸に來る、同年七月廿二日三使日光山に趣く、時に義成これにともなひ、廿六日に登山して神前を拜し、高机をそなへ酒菓を供して、三使すなはち焼香禮拜し、彼國の進士讚說官朴安期をして祭文を誦せしむ、禮畢りて後三使江戸に歸る、寬永宗義成讚、寬永二十年七月廿六日、日光登山朝鮮王自撰祭文、呈親筆大字扁額、供寶鏡瓶爐奉捧、神祖廟、如官日抄抄、寬永二十年七月廿六日、日光山登山、山菅の橋の按するに、日光巡拜圖誌に、御山入口左は神橋惣たい朱ねり欄干さほうしゆあり、木戸ありて渡る、こゝをゆるさす、日光志に神橋長さ

十四歩、名跡志に此橋いにしへは山背の蛇橋といふ、開山勝道上人始めて登山のとき、此川に至りて橋なきに渡沙大王忽然と現はれ、青白の二蛇を放ちて橋をなし給ふ、上人かたはらなる山背を前蛇にまほひ渡り給ふ故に名づく、中古より神橋と唱ふあり、前にて三使屋橋より下る、其外の朝鮮人も同所にて下馬す、橋を過て三使平橋に乘替て宿坊に入て暫休息す、三使社參の前より御本社の兩脇に燈明を立、拜殿の御簾をおろし、神戶をたて庭上の左右を太鼓鉦鼓を並へ置、樂人等伺公す、階下の左右に衆徒數多列居す、又瑞籬の際の左右に社家の輩裝束を著して伺公す、同左右の方に松平右衛門大夫、松平出雲守、永井日向守衣冠にて着座す、右衛門大夫山中見はからひのために豫參するによりてなり、廻廊には神人等裝束して充滿す、神樂所には禰宜巫女等群參す、本地堂護摩堂には當山の衆僧參集す、朝鮮國より奉納の鐘は鐘樓堂の前に臺に載て置、辰刻三使社參、平橋に乗、其外は步行也、石の鳥居の前にて平橋より下りて神前の假拜殿へ參入す、對馬侍從洪長老且長老、三使を同道して拜殿の左の方の庭上に居る、上上官祭文の箱を捧て三使の先に立て行、拜殿に備て退く、則三使着座す、其跡に上上官二人學士一人相したかふ、上官以下は銅鳥

居の前にと、まる、朝鮮より奉納の三具花瓶香爐燭臺蠟線香石鱗彩花席幣帛等拜殿の縁に置、同外の平張に朝鮮より持參の菓子等の祭具役人口口盛て神酒と同高卓に備ふ、其左右より三使持參の燭臺に燈明をたておき、三使着座のとき拜殿の庭上にて伶人樂を奏す、此時拜殿の左右より社僧兩人出て唐戸をひらき御簾を揚る、爰において三使立て神酒を拜し、一人充燒香拜禮す、次學士拜殿にのほりて平伏す、よみ終りて按するに、讀終の上祭一同に文の事祝文なるべし、一同に拜禮して又着座す、此時また右の庭上にて伶人樂を奏して後、拜殿の左の方より毘沙門堂門跡兒童玉幡をさしかけて出る、拜殿の階下にて三使に相向て一禮して毘沙門堂退入、三使もまた退去、此時神樂所の巫女神樂を奏す、そのち上官并中官は陽明門の前にて一同に拜禮す、下官は銅鳥居の前にて拜禮、事終りて三使社邊の景を巡見して宿坊に歸る、休息のまに、

維崇禎十六年歲次癸未二月乙丑朔、二十日甲申、朝鮮國王李綜遣近臣通政大夫禮曹參議知製教尹順

詩を吟詠

之等、致祭日本國大權現之靈、恭聞玄德肇啓洪祚、廓清禍難、奠安區宇、令嗣紹烈、受天之祐、干戈久戢、基業永固、倬彼仙山、巍乎閻宮、尊靈臨赫、

祭文曰

孝思追隆、垂休發祥、咸仰神功、爰暨敵邦、逃遯風聲、茲委使臣、薄奠薦誠、庶荷陰臨、周保太平、尙饗、

詩云

津 溟 齋

下野名區日域東、二荒形勢孰爭雄、寒山文字藤原筆、覺路伽藍勝道宮、仙鶴尙棲臨瀑社、靈蛇曾辨濟川功、龍鐘亦悟前身事、今得玄珠象罔中、天外仙山碧四圍、雨餘靈鷲健如飛、峯巒擁護輪王宅、雲錦縱橫織女機、風送鳳簫聲縹渺、日蒸金穴影霏微、平生九節廬放杖、走上丹梯一振衣、開關神功迥不羣、世間寰外兩無聞、蓬萊左股金成界、滄海前頭玉插雲、地望最高天半落、洞門將合水中分、奇岩怪石稜層處、勝具還愁日曛曛、一區形勝擅東南、雲裏迷茫碧似藍、禪月法雲慈覺寺、玉沙金地寂光菴、瀧頭亂濺千尋瀑、峯頂中涵十里潭、深嘆杜陵曾有恨、此身今日得窮探、補陀山色鬱嶺航、日月低徊百八盤、孤柱撐天疑虎躍、

群峯臨海若鵬搏、煙霞錯綜秋如錦、金碧淋漓地不寒、九尺瘦筇雙蠟屐、好從瀧尾釣鯢桓、

以上記日光山

復嶂層巒一道穿、上方臺殿倚山巔、天花乍拂杉篁落、佛日遙依藤荔懸、經院暮雲猿學定、講壇深夜虎參禪、吾生宿障今堪脫、醉裡來逃繡佛前、

右日光寺

羈業會開曆數屯、寶圖今日屬維新、金銀祠宇盤千界、香火雲山走萬人、寂裏玄關寬氣象、幻餘真相脫根塵、休論莫爽歸冥漠、尙有佗方不壞身、

右權現廟

偶入壺中一破顏、竭來橋上俯晴灣、蒼龍倒飲千層浪、玉竦斜連兩岸山、秋後客疑銀渚過、夜深人似月宮還、閑看白鶴飛華表、醉倚雲梯縹緲間、

右山菅橋

天來仙隱挾我來、雨餘驚瀑掛崔嵬、銀河一決三霄浪、玉液長喧萬壑雷、聲撼石壇吹地去、爽侵珠樹割山廻、飛流不讓香爐頂、詩意偏撩李白盃、

右瀧尾瀑

秋到雙林步履新、轉來眞界迥無塵、參天天矯三珠樹、

拔地陰森百丈身、風拂盤枝翻鶴蓋、雨侵脩幹化龍鱗、
從知螻蟻難成穴、聞說羣仙駐節頻、

右二本杉 按するに、以上海濱の詩なり、
洋漢は正使尹順之の號なり、

崇禎癸未孟秋下澣留贈毘沙堂長老

一入名山問幾年、慈航普濟知珠圓、雲林坐領金銀氣、
生活居然富貴仙、梅閣看燈仍入定、松壇飛錫亦隨緣、
相逢未得談終夕、嘆我還同不住禪、
昔聞珠樹必成三、今見三杉倚石龕、不露文章鱗甲古、
常含雲霧鬼神參、青青受命同松栢、鬱々爲材咲杞楠、
安得移栽傲吏宅、逍遙其下聘高談、

右三本杉

路絕盤渦束峽間、飛仙於此亦凋顏、誰令鳥鵲愁銀漢、
可異蛟蛇化草菅、陶索蟠桃通利涉、衡山絕頂有躋攀、
山來禹鼎驅魑魅、天下名區鬼得慳、

右山菅橋

百頃平湖大嶺頭、波風時欲蹴天浮、牽牛別作明河渡、
女魅應愁清冷囚、還勝幽禪鬼碧眼、凌虛金刹壓玄洲、
致身福地非無界、鐵鎖高垂大嚼休、

右嶺上湖水

飛流幾尺瀉雲縈、其下龍宮水府寬、逆落晴雷崑石響、

霏微白雨洞天寒、呂梁只可觀游涵、盧谷徒傳表月圓、
吾國朴淵尤勝絕、比之無乃此盃看、

右龍尾瀑布

扶桑慈嶺馬牛風、何路觀音現海東、自是應真勞爾伎、
無端勝道聽神叢、咄嗟檀越顧人國、頃訓丘墟發梵宮、
變滅一塵無處問、沙彌御尾祇談空、

右勝道觀世音

混迹塵寰念大千、能題寶偈向諸天、心通赤水探珠智、
眼透青蓮見性詮、王簡頭陀風在下、長公悲閣筆難前、
摩挲一讀非無意、雀噪猿啼鎖暮煙、

右玄珠碑文

二荒爭似二西山、漆簡口苔經日閑、遂使真仙慳秘訣、
仍知虎豹守玄關、碧桃壺裏自開落、黃鶴雲中時往還、
台嶺夢遊元不怨、赤城霞氣杳難攀、

右藤原敦光二荒山記

慈悲有覺立空門、大庇諸僧意獨存、布地黃金開法界、
敲牛文木動雲根、般倭逞巧增前缺、龍象生輝復舊尊、
遙想千廊明月裏、數聲清磬徹孤園、

右慈覺再立寺院

高山不動興雲雨、何況山神自古靈、氓俗禳田年穀熟、

邦君報德蕊芬馨、三呼正爲吾東聖、萬嶺如防海氣腥、
持節一登南嶽廟、團々甘露下窓楹、

右大社祈年二荒山神

天紳誰挂石屏巔、三級龍門可比肩、點額暴腮魚上下、
跳珠飛沫水洄旋、鄭音吟罷登丹幃、李白詩成生紫煙、
對勝吾衰慙許掾、回看秋日在青天、

右寂光寺三級瀑布

題日光寺

銅鑄鴛鴦兀欲流、黃金鸞鳳屋山頭、玲瓏高檣凌霄閣、
迢遞危欄截漢樓、夸父步驚憂兩脚、離婁入室眩雙眸、
大君弘祖煌煌業、洞徹詩天關六幽、
按するに、異國日記等
龍洲の作なり、龍洲は
副使趙綱の號なり、

崇禎癸未孟秋留贈毘沙門堂

周時子晉傲飛仙、今見吾師更著禪、富貴浮雲綠業盡、
百年趺坐雨花筵、

題日光山

雕梁玉礎影玲瓏、龍風蟠拏入碧空、東照日光權現廟、
西來天竺法王宮、扶桑直接多羅樹、開統兼垂普濟功、
遺像澹然雲物徹、應將教化亘無窮、

右神社

絕壑峻嶒路不通、長訪人跡到山中、只言黃鶴飛難過、
誰料青蛇隨自空、結構縱然輸衆力、攀援元是賴神功、
如來濟度真如此、故遣靈區翔梵宮、

右山菅橋

溜雨龍鱗百尺株、參天黛色自神扶、若教添得雙青蓋、
應見同封五大夫、雲擁氣蒸金世界、雪晴塞聳玉浮屠、
羽仙栖息非虛語、蕭瑟常聞鶴背竽、

右三本杉

翩然雲袂下禪扉、紺髮雙重雨翠旂、東漢貴人先好佛、
西方大聖是傳衣、陀山咒鉢青蓮出、桑海懸燈白日飛、
忽有笙簫吹玉洞、却疑縵嶺羽仙歸、

右贈毘沙門堂 按するに、同書によるに、以上竹堂の
詩なり、竹堂は從事官申滿の號なり、

崇禎癸未孟秋奉贈毘沙門大法師

青螺山人朴真卿 按す
るに、

慶延略記等によるに、進士朴安期、字
真卿、螺山之號し、又廣陵處士と稱す、
如來文佛氏、本自出王家、大士繼前躅、高情捐世華、
梵宣金殿月、衣曳玉壇霞、見面難聞道、吾生愧有涯、
又有日光山雜詠十二首并錄呈獅座、用溷道眼、
管化靈蛇問幾秋、至今虹影臥中流、誠思造物經營意、
應爲吾人汗漫遊、日落長空孤鳥沒、雲深窮壑老猿愁、

與公未涉天台境，却見仙橋萬丈脩。

右山管橋

龍蟠虬走百圍杉，翠蓋亭亭並立三。日觀五松難得比，天台八桂定相參。籟飄空樂開金殿，葉剪香幡蔭石龕。見說靈仙時到此，可能邀我啓瑤函。

右三本杉

曾愛箱根湖水壯，此山湖水覺尤奇。侵陵日月孤輪陷，牽挽滄涓巨浪移。勝地不須論禹穴，洞天何處見仍池。殊鄉若有方輿誌，記我茲行一首詩。

右湖水

廬嶽曾為中國勝，朴淵能作我邦推。那知絕域千山裡，亦有飛泉萬丈奇。勢接碧空滄海立，色分青嶂白虹垂。轟逐日夜掀坤軸，倘為眠龍住少時。

右瀧尾懸瀑

菩提薩埵佛弟子，欲觀世音遊世寰。千年淨界幽絕處，一現滿月頗梨顏。不知勝道是何者，自幸奇逢名此山。因緣未必在色相，我將瓶蓋留心間。

右勝道補陀洛山

帝失玄珠赤水邊，無人收拾著真詮。舊開空海能為此，今見殘碑一躍然。至理定應傳象罔，文辭不欲近狐禪。

浮屠多技非虛語，覺路詞源正接連。

右空海玄珠碑

博士聲名滿此鄉，卓然餘韻見文章。天台一語非為妄，仙骨千峰不可望。金節往來滄海隔，碧桃開落石壇荒。若知我輩來遊翫，應欲飛霞共頡頏。

右博士二荒山記

頗羅門發大慈悲，再建屠婆勢轉奇。白馬西來開古昔，青鸞東去見今茲。諸天臨降蓮生座，八部懽欣竹湧池。薪火相傳衣鉢在，道場功德未全衰。

右慈覺再立寺院

琪花瓊樹藹蕭森，聞說山靈比住臨。已使凝神年穀熟，寧無建社衆人欽。名區却被浮屠占，甌脫還為法界侵。千歲古壇香火地，白雲寥落洞門深。

右大社為浮屠所有

絕頂名藍是寂光，忽看飛瀑繞宮牆。禹門九級寧專美，廬嶽三梁此可方。震擊層空驚俗耳，虹垂半壁豁詩腸。徐凝萬古蒙深誚，我縱無言也不妨。

右寂光寺三級瀑布

海上名山擁萬重，松林一徑紫苔封。誰知翕赫雄風氣，却倚慈悲滿月容。金殿磬殘香火靜，石壇齋罷華濃。

人間功業無餘憾，欲向天堂更託蹤。

開拓封疆鎮一那，古來功德定誰雙。試看追遠慈孫意，不避修齊俗議嗔。號令紀綱歸讚偈，羽毛旌節換幡幢。諸天日月低宮樹，會見羣魔自伏降。

右二首大權現靈廟，昭陽協洽孟秋日

以上，朝鮮使來聘記。

寬永二十年

題日光山湖水

申竹堂

補陀山氣壓靈鷲，山頂平湖容萬艘。桑海森茫還在下，箱根接過孰為高。雲霄蕩漾愁陰隱，日月低回因怒濤。聞道勝師曾卓錫，預開岩逕待吾曹。

題三級瀑

寂光庵畔復飛湍，瀧尾相連較壯觀。崖勢開開三級峻，水聲吹送兩岸寒。潭心吐出蛟涎白，沙面低回鯉額丹。我昔龍門登第一，揮衣還欲上層瀾。

詠日光寺神馬

龍駒元自出人間，汗血當年定武關。落日騰蹄千里道，秋風伏櫪二荒山。崎岨幸免鹽車厄，踟躕還悲寶口閑。白羽雕弓春草裡，平原遊獵豈重攀。

題日光山瀧尾

瀧水溶溶峽裏來，飛流百丈勢雄哉。鼉頭噴薄三山雪，

龍尾低垂萬壑雷，風烈激湍珠濺壁。日晴沙汨錦成堆，潮州船石春撞盡，何似籃輿緩緩迴。

題日光神社

自昔荒山有社翁，能平水土鎮關東。陳竿不廢粉楹祀，賽酒爭上稻麥豐。豈謂叢祠遇賭博，都令甌脫入禪宮。青苔蝕盡傳神瓦，鈴鉢林中聞夕風。

崇禎癸未孟秋奉寄大僧正

東來偶入大羅山，聞有長生不死仙。歲序已周三甲子，容顏猶似舊丁年。方瞳入夜縫霜納，健脚拋筇陟翠巔。堪恨此身塵累重，脚從沙界負參禪。

津溟齋

送螺山處士赴日光山

春齋

將詣日光趨闕宮，廟前想像祭儀豐。山頭草木雲煙霽，石山莓苔雨露濃。清酒薦時靈氣動，祝文讀處秀才功。神風肅肅我邦外，吹入三韓客袖中。自注：此行也。螺山為讀祝文處。

題日光山四首

竹堂

日光山

石門飛瀑吼雷霆，龍鳳波瀾動翠屏。半夜樓臺含日赤，

中天杉檜拂雲青、三神盡入蓮華界、一練曾馭貝葉經、不必虛無訪安養、且依迦葉定風鈴、以上、異國日記○按す使來聘記に載する所、自餘は前の朝鮮と同一しければ書く、
寛永二十年七月廿九日、三使日光より江戸に歸本誓寺に入、朝鮮使來聘記、

通航一覽卷之九十

朝鮮國部六十六

日光山詣拜并獻備物 明曆庚

明曆元乙未年、信使日光山參詣あるへきにより、道中御馳走人其外かねて仰を蒙ふる、

明曆元乙未年五月廿九日

一當秋朝鮮人日光參詣に付、今市小屋奉行關兵部少輔、渡邊筑後守按するに、家譜等によるに、兵部少輔は寄小姓組、本多土佐守組より御使番之、明曆二年七月筑後守御あはれは、この頭御小姓組なるへし、被仰付之、
同年

一日光參詣之時

- 一越谷重 丹羽式部少輔、伊達兵部少輔、伊奈中左衛門○一柏壁泊 細川豊前守、伊奈中左衛門○一新栗橋重 井伊兵部少輔、青木甲斐守、伊奈中左衛門○一小山泊 土井遠江守○一石橋重 三浦志摩守、熊澤彦兵衛○一字津宮泊 奥平美作守○一徳次郎重 奥平美作守、高村四郎左衛門○一今市泊 □□□□、市川孫右衛門○一日光 松平周防守、岡上甚右衛門○

通航一覽卷之八十九終

福村長右衛門 深谷喜右衛門 ○以上御日記、

明曆元年五月廿九日、日光小屋掛中御普請奉行に渡邊筑後守、今二兩人被仰付候、是は當秋朝鮮人參詣に付如此、寬明日記、

明曆元年十月九日、朝鮮信使日光の參詣に付、彼地の罷越萬端可申付之旨、大澤兵部大輔、井上河内守、

松平出雲守、土井兵庫頭按するに、兵部大輔は高家、河内守兵庫頭は奏者番、出雲守は寺社奉行なり、御座之間の召之被仰付之、御日記、朝鮮使來聘記、但し、朝鮮使來聘記五日に係く、明曆元年、朝鮮人來朝日光山に參詣す、井上河内守正利、松平出雲守勝隆と俱に登山諸事を支配す、近代諸士傳略、

明曆元年十月六日、朝鮮人御馳走人日光道中之面而登城、何も來十日に爰許發足之面々馳走場は可罷越旨被仰渡之、

同月九日

一宗對馬守召之、朝鮮人御用被仰渡之、次朝鮮人來十三日日光の發足之由、

一御歩行目付梶山五左衛門、神谷清太夫日光の遣之、是朝鮮人日光參詣付也、

同十三日

一宗對馬守、同播磨守登城、明日朝鮮人日光の發足に付御用被仰渡之、

一朝鮮人日光の明日發足、本誓寺に留守には、上官三人此外中官下官五十人程居、同惣人數は三百七十七人也、以上、朝鮮使來聘記、

明曆元年十月十一日、覺

明後十三日朝鮮人日光の參宮仕候間、町中店借、借屋之者迄堅申付、火之用心可仕事、

一自身番、晝夜共に無油斷家主罷出相勤可申候、月行事は早天より前後之木戸に附居、喧嘩口論無之様に可申付候、勿論火之用心之儀町中裏屋迄相觸可申事、

一朝鮮人通候節、二階に而見物仕ましく、二階之戸を前方より立置可申事、

一朝鮮人通候節、ゆびさし高笑など仕間敷事、

一辻并橋之上に而見物仕間敷候、惣而萬事不作法無之様に可申付事、

一庇のさじき仕出し候は、疊の下見え不申様にけこみの板ありて可申事、

一水打手桶銘々之家前に置、朝鮮人通候時水を打

可申候、

附道あしき所には砂を敷、唯今より急度掃除可仕候事、

未十月十一日

右は朝鮮人日光之道筋町々御觸、

一十三日延引十四日出立、正寶事録

明暦元年十月十二日、朝鮮信使就日光參詣、於彼山爲馳走、大澤兵部少輔、井上河内守、松平出雲守、土井兵庫頭江戶發足、日光道中御馳走人越ヶ谷晝、伊達兵部少輔賄方伊奈半左衛門、糟ヶ部泊本多飛騨守、細川豊前守賄方伊奈半左衛門、新栗橋晝井伊兵部少輔、青木甲斐守賄方伊奈半左衛門、小山泊土井遠江守、石橋晝三浦志摩守賄方〇〇〇〇、宇都宮泊奥平美作守、徳次郎晝奥平美作守賄方〇〇〇〇、今市泊内藤豊前守賄方〇〇〇〇、日光松平周防守賄方〇〇〇〇、歸府道中御馳走人右同前、朝鮮往來、同年十月十四日、三使趙珩、俞瑒南龍翼江戶を發して登城聘禮行はれしは、日光山に趣く、宗對馬守義成、同嫡子播磨守義真等同伴す、同十八日三使、國王より進納の額面燈籠樂器等の品數を備へて、先大猷院殿御靈

前に拜禮、かの學士祝文を唱讀す、畢りて神馬及び諸品を獻して神廟に肅拜あり、

明暦元年十月十四日、朝鮮人今朝日光發足、御日

明暦元年十月十四日、三使發江戶趣日光山、義成九

岩茂源導之、懷善隣國實記、

明暦元年十月、於新栗橋朝鮮人晝休馳走之覺

井伊兵部少輔、青木甲斐守、御賄伊奈半左衛門一信使宿前左右番所、三間三ヶ所兵部少輔、九尺充一ヶ所甲斐守、上下着物頭一人、同侍四人、對羽織袴足輕二十二二人、内小頭二人、對羽織中間十一人、内小頭一人、一鐵砲十挺、一玉藥箱二荷、一弓十張、一矢箱二荷、一對鍵十本、一突棒指俣捻共三本、一棒二本、一甲繩五筋、一明松十束、一幕一對、一金屏風一雙片方、右之外火消道具置之、甲斐守番所も右之通人數兵具火消道具等置之、
一同裏門番所、上下着步侍一人、足輕二人、右同所
甲斐守方よりも步侍一人足輕二人加る、
一同臺所口番所、足輕一人、中間一人、右同所
甲斐守方よりも中間二人加る、
一栗橋之町船橋際番所、二間に九間のち廻りはめ

疊敷、中間十一人、内一人小頭、

一鍵二十本、一突棒指俣捻共三本、一棒五本、右之外火消道具置之、

一中田船橋際番所、二間に九尺のち廻りはめ疊敷、侍二人、中間十一人、内一人小頭、是者栗橋船番所、伊奈半左衛門預定番四人之内定番侍二人、武道具火消道具右同斷、

一栗橋町江戶之方一ヶ所甲斐守勤之、人數武具等同斷、

以上

右番所作事并疊鋪物以下道具掛に至る迄、御賄方より御申付、勿論朝鮮人宿々修復疊等御賄方より御申付之、

一番所諸道具朝鮮人宿々に而入候道具、信使參着之前より入置候、宿々掃除等信使參着之二三日以來より仕る、所々番も參着之日朝より用し置候、宿數都合十三宿之内、信使一宿屏風に而仕切、上上官一面に居す双合出合、上上官一宿、中官一宿、下官一宿、合四宿甲斐守馳走所
中官一宿、下官三宿、長老二宿、通詞二宿、合八宿兵

部少輔馳走所

信使三人、上上官二人、讀祝官一人、判事官三人、中官小童下官六十人餘、

右之人數日光參詣之刻御振舞出る、歸路之節には上官以上は下行、中官以下六十人餘御振舞、

三使一宿 栗橋之町池田與四右衛門所

一總御馳走所見廻信使參着之時分より、本陣に相詰罷在萬事申付候、

上下着家老一人、同用人二人、同物頭二人

一御馳走肝煎、按するに、御馳走肝煎の下、姓名を脱せしなるへし、

一通之者 熨斗目長袴小姓四人、一勝手手長役 上下

步行三人、一萬事請取相判役 上下侍二人、一茶

道二人、一料理人四人、一勝手勤役、足輕三人

一掃除坊守二人、一小遣役、中間三人、一掃除奉

行 上下侍一人

以上

信使宿に差置候諸具覺

一絹幕一對片方、一布幕一對、一段子のう

れん二垂、右之幕日光參詣之時分兵部少輔方より、下向之刻

は甲斐守方より打之、

一手拭掛三 一たばこ道具三通 一同四通
但勝手下官迄出す、一臺子一飾 但小道具
茶は此方より出す、一銅手水盥湯次共に三通
右之通御賄方より出す、

一金屏風五双 一たばこ道具三組 一硯料
紙三通 一次之手水桶一 一同手拭五筋
一塵取羽箒二 一しゆろほうき五本 一傘
十本 一料紙庖丁刀五通、大小まなはし共御
賄方より出る、

一三使并上上官雪隠、別に鼻紙足折載置

中官一宿七十人 栗橋町勘解由左衛門所

一馳走惣肝煎 下侍二人 一萬事請取相判役
上侍一人

一通之者 七人 是は御賄方より所之者出、但不
足に付此方よりも加、

一茶道 一人 一働之役 足輕六人

一料理人 三人 一小遣役 中間五人

一右之表番 足輕二人

右之外御賄方馳走人手代一人、萬小役人に名主九

人并郷人足二十九人出、

一布幕一對 一手巾三、御賄方より出る、一た
ばこ道具三組、御賄方よりもたばこ道具三組出
る、一唐金風呂釜一飾 一硯箱一通 一
しゆろほうき三本 一からかさ五本 一手
水桶柄杓一通、御賄方より出る、

下官一宿三十七人 栗橋町市右衛門所

一馳走肝煎 侍一人 一萬請取相判役 侍一人

一通之者 六人、是は御賄方より出る、但所之者、

一料理人 一人 一働之役 足輕三人

一小遣役 中間五人

右之外御賄方より馳走人手代一人、萬小役人名主

三人、郷人足十人出る、

一幕片方 一たばこ道具三組 一風呂釜一
飾

右之外硯箱手拭しゆろほうき、からかさ、手水桶柄
杓等同斷、

下官二宿六十人 栗橋町 太左衛門所
久左衛門所

右馳走人役人道具等右同斷、

長老一宿 達長老 眞言宗 福壽院

伴僧六人小姓五人

一馳走肝煎 侍一人 一通之者 中小姓三人

一勝手之手長役 徒侍二人

一萬請取相判役 徒侍一人

一茶道 一人 一料理人 二人

一膳部役 足輕二人 一伴僧之通之者徒侍五人

一小遣役 中間五人 一右表番 足輕二人

御賄方より馳走肝煎手代一人、小役人名主郷
人足出、

一絹幕片方 一布幕一對 一段子のうれん
二垂 一屏風片方 一硯箱一通 一たば
こ道具二組、御賄方より出、一手拭かけ二 一

臺子一筋 一銅手水盥湯次共一通 一塵取
羽箒一 一しゆろほうき三本 一からかさ
五本

供侍宿 栗橋町七郎右衛門
合壁

長老下宿 同 四郎兵衛

同中間宿 侍八人中間二十一人

一馳走肝煎 侍一人 一通之者 八人是者御賄
方より

一働之役 足輕三人 一料理人 二人

一小遣役 三人 一右表番足輕 二人

御賄方より馳走肝煎手代、小役人、名主、郷人
足出、

一布幕一對 一たばこ道具二組、御賄方より
四組出る、

一硯箱一 一水風爐一荷 一手拭二筋 一
しゆろほうき 一水手桶二、柄杓共に御賄方より
出る、

通詞上宿四十人 栗橋町 權四郎宿

同下宿八十七人 同 内藏助所

右馳走入役人諸道具等同斷、

一信使送迎 侍一人 一惣目付 五人

獻立之覺

一信使上上官 五五三引替之膳三汁 一上上官 二汁

十菜 〇長老二人伴僧十二人 二汁十菜 〇長老衆

侍 二汁七菜 〇一同中間 一汁三菜 〇一中官 二

汁七菜 〇一下官 一汁五菜 〇一通詞 二汁七菜 〇

一同下人 一汁三菜 以上

朝鮮人日光の參詣人數之覺

一三使 一上上官二員 一讀祝官一人 一判事官

三人 一軍官十四人 一冠官十人 一次官八人

一中官百二十六人 一下官百五十五人 以上
一通詞四十人 一同下人 八十七人 一達長老
伴僧四人、小姓三人、若黨四人、中間十人、一柏長
老伴僧二人、小姓二人、若黨四人、中間十一人、以上
按するに、栗橋驛前後の御馳走等もこれに
准すへけれども、この外令所見なし、
右日光に參詣之人數之内、信使より一日先達而十
月十三日江戸發足、

日光山の獻上物盛立に參候人數之覺
一上官一人 一次官一人 一下官二人 一通詞二
人 以上右都合三百二十二
日光參詣之人數

信使三人 上上官二人 讀祝官一人 判事官三人
軍官十四人 冠官十人 次官八人 中官百二十八
人 下官百五十五人、合三百二十二
一本誓寺に留守人數、上官中官十一人、下官十四人
也、

同月十四日、朝鮮人今辰刻日光發足、
同十九日、朝鮮人昨十八日日光拜禮、首尾好相濟之
由申來、
權現様々 神馬一疋 赤紋紗一疋 繪油紙五枚

胡桃 干栗 申柿 棒子按するに、三才雜錄
に作る是なるへし、 生栗
海苔 清蜜 松笠
大猷院様々 勅筆 祭文 金燈籠二本 樂之道
具十三色 大花蠟燭四挺 大花席十枚 白丹二十
目 赤紋紗一疋 芙蓉香三十本 金欄三卷 白蠟
燭六十本 銀香合一 大燭臺一對 繪油紙五枚
干栗 生栗 胡桃 棒子 松笠 申柿 海苔 清
蜜、以上、朝鮮使來聘記、

明曆元年十月十八日、日光登山、先大猷公御廟參
詣、從國王捧物金燈籠一對、樂器一通、琴、瑟、簫、祝
祝臺、敵敵臺、管籥箏箏從兼日到日光山靈前に立
並、花蠟燭四挺、芙蓉香三十本、大花席十枚、赤大紋
紗一卷、銀香合一箇、白蠟燭六挺、大燭臺一對、油紙
六枚、胡桃一器、松子一器、栗一器、乾栗一器、生
栗一器、榛一器、白荏一器、申柿一器、海苔一器、岩
茸一器、蒸豆一器、蜜一器、麥粉一器、金欄三卷を供
す、三使靈前を拜し、學士按するに、李
明彰といふ、讀祝文、

祭文
維歲在乙未四月乙卯朔二十日甲戌、朝鮮國王李湏、
謹遣臣通政大夫吏曹參議知製教趙珩等、致于祭日

本國大猷院之靈緇、惟靈神不彰功德、嗣守洪業、式導
遺則、克昌于後、孝思愈厚、俾彼精社、寔薦冥福、爰我
山、有煥金碧、保祐攸暨、基圖彌赫、惟我敵邦、世敦修
睦、雖限溟波、久慕聲烈、茲遣使價薦菲薄、庶冀陰臨
永世同樂、尙饗、

日光山燈籠銘并序

曩歲獲聞日光山中爲東照大權現廣設道場、既已鑄
送法鐘以彰誠孝、今又開大猷院殿真宇並建、遂治成
燈籠轉達靈山、用助崇奉之具、仍讚永慕之意、則爲之
銘曰、誕樹功德、並參諸天、道場既開、慧燈方懸、範銅
作籠、俾護神光、爰寘法筵、吐燄焚煌、孝思無方、冥
福是薦、寶坊長明、金輪永轉、

乙未年正月日、朝鮮國司憲府大司蔡裕後撰、知中
樞府事吳竣書、羅山文集、

東照宮へ信使參詣、自國王捧物神馬一疋、胡桃一
器、松實栗乾栗生栗海苔蜜榛白荏申柿麥粉各一器、
油紙六枚、赤紋紗一卷、銀香合一箇、芙蓉香六本供
す、三才雜錄

明曆元年從朝鮮國至于日光、大猷院殿渡額、靈山法
界崇孝淨院、といふ額也、朝鮮國王親筆也、異國日記、

明曆元年十月、對馬守宗義成以朝鮮人至、朝鮮王李
湏自書靈山法界崇孝淨院八字、及造燈籠二、使其通
政大夫尹趾完、通訓大夫李彥綱、通訓大夫朴慶俊致
祭于猷廟、十月十八日至日光、獻其國樂器三使行三
獻之禮、日光志、

明曆元年十月十八日信使日光山に到る、先大猷院
殿御廟に參詣、從朝鮮國王捧物從兼日到日光山、靈
前に供す、三使靈前を拜し學士讀祝文、自注、祝文次
在別紙、
東照宮へ信使參詣、自朝鮮國王捧物を供す、按する
に、獻物
の諸品羅山文集に
同じければ略す、三使神前を拜す、次日光御門跡尊敬
親王へ進物、人參二斤白照布五疋、色紙三卷、色筆
二十本、墨十挺、石鱗二斤、皿二束、天目一束、昆沙
門堂門跡前大僧正公海へ進物、人參一斤、照布五
疋、紬五疋、色紙三卷、色筆二十本、墨十挺、石鱗二
斤を贈る、廿一日信使江戸歸府、朝鮮往來、

明曆元年禮曹參議金尙我州に送るの書信使に附し
來せり、考として左に記す、

朝鮮國禮曹參議金尙、奉書日本國對馬州太守平
公閣下、節屆清和、緬惟與居珍勝、慰係交至、朝廷開貴
大君新承丕緒、專价馳賀、兼齋扁額御筆及香燭燈籠

樂器、用薦大猷院廟堂、因並焚香于大權現廟堂、所以彰貴大君奉先之孝、惟願太守諒、奉朝廷修睦之意、將護往還克致嘉惠、不腆土宜莞留幸甚、不宣、乙未年四月日、朝鮮通交大紀、

同月廿二日、信使等日光山より江戸に歸着あり、天和度天和度りて、信使參詣の傳め給ひしよりその事終にやみぬ、宗義成父子及び御馳走人等次第に拜謁す、

明曆元年十月廿六日、昨日朝鮮人從日光歸着、寬明、明曆元年十月廿二日

一朝鮮人自日光歸府、申刻に至本誓寺行列最前、上方より江戸入と違ひ、三使面々別々に道具樂等有之、先づ宗播磨守馬上、押に宗對馬守乗物數道具并鐵砲無之手廻り之道具計也、

同廿三日、宗對馬守、同播磨守、井上河内守、松平出雲守、大澤兵部大輔自日光歸府付而御目見、

同廿八日、今度朝鮮人御馳走人日光道中之分、黑書院にをいて御目見、與平美作守則參勤也、以上、朝鮮使來聘記、

明曆元年十月廿二日、一朝鮮之信使今日從日光歸着、同廿三日、

一黑書院出御、宗對馬守御目見、朝鮮信使日光同道太儀之旨上意、宗播磨守御目見、是右同斷、

日光歸御禮、大澤兵部大輔 井上河内守 松平出雲守

同廿八日 一黑書院、參府御禮進物、

與平美作守 松平周防守 伊達兵部少輔 本多飛騨守

丹羽勘助 三浦志摩守 青木甲斐守

右今度朝鮮人日光參詣之節、道中馳走被仰付、相勤歸參に付御目見、以上、御日記、

天和二壬戌年、朝鮮人先例者、御目見以後、必日光御宮御佛殿に參詣す、されども此度は日光并上野へも參拜無用之由被仰出、朝鮮聘考○按するに、この書及ならひに増上寺にも參拜ありし、こゝに記したれども、諸記錄その事更は所見なければ傳聞の誤りにや、猶後考をまつ、

天和二年信使日光謁廟、上野、増上寺參詣の事、此時より被停たり、朝鮮通航大紀○按するに、正徳度信使の時、三使等日光山八景和韻の詩あり、因に附新刻日光八景引

日光山八景詩者、吾一品大王之所新詠、而與陪從之輩同賦者也、且賴遇朝鮮國聘使在于江城、命需夫韻、合爲一冊集、就而傳寫之者多、臣恐其有魚魯之謬、因請鈔諸梓云、

正徳壬辰春三月、中大夫長州刺史源好古謹識

小倉春曉 趙 泰 億

春星未落宿雲低、花氣冥冥樹色迷、地近扶桑天早曙、金雞催日五更啼、

同 任 守 幹

海山先見日、秀色曉蒼蒼、洞裡春長在、碧桃花自香、

同 李 邦 彦

咫尺扶桑曉、青巒秀色開、繁花媚初旭、煙火影霞堆、

同 任 守 幹

山下孤煙起竹籬、兩三村屋晚炊時、籠花纖柳依微色、添却詩家一格奇、

同 李 邦 彦

山下孤村遠、炊煙一抹青、隨風濃更淡、樹色晚冥冥、

同 趙 泰 億

朝日照山前、炊煙生樹杪、輕陰覆野青、不識村多少、

同 趙 泰 億

洞裡深潭臥老龍、有時行雨暗千峯、須臾日出雨聲止、潭影雲光濃復濃、

同 任 守 幹

石潭深澈澗、神物秘蜿蜒、往往與雲雨、微茫寒洞天、

同 李 邦 彦

深潭徹底清、潭上蒼巖古、下有老龍潛、時時作雷雨、

同 趙 泰 億

炎天樓閣欲生寒、千尺飛流落翠巒、時有遊人來入洞、錯疑雷雨鬪林端、

同 任 守 幹

祇園依翠壁、飛瀑落青天、不待曹溪水、洗人膏火煎、

同 李 邦 彦

始訝銀河落、翻疑素練垂、廬山無李白、未必獨專奇、

同 趙 泰 億

山前秋水浸山平、涵得冰輪徹底明、開說高僧常管領、心將此境較誰清、

同 任 守 幹

大壑秋川淨、長川霽月新、君看空色妙、豈徹兩無塵、

同 李 邦 彦

皎月涵秋水、明珠一顆圓、驪龍欲相戲、竟夜不成眠、

鳴虫紅楓 趙 泰 億
仙家花木四時宜、留得長春色色奇、唯有一山楓樹在、
每年秋意獨先知、

任 守 幹

仙山秋色晚、琪樹尙青葱、獨有楓林冷、迎霜葉盡紅、

李 邦 彦

別界多琪樹、青葱自四時、清霜九秋色、唯有晚楓知、

趙 泰 億

長橋百尺偃垂虹、欲訪靈源路可通、最是夕陽山色裡、

任 守 幹

騰空金策遠、跨壑畫橋長、靈境無人到、溪山半夕陽、

李 邦 彦

隨草傳神蹟、靈源路不迷、畫橋留返照、虹影落前溪、

趙 泰 億

層巒縹緲壓群峰、高頂長時素雪封、堪與富山相伯仲、

任 守 幹

東西雙登玉芙蓉、

李 邦 彦

黑髮山應老、朱陽雪未消、莫嘆明鏡裡、容易鬢毛凋、

同

休怪遠遊容、少年頭早白、山應不解愁、黑髮猶雪色、
題日光山八景錄後 李 曠
山有兒孫滿眼多、四時光景自森羅、區區八詠還堪笑、
爭奈風煙漏口何、
以上、日光山志、

通航一覽卷之九十終

通航一覽卷之九十一

朝鮮國部六十七

○曲馬上覽并騎射 從寬永十二年
至享保度

按するに、曲馬上覽の事、寬永十二年特にかの國に御所望ありしを
權輿とす、爾來信使來聘の時毎度上覽あり、但し寬永十三年來聘に
はその事所見なく、明曆度にはあらざりしめ其設けあらせられし
終に止め、騎射は上覽に及ばされとも享保度内命にて催されし
よりまた以降の
例となれり。

寬永十二乙亥年、是より先大猷院殿朝鮮國の馬藝御
所望のむね、老中堀田加賀守正盛をして宗對馬守義
成に鈞命あり、よて義成家臣有田木工兵衛を使こし、
速かにかの國に請しむ、かれ諾して兩譯官に馬上才
二人を附し渡來せしむ、即木工兵衛これを同伴して
三月晦日江戸に着す、四月五日義成に召命ありて、彼
等に米三百石を賜はる、

寬永十年癸酉比、家光公來年御上洛あるへしとの
御觸あるにより、供奉の爲對馬守義成江戸に參勤
す、翌年仰に云く、對馬守は御上洛前東山道より上
洛すへしとなり、此時方長老も江戸に來て御目見

申し、御暇給りて對馬守と同道上洛しけるか、朝鮮
の馬藝上覽あるへき旨堀田加賀守奉て仰せ出さ
る、依て京より方長老を對馬國へ歸し、書簡調へて
申し遣す、朝鮮物語、

請曲馬事考

寬永十一年甲戌、太守義成公在於江戸焉、秋九月堀
田加賀守公傳大猷君之鈞命、召義成公於殿中、告之
曰、大君要上覽朝鮮之馬藝、遣書於朝鮮、令馬才善騎
者呼來而速到東武、則可也云、義成公蒙公命、乃召裁
判有田木工兵衛知繩、以委曲告上命、亦言曰、今也我
國家不安、危懼用心之時也、按するに、この頃義成の老臣
柳川豐前守道訴の事あるかい
ふな汝早着歸鞭、航于朝鮮、轉達漢城、速率馬才、而不
日應到江府也、智繩超海入朝鮮而請馬才、朝鮮能應
其請、使譯官洪知事崔判事、帶馬才金司果張司果二
人及駿馬四匹來也、寬永十二年春三月晦日、裁判有
田木工兵衛、接伴譯官馬才而到江府、入太守之黃堂
也、夏四月五日上命而召義成公於殿中、賜米三百石
於譯官并馬才也、此時自禮曹贈太守別幅、

虎皮二枚 豹皮三枚 紬七匹 白布七匹
油布七匹 木綿七匹 人蔘五觔 花席五

枚 白紙十帖 油紙五枚 筆三十本
 墨三十挺
 兩判事奉進太守物品 人蔘三觔 照布二匹
 豹皮二枚 清心丸二十箇 油紙五枚
 兩判事奉進君夫人物品 蘭絹一卷 錦一卷
 照布二匹韓錄

寬永十二乙亥年、朝鮮國禮曹參議金德誠、奉書日本國對馬州太守平公足下、時序將闌、餘寒頗甚、遠、惟體中安穩、承索騎士二人、輒寄船尾兼差譯官洪喜男、崔吉等、隨帶前去、雖技藝疎鈍、不足以供盛觀、即寡君視同一家之意、於此益可見矣、試口口後、可便遣還、母令久客殊方也、仍念在前使臣往來時、被擄人口連蒙刷送、而其落南不得歸者、亦不知其幾、倘於此譯之還、善爲周旋、悉刷無遺、則不但執事施德於窮人、實亦貴國主趾美、惇美之大者也、千萬千萬、不腆土宜、聊用衰忱、幸惟照納、不宣、崇禎七年十二月日、禮曹參議金德誠吳國出契○按するに、崇禎七年に我寬永十一年なり、

一 寬永十二乙亥年、家光様御代自朝鮮馬藝之者被召寄候付、洪同按する、同書によるに、江戶參上、右者先對馬守江戶に罷在候に付、家來相附參上仕

候、按するに、こは對馬守義眞の書上なれば、先對馬守とあるは即義成かすなり、(貞享對馬守書上)
 四月廿日兩譯官洪喜男、崔義吉崔義吉を諸記或は正堂義吉、正倉義吉、正權義吉に作るものあり、みな誤て一字分離せしものにして、正は全く衍字なり、登城し物を獻して拜謁す、騎馬の士張孝仁、金貞も拜謁を許さる、即刻八代洲河岸馬場に渡御、御棧敷にをいてかの曲馬上覽、尾紀兩大納言殿、水戸中納言殿及び御家門、御譜代衆にも縦觀を命せらる、畢て譯官以下に歸國の御暇賜ものありて還御、

寬永十二年、堀田加賀守正盛仰を承て曰、將軍家朝鮮人のよく馬に乗を聞召て、其藝をみましく思召となり、按するに、この事十二年に係しは疎也、義成即此旨を朝鮮の使につく、故に朝鮮の馭馬の者二人、通事官二人江戶に來り、四月廿日馭者馬に乗て馳驅す、其藝曲最妙なり、將軍家高閣に登台覽あり、既にして歸國のいとまたまはる、時に白銀吳服多く拜領す、寬永宗義成譜、寬永十二年四月十九日、明日朝鮮人馬乘形可有上覽に付、見物に可能出旨、尾紀兩亞相、水戸黃門へ上使松平越後守、松平筑前守、御咄之者御譜代等へは老中申觸遣す、四月廿日朝鮮人洪喜男、正權義吉、進物捧け御縁通御禮、次に騎士曲乘之兩人張孝仁、

金貞落線に而御禮、高力攝津守披露す、人見私記、寬永十二年四月廿日

一 巳刻大廣間出御、朝鮮人兩人自注、洪喜男、正堂義吉、進物虎皮二枚、唐布十疋、人參十斤獻之、於縁通御禮、次騎口乘任兩人自注、張孝仁、金貞、於落線御目見、披露高力攝津守、宗對馬守挨拶申上之、

一 入御有而馬場に出御、御棧敷御着座、尾紀兩亞相、水戸黃門、松平越後守、松平肥前守按するに、人見前守に、其他御譜代之大小名衆於御棧敷、馬乘方見物馬場自注、やまが、曲乘之次第一番立乘、二番乗下り、三番片鏡乘、四番あをむき乘、五番逆乘、何も二三返宛なり、過而右之朝鮮人共々直御暇、銀子千枚、御拾五十於馬場被下之、小十人組衆役之申渡、大目付四人柳生但馬守、上筑後、水野河内、秋山修理、宗對馬挨拶申之、是にて寬慶、

一 乘方過御酒上御吸物御肴出る、尾紀兩亞相、水戸黃門御相伴、還御之刻、御普請場を御成、大手御門通り入御、獻廟日記、人見私記、

寬永十二年四月廿日、朝鮮曲馬上覽、和田倉曲輪石壁上構御棧鋪於二階上上覽、御羽織自注、黃、色羅紗、着御、連

枝及御譜代御家人等依召各御棧鋪見物之、隔堀乘之、即於馬場馭馬者二人通事官二人各白銀時服賜之、紀年錄、

寬永十二年四月廿日、兩譯官、馬才登城拜謁大君焉、兩譯官奉獻大君物品、人蔘十觔、虎皮二枚、照布十四、

同日於八町堀前按するに、即八代洲河岸をいふなり、設御棧敷、葵御紋紫幕也、曲馬場豎八町、橫十三間、兩方築塘又有駒寄也、大君上覽馬才其後下賜譯官馬才物品、

白銀五百枚 御小袖三十 右兩譯官
 白銀三百枚 御小袖二十 右馬才二人
 白銀二百枚 右下官中韓錄、

寬永十二年四月廿日、朝鮮使价謁御前、自注、洪喜男、正權義吉、獻虎皮、唐布、人參、且騎士曲乘者二人自注、張孝仁、金貞、出落縁拜頭、退出之後將軍家出御於馬場、上棧鋪而御覽乘馬張孝仁金貞勤焉、事已而賜御暇及白銀時服、將軍家還御、萬年記、

高麗人馬に乗事一段上手也、跡へはをり先なる馬へ飛移る、か能馬にも鞭をあて、走共早道共なくのる、官本當代記○按するに、こは慶長十二年來聘道中の條に見ゆ、參考に備ふ、

朝鮮之馬去其陰囊、丘瓊山論明馬政之非、曰所謂壯者、又往々去其勢而絕其生道、又聞朝鮮之方微裂馬鼻端、又銅鉛干蹄使莊周視之其謂之何、或詰、

一前公方様之御代自注、家光公、朝鮮國より來朝之馬藝可被遊上覽之旨被仰出、やよすかし八丁之地を馬場

に相定、跡先のさかひに違土居を築立候様にと御普請奉行衆に被仰付候處、日數無之遠所より土を持運築立候事叶難く、龍の口堀端を堀候て築立可申、御老中の被相窺候處、信綱公被仰候は、左候者其跡目にかゝりよろしかる間敷候、和田倉之内に御材木積置候、是を以組立其上に木舞臺をかき壁土にて塗芝を附候者、二日三日之内は芝も惡敷成間敷候之由、奉行之衆被仰述候、此土居早速見事に出來候て諸人感入候也、信綱記、

寛永十二年

日本國對馬州太守拾遺小義成、奉復朝鮮國禮曹參議金公足下、譯价兩差、情書悃到、就審興匠勝履幸甚、徂冬所望之騎士、早被送遣、杏入東武、台覽騎藝、欣懌不少、於是賜腆惠以見許歸郷、非當貴國之輝華、乃陋島亦所慶也、且書中來示刷還人口、今將相議於執

政、而公事業務之際停以遷延思之矣、本邦有道無爲、總悉於回使口布、何用贅說、玉再令人口來住始終而已、佳覲土宜若干入手、感謝何盡、仍菲薄別錄附以表報忱、統希亮在、若序珍保、不宣、

乙亥五月 日

義 成 異國出契、

寛永二十癸未年七月信使來聘、この月十八日、九月十九日藥種島に、この地詳ならざれば、武州豐島郡江戸庄園による、今の上十三間御門外に百間花屋敷と見ゆ、恐らくはその邊にあ、渡御、かの馬藝上覽あり、この上覽の事一旦、しなるへし、命ありしか、のちまたこの事に及はれしなるへし、○馬藝のもの等に賜物こそく見えされとも、今所見の分は兩國書并儀物に併せ出す、

寛永二十癸未年九月二日、馬藝朝鮮人曲馬八乘事就可爲御見物之殘留之處、打續淋雨至于今天顔不快、屬晴迄令滯留者、於對州正使同船渡海之義難成被思召、今日雖雨天於宗對馬守宅御近習之面々可遂一覽旨被仰出、則御暇早速可赴彼國之旨也、云々、缺期日記、

寛永二十年九月十九日、朝鮮人馬乘申刻御見物、兩所之藥島御殿へ御成、御徒頭無名氏之記、

寛永二十年九月十九日、曲馬藥種御殿の御成、上覽、如官日簿抄、

明曆元乙未年九月廿四日、信使來聘前かねて曲馬上覽あらせらるへきたため、その設をなさしめ、奉行人等を仰付られしか、同月廿七日命ありてその事止め、

明曆元年九月廿四日、朝鮮人八代洲河岸曲馬之場所之儀、建部右衛門、渡邊源藏、川口源兵衛、水野庄左衛門に被仰付候、

同月廿七日、朝鮮人曲馬御見物止み申候、御日記、

明曆元年九月廿四日

一朝鮮人到着之刻馬乘可被遊上覽候間、和田倉橋御門之内馬場之上土手に御殿を建可申由、奉行人建部勘兵衛按するに、宇右衛門の誤りなり、渡邊源藏被仰付之、

一同やよすかしを馬場に仕、兩方喰違に土手を付、御堀のきはにやらいを仕申由、奉行人川口源兵衛、水野庄右衛門被仰付之、朝鮮使來聘記、

明曆元年八重洲河岸に御殿并馬場を造らる、是朝鮮人之乘馬上覽有へき爲也、脱漏柳營秘鑑、

明曆元年九月廿三日、朝鮮人來朝已後乘馬上覽可被爲成之故に、屋余須かしに於て、御殿并新馬場出來申に付、奉行として渡邊源藏、建部宇右衛門右兩人に被仰付、寛明日記、慶明錄、

天和二壬戌年、信使聘禮後、かの馬藝上覽あるへきにより、豫め其設けをなさしめらる、また九月三日宗對馬守義眞の邸にて老中、以下御用掛の輩曲馬見分あり、

天和二壬戌年八月十八日

一朝鮮人馬藝八代洲河岸にて爲上覽、阿部豊後守屋敷前按するに、延寶二年江戸大輪園によるに、豊後守正武邸あり、正武は、今の馬場先御門内松平下總守及び松平肥後守の所に老中なり、土居に御殿出來、爲見分若年寄衆被越候、柳營日記

天保二年八月十八日、朝鮮人曲馬やよすかしにて被仰付、阿部豊後守屋布前土居に御棧敷出來由、甘露、

天和二年八月十八日、朝鮮人馬藝やよすかしにて被仰付之、阿部豊後守屋鋪土居に假御殿出來上覽被爲遊之旨、依之爲見分御老中、若年寄衆頃日被相越之由、萬天日録、

天和二年 九月三日、宗對馬守宅に而曲馬の内見在、水野右衛門大夫、彦坂壹岐守、大岡五郎右衛門内見在之、

其外見物の御方有之、

一西之丸下馬場大手に假之御殿建之、やよすかしにて曲馬在、堀端竹垣をゆい馬場之跡先に土手を築、曲馬乗を評定所へ入、御馳走有之支度す、天和韓聘記、同年九月五日、馬場先假御殿に御成、朝鮮の曲馬上覽畢りて、評定所において、上上官已下乗馬のもの等に酒菓を賜はる、この日殿中伺候の輩に見物を命せらる、

天和二年

一九月五日假之御殿にて曲馬上覽有之、やよすかしにて乗之、

曲馬之次第

立逸三 逆立 關貫通し 下り藤 風

車 左右歩 左右下り 七番乗之、

按するに、曲馬の次第その名並の異同あり、何れか是非を知らざればさしに存す、

上官之内 邢裨將 吳裨將

右兩人於御前乘之、評定所へ來り支度す、

一同日宗對馬守被召出、今度朝鮮人來朝御満足に思食旨、上意有之、天和韓聘記、

天和二年九月五日、和多倉門の内土手にて朝鮮の曲馬上覽、やよすかしを爲馬場乗者十人、人見私記、○按するに、此

書乘者十人さあるはふしんなり、

天和二年九月五日

一朝鮮人馬藝爲上覽、和田倉御門之内土手兼日假御殿を構へ、巳刻渡御、八代洲河岸馬場として乗之、御殿に被爲入、御先は筑前守、加賀守、山城守、牧野備後守、稻葉石見守、按するに、筑前守は堀田正俊、加賀守はもと中、備後守は御側御用人、大久保忠朝、山城守は戸田忠昌にして、成貞、石見守は若年寄正休なり、高家衆、詰衆、芙蓉之間御役人、御先に罷越候、

一御供堀田對馬守、朽木和泉守、金田遠江守、按するに、對馬守正英若年寄和泉守遠江守はさしに御側衆なり、御側御小姓衆、御小納戸、中興御小姓、中興衆等、

一曲馬罷出候朝鮮人上上官三人、軍官三人、馬乘二人、馬醫一人、小童三人、中官七人、下官八人罷出、則評定所にて御菓子被下之、

曲馬之次第

馬乘 吳裨將 邢裨將

起立 倒立又假付 左七步右七步 莊馬尾

立一さん 双方又双馬 左右歩 關貫添

横載 挾膝 倒指

よこ乗 添脇 さがり藤

右土上覽午刻、還御也、

一評定所にて鮮人の折櫃物、吸物、酒肴被下候、彦坂壹岐守、坂本右衛門佐按するに、この二人は、藤作左衛門等相越、給仕新見七左衛門組御徒衆、御目付近

一馬場先御門本多作右衛門、和田倉寛五郎大夫、

一八代洲河岸御徒頭宮崎善兵衛、中山右衛門組共、

一今日殿中伺公之面々高家詰衆、奏者番、大番頭、御書院番頭、御小姓組番頭、大目付、町奉行、新番頭、御勘定頭、御作事奉行、御普請奉行、遠國役人見物、御日記、柳營日記、

天和二年九月五日

一朝鮮人馬藝被仰付、馬場先之新御殿に巳の下刻被爲成、

龍之口酒井修理大夫屋敷前、按するに、延寶二年江戸大部伊勢守屋繪圖によるに、今の老中阿敷是なり、火消屋敷久具忠左衛門前兩方に喰達の

土手あり、堀の方は青竹にて行馬を結盛砂有之、

上上官三人一座、軍官三人一座、間無之故六人一座なり、馬乘二人、吳裨將、邢裨將、馬醫一人一座、小童三人、中官七人一座なり、下官八人一座、右の分評定所へ罷越、於彼地御菓子被下、

曲馬乗方

立一さん 倒立 左右歩 左右渡 貫

坂渡 横乘 脇渡 下り藤

右奉行彦坂壹岐守

一詰衆芙蓉之間の役人、御近習衆、御供番面々まで土手にて見物、

一還御以後、御三人方、井伊掃部頭、松平肥後守より使者指上之、其外は月番御老中迄使者遣候、在國在所之面々は飛札に而相勤之、朝鮮來朝記、

天和二年九月五日

一今日吳裨將、邢裨將等曲等を上覽したまふ、兼てやよすかし馬場に構へ、和田倉橋のきは馬場先御門の橋のきはに土手を築く、和田倉御門の内石垣の上

に御機敷を構ふ、巳後刻渡御、殿中伺候の輩高家、御詰衆も上意に因て見物す、林春常、人見友元も

同く見物す、其乗形は起立、倒立、横載、挾膝、左七歩右七歩、莊馬尾、倒立、雙馬等也、

一午後刻還御、

一今日馬場先の御門は御弓頭本多作右衛門、和田倉御門は御鐵砲頭寛五郎大夫勤番す、

一やよすかし馬場の警固は御歩行頭二組、宮崎善

兵衛、中山平右衛門これを勤む、
 一評定所において上上官并曲馬の者に御菓子吸物
 酒肴等を下さる、大目付兩人御目付一人出向て指
 圖す、給仕は新見七右衛門組の御歩行これを勤む、
天和二年朝鮮來朝記、
 朝鮮往來
 天和二年九月五日、朝鮮人曲馬爲上覽、龍口馬場
按するに、柳營年表載録、如官日傳抄
 には内櫻田馬場ありふしんなり 前土手假御殿に渡御、
 御供堀田對馬守、朽木和泉守、金田遠江守御留守阿
 部豊後守、松倉市正御留守居衆、御先には御老中牧
 野備後守、稻葉石見守也、

曲馬次第

- 一横 二たて 三下り 四仰け 五横
- 逆 六歩俯き 七たち 八兩方へさがり
- 九さかさ片笠
- 曲馬乗方
- 立一さん さか立 左右添 關木添
- 横乘 腋添下り藤

馬乘 吳順伯 同 刑時挺續武家
評林
 天和二年九月五日、朝鮮の信使に從來る馬上才兩
 員副手果吳順伯、副司果刑時挺、舊例のこごとく八代

洲河岸にて立、倒挽、横載、挾馳、左七步右七步、粧
 馬尾、倒堅、雙馬、凡八變なり、和田倉門内の土手に
 假殿を構て上覽なり、評定所にて馬上二人并上上
 官に折櫃物、酒肴を賜ふ、大目付彦坂壹岐守重紹、
 坂本右衛門佐重治、目付近藤佐左衛門監臨す、給仕
 は歩士なり、寛永
 天和二年九月五日、朝鮮人曲馬上覽、和田倉馬場御
 殿へ四過に被爲入、九ツ前に被遊還御候、馬藝被仰
 付罷出人數上上官三人、軍官三人、馬乘二人、馬醫
 一人、小童三人、中官七人、下官八人於評定所御菓
 子被下之、右に付御役當、御先拂甲斐庄三郎右衛門
 組共、御先番松浦市左衛門組共、御供番石野八兵衛
 組共、八代洲河岸馬場内中山平右衛門組共、同宮崎
 善兵衛組共、御道番永見甲斐守組共、同大岡彌右衛
 門組共、馬場先御門御道番榊原大膳組共、右羽織袴
 にて勤之、評定所御勝手改新見七右衛門組共、右上
 下に而勤之、御徒方
萬年記
 正徳元辛卯年十一月四日、聘禮行はれしは、朝鮮人馬藝上
覽、この事により、この月二日、この月朔日なり、朝鮮人馬藝上
 覽、宗氏に於て嘗試あり、代官町新馬場、これ、たじ新たに
 て、今に朝鮮馬場、假御殿に渡御なり、高家詰衆以下諸御
 と稱する是なり、

役人等見物を命せらる、畢て上上官馬上才等に酒
 肴菓子を賜はる、

正徳元辛卯年十一月二日、對馬守屋敷にて曲馬稽
 古有之、同四日曲馬御上覽、
 同年十一月四日

曲馬上覽儀注登城道筋

一上上官馬上才等東本願寺より寺町通、本多彈正
 少弼屋敷前按するに、正徳三年分見江戸大圖によるに、
 少弼屋敷前は今の下谷七軒町酒井石見守屋敷是なり、佐
 竹大膳大夫脇通り、御徒町津輕土佐守屋敷前按す
 るに、
 同圖によるに今の宗對馬守脇、藤堂和泉守前、本多信
 堀兵庫頭屋敷なり、濃守屋鋪按するに、同圖によるに、今の筋
 濃守屋鋪は御門外字わら店の邊是なり、後脇通り、筋違橋
 御門、廣小路稻葉丹後守屋敷前、松平伯耆守前按す
 るに、
 同圖によるに、伯耆守は今の小
 川町土屋采女正屋敷是なり、松平志摩守前通り、同圖によるに、
 同圖によるに、橋御
 門外にあり、飯高市郎兵衛前、村上市正屋敷前御用屋
 敷、大澤右衛門督前、酒井吉右衛門前、按するに、同圖
 皆雄子橋御門
 外にあり、吹上御用屋敷脇、按するに、同圖に田安御門外
 外にあり、田安御門に相越、此時上上官馬上才等御門外
 にて各駕より下る、對馬守家來引之御門番所へ入、
 但東本願寺脇新堀端より寺町通り六町餘候所、
 辻岡松平中務大輔、池田内匠頭人數勤之、其外屋

敷前道筋警固出之、

一御前并諸衛之儀仗を建つ、
 假御殿之後に御長刀、御持鑓等をたつ、御馬三疋
 北の方外繫に引たつ、虎革投鞘之御鍵百本假御
 殿之南北に建、外衛六ヶ所御弓銃等を備ふ各圖
 に見えたり、
 但御長刀、御持鑓、御召御馬出るに付、御徒頭御
 厩方等連池紅葉山下御門通相添相越、
 一桐之間御番衆十五人御番所に就く、
 一大老中若年寄等竹橋御門より入て幕次に付く、
自注、竹橋外に
 駕より下る、
 一高家以下御役人等清水御門より入て幕次に就
く、自注、清水御門外
 にて駕より下る、
 一先期寺社奉行本多彈正少弼、大目付松平石見守、
 御目付鈴木飛騨守、大久保甚右衛門四人田安御門
 番所に赴き上上官等を迎入れ、騎るへき所の馬を
 御番所の側に立つ、かねて外繫を設たつ、
 一彈正少弼、石見守、飛騨守、甚右衛門等下り下り
 て迎へるに不及、對馬守家來誘引して番所之うへ
 ね上り候以後出合、彈正少弼等對馬守家人をして

馬上立ち一さん 馬上倒立さかたち 馬上倒曳さかり 馬上左右七歩 馬上横臥よこのり 馬上仰臥くわんわんかへし 馬脇隠身よこそひ 雙馬

廉按、按するに、廉はこの書、曲馬乃獲騎術也、開故人多好爲此者、信使從中池起深李斗興以能術知名、宗對州請上召使試之、十一月六日按するに、四日、上御城北調馬場、執政老中有司諸衛南北設座、以次翼侍、是日也羽織袴褶不具朝服、既而起澤斗興召至登場不及拜、直騎馬分爲兩番、週遭回旋、鳥舉猿跳、極盡其妙、觀畢起澤等下馬、執鞍而出、于時執政引各官拜謝、少頃車駕還宮、執政以下皆退去、及信使辭見褒賞李池、各賜白金五十枚、或爲廉語如此推本其言、演爲此圖以備考證、後得其名目旁注韓音、譯以國字併附之、踐好錄、

正徳元年十一月四日曲馬、三使登城無之、御詰衆、菊之間衆、見物被仰付候、續談海、

正徳元年七月九日

朝鮮人曲馬上覽之儲、田安御門内代官町新馬場築、同年十一月四日

曲馬上覽田安御門内代官町新馬場吹上被爲成、御物見にて上覽、柳營年表秘録、如官日簿抄、

正徳元年十一月四日、於吹上馬場朝鮮人曲馬上覽有之、

御前置 金田惣八郎組共、寛助兵衛組共、人數六十人、吹上馬場外廻御番 林藤四郎組共、土屋數馬組共、

右何れも服紗小袖上下、明六時田安御門前揃、人拂三組左之通

新庄伊織組共
本多久五郎組共
江原與右衛門組共

右鬘斗目上下、明六時面々場取揃、
右土覽に付詰衆番頭、芙蓉之間御役人見物被仰付、
馬藝之者 池起澤 李斗興

乘形
立一さん さか立 さがり藤 左右七歩
横乘 くわん貫通 横添 雙馬御徒方萬年記、

正徳元年十一月四日

一田安御門之内馬場にて、朝鮮人曲馬被遊上覽、

一御先の井伊掃部頭、土屋相模守、秋元但馬守、大久保加賀守、井上河内守、久世大和守、鳥居伊賀守相越、

但加藤越中守者病氣に付不相越、

一曲馬見物就被仰付之溜詰、高家衆、詰衆、奏者番其外面々相越、

一午中刻過上覽所假御殿に渡御、自注、御羽織袴、曲馬有之相濟而還御、

一今日罷出朝鮮人に於田安御番所、御菓子御茶御酒等被下之、

一所々勤番左之通

馬場乗出口前	御持弓頭中坊長左衛門	田安御
門之内東之方	御儀砲頭逸見八左衛門	田安御
門之内西之方	御弓頭山崎四郎左衛門	馬場
西南之間	御儀砲頭酒井與九郎	紅葉山下矢來
御門之方	御儀砲頭前島太郎左衛門	清水口御
門上稻荷前	御儀砲頭大井新右衛門	御前置
御徒頭金田惣八郎組共、	寛助兵衛組共、	馬場外
廻 御徒頭林藤四郎組共、	土屋數馬組共、	

右之通勤仕之、

一豫參御供其外御用に懸り候面々、羽織袴着之、

一曲馬上覽之次第委細者來聘記に有之、

一御三家方より使者被差上之、於躑躅之間謁豊後守、是曲馬上覽付而也、

◎此間に挿圖あれども省略す、

同月五日

一昨日朝鮮人馬術見物被仰付面々爲御禮登城、

一松平讃岐守、井伊備中守於御黒書院溜謁老中退

出、

一高家、詰衆、奏者番於芙蓉間謁老中、詰衆、田安御門、半藏口御門、竹橋御門番相勤面々は於菊之間縁類謁老中、此外見物被仰付面々は今日月番豊後守、間部越前守、月番久世大和守宅に爲御禮相越す、以上、柳營日次記、

子亮曰、白石は英斷の人なり、朝鮮來聘の時に殿中にて老中土屋相模守殿の禮拜の失をまのあたり咎められたるに、土屋殿赤面せられしとなり、朝鮮馬場にて韓人曲馬、文廟御羽織袴にて上覽あり、且くくり頭巾を召れしとなり、舊例は左なかりしとなり、これも白石の意なり、此時韓使へ多葉粉盆銀管

そへ出ける、其座へ白石出られけるに、韓使も度々白石に仕負何かなと存せし所故、多葉粉盆を押退て、那用此煙管薰我錦繡之腸と書て、白石に見せければ、白石直に筆をとりて、試用此煙管融我銅鏡之腸と書て、韓使へ見せ多葉粉盆を引よせ、一服吸はれしとなり、東野語りけると子亮の話なり、白石書、享保四己亥年十月二日、來五日朝鮮人馬藝上覽により本日溜詰以下御番衆等に至りて見物仰付らるゝむね、御書付を出さる、同三日宗對馬守義誠の宅において御用掛り老中已下曲馬の見分あり、同四日上使として紀伊中納言殿、水戸中將殿に同見物の事を仰遣はさる、

享保四己亥年十月二日、井上河内守按ずるに、老中、中正等、被渡候御書付、

- 大目付に
- 御目付に
- 溜詰 御譜代衆 同嫡子 鷹之間詰 同嫡子
- 菊之間縁類詰 同嫡子 諸番頭 諸物頭 布衣以上
- 御役人 御目見以上 布衣以下
- 小役人 御番衆 御同朋 御數寄屋頭

右之面々、來五日朝鮮人曲馬上覽に付、見物被仰付候、服紗小袖麻上下、先登城有之其上にて見物所へ可被相越候、尤當番詰番之面々者被相越様子御目付可承合候、以上、

一布衣以下御役人御番衆之衣服同前、田安御門、半藏御門、清水御門之内に向寄次第可罷出候、以上、一見物所之義は右之御門にて承合可相越候、尤當日詰番其外役所御用有之者は罷出に不及候、刻限之義は大目付、御目付可承合候、是まで御書付寫同し、一布衣以下御役人、御番衆共に五時揃に候、一布衣以上者未刻限相知不申候、

以上、柳營日記、

享保四年十月二日、於御城惣出仕之諸布衣以上之面々可相殘由申渡、其後左之書付河内守御目付へ相渡、且又老中支配之分大目付へ被相渡之、文言左之通、

- 御書院番頭 御小姓組番頭 林大學頭父子共
- 小普請奉行 西丸御留守居 中奥御小姓 御女中機方御用人衆 新御番頭 百人組之頭 御持筒之頭 火消役 御先手 御目付 御使番 兩番

組頭 御鐵砲方 西丸裏御門番頭 御徒頭 小十人頭 御船手 御留守居番 二丸御留守居 御納戸頭 御腰物奉行 御鷹匠頭見習 奥御祐筆組頭

右之面々來る五日、朝鮮人曲馬上覽に付、見物被仰付候間、服紗小袖麻上下着之登城有之、其上にて見物所へ可被相越候、尤當番詰番之面々罷越に不及候、見物所へ被相越候様子刻限等者御目付可被承合候、

右之趣向々々、可被相達候、以上、
十月二日脱漏柳營、
享保四年十月二日、惣出仕有之、出仕過布衣已上之面々相殘候様に被仰渡候由、御目付衆被申聞候、相殘候處此御書付御目付鈴木伊兵衛、稻生次郎左衛門爲見被申候、

布衣 以上

右之面々來五日朝鮮人曲馬上覽に付、見物被仰付候間、服紗小袖麻上下着之先登城有之、其上にて見物所へ可被相越候、尤當番詰番之面々は不及被相越候、見物所へ被相越候様子刻限等は御目付へ可

被承合候、

右之趣面々へ可被相觸候、以上、

十月二日御徒方、萬年記、

享保四年十月三日、宗對馬守殿にて井上河内守殿此度御用懸りの御衆曲馬内見有之候、月堂見聞集、享保四年十月三日、於宗對馬守宅朝鮮人曲馬見分有之、河内守、松平對馬守、横田備中守、大久保下野守、鈴木伊兵衛、稻生次郎左衛門罷越、

四日、明五日朝鮮人曲馬上覽付、見物可被有之有之旨被仰遣之、

上使

御小姓組番頭 諏訪若狹守

上使

紀伊 中納言殿

御書院番頭 稻葉下野守

同月五日、吹上上覽所に渡御、朝鮮人曲馬上覽あり、淳信院殿にも出御、見物の輩かねて命せられしことし、畢りて田安御門番所において、上上官以下馬藝の者等に、菓子を賜ふ、

享保四年十月五日吹上御馬場にて曲馬に付

溜詰衆 御譜代大名 布衣以上御役人

右見物被仰付

一曲馬乘官二人 姜相周 沉重雲
 一右道筋淺草橋通り常磐橋、夫より松平兵部大輔
 屋敷前より酒井左衛門尉屋敷前、本多伯耆守松平
 因幡守屋鋪前より竹橋御門に入る、
 一歸之節同斷、鶴林來
 享保四年十月五日、田安之内於馬場曲馬被遊上覽、
 見物被仰付、左之通、

御譜代衆 御詰衆 菊間御縁類衆 諸番頭 諸
 役人 御番衆柳營日次記、

享保四年十月五日、田安御門馬場にて曲馬上覽、同
 所御長屋々以て見物所とす、御家門方始、萬石以上
 之面々高家、御留守居、大番頭等は二階之上、布衣以
 上之輩は二階之下、無官之御役人御番衆迄は庭上
 薄縁之上にて見物、

曲馬乘形

立一さん 左七步右七步 さかたち 脇そひ 横
 乗り くわんぬき通し 雙馬 馬上用鎗 馬上
 偃月刀

姜相用 沉重雲脱漏柳營

一於吹山馬場曲馬乘形

立一さん 左七步右七步 さかたち 脇そひ
 よこのり くわん貫通し 雙馬複合 馬上用鎗
 五十斤程の目
 方馬上偃月刀

曲馬乘二人 姜相周 沉重雲月堂見
 享保四年十月五日

一今日田安御門之内上覽所に被爲成、於新馬場朝
 鮮人曲馬相濟午中刻還御、長福様にも被爲入候、以
 書付被仰付候面々見物被仰付之、

曲馬乘方

馬上立押扇立一さん 左七步右七步 左右七步 倒豎
 才さ、だち 隱障才脇あそび 横屍載 横乘 馬上仰
 臥くわんぬき通し 雙騎並馳 雙馬 馬上用鎗 馬上
 偃月刀

右曲馬唐人、姜相周、沉重雲、
 右二人勤之、上覽所御次御長屋を以見物所と致、御
 家門方十萬石以上之面々、高家、御留守居、大御番頭
 等者二階之上、布衣已上之輩は二階之下、無官之御
 役人御番衆庭上薄縁之上罷在見物之、朝鮮人に於
 田安御門番所御菓子被下之、

享保四年十月五日、於馬場曲輪新馬場朝鮮人曲馬
 上覽、御前置二組加入十人都合六十人勤、服紗小袖
 上下にて出勤、

但御三家方初、諸大名布衣已上御役人、上覽所長
 屋之内にて席、々有之見物被仰付、布衣以上御役
 人御番衆等御長屋前にて見物、何れも服紗小袖
 麻上下也、御徒方
 享保四年十月五日、朝鮮人曲馬有御上覽、見物被仰
 付面々服紗小袖麻上下着之、先登城有之其上に而
 見物所へ可被相越候、尤當番詰番等之面々は被相
 越に不及候、田安御門馬場にて曲馬上覽、同所御長
 屋を以て見物所とす、御家門方始萬石以上面々、高
 家、御留守居、大番頭等は二階之上、布衣以上之輩は
 二階下、無官之御役人御番衆迄は庭上薄縁之上に
 て見物也、雑語
 享保四年十月五日

一江戸にて朝鮮人曲馬被仰付候節、惣御旗本衆見
 物仕候様被仰出候に付、御白砂へ不殘相詰見物在
 之候、此義先年には無之候、今度初之由、按するに、正
 大夫の外、見物
 の事所見なし、徳度以前は諸

上上官三人 軍官三人 馬藝之者二人 理馬一

人 小童三人 中官七人 下官八人御日記、柳
 同月十日上野山内においてまたかの射藝あり、日光御
 門跡をはしめ宗對馬守義誠及び御用掛り、寺社奉行
 以下御小納戸等見物す、これ内命によりてなり、畢り
 て射藝のものに水菓子を賜はる、この事により別に賜もの
 ありし事所見なし、下ま
 享保四年十月十日

一宗對馬守所望にて於上野車坂下、今日朝鮮人射
 藝有之、

一對馬守見分所、長八間幅一間に小屋懸け、公儀よ
 り被仰付候、

宗對馬守 寺社奉行松平對馬守 大目付横田備中守
 御勘定奉行大久保下野守 御作事奉行柳澤備後守

同久松豊前守 御目付鈴木伊兵衛、稻生次郎右衛門
 御小納戸山本八郎右衛門、鈴木條右衛門、大島
 雲平

一射場顯性院角より一乘院前迄、百二十間幅六間
 より七間迄、
 一騎射場同角より屏風坂下迄、百六十間幅同斷、

一射藝相濟て、於常照院御吸物御酒被下之、騎射之者には於場所水菓子被下之、

兩藝之者 禹僉知、趙監察、柳宣傳、逸萬戶、全先達、楊先達、姜相周、沉重雲、

右之外判事二人、理事一人、中官七人、下官八人、御日

享保四年十月十日 一今日上野車坂下にて朝鮮人射的有之、日光御門跡御物有之由、柳禁日

享保四年十月四日按するに、この書日次誤りなり 一上野車坂下常照院前にて、遠的并騎射被仰付候、

依之假小屋見物所常照院門脇に、十間程懸る、上方、

宗對馬守 二番目 御小納戸衆 掛り 寺社奉行 同大目付 三番目 同御目付 兩御馳走家來

一遠的騎射之次第

一番に的有之、二番に騎射築幕之方、北南より射るの場之間數百二十間、弓何れも半弓、矢重目六十目、但根矢也、何も立て射る、

一遠的五本之内

三本中 禹僉知 二本中 趙監察 四本中 柳宣傳 五本中 逸萬戶 三本中 全先達 六番箭重目六十目 二本之内一本經切 楊先達 一本中 全先達

一騎射五本之内

五本中 逸萬戶 四本中 姜相周外備左構に而一本中 五本中 沉重雲是は矢數六本之内 四本中 楊先達 四本中 全先達

一騎射射様之事、車坂土手際にござをしき、人數拵五所に、南之方より乗出し射る、戻には逆故弓を右に持射る、

一射様之事、下へ打下け引上げをろしききに矢をはなつ、

一的幕暨五間横四間半 幕之地布之様成物、但地白筋丸共に紺之染ぬき、鶴林米

享保四年十月十日、上野車坂塔中寺門前にて騎射有之、半弓射申候、御小姓衆、御小納戸見物被仰付候、尤其外宗對馬守殿、御目付衆、下一覽、百二十

間と百六十間之的を射申候、月堂見聞集

一韓人は挽弓に矢の重さ四十五匁、重さは七十四五匁迄を用と云、矢の先に鉛を入候由、中村氏筆記抄、これ正徳元年條に收むるころなり、今參考のため、こゝに附す、

享保年徳王之時、善騎射者酒井與左衛門、自注、已下田半左衛門、小長谷喜太郎、小笠原孫七郎也、故事

朝鮮朝王命之騎射、自注、部下有朝鮮馬場、○按するに、このて見えたれば、其奇非人力、今茲朝王命數士騎射且命之

騎射、朝鮮使人固辭不騎射、朝鮮遣事、按するに、今茲云衛門以下數士に騎射を命せられ、彼に觀せられしにより、彼畏れて騎射を辭せしこゝく聞ふ、されども是等の事他の所見なく詳ならずれば姑らく存して後勅に備ふ、

通航一覽卷之九十二

朝鮮國部六十八

○曲馬上覽并騎射 從寬延度至明和度

寬延元戊辰年五月、來月三日、朝鮮人馬藝上覽により、見物仰せ付らる、輩、衣服制限および出仕出入口供廻等の御書付を出さる、また上覽所御前置諸御固等を命せらる、六月二日上使をもて御三家方に御見物の事を仰進らる、また揃刻限衣服等の御書付出、
寬延元戊辰年五月廿九日

御本丸

大御所様附

大納言様附

諸番頭

諸物頭

布衣以上御役人

右來月三日朝鮮人曲馬上覽に付、見物被仰付候間、染帷子麻上下着之、先登城有之、其上にて見物所に可被相越候、尤當番詰番等之面々者被相越不及候、

通航一覽卷之九十一終

見物所被相越候様子刻限等者、大目付可被承合候、これにて朝鮮來朝記同し、

御本丸

大御所様附

大納言様附

御目見以上

小役人

右同斷に付、染帷子麻上下着之、田安御門半藏御門清水口御門之内向寄次第可能出候、見物所之儀者右之門々に承合之可被相越候、尤當番詰番等其外向々役所御用有之者は罷出不及候、刻限等之儀は大目付御目付可承合候、右之趣、享保之格を以向々可被相達候、

五月

同日雅樂頭按するに、老中酒井忠知、

御目付四人

今度吹上上覽所前於馬場朝鮮人曲馬之節、中山五郎左衛門、神尾市左衛門申合可被勤候、

五月大成令續集、御徒方萬年記、

寛延元年五月晦日、上覽所前於馬場、朝鮮人曲馬之節、

節、

吹上十三間御門 堀田主膳 上覽所西之方

大久保甚五左衛門 同所東之方 徳山五兵衛

矢來御門外 川勝主税 按するに、主膳は御持頭、甚五左衛門以下三人は御先手頭なり、

神田數馬、阿部百助 按するに、この二人は右二組六十人、

御前置、是より植溜明地に出人、

右之通、可有勤番旨可被談候、

右書付御目付の本多伊豫守 按するに、若渡之、大成令續集、

寛延元年五月晦日、酒井雅樂頭本多伊豫守渡之、

朝鮮人曲馬上覽之節見物被仰付、罷越候面々召連候供廻之覺、

萬石以上以下并布衣以上之御役人、寺澤御門通、吹上見物所被罷越候節、侍二人草履取一人、雨天之節は傘持一人召連、右供之儀者紅葉山下門内に相殘し、主人計吹上見物所被罷越候事、

一退散之節も紅葉山下御門まで主人計罷越、夫より蓮池御門通大手御門通内櫻田御門向寄次第退散之事、

一紅葉山下御門より見物所まで御徒目付案内致し候、尤退散之節も同様有之候事、

一布衣以下御役人諸御番方之儀者、半藏御門、田安御門、清水御門右三ヶ所御門に向寄より、吹上役所口御門邊まで被相越、右場所に御徒目付御小人目付差出し置候間承合、見物所被罷越候事、

一半藏御門、田安御門、清水御門内よりは、面々主人計被相越、尤雨天之節は手傘用候事、御書付留、朝鮮來聘日中山五郎左衛門神尾市左衛門あり、

寛延元年五月晦日曲馬下見分、官中錄○按するに、この書疎なれども前列によるに、宗氏にしてありしるへし、

寛延元年六月朔日

一於御城惣出仕之布諸衣以上之面々可相殘由申渡其後左之書付雅樂頭御目付に相渡、且亦老中支配之分大目付被相渡候、文言は左に同し、

御書院番頭 御小姓組番頭 林大學頭 父子共

小普請奉行 西丸御留主居 中奥御小姓 御女

中様方御用人 新御番頭 百人組之頭 御持組

弓之頭 火消役 御先手頭之頭 御目付 御使

番 兩番組頭 御鐵砲方 西丸御裏門番頭 御

徒頭 小十人頭 御船手 御留守居番 二丸御

留守居 御納戸頭 御腰物奉行 御鷹匠頭見習共

奥御右筆組頭

右之面々來る三日朝鮮人馬曲上覽に付見物被仰付候間、麻上下着之先登城有之、其上にて見物所被相越候、尤當番詰番之面々は被相越不及候、見物所被相越候様子刻限等は御目付可被承合候、

右之趣面々可被相達候、以上、御書付留、萬年記、

寛延元年六月二日

一明三日朝鮮人曲馬有之候に付、御見物被有之候様、御三家方御使を以兩御番頭被仰遣之、御徒方萬年記、

寛延元年六月二日

上使久世長門守 紀伊大納言殿

上使青山信濃守 尾張中納言殿

上使室賀下野守 水戸宰相殿

上使久世長門守 紀伊宰相殿

上使青山信濃守 尾張中將殿

右者明三日朝鮮人於朝鮮馬場、曲馬被仰付候間御見物候様に被仰遣之、

一左之御書付出、中山五郎左衛門被相觸候、

明三日五時揃曲馬見物被仰付候、面々不及御禮候其段、可相觸候、

六月寛延年録

寛延元年六月二日、曲馬見物之面々五時揃、
曲馬見物被仰付候面々、不及御禮候間、其段可被相
違候、尤西丸御目付にも可有通違候、

六月

同日

明三日曲馬見物不相越當番之面々は、可爲平服事、

六月

明日紀伊殿、尾張殿、水戸殿、紀伊宰相殿、尾張中將
殿、竹之間にて御菓子御吸物御酒出候間、可被得
其意候、

六月大成令續集

六月三日巳の刻上覽所に成らせられ、朝鮮人曲馬上
覽、有徳院殿、凌明院殿にも御同所に渡御あり、御三家
方をはじめ溜詰以下諸役人兼て御書付のごとく見物
あり、畢て田安御門番所において、上上官馬藝のもの
等に御料理をたまはる、

寛延元年六月、田安前馬場曲馬之節罷越候通筋

一東本願寺より常磐橋までは、登城之道筋、常磐橋
内松平兵部大輔屋敷脇、酒井左衛門尉屋敷脇、一ツ

橋御門内御番屋前通外、清水御門出屋敷美濃守屋
敷前通、竹橋御門後御用屋敷田安の罷越候、

一六月三日朝鮮人於吹上馬場曲馬上覽、始候以前
御徒目付一人、對馬守家來一人、中官一人、下官三
人馬場へ引連、半藏の方へ連行幕張之際に差置之、
一今日公方様、吹上假御殿に被爲成、朝鮮人曲馬上
覽有之、四時始九時終、

馬乘 紅扇を持 馬上方 印文調八注廿 花色の扇
を持 同李世蕃拾四注

乘馬毛付并乘形 栗毛自注、一正、鹿毛自注、一正、

立一さん 馬上立 左六歩右七歩 左右七歩 さか立

馬上倒立 横乘 馬上仰臥 しのびがくれ 霞裏藏身
くわん貫通し 馬上横抛 雙馬雙射馬

一右曲馬之節罷出候朝鮮人

上上官三人一座 軍官三人一座 馬乘二人 馬

醫一人一座 小童三人 中官下官

右之分別評定所へ按ずるに、評定所と記せしは誤りなり、罷越彼地におい
て御菓子被下之、

一先達而見物之儀被仰出候面々、

溜詰衆 同嫡子 御譜代大名 同嫡子 高家

御奏者番 同嫡子 菊之間詰 同嫡子 同所縁

類 同嫡子 布衣以上御役人

一右之節固被仰付面々、

吹上十三間御門 御持弓頭 堀田主膳 上覽所

御先手 大久保甚五左衛門 同西方 徳山五兵衛

矢來御門外 川勝主税

右組共に相勤、以上、朝鮮朝記、
鶴林求聘詳録、

寛延元年六月三日

一已後刻吹上に被爲成、朝鮮人曲馬上覽被遊、午後

刻還御、

一大御所様、大納言様右場所に被爲成、曲馬被遊上

覽候、

一朝鮮人曲馬被仰付候に付、御三家方御見物、御連
枝方、溜詰并嫡子、高家、御奏者番、諸役御番衆見物
被仰付、

馬上才 曲馬乘 印文調二十八 同断李世蕃四十四

立一さん 左右七歩 さか立 横乘 しのびか

くれ くわん貫かへし 雙馬以上寛延
年録

寛延元年六月三日

一於朝鮮馬場朝鮮人曲馬有之、公方様、大御所様、

大納言様巳之刻上覽所に被爲成、上覽相濟、午後刻

還御、御三家方御登城、於竹之間御菓子御吸物被遊、

畢而上覽所に御越御見物在之、御譜代大名衆同嫡

子、詰衆并同嫡子、布衣以上共御役人諸御番衆見物

被仰付、御徒方
萬年記、

寛延元年六月三日

一於朝鮮馬場曲馬上覽御三家方、刑部卿殿、御譜代

大名并諸役人、布衣以上以下とも朝六半時揃登城、

夫より吹上上覽所、且又布衣以下小役人御番方

には、直に竹橋、清水、田安、半藏右御門より無供に

罷成上覽所前通薄縁敷有之、随分緩々見物相成候

事、

曲馬之次第 立一さん さか立 左右七歩

横乘 忍がくれ くわん貫通し 雙馬 右何れ

も二へんづ、

馬才上 印文調二十八 李世蕃四十四

寛延元年六月三日田安御門馬場曲馬上覽、同所御

長屋を以見物所とす、御家門方始萬石以上面々、高

家、御留守居、大番頭等は二階之上、布衣以上之輩は

二階之下、無官御役人御番衆迄は庭上薄縁之上に

て見物候也、

曲馬乗形 立一さん馬上立 左七步右七步 左右

七步 さか立馬上倒立 横乗馬上仰臥 忍がくれ籠

裏藏身 くわん貫かへし馬上横抛 雙馬雙騎馬

右曲馬は、栗毛一疋十歳、鹿毛一疋九歳拾穂集同し

寛延元年六月三日、田安馬場罷越候朝鮮人、上上

官三人、軍官三人、馬稽者二人、理馬一人、小童三

人、中官七人、下官八人、以上、

朝鮮人御馳走御料理獻立、

膳寸法

本膳、高二尺九寸五分、長四尺四寸六分、横二尺

九寸五分、

右膳部下臨哥交之幕、四方折廻し、上に油紙敷之、

茶羽二重前垂布、箸掛一ツ宛膳之上に置之、

高盛白木輪に振曳而、不殘膳之上振之返、塗無地

椀切箱、

銀皿 金銀箔花、十二指、
高盛、いんなもの、
金銀、水引、
傍

右同断 右同断
牛小串

銀天目 色付あわび
ふさに牛房

右同断 高盛
さかいひ

右同断 高盛
羊羹

右同断 高盛
高盛むら干飯

右同断 高盛
いんもの

右同断 けつり栗
松實 胡桃實

銀天目 溜

銀鉢 ほうろ、やうかん、
まんぢう、氷砂糖、
天門冬、蜜 漬、
あつけた、

銀菓子臺 銀菓子臺
焼、雄子 玉子

銀皿 小板 かまぼこ
銀茶碗 葉付大こん
れぎ

銀天目 煮物 松茸
銀猪口 酢味噌

右膳之上、酒一通盃臺銀勝手にて盛出す、

染付天目蓋物 白粥 やり繪

二獻 椀 煮蕨

三獻 錦手大皿、龜足二本、 鹽煮鯛

四獻 銀蓋天目 小豆粥、 わんなんばん

五獻 煮物 吸物 めばる

六獻 染付蓋天目 まさら粥 汁鶴

七獻 錦手大皿 家猪 小刀

八獻 錦手大皿 汁 鹿山椒

九獻 引而 繪大こん、し 平皿、はらけや

寛延元年六月三日、吹上於馬場朝鮮人曲馬被仰付

候節、田安御番所上之間

上上官軍官 木地縁高丸角足打に載、

餅菓子 山吹もち、まさ小餅やき、大まん 箸付 盛合

やま、いも、煮染 車あび、鉄、香のもの、みそす

推茸、いものたひ 肴一たいらき 小皿一やき鳥(うづ

ら)重引一むした、

同所屏風を以仕切

馬乗 理馬 小童 木地縁高足打に載、

菓子 煮蕨 すいもの 肴右同断

同所次之間庭之内幕にて仕切

中官 木地大片木足打に載、

菓子 煮染 すいもの 肴同断

庭之内幕にて仕切

下官 木地片木

強飯 にしめむした、鉄、 箸付 香のもの一

色

右曲馬相濟候以後

一御所がき 一梨子 代久年母、 一葡萄

右は錫鉢に積、馬場之跡先御賄より相廻、

御番所屏風仕切之内、

宗對馬守家内 木地大片木足打

菓子 煮染 すいもの肴右同断 朝鮮來 聘記

寛延元年

朝鮮國有馬戲一技、每聘使來于東都、必試其技、以備

御覽耳、俗稱之曲馬、其藝最絶妙奇異者也、此益晋

中朝元會所設、以騎倒騎顛騎等之技、而雜戲散樂中

之一種也、文獻通考具載其說耳、戊辰年韓使來聘、余邂逅其製述官朴敬行者、問其技之所由始、敬行以筆對曰、馬技即軍中馳突之技、我國以此爲武藝、春秋考試也、以其工拙用作賞罰、如此者慮母四五百人、僕亦未知始自何時、而其來已久、試於兩陣之間則劍戟森羅、旗鼓紛闐、而此技隱身馳入、奪旗斬將、人莫敢誰何、此中州之所無也、然則是爲武所技設、而非備一場異觀者也、但其四五百人之者、恐不至其多爾、學山同年同月十日、上野山内においてかの射藝あり、宗對馬守義如および奥向衆見物す、

寛延元年六月九日

覺

明十日朝鮮人上野車坂に射藝罷出候間、諸事前々相觸候通り相心得、火之元別而入念可申付候、

六月大成令續集、

寛延元年六月十日、東叡山において射藝、官中要録

寛永元年六月十日

一朝鮮人東叡山下寺町において射藝有之畢て騎射勤也、其趣宗對馬守殿所望之分にて、興行あり、尤台聽に達し御褒美白銀六十枚をたまはる由、射手

自注、武官上官小童中官下官以上十六人弓場に来る、のよし一公儀御扈從御小納戸役之内、弓馬堪能の殿原校敷に座して見物したもふ、

一對馬守殿射手小屋へ着座、朝鮮人おのゝ出る、射手におのゝ介副あり、矢先に檢見ありて矢幕に入るときは矢ごとに紙竹を揚し示也、

一步射は根矢にて遠間なる故それ矢の矢をいどふて、御徒目付、御小人目付ならひに對馬守殿の役人ありて衆を制して院々の門戸をさちて見る事を許さす、予或院に往き竊に可令見旨こへとも僧かたぐ拒み、故に押て戸外にたゝすみ遙に見て委細をしらす、その大概を記す、

一射手ならんて一發つ、後に至その内に右の弓をにきり、左に弦を引射手あり、自注、但異國は射形に病ありし、左に射その望にまかせ學ふ

一弓尺張口三尺餘、矢東二尺七八寸、弣は弓中央にあり、張高し、矢は和朝の遠矢こしらへに同じ、筈廻九分二三厘、三羽にて雉子の肩三四の内を付ると見えたり、筈形をつけ根も小粒の定角なり、是も和朝の遠矢の根に同じ、筈は洗斗にてもちゆると見え

えたり、

一足踏より打起し引取已發までの調子はなして跡の位その徐疾國の射形に意味同じ、

一引渡の曲尺中恰好、弓手斜にして妻手の上に達す、はなれば拂と押切也、その形も武經射徳にい

はく、如尺變勢開弓之圖、

一矢ぶくら高く矢とろし、自注、時候暑温をふくみ、霖雨晴も、弓矢尤したるなるへし、て日あうに膠鑿の制にあらずと

一步射畢て騎射有、弓、步射の弓に同じ見ゆる、矢は筈廻り九分七八厘、羽はつかみなり、根

かくのごとく板に中ることに貫く、射畢て矢抜の具を以てこれを抜く、自注、但騎射に、も左右射なり、

一板に中る事十に七八、矢當の墨に中る事十に二三、目當の向に檢見有て中を示す、

一步射、騎射ともに矢所あらし、弓短き故ならん、中華にても百歩を設すと見えたり、しかるに二百五十歩は般には遠し、遠矢には近し、これ異國遠矢の間數ならん、百歩にして射されは中りこゝろにまかせざる故ならん、然とも短弓に長矢を番てこの業をなす事は、その修學増長故ならん、其國その

人その器異なれば、比して以て論すへきにあらす、然れども其理は同じかるへきか、短弓長矢相尅すへき事勿論なるに試、に琢磨の功ならん、

一謹按するに、夫我朝の射は、忝も遠く神代に弓削を振たてたまひしより、今世益盛なり、他の國の及はざる事、和漢歴史に委し、こゝに寛文九年酉の三月十四日、紀州當流の射士葛西遠右衛門友利其間數四十間にて幅二尺高さ五尺の布を矢當に立、於御城西丸矢數五十發の内四十五本根矢を以て中之、台覽に備ふ、尤その頃友利通矢卅一之射手なり、和漢遠矢は三四町より八九町、善く射るはその餘ありといへども、予いまたこれを見ず、またいはく、中りは射の仁なり、あたらずは益あるへからず、矢所あらき射手は遠矢はきかぬものなり、堂前同し、高ければたる木に中り、ひくければ縁板にかゝり、あらければ左右上下ともに障りて通らず、然るに上下左右なく、直發せん事至て矢所こまかなる事考合すへし、當時も洛陽にては、千射矢數の射手あり、深川の堂形風破の後指矢の稽古おのつからおこたる、後來當流の射手十五間より三十間まで

の目當計を射て、急に遠矢差矢を射は、中々弓矢相尅して取合する事なるべからず、弓の長短力の深張貌の格好矢の太細輕重かけ合等修學積累の精射にれらされは知るべき事にあらず、

一朝鮮の射手は一寸の板を射て矢勢を沙汰する哉、和朝の鍛鐵鍛革を射て試るなり、たとへは一寸の板ならば棒角牙にて射て可然、尤射手の精粗にしたかひ、裏をかく淺深射手に可順、また矢板に留らす裏へ射出し、尙その餘勢にて矢のはたらきあり、射手も數多有へし、また曰く、初心之騎射弓とて弓工にまかせ仕立たる弓ならば善く中り、善く射たるも矢業有へからず、當時射術深く執心の人有ても、上京してその業を試習と欲すれ共これまた客易にこゝろにまかせず、自然と差矢遠矢におこたり、師の書傳計をたのみその道を盡さず、粗學の射士異法に驚く事有へし、師傳を得て自師賢學に至らざる人を師として學は木に魚をもとむるなるへし、いはんや射道至つて大なりと和漢先達の書にも見えたり、當流の射手偏執迂疎の説を不執信實に學んでかならず異法に驚く事なかれとお

もふのみ、
 眞鍋庄五郎祐雄謹述
 同知金壽罪自注、おそらくはあやまりあらん 駈騎横矢五本
 左構 兪知林世載 同四本 府使李桂國 同五本
 左構 都事李柏齡 同五本 內乘李逸濟 同五本
 都事李邦一 同五本 印文調 駈斗後駈四本
 李世蕃 同四本
 的場百二十間 矢數五本射 帆の大サ六間 四方角六尺四方
 同知金壽罪 帆角帆帆 兪知林世載 外外
 帆帆帆 府使李桂國 帆帆帆帆 都事李
 柏齡 帆帆帆帆 內乘李逸濟 帆帆帆外外
 都事李邦一 帆帆帆外外 印文調 外外帆帆
 帆 李世蕃 外外帆帆
 右書付は對馬守殿役人より出候由、予見る所の間數と相違これありといへども不可改之、その書付見る儘を書付けり、故に符合すべからず、朝鮮人駈射之記
 明和元年二月來月朔日、曲馬上覽のとき見物を命せらるゝ輩、衣服その外出入口および召連供廻等、御書付出、同月廿九日御三家方御見物の事御使して仰せ進せらるゝ、また揃刻限等の御書付を出さるゝ、
 明和元年二月廿一日、馬藝下見、栗園邊抄○按するに、着府有しは、こ

の月十六日なり

明和元年二月六日、按するに、この書月日あやまりなり、曲馬前宗對馬守方内見分と云々、和世説、
 明和元年二月廿四日

一朝鮮人曲馬之節、萬石以上并布衣以上之面々見物所罷越候節、此度新規明き候口より出入致し、御門外は按するに、この御門今考へたし、御持方より出入有之、右御門内之儀は御徒方にて固候に付、御徒一組差出見計間配置候事、
 右之通伺相濟候に付、申達置候、以上、
 二月
 太田三郎兵衛
 曲淵勝次郎御徒方萬年記
 明和元年二月廿八日
 一左之書付二通出候、

御本丸
 西丸
 諸番頭
 諸物頭
 布衣以上之御役人
 右來月朔日朝鮮人曲馬上覽に付、見物被仰付候間、

服紗小袖麻上下着之先登城有之、其上にて見物所可被相越候、尤當番詰番等之面々は被相越不及候、様子刻限等は目付可被承合候、
 御本丸
 西丸
 御目見以上之
 小役人

右同斷に付服紗小袖麻上下着之、田安御門、半藏御門、清水口之内向寄次第可能出候、見物所之儀は右御門之内承合可相越候、尤當番詰番等其外向々役所御用有之ものは罷出不及候、刻限之儀は大目付御目付可承合候、
 右之通向々、可被相達候、
 二月これまで天
 朝鮮人曲馬上覽之節、見物被仰付候面々召連候、
 供廻之覺、

一萬石以上以下并布衣以上之御役人、寺澤御門池吹上見物所罷越候節、侍一人草履取一人、雨天之節は傘持一人召連、右供廻之儀は紅葉山下御門に相殘し、主人計吹上見物所被相越候事、

一退散之節は、紅葉山下御門まで主人計罷越、夫より蓮池御門通、大手御門、櫻田御門内、向寄次第退散之事、

一紅葉山下御門より見物所まで、御徒目付御小役人目付案内致し候、尤退散之節も右同斷有之候事、一布衣以下御役人、諸御番方之儀は半藏御門、田安御門、清水右三ヶ所御門向寄吹上役所口御門邊まで被相越、右場所之御徒目付御小人目付差出し置候間、承合見物所被相越候事、

一半藏御門、田安御門、清水御門内よりは、面々主人計被相越、雨天之節は手傘用候事、

一萬石以上以下布衣以上之御役人、見物所被相越候節、刀之儀は、紅葉山下御門にて家來に相渡し、脇指計にて何れも被相越候事、
右之通御心得可有之候、

二月

太田 三郎兵衛

曲淵 勝次郎 柳營 日次

明和元年二月廿九日

御使 水野内膳正

紀伊中納言殿

同 伊澤播磨守 水戸宰相殿
同 水野内膳正 紀伊中將殿
同 伊澤播磨守 水戸少將殿

右は明朔日朝鮮人曲馬被仰付候間、御登城御見物被有之候様被仰遣之、

一明日月次之御禮無之、

一明日朝鮮人曲馬彌上覽有之候、見物被仰付候、揃刻限之儀は御城に五時之由、諸事先達而御書付之通之由、尤見物被仰付候面々不及御禮之旨御座候、
柳營日次

明和元年三月朔日、松平右近將監 按するに、老中武元、 渡御書付大井伊勢守被達、

一曲馬見物被仰付候面々不及御禮候間、其段可被相達候、
御圖書○按するに、この書はよひ下の天明集録のする日に出来しものなれば、月日の誤寫なること必せり、ゆへにここに附す。

明和元年三月

曲馬見物罷出候、萬石以上之面々服紗小袖麻上下着之先登城、其上に而見物所被相越候、見物所道筋は大目付に可被承合候、萬石以上嫡子之分、月次出仕候分計罷出候様可被致候、

右之通、達候事、

三月朔日

曲馬上覽表向五時揃候事、

曲馬見物被仰付候面々不及御禮候間、其段可被相達候、
天明集録

三月朔日吹上上覽所に渡御、朝鮮の馬藝上覽せらる、御三家御兩卿御連枝方をはじめ、かねて御書付もて命せられし諸向見物あり、騎藝の後朝鮮人等に酒肴菓子を下したまふ、

明和元年三月朔日

一田安御門内於馬場朝鮮人曲馬被仰付候に付、御三家方御見物、御連枝方、溜詰并嫡子、松平越前守御譜代衆、高家詰衆、御奏者番、菊之間縁類詰、同嫡子、諸役人御番衆見物被仰付、

一右衛門督殿、宮内卿殿、紀伊中將殿、水戸少將殿見物所に罷越、御成以前老中若年寄者御先に相越、
曲馬乘 朴聖迪 鄭道行
藝馬騎法

出馬 立一さん 横乘 燈裏藏身 さか立
再出馬 左右七歩 くわん貫通し

三出馬 立一さん左右七歩 横乘又さか立 兩刀つかひ 長刀つかひ 鍵つかひ 以上一右同斷に付御三家方より一種一荷つゝ、御城附を以被差上之、於御臺所御廊下右京大夫謁之、
柳營日次

明和元年三月朔日

五半時之御供揃に而吹上被爲成、朝鮮人曲馬上覽有之、九半時還御、

馬上才 朴聖迪 鄭道行

理馬 張世文

朝鮮人曲馬上覽に付御前置其外植溜固共

倉橋三左衛門組共、加人五人
酒井大炊頭組共、加人五人

右御役常服紗小袖上下にて出勤、
御徒方 萬年記

明和元年

一三月朔日朝鮮人曲馬上覽有之候、御三家初見物諸番頭、諸物頭、布衣以上御役人は上覽所之内に而見物、布衣以下小役人諸御番方は上覽所前吹上役所前通に罷出見物、半藏、田安、清水、竹橋四ヶ所御門より供なしに罷出候、五時揃也、服紗小袖麻上下

也、

馬上才 朴聖迪 鄭道行

藝馬騎形

出馬 馬上立和名立一さん 回馬馬上横臥横乘

再出馬 左右七步 左右七步 回馬馬上後臥くわん

貫通し

三出馬 左右七、左右忍びくくれ 步鎧裏藏身 回

馬馬上倒立逆立 雙馬馬上左右七步 雙馬左

右七步 回馬上横臥倒立 横乘又さか立 雙劍

二刀つかひ 月刀長刀つかひ 梨花鎗 鎗つかひ

續談海、

明和元年三月朔日

一御目付太田三郎兵衛、曲淵勝次郎より曲馬可始之旨對馬守家老に達之、上上官、馬上才、理馬小通事、小童使令、下官は朝鮮人に差添對馬守家來共罷出、一朝鮮人の御菓子吸物御酒被下之、對馬守家來同前、給仕は對馬守家來ともへも、御門番勤之、御日記、同月六日上野におひて朝鮮人帆的あり、これまた、例のれさも記載詳ならず、

明和元年三月六日、上野下寺前にて朝鮮人帆的有

之、

同月九日、

一去る六日於上野、帆的仕候、覺

射候中付、但一人に付矢數五本つゝ、

外帆同同同 金相玉 外帆同同同 柳達源

帆同同同同 任乾 外同同同同 泉榕煥代應湯

帆同角帆同 曹信 帆同同同角 林青與

外同帆同同 朴聖迪 外同同同同 鄭道行

騎萬中附、但壹人に付、矢數五本つゝ、

五中 金相玉 三中 柳達源 四中 任乾

三中 金應湯 四中 曹信 五中 林青與

四中 鄭道行 五中 朴聖迪 續談海、

通航一覽卷之九十二終

通航一覽卷之九十三

朝鮮國部六十九

○兩國書儀物并信使御暇等 慶長度 元和度

按するに、この條來輪進物の分は、信使聘禮管中御慶應の條に出ずるを以て、降して御返簡に併せたり。○兩國書あるは、慶長十二年より寛永元年にいたるまで、日本國王殿下に載す。同十三年より、仰により日本國王殿下に載す。同十三年より、仰により日本國王殿下に載す。正徳度には、國書復號の命ありて日本國王殿下に載し給ふ。正徳度には、國書復號の命ありて日本國王殿下に載し給ふ。天和度にも日本國王殿下に載せられし。享保度また復古せられて、天和度の書式を用ひ給ひしより以降例となる。また寛永元年以前は、御返簡に「干支のみありし。同十三年より年號を載せらるゝ事となりぬ。

慶長十二丁未年五月六日、朝鮮國信使江戸城において聘禮のとき獻するところ、かの國王の書牘及び別幅の次第、信使聘禮御慶應の條併せ、

慶長十二丁未年、朝鮮昭敬王去冬神君御書なされし回答として、呂祐吉、慶暹丁、好寛をして來聘せしむ、按するに、この書元和二年、宗對馬守信使を求むるの書に答へし、この書曹參議李瓊の書に、往年日本右府委送書乃有回答之禮矣と載す。信使持し來る、國書左に記す、朝鮮國王李昭奉復日本國王殿下、隣交有道自古而然、二百年來海波不揚、何莫非天朝之賜、而敝邦

亦何負於貴國也哉、壬辰之變、無故動兵構禍、極慘而至及先王丘墓、敝邦君臣痛心切骨、義不與貴國共戴一天、六七年來馬島雖以和事爲請、實是敝邦所耻、今者貴國革舊而新問札、先及乃謂改前代非者、致款至此、苟如斯說、豈非兩國生靈之福也、茲馳使价庸答來意、不腆土宜在別幅、統希盛亮、

和文

萬曆參拾伍年正月日

隣に交はるに道あり、古よりして然り、二百年來兩國好みを完くするもの、いづれか天朝の賜にあらざらん、また敝邦貴國において、また其隣交を失ふものあらず、壬辰の變故なくして兵を動かし、先王の丘墓に及ぶに至る、敝邦の君臣其心を痛ましむる、義において貴國と一天を共にするへからず、六七年來馬島和を以て請ふことを爲といへども、實に是敝邦の恥る所なり、しかるに今貴國舊を革め且前代の非を改むるといふを以てし、先問札をいたさる、苟もいふ所のことくむは、誠に兩國生靈の福とすへし、よつて使价を馳せもつて來意に答ふ、不腆の土宜別幅にそなへたり、統て盛亮を希ふ

のみ、
按するに、武徳大成記、續喜國寶記等に、月日の末に朝鮮國王李昭
とあり、また南山閣書に、その印章の形を存す、今參考のなめこに
す、

朝鮮國王李

昭 爲政
以德

白苧布三十四、黑麻布三十四、白綿紬伍十四、人
參伍十筋、彩花席二十張、虎皮一十張、豹皮伍張、
厚白紙伍十卷、清蜜一十器、黃蜜一百筋、青斜皮
一十張整、朝鮮通

按するに、來翰の書式及び別幅の品數等、諸記載する所一定な
らず、第一その發端に「は奉復に作り、一は奉書に作る、その文
章もまたそのつら長短異詞あり、この故に外蕃通書に
これを論難して、以て奸謀矯作の書とすその説たに生ず、

朝鮮國王獻書の眞本御文庫に現存す、其櫃は危朱
漆、其國書は白繭紙縱二尺許、横三尺餘、白き卦引
あり、其書式は朝鮮日本平行天朝、擡頭、年號、朝鮮
平行なり、端楷細書字の大き蠅頭に似たり、姓某の
處にみな朱印を踏む、其印方二寸五分、爲政以德の
四篆陽文なり、外面は右邊に奉書と書し左邊に日
本國王殿下と書し、合給の處に朝鮮國王姓某謹封

と書し、姓名の處にまた朱印を踏む、李昭は昭敬王
の事にて明の隆慶元年即位す、萬曆三十五年丁未
は其三十八年なり、按に、此書は對州の奸臣と朝鮮
の黠使と、謀を合せて矯作するものなるへし、その
書簡一通御庫にある眞本と、世の傳本と共に彼國
王の來書にかゝる、然るに對州に傳寫するものは、
彼國王の復書に係る、是對州朝鮮の奸臣相謀り、彼
復書を放棄し復書中の文字を點綴改換して、來書
之舛に擬製するものに疑ひなし、其故は前年對馬
凶奸の信臣和議の速に成んことを欲し、偽りて神
君の御書を矯作し、枉て彼國の請に従ふ、よて彼國
前言をふみ復書を呈し使を遣すなり、その復書中
の字を矯竄改字するものは、對馬前年御書を矯作
せし蹤を揜改せんかためなり、こゝに對州に傳寫
する原書の全文を出して參攷に備ふ、朝鮮李昭奉
復りて書と改む、日本國王殿下、交隣有道自古而然、
二百年來海波不揚、何莫非天朝之賜、而敵邦亦何負
於貴國也哉、壬辰之變、無故動兵構禍、極慘而至、
眞本に至、及先王丘墓、敵邦君臣痛心切骨、義不與貴國
共戴一天、六七年來馬島雖以和事爲請、實是敵邦所

耻、評注、眞本承問、今者貴國評注、眞本此以下乃謂ま 革舊而
新聞札、先及乃謂評注、以上の十字を刪去つ、
如斯說 評注、此十三字眞本改めて改前代非者致歎、至此苟
靈之福也、故評注、眞本に、馳使价庸答來意、評注、眞本に
改めて以爲和好之、不腆土宜具在、評注、眞本に、別幅、統希盛
亮、評注、以上原書百五十八、萬曆三十五年正月日、眞本と
原書とを參校して其正偽眞假を辨すへきなり、
按するに、この書辨するに、實にこの國書眞實の兩種あること
く開明、然りといへども、豈朝鮮通交大紀に載する所のみを以て其
原書と決すへんや、いかに朝前代非者致歎、至此苟、禮曹
參判吳億齡より、本多佐渡守正信に贈りし書の文意、こゝに眞書と
稱するものに吻合し、また下の古文書に併せて出す、兩朝書翰以
下及び方策新編に收むる所等も、みな對馬國傳寫の書にして、今こ
の書參攷する所に異なり、かつ朝鮮講和書契には是を執政に來て
し書簡とせしは特に異説といふへし、その書參攷のためすへて下
に排列し併せて見るへし、然れば今この書の論難もまた杜撰に近し、
畢竟此書方長老の記によりて、前年の御書は偽造也と一圖に決心
せしよりは是等の辨論に及ひしなれども、たゞ一二を執てかく斷す
る時は恐らくは却て論に陥らん歎、抑、この方長老の記、朝鮮講和
書契は、その記事證とすへしといへども、またこの來翰の觀のこ
きあり、朝鮮物語に載する方長老口上覺書に、いたりては、事實往々
齟齬せしこと多し、ふもふに、は方長老永十二年罪蒙りて陸奥
國南部に配流せらる、二十餘年を経て御免あり、時に年すでに七十
餘、其歸府の比林春齋の物語を聞て筆記せしものなれども、ま
た恐らくは其遠説なるへきも少からざれば、一概にこれを信用し
るに及ばず、たゞ、その比勿卒の間往々傳寫の誤ちありと見て可な
るへし、御書の事
猶下に辨論す、

匹、人參伍十筋、彩花席二十張、虎皮一十張、豹皮伍
張、厚白紙伍卷、清蜜十器、黃蜜一百器、青斜皮一
十張整、評注、眞本に、昔靈あり、按に、方長老口上覺書に注、
林春齋の朝鮮、十二年三使來朝す、先對馬に逗留し御禮
の儀式を相談す、進物の品々松雲時の例にて輕微
なりければ、對馬にて各相談して、松雲は對馬まで
來りて御機嫌を伺ひ、御禮をも申せとの事なれば、
必しも上への御使とはいひかたし、此度は上意に
て秀忠公御家督御喜の信使なれば、餘り輕くして
も如何なるへし、且は朝鮮の外聞なればとて、三使
談合して進物を調へ加へて、別幅を書改めけるこ
など見ゆ、今眞本を熟閱するに、手簡と別幅と又
別筆にして、字の大小もまた同しからず、其矯作の
一端を檢査するに足る、按するに、方長老口上覺書の疑ふ
一節、いふところ、和交の意も、これより請求せし事のことし、故に
その松雲來りて御機嫌を伺ひ御禮を申すの事、及上意にて御家督
御喜の信使なとの文、みなこれ抑揚に過て事實に害なり、更に修好
の本末をならさるものことし、修好容易ならさるは、の長老の
肥朝鮮好和書契にも擧るることにして、前後その記事の符合せざる
は何ぞ、これまた恐らくはその遠説にあらざれば、必傳聞の誤りなら
ん、別幅の品數朝鮮通交大紀に、さうかくのことし、いへども
も、また方策新編に載する對馬本及兩朝書簡も御年譜家忠日記道
加等に、あなしければ、朝鮮通交大紀は全く舊書を誤脱せしものな
るへければ、自餘品數の異同も推して、然ればまたこの誤説

なると證左と申す神君彼國へ御書賜はりし事ありと
 いかたがるへし、源君美に起る、その説載せて國書復
 號紀事殊號事略にあり、是君美は我邦の記載に徴
 せずして、只異域の書に求め断然として賜書あり
 しと思へる也、賜書の假號はあるへし、然れども是
 對馬の偽書矯作なり、對馬の陪臣松浦儀右衛門と
 いふもの、君美が殊號事略の考正を作りて云、慶長
 十一年御所丸使朝鮮へ渡されし事、方長老の記に
 は、慶長十一年丙午對州私謀して島川に書を書せ
 内府公の書に作り朝鮮人へ渡し、松雲來聘の謝と
 せし、其使不知名、翌十二年往來謝使を渡され、日本
 の信義當島の忠功を見る、故に呂祐吉等以下官員
 を差渡すとあれども、左様の事我州の記には夢に
 も見えざることにて、島川内匠は柳川が黨なれば、
 思ふに調信父子の私謀にて島川に偽書を作らせ、
 御所丸使をは渡せるにや云々いへり、方長老とは
 玄蘇か弟子にて以前菴に住す、其記五卷あるよし、
 按に、方長老談話自注、春齋、朝鮮に出、朝鮮に赴き候時、通
 事崔判事に賂ひて、密々日本方の書簡を書留たる
 冊子を借て見れば、柳川方より遣す書簡、方長老草

案に違ひて様々の邪曲を書加へたりとも見えたり
 は、其矯作想ひやるへし、按するに、この書前説に對馬内奸
 し偽りて御書を矯作し任て彼國の請に從ふ云々記し、また賜書
 ありしといふ異説は源君美に起るされども、その説はもと宗氏
 の諸記録に歴々たり、但しその諸記すへて信用せざるは、止む
 のみされども國書復號紀事に、御書は承兌の選ふところなれば、
 の黨本を圓光寺及び金地院等に求むれども竟に得るごころなし
 載す、かの承兌は即豐光寺承兌にして、その頃異國の賜書等を蒙
 りしものなれば、そのいふごころあなから杜撰さるもはれず、但
 し、その稿本の傳はらざるは、別に意味あらざれし事なるもし
 へからず、慶長四年宗義智に内命ありて、これ承兌の色あらば公命
 により、慶長四年宗義智に内命ありて、これ承兌の色あらば公命
 稱すへし、かく臨機應變の愛ひを免許し給ひし上は、宗氏君臣に
 ありて或は自謀私計は當然なるへけれども、猶重事にいたりては
 必公載を經しごころし、義智内命を蒙りてより書使往復の苦辛あ
 りしに、慶長七年宗義智に内命ありて、これ承兌の色あらば公命
 賜はりてこれを促し給ふ、かくその事の速成を欲し給ふ神慮なれば、
 は宗氏君臣猶勉勵し事漸く成へきに及びて彼また御書等の求め
 り、よつて義智また使者を馳てこれを言上せし喜悅し給ひて、終
 に御書を出されし事修好始末の全條に就て詳知すへし、然るにこ
 の書類にその事を疑難すれども擧るごころ殊號事略考正といふ
 書世に行はれしものや今所見なく、かつその書引ごころの方長
 老の記も何等の書に出しやいまた詳にせず、その記御所丸とある
 は津島記略に執聘使これを國王使といひ、我俗御所丸送使といふ、
 執聘使も御所丸送使なりとありされども、この比修好始末といふ、
 いたりて支蘇長老及び老臣柳川豊前守渡海し、彼此はしめて貿易
 等の講定ありて、これを己酉新約定といふ、慶長九年松雲等の年は
 一時講和の信義探索のため使せしにて、素より信使といふにあら
 ず、かつこの約定建立せざる已前づくむご公然と御所丸送使を渡
 すごころを得へきの理あらんや、また調信父子の私謀にて云々、あ
 れども、柳川下野守調信は前年すでに死去せしなれば、其疑ひもさ
 らに當らず、また方長老の談話記に、朝鮮に赴云々等の事は全くこ

れ元和寛永の交、柳川豊前島川内匠等の奸曲にして、いまこゝに引
 く證させしはこれその事實を詳にせざるの誤りにして論なし、
 く信し、たきの記載によりて新井君美等の諸記を説破し己の見識
 を逞しうせん欲し、いよく引述すれども恐らくは却て妄を免
 論さらん歟、それ修好の至難にして、その始末傍看より一朝一夕に
 論すへきにあらざる事に前に辨するごころし、故にかの來簡の眞偽
 は傳寫の誤りとし、その疑ひを存して可なり、猶條下及び宗氏通信
 等の條あはせ考ふへし、
 慶長十二年

朝鮮國禮曹參判吳億齡、奉吾王命上書日本國執政
 佐渡太守本多公閣下、交隣有道自古而然、二百年來
 海波不揚、敵邦亦何負貴國也、抑壬辰之變、無故而動
 兵禍、及先王之廟矣、敵邦上下不可忘之痛也、累年
 馬島太守稱王命雖求和、敵邦猶抱羞、承聞今者貴國
 改前代非行舊交之道、故差信使爲和交之驗也、云
 云、朝鮮通交
 大紀、
 慶長十二年

朝鮮國王李昭、奉書日本國王殿下、交隣有道自古而
 然、二百年來海波不揚、何莫非天朝之賜、而敵邦亦何
 負於貴國也哉、壬辰之變、無故動兵構禍、極慘而及先
 王丘墓、敵邦君臣痛心切骨、義不與貴國共戴一天、
 六七年來馬島雖以和事爲請、實敵邦所耻、承聞今者
 貴國改前代之非行舊交之道、苟如斯則豈非兩國生

靈之福、故馳使价以爲和好之驗、不腆土宜具載別幅、
 統希盛亮、
 萬曆三十五年正月日 朝鮮國王李昭
 古文書錄載錄治漫筆、兩朝書翰、續善隣國寶記、
 客便覽、但し兩朝書翰には、奉書の二字を脱す、
 朝鮮より對馬の使に傳へ寄て、日本の執政下に稟
 んと渡す書簡、

交隣有道自古而然、二百年來海波不揚、何莫非天朝
 之賜、而敵邦亦何負於貴國也哉、壬辰之變、無故而動
 構禍、極慘而至及先王丘墓、敵邦君臣痛心切骨、義不
 與貴國共戴一天、六七年來馬島雖以和事爲請、實是
 敵邦所耻、今者貴國革舊而新、乃謂改前代非者、致
 款至此、苟如斯說豈非兩國生靈之福也、統希盛亮、
 萬曆三十五年正月日 朝鮮講和
 書契、

朝鮮國王李昭、奉復日本國王殿下、交隣有道自古而
 然、二百年來海波不揚、何莫非天朝之賜、而敵邦亦何
 負貴國也哉、壬辰之變、無故動兵構禍、極慘而至及先
 王丘墓、敵邦君臣痛心切骨、義不與貴國共戴一天、六
 七年來馬島雖以和事爲請、實是敵邦所耻、承聞今者

貴國革舊而新問札、先及乃謂改前代之非行舊交之道、苟如此則豈非兩國生靈之福也、故馳使价以爲和好之驗、不腆土宜具別幅、統希盛亮、萬曆三十五年朝鮮國王李昭、

別幅 蒼鷹五十連 人參二十斤 帽段二百匹 白苧布三十匹 白綿布五十匹 黑麻布三十匹 花文席二十張 白紙五十卷 青皮一十張 虎皮三十張 豹皮二十張

萬曆三十五年正月日 朝鮮國王李昭方策新編、

慶長十二年 別幅按するに、書簡は前併せたり、 蒼鷹五十連 人參二百斤 帽段二百匹 白苧布三十匹 白綿布五十匹按するに、御年譜、家忠日記追加、異國來往記等に袖五拾疋に作る 黑麻布三十匹 花文席二十張按するに、御年譜、家忠日記追加、異國來往記等に袖五拾疋に作る 白紙五十卷 青皮一十張 虎皮三十張 豹皮二十張 整按するに、別幅の品數御年譜、家忠日記追加、異國來往記、創業記、慶長年錄等大同し、但し創業記慶長年錄等この外にムリヤウ百卷あるを異とす

慶長十二年、此度高麗人進上大鷹京都を四十八按するに、慶長年錄には五十連と記す、是なるへし、出けれど、於路次過半おちて二十二羽江戸へ參着、此内も煩鷹多し、後に聞は八羽おちすして有けると、云々、是迄慶長年錄十三本、慶長日記同し、先年大關秀吉公へ高麗より如今進上の大鷹あり、九州にて何も鳥屋へ入、來秋の末に鳥屋を被出し間、鷹無恙、此度は長路を下る故歟右之通損したり、官本當朝鮮國王より奉りし書は、慶長十二年より寛永元年に至るまで、皆々日本國王殿下としるし來れり、最初慶長十一の冬、東照宮より彼國になされし所の式、いまた見る所なし、鶴林來聘記、

同月十一日、信使等に歸國の暇賜はり、この時警中に召されしに、客館に上り、かの國王への御返簡を授けらる、この年より寛永元年まで、國王に御返簡はなかり、時に三使已下賜もののおのゝ差あり、慶長十二年五月白銀二千兩、劔刀鎧を三使に賜はり、按するに、賜もの品數等、御年譜朝鮮聘考等是に異也、參考の爲下に出す、國王への返簡を授言日本國源秀忠、奉復朝鮮國王殿下、玉章落手、拜披薰讀、卷舒勿措、不勝歡悰、矧又呂祐吉、慶暹、丁好寛

之三使、不遠千里海陸、到敵邦、而傳靈區之異產、如別幅所載、件件納受、懇情益切、感愧交加、夫吾邦於貴國結隣盟者、所從來太久矣、今也要修舊交、敵邦又何存疎意乎、按するに、續善隣國寶記、南山開書には、要修舊交於敵邦、亦何存疎意乎とあり、勢利之交、古人所羞、只宜以信義爲心也、維時綠竹風靜、黃梅雨晴、伏冀順序保齋不宣、龍集丁未夏五月日日本國源秀忠 右回簡は相國寺の西堂長老に仰付られ書しむ、武徳記、成慶長十二年五月御返簡を賜ひて御暇下さる、御返簡は免長老、信長老相談して調進す、朝鮮物語、慶長十二年四月 一朝鮮人來朝之節、國王より公方様の進物は有之候へとも、公方様より朝鮮國王に被遺物は無之、三使の長太刀十五振、并白銀六百枚被遺候、一權現様は、朝鮮へ書簡之往來被遊問敷由兼而仰出候故、朝鮮より書簡も不參候得とも、萬一御印判入申儀も可有之哉と、御用意は有之候、按するに、この既不善なり、御印之文字源古文字にて御座候、

一 台徳院様御印之文字は源古文字に而御座候、右御印之大小何も、堅三寸、横二寸九分、一 台徳院様は御名乗字御印に御用被成候得共、其外は何も御名乗は御返簡に書載候故、御印之文字は名別に被仰付候も、子細は朝鮮より之書簡に、王之名書付、印判之文字は爲政以徴之四字、代々用ひ候也、國王之名印判に用不申候故、此方よりも御印之文字名別に被仰付候、以上、

十月日

林 七三郎

林 百助 朝鮮聘考、○按するに、この書寶永六年書上しものなり、

慶長六年より此かた、海外諸國より奉りし書格表等に見えし御稱號の事、皆々日本國王殿下を以て稱す、我國の書には日本國源御諱としるされたり、但、安南國より來れる書の中に、日本國兄大相國公と稱し、日本國內大宰執原王殿下と稱し、日本國本主一位源公殿下としるせし事あり、東照宮より安南國になされし國書の中には、日本國大將軍源御諱、又日本國從一位源御諱としるされしことあり、

右之別幅書する紙も書の紙と同前也、但少したけ短也、口奥をあげ真中へ押寄書、奥よりひた／＼如書卷て真中にて巻留る、上書無之包紙も書之包紙と同前、ひた／＼と包て表書無之也、右の書と別幅と同箱に入、塗は朱漆鎗石にて錠構あり、錠鎗も鎗石也、包物は赤き紋紗也、四方の角に萌黄の五寸計なる緒あり、包物の大きき三尺六寸、七寸四方也、二重也、合せてわきに縫合也、異國日記、

同年九月五日、上使老中本多上野介正純、京都所司代板倉伊賀守勝重客館大徳寺に紫野にいたり、信使歸國の暇賜はるの命を傳へて東武實錄、等に信使伏見城に登るこあるは誤りなり、御返簡を授け、かつ三使已下に銀子等を賜はる、各差あり、

元和三年九月五日、朝鮮人賜歸國暇、今日本多上野介、板倉伊賀守赴紫野、持所遣朝鮮之回簡以授三使、自注、入荷箱箱以唐織裏之、其書在別紙、白銀一萬五千兩、金屏風十五雙、賜三使自注、每一人銀五千兩、金屏風五雙、白銀四千兩、賜通事二人、通事は即上上旨、白銀千兩、賜上官二人、白銀五千兩、賜諸官人、青蚨十萬匹、賜諸卒有差、羅山文集、紀年錄、但し紀年錄元和二年に係しは誤りなり、元和三年

一八月廿八日右の按するに、朝鮮國書をいふ、御返書兩通草案認、

御城へ持參備上覽候、本上州、土井大炊殿、安藤對馬殿、按するに、大炊頭利勝、對馬守重信も老中なり、板倉伊州伺候也、兩草案左に在、

日本國源秀忠、奉復朝鮮國王殿下、珍翰焚誦、卷舒數過、特勞三員官使、兼贈多般奇産、如目錄領納、厚意難謝、感欣有餘、抑大坂孤主企反逆陰謀、爲太平姦賊、速誅戮之、靡有孽遺、今也國平民樂、海晏河清、事已開貴國、忽奏天朝而賀敵邦之無爲、實宿契堅也、彌不渝舊盟、永可修隣好、餘蘊付在三使舌頭而已、維時晚秋自愛珍重、

龍輯丁巳秋九月日 日本國源秀忠御朱印也、

兩通の内此書入御意候間、如清書記焉也、

奉 復 御朱印也

朝鮮國 殿下 日本國源 秀忠 謹封

如此架籠なしに、奥よりひた／＼と上の真中にて折留る、表書如此又此上包以下の様子□□紙に具記、日本國源秀忠奉復朝鮮國王殿下、先國通信之後、既隔十有餘之星霜、恰似忘宿契、茲官使三員齋帖來、發緘則眷々之芳意益見于辭外、異産多色、不堪感佩、

抑大坂之凶徒、妄企姦謀、欲覆國家、越不日舉義兵誅戮之、易於湯雪、脆於折枯、敗北之餘類靡有孽遺、忽聞于貴國、稱彼此生靈之福、非管賞一朝拔重城之良策、况又復往年劫貴國之口讎在口、事已見奏天朝、實彼此之大幸也、遐邇親睦上下淳厚、莫若此、日□三使所見聞也、不渝舊盟、彌修隣好、而自今可至千萬世祝悅、惟冀順時自重、龍集丁巳秋九月日 日本國源秀忠、右之書之下書二通、同廿八日御城へ持參備上覽、御年寄衆御前に祇候也、口の短書可然と被仰出、則清書の紙請取、廿九日に相認御城へ持參也、紙間に合鳥子に面下繪松竹以下、裏はきり薄もみ薄也、右之書字數以上百四十三字也、口五六七寸奥一尺計來紙十五行、但此内日本國源 朝鮮國 間の一行明る、奥書と支干との間一行明る、支干と日本國源 間の一行明る、一行に二十字、天朝の處總卦より一字あくる、日本 朝鮮 貴國 龍集 日本 是同とをり也、右之書奥よりひた／＼とおりて、上の真中にており留る、幅四寸はかり、奉復の字を右の端に上て書、朝鮮國王殿下の字を左の端に、奉の字と同通

に書、復の字は殿下の下の字の通りまでさげてかくなり、中の繼目に中ほどより少上より日本國源秀忠とかきて、下へおしさけて謹封の二字をかく也、御印書の中、奥の秀忠の上に一ッ被押、上のおり留の秀忠の上に、一ッ被押也、昔より朝鮮へは無可漏如此直に封するなり、上包は書の如くなる上繪裏きり薄以下同前紙也、繪をもたつに菊をかくなり、たつにひた／＼と包み上下をおりかへす也、上も一ぱいにつゝみとむるなり、中にておはせて御印一被押歟との儀もあれども、重而得上意候へは、包紙の上の印は前よりなきことならは不入事、殊今度朝鮮の書にも上包には印なき間、印無殊之外不審申候はさては日本國を皆々は御知行も無之哉と、勅使に種々沙汰申置候間、自然今度之御返書にも右之跡に在之、則勅使即御所様に御理申上候はんとの内々に候間、左様之儀共可得御意候と存候而、柳川殿昨日草案を御見せ被成候へかしと内内申上られ候、殊先年御奉行衆より被遣候書も、朝鮮奉行之いみ名を免長老被書候而、殊外朝鮮にてそしり申候、免長老も諱を官位かとおはしめし候て

御書被成候、朝鮮之儀不案内に御座候て被書候間御尤候、乍去此度儀は、傳長老様に柳川得貴意候はは可然候様に申拵度存せられ候か、如何候はん哉、御申候て可然候は、頼存候、(◎此間欠字)に儀定には如斯調也、文箱は日本の文箱なりの大きな箱也、いかにも結構に高蒔繪なし、白かねの銀をつけ紅の緒あり、此上には家に錠をおろすと、云云、此上家は拙老不見なり、

一月二日に爲宗對馬守使、柳川權助自注、今南禪金地院へ來臨在、伏見不爲對面、翌三日目自伏見禮狀遣、則返出來、同三日對馬守家老島川内匠、洋首座方迄狀來、案左在、本文も此異國往來の一包の内に置也、先刻對顔、本望不淺候、殊朝鮮之御返書傳長老様御書被成候由、其間候先年之御返書兌長老御書被成候、日本國王と御書無之而只日本國源秀忠とはかり御書被成候處に、朝鮮に而(本ノマ、)

九月三日

島内匠在判
島内匠

洋首座様參

右ひねり文也、

一同四日右之島内匠狀を御城へ持參、閑齋へ内談、御年寄衆へ見する、則土井大炊殿、本上州、安對馬殿、板伊州各拙老と相談、酒雅樂殿は忌中故按ずるに、世の父河内守忠重、此不出也、拙老申様者、王の字は自年七月廿一日卒せり、不出也、拙老申様者、王の字は自古高麗へ之書に不書也、高麗者日本よりは戎國にあて申候、日本の王と高麗の王と、書のことりやりは無之候、其上年々兌長老書簡も昔を帶て被製候間、今以王の字有間敷と申理也、御年寄衆何も尤也と被仰也、道春も在座末、朝鮮奉行へ日本五臣よりの書の諱を除候事は、手間も不入候間相除可遣と申て、尹壽民の名三字を除き、來臨の勅使三人の名も相除也、右の案に見えたり、

一同日御前へ召候而、高麗の書と日本の返書と被爲取出重而講釋仕て各々聞せ可申との御諚、則讀之御年寄衆四人、藤堂泉州、井伊掃部、島居左京、其外御譜代衆伺候也、何も尤と感し被申候、日本よりの御返書にもはや御印をも被爲押候也、王の字不書、事並朝鮮人諱を除候事、直に申上御機嫌克候也、以上異國日記、國書に用ひられし紙の事、慶長十二年の事詳ならず、元和三年に用ひられし所は、島の子の

紙之表には金泥にて松竹を繪かき、裏には金銀の箔をもみ箔などいふ物にす、上包の紙も又是に同し、文字を記し御寶を用ひられし事等、毎年皆々朝鮮の書式に相同し、書函は、我國文箱に高蒔繪したるに銀銀紅緒を用ひられき、其後の式は是によられしと見えたり、鶴林來聘記附録、柳營秘鑑○按ずるに、この御返簡につき云々の事あり、下に詳なり、

元和三年九月五日、朝鮮之三使伏見之城に登り歸國之暇を賜る、賜物差あり、東武實錄、天享書要鑑、元和三年八月

一朝鮮人來朝之節、國王より公方様へ進物有之候得共、公方様より朝鮮國王に被遣物は無之、三使は金屏風十五双、白銀一萬五千兩被遣候、

一朝鮮より慶長十二年、元和三年、寛永元年三度の書翰に日本國王とこれあり、此子細は朝鮮國王より直に書翰を日本國王へ遣し度候、將軍と往來本意にあらざるよし申に依て朝鮮王の旨にさからはず、朝鮮の書翰には日本國王とかへせ、江戸にて言上には、朝鮮にて將軍をすなはち王と存候て書申候由いつはり申上、三度の御返簡を對馬にて、豊前守皆書改め、日本國とこれある國の下に王の字を書

加へ、朝鮮へ遣す、朝鮮聘考○按ずるに、三度の御返簡書改じし故に、こゝに收む、

元和三年、朝鮮使來朝、此度對馬にて先年呂祐吉、慶暹、丁好寬來朝の時、朝鮮よりの書簡には朝鮮國王奉書日本國王殿下と書せり、御返簡には日本國源秀忠とあそはされて王の字なし、此斷を一往申さす歸國せるは三使不念なりとて流罪せらる、是によりて此度の三使は其迷惑す、若又先年の如く罪に行はれば、以來兩國の交通の障ともなるへき歟と、各相談し、御返簡を披き王の字を加へ、流芳院果首座といふ僧に御返簡を書改めさせけると也、其後方長老對馬書簡の役仰付らる、時、島川内匠以來心得のために此趣を語る、朝鮮物語、

元和三年の信使來りし時に、僧録司前南禪崇傳長老自注、すなはち金地院、國書を草すへしと聞えて、柳川豊前守調興自注、調興信の子、長老に使をつかはして、前年の國書に日本國王とされるされす候御事、日本いまた統一に歸せすと見えし由を以て、朝鮮の君臣申事共候に就て、此度の國書も其式に候はんには存し所あるよし、信使等ひそかに議し候由告知らせ、又前年執政

より禮曹に答られし書式も禮においてかなはず候由の事を申す、自注、禮曹の名を長老此事を以て執政の人々と相議して、九月四日の事にて、本多上野介正純、土井大炊頭利時、板倉伊賀守時重、安藤對馬守重信、林道春等五人參議せしことなり、我國にて高麗を以夷狄の國とす、これによりて日本の王、高麗の王と書を相通せられし事なし、前年の國書を發長老の草せし所も、古の例によりし上は、此度に至て王の字を用ひらるへき事に非すと申、人々此議其謂ある事の由一同して、其由を以申し上げれば、殿中伺候の面々と議定すへきよし仰出されて、藤堂和泉守高虎、井伊掃部頭直孝、鳥井左京亮忠政を始て譜代の御家人等、皆々長老の申所の如くに議定して、國書の式を改らるゝに及はず、執政の書をは前年の式を改めらる、是さて鶴林來聘記に、執政の書式改むるは、復書に彼禮曹の諱を載せ、寛永八年に及びて對馬守義成の子、柳川豊前守調興と主從爭論の事起り、十二年に至て調興并對州以酈庵の僧玄芳流刑に處せらる、是は慶長十二年の國書に日本國王とは見えたりしに付て、彼國の君臣議することもありし故に、元和三年の信使の時に、調興其由を以て崇傳長老に申け

れは、長老申旨ありて國書の式改められず、此時に當りて事既に難儀に及ひしを以て、調興せんかたなしとて玄方長老をかたらひて、日本國としるされし國の字の下に王といふ字を書加へて彼使に披露しければ、事故なく國書をうけて歸りぬ、然るに其事顯はれしによりて流刑せらる、國朝舊章録、元和三年朝鮮來聘、考金地國師日記、是歲八月朝鮮信使來到京城、奉獻書幣、乃令師撰回書、對州之老平口口致書曰、聘而加書昭其信也、因聞曩者丁未之聘、朝鮮君臣不信我國書、以爲非是王其國者也、而其佐臣爲之獲罪矣、蓋疑其不稱王也、敝邑二三陪臣切恐、今若所賜亦如前式、使者必有所謂以累執事、且執政之書斥禮曹名、按するに、慶長十二年本多佐渡守正信の返書に、朝鮮國禮曹參判吳德齡閣下とあるをいふなり、亦以爲無禮也、竊但事體匪輕、不敢不口、伏願尊者垂念爲國熟計之、師乃與諸宰執議、林道春與焉、師云、自古我王未曾有與蕃夷相問之書也、高麗小夷、故我所貽書不寫王字例也、道春亦謂所報禮曹只當改其式已、因奉明旨並從其議、平口口者島川内匠也、○初州與朝鮮議和曰、是則我内府之意也、按するに、

慶長八、八月神祖累拜征夷大將軍從一位右大臣、州人更稱曰大將軍、於是和事幾敗矣、昔在勝國之難、按するに、勝國は豊臣家なす、彼中之人呼我偏師如清正行長爲大將軍、如其部下平調信金太夫、亦皆呼云將軍、至是議者聞州人之言、乃怒曰、吾始聞汝言、以爲爾國主命也、而疑其狡謀、果彼大將軍使也、州人百方開諭、久之事解、禮曹報島主、第二書云内府、第三書云右府、亦皆從州人所稱耳、癸卯以來我遣安南、東埔寨、呂宋等國書、皆稱日本國大將軍、按するに、慶長十一年なり、遣朝鮮書藁本既亡、未知其式何如也、至於丁未、其所答書式則云、朝鮮國王姓諱、奉書日本國王殿下、即如前世故事也、而我書唯稱日本國姓諱已、故今州人所告如此、及其使者得我回書、果與州人往復論難、却之不受、州人不知所出、平調與僧玄方相謀、竊取國書而填王字於日本國下、以授之、曰州爲代請幸蒙允許、然後受之、美按、丁未之聘號曰回答使、蓋言其報、神祖所遺之書也、使者到日、神祖傳位德廟、報書故我今所報非彼所遺、且其不亦稱王、是則所以有疑於我也、然我書自稱王與不稱王、於彼何害、而當時議者其言如此亦何也、國初以來彼遣使來聘、察我情形以報上國、若有事涉疑訝、則

通航一覽卷之九十三終

有不易辨明故耳、平調與、柳川豊前守、故豊前守知永子玄方字規伯、號桑林、又稱自雲玄蘇弟子、○又按、國師所、議皆不可解、歷朝國史載天朝所賜高麗、百濟、新羅及渤海等國詔書、公式令亦有賜蕃國詔書等式、豈謂自古我未有與蕃夷相問之書哉、朝鮮申叔舟記載日本國王代序、曰國王於其國中不敢稱王、只稱御所、所令文書稱明教書、聘問隣國天皇不與焉、據此觀之、前世之主、稱異邦曰王、亦可知也、若其不然則朝鮮君臣豈復以我書不稱王、爲乖其體式哉、僧瑞溪所錄前世遣朝鮮書皆刪王字、蓋有所避嫌耳、是非其原式也、方策新篇○按するに、これ正徳度新井筑後守國書復號の建言、由てあるところの張本なり、

通航一覽卷之九十四

朝鮮國部七十

○兩國書儀物并信使御暇等 寬永度

寬永元年甲子年十二月十九日、朝鮮國信使江戸城において聘禮のとき、獻するところの國書及び別幅の品數、

寬永元年甲子、明の天啓四年、朝鮮純孝王二年、朝鮮鄭崇姜、弘重辛、啓榮をして來りて大猷君の繼位を賀せしむ、政事撮要此事を記して、先是倭酋秀忠傳位于其子家光、遣僧使玄方來聘東萊、請修世好、至是遣鄭崇姜、弘重辛、啓榮回答、仍令刷還人口、とあり、此時信使もたらず所の國書、彼國の書に見ゆる、我記録と申しからず、考として左に記す、

國書致日本國王

上年貴國遠勞使价、越海修聘、良荷善意、屬因皇朝毛師、奉命東萊、割敵境、饗饋禮繁、邦内少暇、靡遑報謝、迄用歉然、昨因馬島傳報、憑審賢王光承令緒、思繼舊信、隣好之誼、寔切懷慶、茲遣近臣、顯備賀儀、兼修答禮、

土宜甚薄、愧欠六幣、所冀益固鴻基、茂膺休祉、毋忘畏天之誠、永思保國之道、不宣、
朝鮮通交大紀(按するに、異同ありといふものは津島記等に柳川偽書を作りて、かの國書を取替しと記せしゆみにて、異國日記に載するところは、即その偽作せし進呈の書簡なるべし、)

寬永元年十二月廿日、酒井雅樂頭殿

按するに、奉にて被召御本丸へ出仕、將軍様奥間にて御對面、雅樂殿、讀岐殿按するに、老中酒井讀岐守忠勝、各々列候、高麗之書簡於御前開錠讀之、

朝鮮國王李

奉書

日本國王殿下、上年馬島遠勞使价、越海修聘、良荷善意、就傳報憑審賢王光承令緒、前好隣交之義、寔切懷慶、茲遣近臣、顯備賀儀、兼修盛禮、土宜甚薄、愧欠六幣、所冀益固鴻基、茂膺休祉、不宣、
天啓肆捌月日

朝鮮國王李佺

按するに、國書の文異國出契方策新篇、據善隣國寶記、三才雜錄これに同じ、右之書高麗紙は、四尺餘、たて一尺八寸計、如何にも厚き大なる紙也、口一尺餘りあけ、奥二尺程あけ、上六寸餘りあけ、下五寸程あけ、中へ押寄て如何にも細字に書也、印之撞處如右、奥口二處也、奥

よりひたくと巻、上のまん中にて巻止る、巻てはば四寸二分有、上書あり、左に圖有之、

奉書

朝鮮國王李佺 謹封

日本國王殿下

右之書之印之上に、少き切紙を覆て、ひたくと巻止て、上の巻止の上の印の上にも切紙を覆、むしり綿にてひたくと包、上下を折返して、其上を高麗紙の大なるにてひたくと裏上下を折返す、其上には書付も無之其儘也、

別幅 俊鷹伍十連 虎皮二十張 豹皮二十張

人參一佰斤 白錦紬伍十匹 黑麻布三十匹 白

苧布五十匹 青斜皮一十張 白紙伍十卷 彩花

席二十張 金欄一十匹 方絲絹伍十匹 花欄絹

一十匹 整

右之別幅も右之書と同前之紙なり、口奥上下をあけ、中へ押寄て如何にも細字に書之、奥よりひたひたと巻上の真中にて巻收、書付無之其儘也、其上を高麗紙の薄にて、ひたくと裏上下を折返して其儘書上に箱に入るなり、箱はたて二尺餘、は、五寸

餘、あつさ四寸餘、上は朱漆内は青き紋紗にて張、錠構白目上下に蝶つかい有、錠は鍮石鎖子も鍮石、紅の緒あり、其上裏物面ては赤きほけん、裏はもろきのほけん、角かけてくるくと裏み、上にて結び止る也、異國日記、

朝鮮國王代々、爲政以德の四字を用ひし由も心得られず、寬永元年の秋彼國王李佺奉し、書には徳命之寶の四字を用ひたり、其餘は皆々爲政以德の字を用ひしといへとも、或は漢篆或は墨篆、其字跡大小同しからざるものなり、
翰林來聘記、柳營秘鑑、

此時柳川調興偽書を作り、朝鮮の國書を取替しなり、津島記略、

同月廿二日、上使老中土井大炊頭利勝、酒井雅樂頭忠世客館本誓寺に馬喰町、參向、信使歸國の暇賜はり、御回簡を授與し、三使等に白銀、鐘等を賜ふ、

寬永元年十二月廿二日、信使賜御暇、宗對馬守義成勤事、紀年錄、

寬永元年十二月二十二日、三使及び義成みな御い

ごまたまはり歸國す、ごもに賜物あり、時に義成年
廿一、寛永宗
義成譜、
寛永元年十二月

一廿一日朝鮮への御返書并年寄衆の返書下書、先西
の丸へ持參、大炊殿、雅樂殿へ見せ申候、其後大御
所様御前へ罷出文段讀上、講釋仕候、御意に入御機
嫌克、將軍様へ御目に可掛由被仰出退出、今日將軍
様は御鷹野故、明日御本丸へ可罷上由、雅樂殿御申
候也、右之返書之案在左、但字くばりは清書の時の
如書留之、

一翌廿二日御本丸へ右之草案持參、雅樂殿御披露
にて於御前兩通共、按するに、その意通は、即老中の返書なす。讀之、御機嫌
不斜、即御清書仕也、尙認様記左、

日本國源家光奉復自注、此間朝鮮國王殿下、雜時臘
天寒氣逼人、玆蒙一封書三官使之温訊、一團和氣
恰如坐春風中、予幸統領日域、忽逢貴簡、修禮致賀、若
于珍産采納感佩、繼前烈篤隣交之良意益切、忻慰確
約、兩邦流慶萬代敢勿間闕矣、伏冀順時爲國自愛、不
宣、自注、此間
宣行明、

龍集甲子冬十二月 日自注、此間
三行明

日本國

源家光

自注、御印之古文
は源忠直なり、

按するに、この書源忠直とあれども、朝鮮聘考、柳營秘鑑に大
藏院殿は源忠直、嚴有院殿は源忠直の御印あり、然ればこ
るにや、

右之御書簡に合鳥子泥を濃々と引、松梅下書うら
切薄もみ薄結構也、奥口來紙あり、中へ引寄て書之、
奥の家光の上に御印あり、此御印折へ不當様に認
之、奥よりひたくと巻て面の真中にて卷留、大方
は四寸ばかりなり、その上に直に充所以下書之、
左に圖あり、

奉復

朝鮮國王殿下

日本國源家光

自注、御書の
内の印と同じ、
謹封

右の書を又同じ下繪の間に合鳥の子、七八寸計切
て捨て、横にひたと包み、上は一ばいに折留て上下
へ折返す、上には書付無之其儘なり、其上を大高檀
紙にて一重にて包み、上下を折返して書箱に入、書
箱梨地、高時繪、内も梨地、環銀子緒深紅也、唐織の
袋に入、其上に上家あり、桐なり、紫緒あり、錠をお

ろす、鎖子添之、その上を紫の大きなふくさ物に
て角くに包み、檜の臺に居る、足を高く拵る、御本
丸にて右相認、書は院にて書て出仕申候也、御印は
内藤伊賀殿御前より持て御出あり、御印押候て、酒
井讃岐殿御目に被掛候也、西の丸へ持參可仕由被
仰出、雅樂殿と同道申西之丸へ罷出る、
一今月廿二日朝鮮衆に御暇被下、大炊殿、雅樂殿御
使なり、御返翰右之書御持參、其外使に被下物以下
有之、

一日本よりの異國の御書架籠、幅三寸五分計り、堅
は鳥の子の丈次第なり、別幅無下繪、當處も印もな
し、御書と別幅と架籠に一ツに入るなり、
一王と王との往來書、可用五經字、不可用四書字、
替字亦賞翫なり、以上、異
國日記

寛永元年十二月朝鮮人來朝之節も、國王より公方
様の進物は有之候得共、公方様より國王へ被遣物
は無之、三使の銀五百枚、鎧三領、金屏風五雙被遣
候、大猷院様御印之文字は、

源
忠徳

古文字に而御座候

右御印之大き堅三寸横二寸也、朝鮮聘考、

寛永元年の御返簡は傳長老調進せらる、江戸逗留
の内傳長老、方長老對面して、此度の御返簡には、日
本國王とあそはされ然るべく候はんと申ければ、
傳長老王の字は如何なれば、日本國主然るへしと
申さる、後日に上意を経て、國の字の下に主の字を
書加へ侍り、王の字は迎も御許容あるまじければ
言上に及はずと申さる、柳川か家人松尾七右衛門
等は事を承て、是にては信使猶も迷惑すへし、兩國
の爲よき様に議すへしと、方長老申ければ、如何
遠慮す、松尾先例王の字を書加へければ初てする
事にもあらず、兎角主の字の分にては、朝鮮の本
意に合ふへからずとて、主の字の上の點を削て王
の字となして遣しけるとなり、朝鮮物語○按するに、こ
の書御返簡の事により、
方長老申むれあるにより、金地院崇傳上意を経て日本國主と書加
へしよし、老中酒井雅樂頭忠直よりかの禮曹に答ふるにも、吾新
日本國主と見え、また三才雜錄に載するところの御返簡に、日本
國王源御諱とあれは、これいふところ松尾七右衛門等、主字の上
の點を削り王字となして遣すとあるに的當し、これとすてに異
國日記に收むる草案と吻合せされは、不審といふへし、姑らく疑
ひを存して、
後微をまつ、

寛永十三年丙子年十二月十三日、信使聘禮に奉る

このころの國書および方物の次第、この時より、國書の式
更改正、これ御返簡端
副等の事あり、によりてな
り猶、の條併せ見るへし、

寛永十三丙子年、朝鮮國よりの書簡、

朝鮮國王李倧、奉書日本國大君殿下、信音開闕、星口
同環、每條風儀、徒勤景仰、比因馬州行李往來、竊聞丕
承光緒、克恢前烈、疆域靜謐、民生阜樂、泰寧之福、悠久
可期、無任慶喜之至、茲遣使价兼候起居、不腆土品
聊以修敬、所願益敦世睦、共承天保、幸甚多少、不宣、

崇禎九年八月十一日、朝鮮國王李倧

別幅、大段子一疋、大縹子一疋、白苧布

三十疋、黑麻布三十疋、黃照布三十疋、人參五

十觔、虎皮一十五張、豹皮二十張、彩花席二十

張、色紙三十卷、黃毛筆五十柄、油煙墨五十笏

青斜皮三十張、魚皮一百張、黃蜜一百觔、清蜜

一十器、鷹子二十連、駿馬二匹、自注、鞍具、玉露

方策新編、續善隣寶記○按するに、進物の品數紀年

錄これに同じ、但油煙墨五十笏とあるは是とすへし、

寛永十三年、朝鮮國王李倧、書を日本國大君の殿下
にたてまつる、いんしんへた、りはるかにして、ほ
しのめくり十二年過ぬ、つねに日本の風をおもひや
りてあふき申なり、此頃對馬國より往來によりて

傳聞に、日本今大きにせんたいの跡を請、先祖の功
をひろめて、國靜に萬民豊にたのしむといふ、太平
のさいはいひさしかるへく、てうせんこくわうい
はひよろこひ申候、これによりて使者をつかはし
うかひ申なり、わつかながら土産をもちていさ
さか、うやまひをさむ、ますく、代々むつましき事
をあつくし、共に天命のやすき事をうけん事をね
がふ、さいはいひはなはたしく、くわしくいはず、崇
禎九年八月十一日、慶延略記、

寛永八年對馬守義成、柳川豊前守調興と主從爭論
の事起り、十二年に至て調興、對州以前庵の僧玄
方流刑に處せらる、されは調興玄方稿に謀て、朝鮮
に遣されし策書の式を改て、日本國王とるし、此
時對馬守義成仰を蒙りて、彼國よりの書式、從今以
後は日本に大君を以てするさるへき由を以て彼國
に相約す、同十三年の秋、彼國にて書式相約せし事
のこく改れり、此時林道春を御前に召れて、朝鮮
の書式さきに仰つかはされし所のこくなりや否
の事を尋仰られしに、たがふ事なき由を以て賀し
申しければ、御氣色大方ならず、信使進見の明の

日、三家御参りの時に此事を仰出されしかは、井
伊掃部頭直孝、朝鮮の國王大君とあふき奉る事、我
國においていまた其例を承はらずと、賀し申けれ
は、御前伺候の人々、掃部頭申處の如くに候と、皆一
同に賀し申さる、是よりして天和二年の聘問に到
る迄、彼國の書式寛永十三年の式に相同し、温和柳
鶴林來聘記○按するに、國書更式の事により、執政の輩林道春
等と相議せし事、様客便覽に見ゆ、參考のため姑らく存す、
宗義成朝鮮使記第二曰、寛永十二乙亥五月十八日
記云、江戸殿中對大炊頭自注、土讚岐守自注、酒最岳
和尙按するに、最岳は金地道春、永喜、呈所改書稿、則大
炊、讚岐云、文字減否非吾所知、最岳道春永喜相伴選
焉、斯書旨乃無阻礙、蓋稱公儀、書之殿下者關白也、
爲之不可然則用何字、執事曰、被嫌御於王字、則所選
只在不用字、而可稱於御事、按するに、寛永二十年酒井讚岐
守忠時よりかの禮曹への復書
に、上をさし奉りて御前と載又曰王字既被嫌、御則稱之、東
せしの類をいふなるへし、都亦不可也、只今書之東武而可也、稱禮曹爲相公
亦不可也、爲古來指參議爲宰相者、我日本誤謬、異
國所謂宰相者大任也、其禮曹與對馬守可對待焉、彼
書書平公、則對馬守書亦書金公而可也、廿二日余又
曰、如先日所申、朝鮮通用之書、不可無司之者、雖欲

得博識士、如其奇才、難尋常得焉、若其老西堂、假令不
博識亦可也、須令所侍於方長老自注、規伯之輩、相添以
收計、則温故知新、而書翰以潤成乎、此事依執事令嘗
詳於金地院、則曰、可司書翰之才、無五山一人有、云
云、依之數與和尙論焉、余詞云、號長老西堂、持寺院
賜學料者、五山幾許人歟、其惟修梵勤行、而無文學則
非五山耻辱乎、唱之公庭乎、無識文字者之言、可得諾
之公儀耶、抑五山中仰蒙書役、而賜食國祿者、凡幾許
人、其平日所爲又何事耶、讚岐守云、足下言實理也、以
金地院承於僧祿之命已降未幾日、敬分懷謙、難推指
揮、雖然不可終無、則足下密々議其人記其名、以示諸
老也、然則或議金地院、或又幸京都諸司代則議之、板
倉周防守宜令仰蒙以訣定焉、八月十六日記云、公儀
御名事、于翰則可稱奉之大君矣、于言又如何稱奉耶、
井伊掃部頭自注、直孝曰、如此事吾輩亦難計、道春永喜所
思如何、其不可稱上之互也、將軍者又於漢唐爲中下
之官矣、所要只欲不奉稱王者、而御位亦不降也、道春
永喜可試稱之、道春云、又難如何只稱奉之於日本
上様乎、諸執事爲善、様客
便覽、日本國王と來翰返翰に有之儀、大猷院様無用に可仕

之旨、寛永十二年諸大名列坐にて、御直に被仰出候、柳營秘鑑但し享保二年六月條

丙子冬十二月、朝鮮遣使修聘、兩國信書始改舊式、先是對州君臣有詔、久之不決、義成言陪臣平調典、詐爲國書、罪不容誅、辭連玄方即言增添王字事、猷廟震怒、親自責問調典、陳曰、昔在初以敵色之密通朝鮮、而兩國之好委任敵色、是以有往年之請、既而不獲命、陪臣主愚、不知所出、唯國是謀、敢不避死、以成其好、乃到乎今罪無所逃、固知之矣、玄方曰、當彼之時、義成尙幼、無所與聞、一二陪臣唯與我謀也、於是論滅其罪、竄調典玄方口東州、乃命義成招接修好、且令致大君之號、僧光璘撰書、其辭皆取旨耳、是歲丙子秋、朝鮮遣任統、金世濂、黃床等來聘、上得其書、乃召林道春開讀、問曰、其式何如、對曰、一依盛旨、上喜羣臣畢賀焉、自是以往癸未壬戌之間、兩國信書一皆遵守此式矣、後七十四年至於辛卯自注、正德九年、之聘、乃復國初祖宗之例矣、方策新編、

同月廿七日上使大老土井少將利勝、老中酒井讚岐守忠勝して信使に暇賜はり、國王に贈らせらる、御返簡及び屏風綿衣等を授く、此年にしてこの國王に御進あり、是よりして例

る、三使以下にも各銀子等を賜ふ、
寛永十三年十二月廿七日、土井大炊頭利勝、酒井讚岐守忠勝上使として本誓寺へ來駕して、朝鮮王への返簡并に御賜物等を引渡し、則御暇を下さる旨演説す、三使兩上使に調し規式前の如し、按するに、この前御暇のさきの次第書ある、此時朝鮮の樂師六人出て下壇にて樂を奏す、終て信使并に上中下官等へ白銀賜物を下さる、朝鮮王への御賜物は方丈の上段に積む、三使へのをは同所の下段に積並へ、上上官上官へのは本堂の東の間に於て渡す、中官下官等は皆々庭上に列す、賜物をは本堂の板椽にて下さる、何も上使の前に於て領す、右京進淡路守按するに、淡路守は、是よりして例、奉て配す、是よりして例、御返簡

日本國源家光、奉復朝鮮王殿下、聘价遠馳、禮意益敬、見書就慶我治平、贈其物産、依數領之、懇款深切、慰悅殊甚、爰聽義成調典相訟、則有偽造書印者、革正糾察焉、貴國早聞知、而今改往自新、至此誠可也、交道有義、不渝舊約、則彼此好也、有小信物附使价還、宜如別幅檢領、餘冀亮察、不宣、

寛永十三年十二月廿七日 日本國源家光

別幅 撒金六曲屏風二十雙 銀臺子二飾燵蓋、柄立小蓋、蓋置、 綿衣五十領自注、染、 整 銀子五百枚 正使 綿三百把 右同人 同 斷充 副使 同斷充 從事 銀子二百枚充 上上官通事二人 同五十枚充 判事官三人 同五百枚 上官四十四人 同千枚 中官下官 四百廿三人 以上玉露叢、

寛永十三年十二月廿七日、三使御暇上使土井大炊頭利勝、酒井讚岐守忠勝を以被下之、

此時御書簡及別幅委外に有

日本國源家光、朝鮮國へ返事まいらす、いんしんの使遠く來りて禮儀の心うやまひをます、しよかんをみれば、日本治りて太平なる事をいはいよろこひ、色々の物をうく、念頃の心指深くみゆればしよちやくす、爰に對馬守義成と柳川調典とのうつたへを聞時にしよかんのいつはり印をまねたるもの有ゆる、たゝしてあきらかにする處に、ちようせん國王早速これをしりて、此度前方の儀を改使者を渡し、新敷しよかんの調いたし寔口すとおもふ也、ま

じはりの道義有て前々の約束をかへされは口、日本物の物を、使者歸るに付て送りやり、目錄のこことうけ申さるへし、其方おしはかられよ、くわしくいはす、寛永十三年十二月廿七日、慶延略記、

寛永十三年十二月廿七日 一朝鮮國王の御返翰之儀、兼而金地院自注、其長老、此は崇傳の後、住なるへし、道春法印、永喜法印に依被仰付、三人相談之上調之、金地院書之、

一御返翰者大高之紙にて包、銀之箱に入、其上を唐織袋にて包、桐之箱に入臺に載之、

國王の屏風二十雙 銀臺子風呂金二飾小蓋、具共、

縫箔小袖五十續朝日記、寛慶秘記、人見私記、但し、寛慶秘記には風呂蓋あり、

寛永十三年より、公方様より朝鮮國の被遺物有之候、
十二月朝鮮國王の被遺物、撒金六曲屏風二十雙、銀臺子諸具二飾、錦衣染繡金箔五十領、以上、
慶長十二年、元和三年、寛永元年までは、御返簡之紙も箱も軽く仰付られ候、其後宗對馬守、柳川豊前密に御返簡の文字御朱印を改め候儀聞召し、寛永十三年より、御返簡金紙にて相調へ銀箱に入申候、

其節酒井讚岐守を以て三使へ仰出され候は、向後は紛れ無之様に書式御印紙箱も今度之通以後までも相替らす可被遊候、乍然御音物は時々様子により御替可被遊由に御座候、三使畏りを申候、朝鮮聘考、新井氏所藏來聘往復書有言、天正十八年至寛永元年、回答國書并書契出于五山僧位所撰、寛永十三年聘使之來、始命林氏草、方策新篇、

寛永十三年朝鮮御返翰、隨室町家例、禪家徒草之、唯干支を紀、今度道春預此事、初而年號を記、如官日簿抄、柳營年表、

巢雲者俗姓宮木、夙入禪房居南禪之大寧院、爲崇傳和尚之法嗣、傳死而代之、在金地院任僧録司、常候江府、寛永丙子之冬朝鮮聘來、大君之回簡、文敏承命作之、使巢雲書之、涉筆于夕顔巷下、時余十三齡、始面會焉、讀耕文集、載、八哀手記、寛永十三年十二月朝鮮の信使來聘のとき、其儀式を議し及び御返簡別幅等ならびに老中より禮曹に贈る書札を草案す、これよりさきは僧徒等この事をうけたまはるといへども、ことしよりあらためて道春仰を蒙りぬ、後代々例となる、林家譜、羅山年譜、

寛永十二癸未年七月十八日、信使より奉るかの國王の書牘ならびに儀物、このたび朝鮮國王日光山御宮を敬の獻あり、事は信使日光山、記せる自撰の祭文及び大學額而等、諸拜并獻備物の條に詳なり、嚴有院殿にも進物あり、寛永二十癸未年、朝鮮國王李倧、奉書日本國大君殿下、迷開殿下祥協能夢、篤生令嗣、福祐攸暨洪祚可延、舊好之義、寔切歡抃、玆遣近臣、顯備賀儀、所彰累世修睦之義、與同大慶者也、土宜甚略、庸效衷忱、惟冀益固邦基、茂迓天休、不宣、

- 崇禎十六年二月日 朝鮮國王李倧
別幅按するに、朝鮮來聘記に、別幅の條に大君御前の記す、 駿馬二匹鞍具、鷹二十連 大縹子一十四 大段子一十四 白苧布三十四 白綿紬伍十四 黑麻布三十四 黄照布三十四 人參伍十觔 虎皮一十五張 豹皮二十張 彩花席二十張 青斜皮三十張 魚皮一百本 色紙三十卷 黄蜜一百觔 清蜜一百器
 崇禎十六年二月日 朝鮮國王李倧
別幅按するに、同書同前、 駿馬二匹鞍具 鷹子一十連 大段子一十四 白綾二十四 白苧布三十匹 黑麻布一十五匹 人參三十觔 虎皮一十張

豹皮一十伍張 青斜皮一十伍張 魚皮一百本 各色筆伍十枝 油煤墨伍十笏 花硯伍面

崇禎十六年二月日 朝鮮國王朝鮮往來、

八月三日信使御暇の上使として、大老酒井少將忠勝、嚴有院殿より御傳牧野内匠頭信成、本誓寺にいたりて命を傳へ、御回翰及び御返物を授與す、また三使以下賜もの例のごとし、

寛永二十年八月三日申刻、將軍家の御使若狹侍從按するに、酒井忠勝は寛永十五年十一月大老を命ぜられ、事、累代武靈に見えたりは、侍從に記せしは誤りなり、下同し、若君の御使牧野内匠頭本誓寺に至りて、加藤出羽守宿坊にて按するに、加藤出羽守、衣冠を着して本堂へおもむく、此幅き庭上にて朝鮮人樂を奏、三使階下まで下り出向て互ひに相揖して、方丈の上壇に入てまた揖す、互に着座す、爰において御返簡の箱を自注、唐織にて包、臺に載て、美濃守、按するに、關部、渡守、銀のはこ、入、また御馳走人なり、捧出る、若君の御別幅の箱に出羽守持參す、方丈の上壇の上にて對馬侍從にわたす、侍從上壇の床に納、兩御所より朝鮮王への御贈物は、方丈の上壇の左右中壇ならへ置、上使對馬侍從に御暇たまはるよし申渡、對馬侍從通事に其旨をつたふ、通事又三

使に達す、三使御請の趣通事對馬侍從に告、侍從兩上使に達し、事終りて朝鮮の音樂を奏す、然る間朝鮮の童子人參湯をさ、け出て上使にす、む、樂等終て上使方丈の次の間へ出て、三使をまねき寄、將軍より白銀五百枚綿三百把つ、被下、若君より銀子二百枚充賜ふのむね按するに、慶長略記によるに、綿百把充といふを脱せしなるへし、兩上使三使へ申渡す、次列席にて上上官二人銀三百枚充、判事官二人に十五枚充、學士に三十枚、上官次官五十餘人に銀子五百枚、若君より上上官に銀子百枚充、判事官に銀子二十枚充、上官二百枚被下の旨、兩上使申つたふ、いづれも上使に向て三拜して拜受す、其後本堂の板椽にて、中官、下官三百三十餘人銀子千枚、若君より三百枚被下のよし兩上使上上官に告て申わたさしむ、此時中官、下官階下庭上に群參して拜領す、こゝにおいて上使歸る、三使階下までおくり揖禮して退く、朝鮮使來聘記、柳營日録、寛永二十年八月三日の晩、酒井讚岐守、牧野内匠頭上使となりて本誓寺におもむき、三使に御いごまをたまはり御返翰御別幅、及び竹千代君の御別幅をさづけて義成是を挨拶し、兩御所の御音物件々

ならへ置て三使にあひわたし、且又兩御所より白銀白綿そくはくを三使にたまふ、其餘の四百人も其人に應して白銀をたまふ、寛永宗義成譜
寛永二十年

返翰

日本國源家光、奉復朝鮮國王殿下、專价云到舊好益深、省書具審、賀我有祚胤之慶、遠修嘉儀、其所遣方物如數收之、禮意之至、欣歎猶甚、且自撰祭文、遣价于日光山、敬祀東照大權現、呈新筆之大字、備寶鐘瓶爐之供、何不答其款誠、亦可以感謝其交際恭敬之志、永以為好、則不亦不善乎、价還附土物、當依別幅被檢取、餘希亮鑒、不宣、

寛永二十年八月三日

日本國源家光

別幅 貼金六曲屏風二十雙 撒金蒔繪書棚二箇 撒金蒔繪蓋一十箇 撒金蒔繪衣桁五架 撒金蒔繪臺子五飾、計

寛永二十年八月三日

今般朝鮮王獻土宜數件於幼君、被遣撒柄金鞘太刀一十柄、鎧一十領、唐織伍十端、其目錄押御印、國寶記

寛永二十年八月三日
朝鮮國王所贈如別幅收焉、
撒金鞘太刀一十柄 鎧一十領 唐織伍十端、計
右今遣之、

右今遣之

寛永二十年八月三日 日本國源家光 方策新編、朝鮮使來聘記
寛永二十年八月三日、三使御いとま給るにつきて、御返簡をつかはさる、

別幅 大君御前より贈朝鮮王

屏風二十雙 臺子 自注、但小道具共、梨地蒔繪等數二十五に入 五飾 書棚

自注、梨地蒔繪 二ツ 廣蓋十枚 衣桁五飾 銀之御書箱

一ツ、 整

若君御方より贈朝鮮王

御太刀十振 御具足十領 唐織五十端 銀之御返簡箱一ツ 整 朝鮮往來

寛永二十年八月三日、朝鮮國に御返簡之儀、兼而道春法印被仰付調之、金地院書之、蘇明日記

寛永二十年も、道春、春齋御前へ召出され書簡數遍讀申候、御返翰も御直に御聞被成、異國の往來大切なり、十三年之 按ずるに、寛永十三年 作法に少も違ひこれなきやと御意これあり、明暦元年乙未、天和二年壬戌に

通航一覽卷之九十五

朝鮮國部七十一

○兩國書儀物并信使御暇等 明暦度 天和度

明暦元乙未年十月八日、朝鮮使聘禮に捧けし處の國書及び方物の次第、

明暦元年乙未、信使持らせし朝鮮國書、左に記す、
朝鮮國王李湊奉書、日本國大君殿下、嚮開殿下新續令緒、奠安海宇、克綿洪祚、其在交好、寔切欣幸、茲遣使臣、顯備賀儀、此寔兩國同慶之義也、土宜甚薄、聊表遠忱、惟冀益恢前烈、茂膺休命、不宣、乙未年四月日、朝鮮國王李湊、是まで朝鮮通交大紀同

- 別幅 人參伍十筋 大襦子一十匹 大段子一十匹 白苧布三十四 白綿紬伍十匹 黃照布三十四 黑麻布三十四 虎皮一十伍張 豹皮二十張 彩花席二十張 青黍皮三十張 魚皮一百張 色紙三十卷 各色筆伍十柄 油煤墨伍十笏 黃蜜一百筋 清蜜一十器 自注、每一鷹子二十連、按、朝鮮往來には、御禮十居、籠に入花席にて包むと記す、 駿馬二匹 自注、鞍具、際

も其例にて、朝鮮よりの書翰も御返翰も毎度御聞なされ候、

一嚴有院様御三歳之節御印之文字、

源國

古文字に而御座候、

右御幼少故朝鮮より書簡は不參、別幅に朝鮮國王と書申候て朱印有之候、故に此方よりも其通に別幅之末に御名も無之、御朱印計被遣候、以上、

寶永六年十月廿三日

林 七三郎

林 百助 朝鮮聘考

寛永二十年七月朝鮮信使尹順之、趙綱、申濡來朝、先王與三使及進士朴安期贈答多矣、及其賜暇、御回簡并執政答札先生作之、如丙子之例、讀耕文集、載、羅山行狀

通航一覽卷之九十四終

乙未年四月日、朝鮮國王李、方策新編○按する日記、朝鮮使來聘記同し、但し朝鮮使來聘記には、進物の數目、白綿袖三十疋各色筆二十柄とあるを異とす、また按するに、乙未は明永曆九年、清順治十二年なり、のち四年にして明亡ぶ、朝鮮の來書に明亡ぶの後は、清の年號を記さざりしは秋視するにや、

一公方様と朝鮮王との御書通に、日本よりは、正徳何年、享保何年と御書候ても、朝鮮の方よりは年號無之、るとひよみ計を書申候、昔より今に至るまで、朝鮮國に年號を立不申、唐之年號を受申候、今も清朝之年號を受候故、唐之年號を書申も氣之毒にそんし候、亦朝鮮にて年號無之故可致様無之、年號なしに書札相調申候事、異本朝鮮物語

明曆元年十月十日、御前の道春、春齋被召出之、朝鮮之書簡續之、御日記、
同月廿五日信使に歸國の暇賜はりて、國王に御返簡御書中また日光山奉、及び御返物を附授したまた三使已下に祭の事を謝せらる、上使大老酒井少將忠清、老中阿部豊後守忠秋客、館本誓寺に參向してこれを演達す、
明曆元年十月廿五日、朝鮮之信使御暇被下付、爲上使酒井雅樂頭、阿部豊後守本誓寺に罷越、御返簡相渡、御暇被下之旨演達之、御日記、朝鮮使來聘記

明曆元年十月廿五日、信使賜御暇、從將軍家上使既橋少將忠清、忍侍從忠秋、自注、着宗義成、同義真着衣冠、從之、岡部美濃守、自注、衣冠、按するに、美捧御返簡箱上使の先に進む、三使出向、作法皆最前、御返簡箱上上官請取之床に置、朝鮮國王の贈物太刀二十振、長刀二十振、具足二十領、屏風二十雙、銀臺子二飾、兼て座敷並之、銀五百枚、綿三百把正使に賜ふ、副使に賜同前、從事官に賜ふ同前、銀二百枚宛上上官二人、銀五十枚宛判事官三人、銀三十枚學士、銀五百枚、上官次官五十人、銀千枚、中官下官三百三十四人、銀百枚藝者に賜、忠清、忠秋上意の旨言渡退出、三使階下迄送ること如先、

日本國源家綱、敬復朝鮮國王殿下、三使遙來、交敬愈渥、開絨乃知、慶我繼述治國、贈其土宜如數相達、歎情之至也、且聘三使於日光山、奉祭我會祖皇考廟、想其感格足以怡悅、猶由舊章、共介景福、信使還因寄物產當依別幅被領焉、餘冀照諒、不宣、
明曆元年乙未十月日、日本國源家綱、是まで三才雜記同
別幅、太刀二十把、長刀二十柄、鏡二十領

撤金六曲屏風二十雙、銀臺子二飾、整

明曆元年乙未十月日、日本國源家綱朝鮮往來、

明曆元年十月朝鮮國王の被遺物、

太刀二十振、長刀二十振、鏡二十領、屏風二十雙、銀臺子二飾諸具、以上

右之分手前に扣在之候、朝鮮へ進物も毎度少つ、品かわり申候、朝鮮より參候三使は銀子并綿被下候、其外上上官、下官迄は何も不殘銀子計被下候、以上、按するに、この書寶、永六年の書上なり、

十二月十九日

林 七三郎 助

通文館志、回答國書、按するに、御返簡御書式は、正別幅、按するに、この別幅寛永十三年、同二十年兩度のうちなる、鑓百柄、撤金蒔繪鞍具二十裝、畫屏風二十雙、撤金廣蓋十枚、綵紋服五十領、自注、乙未則太刀、長刀、鏡各二十、二飾、代厨子一坐全副、己亥則屏風二十雙、銀臺子二飾、辛卯臺子十副、染華綾一百端、綵袖二百端、鑓金案二張、鑓金案具二卯、正徳元年己亥、年月日以下同上例、按するに、これ御諱及び享保四年なり、年月日以下同上例、按するに、その事、臺子諸具五、若君別幅、自注、正徳元年御返簡の條に詳なり、臺子諸具五、飾、八丈袖二百端、越前綿五百把、自注、一把、年月日以下同上例、方策新編、載、日親要改、

一嚴有院様御印之文字

源 忠直

古文字にて御座候、

右御印之大き堅三寸、横二寸九、分朝鮮聘考、
明曆元年十月廿三日、朝鮮國の返簡役、金地院、道春、春齋、春徳、伯元寄合相調と、云々、朝鮮使來聘記、
明曆元年十月、朝鮮國王の被遺御屏風廿雙覺、
一富士三保清見寺一雙、法眼探幽筆、一字治川みをのや一雙、探幽筆、一梶原弓ながし一雙、右京筆、一吉野景近江八景一雙、同人筆、一源氏一雙、右近筆、一吉野軍一雙、勝田仲之丞筆、一篠原合戰一雙、同人筆、一源氏一雙、同人筆、一竹につる一雙、同人筆、一伊勢物語一雙、同人筆、一源氏一雙、狩野左衛門佐筆、一雪に松雉子一雙、同人筆、一柳に鷺一雙、同人筆、一松島一雙、同人筆、一碁盤忠信一雙、土佐内記筆、一那須與市一雙、同人筆、一和田合戰一雙、同人筆、一義助三井寺合戰一雙、隼人筆、一田つる一雙、同人筆、一蘆鴈一雙、内膳筆、
右いづれも極彩色金地なり、大へり今織小へり、羽

二重或は紫あるひは紅金物常之焼付、唐草無紋淺黄羽二重のふくさにて包み、晒布にて片方つゝ、二ヶ所結、箱は常之黒塗、うら形も如常也、以上、朝鮮使令條記

明暦元年三月三日、朝鮮人の被下候具足二領、威候様被仰付候、御日記○按するに、この書以下の記載は實に似たれども参考のために存す、明暦元年七月晦日、朝鮮人に被下候具足二十領出來に付、於殿中御老中御覽尤美々也、一領に付小判十七兩宛也、此以前之五領同前也、朝鮮來聘記、明暦元年朝鮮人の被下候銀子御添狀

一銀千五百枚 朝鮮之信使三人 一銀四百枚 同上上官二人 一銀百五十枚 判事官三人 一銀五百枚 上官次官 一銀千枚 中官下官 一銀三十枚 學士 都合銀三千五百八十枚
右之通、今度被下候間、加々瓜半之丞、間宮忠左衛門以手形、宗對馬守家來に被相渡、重而可有勘定候、是者當座之添狀に候、以來之手形には成間敷候、以上、
明暦元未十月晦日

伊豆印
豊後印

曾我丹波守殿
松平隼人正殿
深澤義左衛門殿
土屋勘左衛門殿
永田傳左衛門殿

竹橋餘筆○按するに、丹波守隼人正は大阪町奉行、義左衛門已下三人はさしに大坂御金奉行なり、

天和二年八月廿七日、信使獻せし國王の書簡ならびに土宜、及び淨徳院殿に呈せし別幅の品數、

天和二年仲秋廿一日、朝鮮人來朝書簡之寫
朝鮮國王李焯、奉書日本國大君殿下、修聘之禮間者瀾焉、竊承殿下克續洪緒、撫寧邦域、休閒遠及、抃喜良深、茲遣使臣、往伸賀儀、蓋爲敦結舊好、與同新慶也、土宜不腆、庸效區區、惟冀勉恢令圖、益膺祥祉、不宣、

壬戌年五月日 朝鮮國王李焯是迄、溫和柳營秘鑑、朝鮮通交大紀同し、
別幅 人參伍十筋 大縞子十四 大段子十四
色大紗二十卷 白照布二十四 黄照布二十四
油布三十四 虎皮十五張 豹皮二十張按するに、御日記には

虎羊豹羊の次に、貂羊廿枚と載す、
また、瀨廟實錄の皮を貂皮に作る、
一百張 色紙三十卷 色筆五十柄 眞墨五十笏
黄蜜十壺 按するに、御日記、柳營日次記、瀨廟實錄、御徒方萬年記等に黄蜜百斤、清蜜十壺とす、
鷹子十連 駿馬鞍具二匹、際
壬戌年五月日 朝鮮國王李焯
右印之文字は、爲政以德之四字也、朝鮮傳國之印也、溫和柳營秘鑑、瀨廟實錄、
天和二年

別幅 人參三十筋 錦段十匹 綾子二十四
色紗十卷 虎皮十張 豹皮十五張 青皮十五張
魚皮一百張 色紙三十卷 花硯伍面 色筆五十柄 眞墨伍十笏 駿馬鞍具二匹 際

壬戌年五月日 朝鮮國王李焯
右若君様の獻上朝鮮往來、方策新編、

九月六日、上使大老堀田少將正俊、老中阿部豊後守正武、淨徳院殿より同戸田山城守忠昌、客館本誓寺にいたりて御暇の命を傳へ、御返簡及び別幅かつ淨徳院殿よりの御返物を授く、三使以下賜ものまた例のごとし、

天和二年九月六日、上使本誓寺に赴き、朝鮮人於庭上奏樂、上上官階下に下りて、三使は内縁唐戸際出迎互に一揖、對馬守從之、御返簡筑前守家來布衣と着し持參、水野右衛門大夫按するに、右衛門大夫は、この時社奉行にて御用掛なり、衣冠して請取之床の上に置、若君様別副山城守持參、内藤左京亮請取之、小笠原信濃守按するに、内藤左守は御馳走人なり、下の大病氣に付、同氏大助長袴にて相助は信濃守の嫡子なり、病氣に付、同氏大助長袴にて相詰る、御日記、天和二年、朝鮮來朝記、
天和二年九月六日
一將軍家之上使として、堀田筑前守、阿部豊後守、若君の御使として、戸田山城守東帶帶劔にて本誓寺へ赴く、庭上樂を奏す、上上官階下まで出迎ふ、三使は唐戸のきはまで出迎ふ、上使三使互に一揖、宗對馬守參向す、
一將軍家の御返簡箱階下まで筑前の守家來布衣着して持參す、階下にて水野右衛門大夫請取之、上使の先に進み直に床に置、若君の別幅は山城守家來布衣を着して持參す、階下にて内藤左京亮請取る、其儀同前、
一將軍家より朝鮮王へ遣さる、別幅

鎗百柄 撤金蒔繪鞍具二十袋 金地畫屏風二十
雙按ずるに、御日記に金地畫屏風武 撤金蒔繪廣蓋十枚
綵紋服五十領 以上

一若君様より朝鮮王へ遣さる、別幅
臺子諸具五飾 八丈織紬二百端 越前綿五百把
以上

一將軍家より朝鮮人に下さる、覺
銀子五百枚 正使 同斷 副使 同斷 從事官
銀子二百枚 上上官一人 同斷 同一人 銀子
二百枚 上上官一人 同五十枚 判事官一人
同斷 同一人 同斷 同一人 同三十枚 學士
一人 同斷 同斷 同斷 同斷 同斷 同斷 同斷
中、下、合三百三十餘人 同百枚 馬藝之者二人
同百枚 馬に指添官人中 以上

一若君様より朝鮮人へ下さる、覺
銀子二百枚 三使 同斷 副使 同斷 從事官
同百枚宛 上上官三人 銀子二十枚 學士一人
同二百枚 上上官次官五十人 同三百枚 中官
下官、三百三十餘人 以上

右者目錄銘々これを調ふ、
一若君様より朝鮮人へ下さる、覺
銀子二百枚 三使 同斷 副使 同斷 從事官
同百枚宛 上上官三人 銀子二十枚 學士一人
同二百枚 上上官次官五十人 同三百枚 中官
下官、三百三十餘人 以上

右者目錄銘々これを調ふ、
一若君様より朝鮮人へ下さる、覺
銀子二百枚 三使 同斷 副使 同斷 從事官
同百枚宛 上上官三人 銀子二十枚 學士一人
同二百枚 上上官次官五十人 同三百枚 中官
下官、三百三十餘人 以上

右者目錄銘々これを調ふ、
一若君様より朝鮮人へ下さる、覺
銀子二百枚 三使 同斷 副使 同斷 從事官
同百枚宛 上上官三人 銀子二十枚 學士一人
同二百枚 上上官次官五十人 同三百枚 中官
下官、三百三十餘人 以上

右者目錄銘々にこれを調ふ、
一筑前守、豊後守、山城守上意之旨を申渡し退出
す、三使迎送る先日のことし、
右何れも目錄を頂戴す、銀子は太坂にて請取る、
天和二年朝鮮來朝記按ずるに、御返物贈物等
のこ御日記柳營日記、御徒方萬年記同し、
天和二年九月六日、堀田筑前守、阿部豊後守上使と
して本誓寺へ參向、東帶、三使の御暇被下之、右規式
如前、

朝鮮國王に被遺物之覺
一切金蒔繪廣蓋十枚 一鍵百筋 一撤金蒔繪鞍
皆具廿口 一金地屏風廿雙 一練紋服自注、色々
五十領

右國王に被遺之、
一同時若君様より上使戸田山城守自注、東帶、被遺之、三
使の御暇被下候、

國王に被遺物品々
一臺子五飾井小道、具とも、 一八丈島紬二百端 一越前
綿五百把

右國王に被遺之、
一公方様より朝鮮人へ被下物之次第

一白銀五百枚 正使 尹趾完 一右同斷 副使
李彦綱 一白銀五百枚 從事官朴慶俊 一白
銀二百枚 上上官朴再興 一白銀二百枚 同
卞承業 一白銀二百枚 同洪禹載 一白銀
五十枚 上判事安慎徽 一白銀五十枚 同鄭
文秀 一白銀五十枚 同劉以寬 一白銀三
十枚 學士成琬 一白銀五百枚 上官次官に
一白銀千枚 中官下官に 一白銀百枚 曲馬
のり刑裨將 一白銀百枚 同吳裨將

一若君様より朝鮮人へ被下物次第
一白銀二百枚 正使 一白銀二百枚 副使
一白銀二百枚 從事官 一白銀百枚 上上官
一白銀百枚 同 一白銀百枚 同 一白銀
廿枚 上判事 一白銀廿枚 同 一白銀廿
枚 同 一白銀廿枚 學士 一白銀二百枚
上官次官に 一白銀三百枚 中官下官に

右西之御丸より被下之、何も目錄にて被下、銀子之
儀者、太坂にて皆々渡之、天和二年
天和二年九月六日、御返簡之寫、
日本國源綱吉、敬復朝鮮國王殿下、聘使遠至、禮意鄭

重、披書與審、慶我繼前業、所贈物産如別幅領納、懇款
誠竭、感謝無已、心交久敬、隣德不、孤彌修世睦、茂迓
天休、秋涼氣爽、爲國自愛、茲寄土品用効遠忱、使還、
書不盡言、不宣、

天和二年壬戌九月日 日本國源綱吉按ずるに、朝鮮
業の我字先例は通りを一字あけて調さいへとも、今度は上意の
旨有て通り同しく行なわけ、自愛の自字も同し並に相調ふこと
り、

別幅 鍵百柄 撤金蒔繪鞍具二十袋 金地畫
屏風二十雙 撤金蒔繪廣蓋十枚 綵紋服伍十領
整
天和二年壬戌九月日 日本國源綱吉按ずるに、別幅の
し、

若君様は書簡不來故御返簡無之、別幅被遺之、
別幅 臺子諸具五飾 八丈紬二百端 越前綿
五百把、 整
天和二年壬戌九月日 御印温知柳營、承寬謹錄
警日次記、天保二年朝鮮來聘記、
御徒方萬年記、續武家評林同し、

天和二年堀田筑前守、阿部豊後守より、先例朝鮮に
御返簡之紙并に箱とも改也、今般いか様にあそは
され然るへきや存寄書付差上へき旨、林春常に申

渡に付、言上して曰、慶長十二年元和三年寛永元年迄は、紙も箱も軽く仰付られ候、其後宗對馬守、柳川豊前守密々に御返簡の文字御朱印を改め候儀聞召し、寛永十三年より御返簡金紙にて相調へ銀箱に入申候、其節酒井讃岐守を以て按ずるに、酒井忠勝三使へ被仰出候は、向後は紛れこれなき様に、書式御印紙箱も今度之通、以後までも相替らす可被遊候、乍然御音物は時之様子により御替可被遊よしに御座候、三使畏りを申候、夫故寛永廿年明暦元年も其例に、酒井讃岐守申付候、今度も其通に可被遊候哉尤之由にて、先例の通に相窮る、

一石川美作守より林春常の御返簡之紙の寸法、并若君様より被遣候御目錄も銀箱に入候哉、申越すへき由に付、按ずるに、石川美作守兼政の頃まで若年寄なれどなりし事御役人代々記に見ゆ、然れば、御奏者番こは若年寄勤役中の事なるへし、下同し、御書簡だけ一尺三寸は、四尺八寸五分、いづれも金尺なり、右之紙を十二折半に折候て箱に入申候、折は、三寸九分有之、紙のたけは、にて箱の寸法も知れ可申と存候、箱の寸法此方には留書無之候、紅の紐附申候儀は覺申候、

上様よりの御目錄は、別幅と申、御返簡と一ツに包み、銀箱に入申候、

若君様御幼少ゆへ、朝鮮國より書簡不參、別幅はかり參候に付、若君様よりも被遣物別幅に書載せ別幅はかり、是又銀箱に入申候、

一朝鮮人先年來朝之時分、上様若君様より、朝鮮之三使以下被下もの書付献上仕るへきよし、石川美作守より林春常の申來るに付、如左、

寛永廿年癸未朝鮮人來朝の節被下物

銀五百枚宛 三使、銀二百枚宛 上上官三人
銀五十枚宛 判事官三人 銀三十枚宛 學士
上上官五十人之内にて御座候得とも、銀五百枚 上
祝文を讀候に付、配分之外に被下之、

官次官五十人 銀千枚 中官下官三百三十餘人

若君様より被下物

銀二百枚宛 三使 銀百枚宛 上上官三人
銀廿枚宛 判事官三人 銀二百枚 上上官官
五十人 銀三百枚 中官次官三百三十餘人

右之通御座候、

一常憲院様御印之文字は、

源 忠 敬

古文字にて御座候、

右御印之大きき三寸、横二寸九分、

一淨徳院様御四歳之節、御印之文字、按ずるに、天和三年逝せらる、

源 緝 熙

古文字にて御座候、

右御幼少故朝鮮より書簡は不參、別幅に朝鮮國王と書申候て朱印有之候故、此方よりも其通に別幅之末に御名も無之、御朱印計被遣候、以上、

寶永六年十月廿三日 林 七三郎

林 百 助以上、朝鮮聘考、

天和二年朝鮮に被遣候屏風之模様

- 一八枚一雙橋合殿 狩野永真 一六枚折一雙江島之景
- 一八枚折一雙七騎落 狩野養卜 一六枚折一雙初瀬之景
- 一六枚折一雙河原兄弟 狩野洞雲 一六枚折一雙つ保物語
- 同人 一六枚折一雙谷鶴島越
- 雙兼平最期 狩野探信重之 一六枚折一雙宮島
- 人 一六枚折一雙信原二度之福 狩野探雪 一六枚折一雙後成井山之玉川
- 折一雙定家佐野之渡 同人 一六枚折一雙源氏之

- 内花菱紅 狩野内匠秀信 一六枚折一雙和國耕作葉之寶
- 狩野休圓清信 一〇〇〇〇源氏桐つぼ 狩野左衛門 一六枚折一雙平等院宇治之景
- 一六枚折一雙紅葉馬 狩野春雲信之 一六枚折一雙竹に小鳥
- 雙松に小鳥 左衛門子 狩野宮内友信 一六枚折一雙鳴
- 波 休圓子 狩野内記 一六枚折一雙水鳥 春雲子 狩野求馬 一六枚折一雙白梅小鳥
- 主膳子 狩野左門天和韓聘記

通航一覽卷之九十六

朝鮮國部七十二

○兩國書并儀物信使御暇等 正徳度

正徳元辛卯年十一月朔日、信使聘禮に呈せし國王の書牘及び儀物の次第、たがひて命ありて、國書式を改められ、聘の事もこれを

正徳元辛卯年、朝鮮國王來書圖、

朝鮮國王李焯、奉書日本國王殿下、聘問之潤、倭焉、一世、竊承殿下光紹基圖、誕數區域、其在隣好、曷勝欣贊、肆馳帑价、庸舉信儀、修睦致慶、式循故常、仍將非品、聊寓遠忱、惟冀、益懋令猷、永固交誼、不備、

辛卯年五月日 朝鮮國王李焯

右朝鮮國書及後所載御書、都下傳寫各相藏弄、至於真本雖在官不可得觸、一權貴家彙錄請求、始得摸寫、一依式樣、與真無異、此書總九十字、大如豆、楷正可見、廉將元寫圖錄取、按するに、廉さあるは、の不失毫末、欲置一奇既以賣與好事者爾、

別幅 人參伍十觔 大縞子十匹 色大紗二十

四 白照布二十四 黃照布二十四 黑麻布三十匹 按するに、御徒方萬年記、永寬藤錄、枯木集、月堂見聞集等には黒麻布を載せずして、油布三拾正あり、或は異名同物なる 虎皮十五張 豹皮二十張 貂皮二十張 青黍皮三十張 魚皮一百張 色紙三十卷 各色筆五十柄 眞墨五十觔 黃蜜一百斤 清蜜十器 自注、每 按するに、枯木集、御徒方萬年記、永寬藤錄等には、この外に大段子十疋を載録す、

辛卯五月日

朝鮮國王李焯

廉按、印篆爲政以德四字、先書某諱印押其上、錄、朝鮮通交大紀、按するに、別幅のうち枯木集、御徒方萬年記、永寬藤錄等には、この外に大段子十疋を載録す、

正徳元年、朝鮮國王獻上物

多紅色大紗六卷 草綠色大紗七卷 藍色大紗七卷 以上二十卷一臺○多紅色大純子二卷 草綠色大段子四卷 藍色大段子四卷 以上十卷一臺○黑色縞子五卷 草綠色縞子五卷 以上十卷一臺○桃色紙六卷 黃菊紙六卷 青苔紙六卷 雲暗紙三卷 雪花紙六卷 青花紙三卷 以上三十卷一臺○人參五十觔 右二臺○眞墨五十觔 各色筆五十柄 右一臺○黑麻布三十四 右一臺○白照布二十四 右一臺○黃照布二十四 右同○清蜜十壺 右二臺○黃蜜百觔 右一臺○青皮三

十枚 右一臺○貂皮二十枚 右同○豹皮二十枚 右同○虎皮十五枚 右同○絞自注、精絞也、百枚 右二臺○馬毛自注、青毛、鞍皆具共二匹、鷹十聯自注、琉球紀事○按する處の品數正徳辛卯信使記録によるに、その内相違あることくなく、今詳にこれを辨したし、

通文館志

圖書式自注、權銀粧飾、朱漆金蓋龍、内裏紅段甲襪、外裏紅縞甲襪並金蓋龍、

外面右邊書奉書、左邊書日本大君殿下、初稱日本國王、崇禎丙子倭使平知友、來請改稱大君、康熙己丑、關白源家宣獻地於倭皇、爲湯沐邑、倭皇悅之、命復其王號、辛卯信使陸辭後、倭使雨森東來請依舊例稱王、朝廷許之、己亥按するに、丙子は我寛永十三年、己丑は寶永六年、辛卯は正徳元年、己亥は享保四年に當れり、又因島主之言復稱大君、○奉字與日字齊、書字與下字齊、他書契倣此、合於處書朝鮮王姓某、自注、踏爲政以處皆踏、謹封內式朝鮮國王姓某奉書日本、自注、國大君殿下、自注、朝字與日字、云々、不備、備字、凡書姓某、忠、光綱、吉宣、秀重、等字俱不於書契、一、凡家康以後關白名、康、○按するに、秀は字誤りなるへし、年號自注、幾年干支、月日、朝鮮、國王姓某、自注、與年月齊、下略、方策新編、改、○按するに、國書復號の事はより先講定せしめられし始末、參考のためすへて、こゝに附す、正徳元年清の康熙五十年、朝鮮王三十七年、此年彼國趙泰億、任守幹、李邦彦をして來りて文昭君の

繼位を賀せしむ、時信使持し來る朝鮮國書、左に記す、按するに、國書別編等錢好錄、此時文昭君復號の御事公義方をさす、使をして特に書を禮曹に送て、此事を報せられし略に、茲告東武、頃有復號之舉、恭惟貴朝書式一用天啓肆年以前舊例、と有し也、禮曹參議吳命峻我州に復せし書あり、左に記す、朝鮮國禮曹參議吳命峻、奉復日本國對州太守拾遺平公閣下、端翰忽枉、承誦蒸炎與居珍、瑟良用熨沃、來示事不無可論者、蓋兩國交聘之際、名號儀式所係俱重、今貴國荷復舊號、欲改書式、則宜趁節目講定之前、詳報事由、預布情悃、而不此之圖、乃於書函已封、使車已奉之後、以片辭遽發此請、是果誠謹之道否、夫貴州而猶自知其有失慎重、况我朝廷耶、是故有司將援禮以斬之、我王殿下特推寬大之度、謂以所言既異新創、禮節之失不必深咎、遂命追改國書、如天啓舊式、用副勤請、此不但東武之所宜體、悉以貴州之居間傳命、尤當銘感本朝之德意、惟左右諒此、益勉恭恪、以永贊隣好焉、不備、

辛卯年六月

和文

専ら書教を枉らる、彼示所の事兩國聘を交ふるの際、名號儀式關る所俱に重し、今貴國舊號に復し書式を改めむと欲するとあらは宜しく其節目講定の前に在て、詳に其由を報し預しめ其情を布くへし、今書簡既に封し使車既に發するの後に當て、遽に片言を以て此情を致すもの、亦誠信の道といふへけむや、貴州に在て尙自ら其慎重の道に失ふ事ある事を知る、况我が朝廷に於てをや、爰を以て有司其禮に據て固く請所に従かはらんことを欲す、但我王殿下特に寛大の意を推しておもへらく、今請ふ所其舊號に復するの事にして、新に是を創むるに非ず、其禮節の失に至ては必しも深く是を咎めされど、遂に命して天啓の舊式のごとく國書を追ひ改め、以て勤請に副はしむ、是唯に東武の此書を體すへき所のみならず、貴州の間に居り命を傳ふるを以て、尤本朝の徳意を銘感すへきもの也、宜此意を體し益恭順を勉めて以隣好を相くへし、朝鮮通交大紀○按するに、復號の事新井勸解由専らこれを建言せしなり、その書數篇あり、今引用するところ煩重に似たれども、自らその説一ならざるを以て、ここに排列す、

辛卯自注、正徳元年、復國書祖宗之例矣、初文廟潛第按するに、櫻田御殿、

好學無倦、博聞強識、最習故事、嘗論兩國信書式曰、昔鄭一小國分在乎大國之間、而衆賢各盡所長故靡有敗事耳、詩曰、無競維人、蓋謂之也、及其嗣位、朝鮮將聘、乃命有司各錄呈事例、美因上其議凡十條、按するに、この書新井勸解由なり、一曰稱號其略云、孔子曰、必也正名乎、名者不惟言君臣父子、而自天子以至諸侯及卿大夫士、其爵位名號亦皆是也、故下犯上僭也、名非其實亂也、僭之與亂非其正也、夫大君天子之稱也、虞書汝陟元后漢孔安國傳云、元大后君也、大君天子、周易大君有命、唐孔穎達疏曰、大君謂天子也、而今朝鮮官制有大君者、自高麗氏之世始、凡其諸君蓋倣周末七國封君故事、若彼大君靡有根據、是則夷中僞制也、昔在國初我及朝鮮講和、而彼之於我稱之曰王、以其敵禮也、近世以來彼國信書稱我以其僞號、蓋是其初我自致之也、當時議者皆以爲王是天子之號、非我所得稱、而使我無可稱者、遂致此僭亂也、古者天子稱皇三皇是也、其次稱帝、五帝是也、其次稱王三王是也、及周之衰、列國諸侯皆僭稱王、秦併天下、自以德兼三皇五帝、故並爲號、漢因秦制而其封侯稱王、四夷君長亦稱王、魏晉以後歷代因之如此、觀之夏后殷周之世、天子稱之曰

王、自漢以來王、是爲君長通稱已、天朝天子稱曰天皇、天子之衆子稱之親王、親王之子謂之諸王、諸王子孫襲稱傳于四世、藩國君長亦皆稱王、若百濟、新羅、任那、加羅等是也、其寓公亦襲舊號、若扶余氏世稱百濟王是也、唐書曰、日本初王皆以尊爲號、更以天皇爲號、宋史所書最爲好、悉王是非天朝天子之號也、故朝鮮記籍載日本天皇國王代序、其所謂國王稱我盟主也、明人諸書所載豐後王、薩摩王亦皆稱其君長也、孔子又曰、名不正則言不順、言不順則事不成、故君子名之可必言也、言之可必行也、君子於其言無所苟而已矣、名者所以我有所名、而彼得而稱之也、彼其所稱而我不以爲名、何其名之不可必言、而不可必行也、臣愚竊惑焉、伏乞博問有識、細加詳識、庶其無所苟而已、上曰、是則有祖宗故事已、或上議曰、古今異言、以有訓話之學焉、方國殊別、以有方言之作焉、是古非今貴遠賤近、皆非達者之論也、王之爲訓、猶言大君、我東方方語也、前世有議以模其字、以我語相通故耳、然復行之有年于此、書曰、無作聰明亂舊章、罔以側言敗厥度、大君之號可以無改矣、美曰、易曰大君、漢唐諸儒皆以爲天子、而爲其官勳邑號、止有朝鮮僞制

已而、今我使彼致其號、是令君臣我也、是令州縣我也、質諸聖人之言、而僭稱天子、考諸夷邦之制、而降號封君、敗度亂章、莫斯爲甚、若用舊章國初之例、祖宗之式、可謂舊章、詩曰、率由舊章、言是不愆不忘也、書曰、爾尙蓋前人之愆、言其率乃祖之彝訓也、孟子曰、古之君子過則改之、今之君子過則順之、豈徒順之、又從爲之辭、繇此觀之、則君子所改可知矣、議者唯曰、國初之例、彼國信書稱我謂王、而我所答不敢稱王、當今之議、若欲彼此相稱曰王、則豈是祖宗之式哉、美曰、祖宗之世、二國之書、一皆稱王、只我回書雖係詐爲、然於其體式實得之矣、且彼國之書稱王於我、而我不受之、則已受而報之、則是我非王亦何也、稱與不稱奚必擇焉、又難曰、孔子曰、君子名之可必言也、言之可必行也、君子於其言無所苟而已矣、今夫稱諸異邦、曰王於其國不稱王、君子名言不可知、是之苟也、美曰、禮天子諸侯皆所自稱、內外不同、在內從內辭、在外從外辭、周室方伯其擯天子曰天子之吏、自稱於諸侯曰天子之老、於外曰公、於其內曰君、吾未聞在內從外辭也、且朝鮮記載有之、曰日本國王、於其國中不敢稱王、只稱御所、曰國王外辭也、曰御所內辭也、彼亦既知我內外之稱矣、

又有議曰、禮云、君與臣同國非禮也、天皇國王並係之日本、恐其非禮也、必可稱王、則別立其名號、可以定上下之分矣、美曰、近者勝國之世、按するに、金鶴雜話に、勝國の世を稱するなり、明の時に元を指して勝國といふ、今にありて其前の學者の文中に、東照神君の前列國兵事の時を指して勝國とす、祖傳を許されしより以來、武家王命を受ずして征伐を専らにし、征伐を專にするより、政事もまた終に武家に入り、今に於ては重きを王室に歸さしむるも、實は珠を取て權を還せる霸業なり、これを以て論ずれば神君の前勝國とするも、絶明朝禮臣亦有是議曰、日本原有王、來諭存亡、關白或別擬二字、或即以所居封之、天子不允、乃封日本國王、夫禮所謂君臣同國、以臣與臣僕尊卑無別、爲非禮也、非言其所稱也、古者周王周公、而周公之後爲周卿士、世稱周公及秦亡、亦有楚義帝楚霸王、亂世君臣置而無論、武王周公皆聖人也、豈其不知禮乎、又議曰、本朝之制、皇子皇女拜命之後、皆稱親王、而今無所受、命乃自稱王、竊恐後世必有君子議矣、美曰、古者人臣之禮、無外交不敢貳也、天歷中吳越來聘、按するに、こは村上院御勅令丞相納其書幣以報禮焉、維我將相境外之交、實始自此也、降及叔世、霸王代興、號令天下、異邦人稱之曰國王、自此而後、天皇國王其稱亦分矣、自注、明人始有持明天皇國王長懷等語是也、猶漢天子稱皇帝、諸侯有封王也、然我異姓封王、例自方以來未之

有也、方今翼戴天子、綏靜諸侯、雖由是假王以交隣國、亦是所以張我皇室鎮撫方外也、世之議者只據魏晉南北等史書、以謂本朝天子彼稱爲王、王之爲號、非人臣所得稱、而不知彼史臣之體不得不然也、紛々說我是之由、何其自視之卑且陋一至于此、魯仲連齊國一男子、欲蹈海而死、義不帝秦也、堂々天朝天子、豈彼藩王之比哉、於是遂罷議、乃命對州曰、兩國信書一如國初故事、以爲永世之法矣、國書復讐紀事

朝鮮國信書之式の事

本朝天子の御事、異朝にしては天皇とも又は天王とも稱しまいらせ、將軍家の御事をは國王と稱す、朝鮮の諸書に見えし處もまたしか也、されは大元大明の天子我國代々の將軍家に贈り給ひし詔勅、皆々日本國王をもて稱せられ、又大明の代に當りて、勅して日本國王の冊封ありし事も兩度に及ひき、自注、太宗の時、鹿苑院公方神宗の時、豐臣關白、當家に至りて朝鮮と隣好を修め給ひし初より、彼國より來れる書式、日本國王をもて稱せし事すてに三度、是彼國の昔より兩國往來の書式によれるなるへし、しかるに寛永十三年のたびより其書式新たまりて、日本國大君と稱し

まいらせ、これより後此式代々の例とはなりたり、是は當時日本國王と稱し參らする事、我朝家の御事に疑ひあれはとて、寛永十二年に彼國に牒して、今より後は其王の贈らん書、舊式を新ためて日本國大君をもて稱せらるへき由を、約し定め給ひし處也、とは申す歟、謹而按するに、大君といふ字はもどこれ周易の中より出つ、又尙書大禹謨の篇孔安國傳には、大君は天子なりとみえ、孔穎達が疏には、周易を引用ひて大君とは天子を謂ふなりとみえたり、さらは日本國大君と稱せん事は、すなはちこれ日本國天子と稱するに相同し、ありし代々の例にまかせて、日本國王と稱し參らするをたに、猶憚らせ給ひしなごや傳ふるに、まさしく我朝家萬乗の尊號をこひうけさせ給ひし事、心得ぬ事の第一にや、又朝鮮にて撰みし經國大典を按するに、彼國王の儲嗣を世子といひ、諸王子の中その王の正妃のうめるには大君の號を賜ひ、其餘は君の號を賜ふのよしみえたり、さらは彼國にて大君と稱するは、其王子に賜ふ所の號にて有るや、然るに彼國に約し定められて、其臣子の號を受給ひし御事、これ又

いかなるいはれといふ事をしらす、又本朝國史を按するに、初め神功皇后三韓を征し給ひ、彼國に日本府を置れて其國々を治め給ひしより、齊明天皇の朝に至るまで凡天皇二十四代、曆數四百六十餘年か間は、彼國の君民我朝の臣妾たらずといふものなし、此事ひとり我國史にみえし處のみにあらず、晉宋齊梁等南北諸史、舊唐書并に百濟本記等の書ことごとく詳なり、しかれども今朝鮮の史書を考るに、自注、東國通鑑、三國史記、我國を指して彼國外藩のことくに記しおきぬ、是我國のために臣屬せしといふ事を耻し悪みて、その本國の爲めに曲てかくし諱む處あるか故成るへし、又光仁天皇の朝に、渤海國王奉りし啓に、みづから我國の甥と稱せしは、其賓禮を停められ其無禮を責戒め給ひたり、ましてや前時壬辰按するに、文祿元年の亂、後兵禍連れる事すてに七年、彼國の人民我兵のために殺しかすめられ、彼國の宗社我兵のために傾き破る、當家世をしらしめされし初は、悉くそのごらはれを返して、ふたゝひその隣好を修められ、兩國の往來古來將軍代々の如くなりぬといへども、彼國の君臣いさゝかも人心あ

らむには、前日の耻を怨憤らすといふ事なかるへし、しかるに近例のごとくに、其臣子の號をもて我に加へしめ、彼をして其君父の尊に居る事を得せしめられて、かれ少しく其志を伸事を得て、近くは彼中國の天子に奏せん處も、遠くは萬代の史鑑にしろさん處も、倭會前代の非を改めて和親の誠を講し、我に事ふるに臣子の禮を以てせん事を望請ふ、我かれにゆるすに大君の號を以てすなど、稱する事あらしとおもはれず、もししからは此事ひとり當家の瑕瑾のみならず、我國萬代の耻辱とこそ申へけれ、されはこの大君の號のごとき、此國にては我朝家萬乗の尊號を犯し給ひ、彼國にては其王臣子の偽號を受給ひし御事なれば、かれといひ此といひ、其御あやまちすこしきなりとは申へからず、但大君の號の御事當時儒生に仰下されて、然るへからむ名號を能く撰てまいらすへしと有りしかは、撰み上りし處なりとも承れば、此あやまち當時の御心より出し御事とは聞えず、たゞ其儒生の古を稽へぬと、撰むの精しからぬとの致す所にて、其誤當時に歸しまいらせ、つゝに我國萬代の耻辱

ともなりなん事、返すくも口惜しき御事歟、たゞすべからくは此後よりは、ありし代々の例の如く國王をもて稱せしめ給はん事、古へに聞えし善、蓋老人の愆といふ大孝の御事とや申すへき、但し又本朝の皇親親王と申し參らすれども、現任大臣の上にてたゞせ給ふ事叶ふへからざる御事歟、まして其餘諸王の御事に於てをや、去らは王號のごときも、本朝に於てはさのみは尊み參らすへき御事とも見えされども、異朝にしては古も今も相通してたつとごとする處なれば、異邦に稱して王號を用ひられん事、其事宜を得たりとは申すへし、されと又王號の事は、我朝家には、からせ給ひしなど聞えて、すでに古より以來兩國往來、の舊式あらためられし上なれば、今はた室町殿の代々、秀吉の御時のごとくに、私に其號用ひられんも、やすからざる所ましまさんには、此事の由を詳に奏せられて、有りし代々の例のごとく、王號をもて異邦には稱せしめ給ふとも、又別に一つの嘉號を賜りて、新たため稱せしめ給ふとも宜しく、勅裁を仰かるへき御事歟、本朝武家代々の御事、異朝に稱して日本國王と

申せし事鎌倉の代より始め、されと自ら稱して日本國王と記されし事は、鹿苑院殿の御時より始め、此事朝家の勅裁を仰れて宣下ありし事とは聞えず、去れば本朝にしては親王宣下の外、王號勅許の事いまた其例あらずとも申へき歟、むかし神功皇后の御時、三韓の國々本朝に隨ひまいらせしより以來、凡天皇二十四代、曆數四百六十餘年か聞は、新羅、百濟、高麗、任那、秦韓、馬韓この六國はいふに及はず、卓淳、加羅等のことき多くの小國の王といへ共、皆々本朝の封爵を請まいらせすといふ事なく、さらば本朝にして異姓封王の例ましまさすとは申へからず、但し又此等は海表諸藩の國々にて、我國中にて王號を賜し事は、其例いまたあらずとも申へき歟、然れども王者無外とも申傳へたれば、王命の至るところ、地の遠近海の内外を論すへからず、何れか王土王臣にあらざるへき、わづかに海の内外を論して、此等は我國中の例に准しかたしなといはむは、通論申難き歟、且は又謹て本朝古今の事例を按するに、毎事皆々古の例によられしとのみもおもはれず、其時に隨ひし其事によ

りて、古にいまた其例あらずといへども、彼の王號の事例におきては、本朝古の例すてに右のごとく、武家の先蹤も又佳例にあらずとは申へからず、又凡その事我を貴しとすと云ども彼貴しとせず、彼是を貴しとすと云へども、我又その貴き事をしらす、もしかれか貴はざる所をしめして、我を貴はしめむ事を思ふか如きは、その事は達せりといふへからず、かならずかれをして我を貴む事を知らしめんには、彼に示すにその貴ふ處を以てするにはしくへからず、昔鹿苑院殿の、初めて大明の天子に上書し給ひし時に、みづから日本准三后と稱せられき、三后と申奉るは皆是天子萬乗の尊、みづから貴とみづかへ給ふ御事共にて、本朝にしてはその貴き事誠にいふへからず、去れと異朝にしては更に其名號を貴しとは思はず、是に答へらるるたゞの書には、日本國王といふを以てせられ、異朝にしては古より今に至る迄、王爵をもて殊に貴み思ふか故によれり、近くは又當家に及びて征夷大將軍の御事を、今朝鮮にて貴としとも思はず、是又彼の准三后の事のごとし、又我朝にしては親王

と申まいらずれども、親任大臣の上に於てをや、さらば異朝にては貴とする王爵も、本朝にては貴としとするにたらざるに似たる歟、然れども我國の中の事はいかにもありぬへし、異邦にしめして我たつとき事を貴ごましめ給はむには、其貴ごむまに王爵を以て稱せしめ給んには然るへからず、日本國王の號の如きも、もし親王の例にまかせは、我朝にてはさのみたつごかるへしとも覺えず、されども異邦に稱し給ん事、國牒をも□□事二つなから得たりとは申すへき歟、白石、證書、

天和の時に行はれし處は、寛永の例に依られしと見えたり、我國のいにしへ外國の使の來りし時の例をも、又我國の使彼國に行し時の例をも、通し考へられし處也とも聞えず、唯其時に當りて進止を執りし處なれば、國牒に於ても然へからぬ事も多かりき、百年にして禮樂起といふ事もある也、今の時に及んて是等の事をも議定有へきにて、其事を下し問はれし事杯有て、終に其禮を議すへき由は仰下されたりける、夫れか中復號の事こそ第一の難事成つれ、是は兩國の好修められし始よりし

て、彼國の書には日本國王と記し進らす、これは鎌倉京の代々より外國の人者、我國天子の御事をは日本天皇と申、武家の御事をは、日本國王ともふせし例に依れるなり、然るを寛永の頃に至りて、日本國大君と記し參らすへき由を仰せ遣されしより、此事其後の例とは成たりし也、自注、これ對馬の國の守に、これより、○按するに、これ寛永十三年宗義成の老臣柳川豐前通勝の事をいふなり、されども大君といふは彼國にして其臣子に授る處の職號にこそあれ、其號を以て稱し申へき由を仰遣はされしは、彼國の官職を受給ふ嫌あつて又大君は天皇の異稱なる由、申へき異朝の書には見えたり、さらば又我朝天子の御事にもうたかひあれば、唯元の如くに、日本國王と記し奉らすへき事を申へき由、對馬守に仰下されぬ、此事の始め某按するに、新井勘解由、對馬守平義方の家人平直賢と云、此家の老臣なり、云もの事有しに、此事子細あらしと云ひたり、公家の御事に係るに國を以して、日本國王と稱し參らす事も、周王、周公、君臣俱に周を以てし給ふ如く成事杯を、對馬の國に在つるなま學匠等か智にも及ばざり、かゝるといふ事によりて國人等いなみ

申言葉の聞えしかは、我又彼直賢か許へ使文遣して申せし事共有し始め、直賢か云し如くに、彼國にしては申事もなくて、其國の書日本國王を改め來りぬ、又天和の時に寛永の例によられて若君にも彼聘を奉らしめらる、されど若君御幼稚の御事なれば、少將正俊の朝臣を按するに、大老、御名代と成されて其禮を受られし事、外使等國命を請し日、世子を拜すへき事聞ぬ、執政を拜する事を聞すともふして、拜するに不及して罷出つ、當時も若君御幼稚の間也、又是等の禮をあらそひ申さんも事煩しかるへしと評定ありて、世子いまた閣を出給はず、聘を參らすに及ふへからずと、對馬國に仰下さる、神祖世を知し召れし始は、外國より書を奉りしことも多かり、其頃は三要長老と云ひしか其事をは承りたりき、これは秀吉の代に東國に移らせ給ひし時、下野國足利の莊の學校に住持成りしかは、是等の事共仰蒙りし事共ありしに依りて也、後に圓光寺と聞えし是なり、此長老なくなりし後は、崇傳長老此事を承り、これは後僧祿になられし金地院ともふせし事也、此僧なくなりしより、林道春法印

こそこれ等の事を承りたりけれ、大學頭信篤御代改まりし後には、萬昔の如くにこそあらざりしかは、如何にもして再び世にも逢はやと思ひて、朝鮮の事は昔より我家の承りし處也、と言ひしを、此事を承られし政直の朝臣按するに、老中土屋相模守、もとより信篤と親かりしに依て執申されしかは、さらば其事記し參らせよと仰下されて、二冊子を作りて奉りたりけり、其中の事共問ひ給ひしに、元より其事の始を知るへき事にもあらねば、答申處詳ならぬ事共成しかは、某に問試させ給ふ、御事共ありて終に此事をは某に仰せ蒙りたりけり、政直朝臣始此事を承りしより此かた、有りし例など信篤につき問ひ、對馬守か家人に在合ふものを召し尋られしに、其後改議せられし事共出來りぬれば、物學ひし給ひし共おもはぬ人の、斯る事は本末しらぬ處也、只今渡る船の楫をたへしこ、ちし給へるも宜なり、夫か中に、寛永に日本國王と稱し參らせし事を止められし時、大君の號擬し呈せしは、信篤の祖父なりとも聞ゆ、又此稱朝鮮の異號なる事、對馬の國にして知るへからざる事にもあらず、唯いかにもして

此儀の行はれさらん事も、思ふ處は計らずして同し心なり、されど此論のみもふし破らん事も叶へからず、仰せ下さるゝ程の事共行はるへからずと言ひしを、政直朝臣もこれ等の説より心迷ひして、兎ありかゝりご申されしを、御こゝろ一つに思召定られて仰下されしに、何事も終には仰下されし如には成し也、夫等の説のよりて出る處ぞ知し召れぬとありしは、上にも是等の事共能く知しめされたりしこそ有へき、彼大君の號の事はいまま猶申事ありぬと聞ぬ、誤りかさらんとて我國に耻ある事をも顧さるは、能人の義を知らさらん輩こそ覺ゆれ、其頃には餘りに我事言んとて、對馬の國の者多く受し杯いふ事も有けり、義方の家人に瀧六郎右衛門と言ひしか來りて、平田直右衛門か國より歸らん時に申遣せし事あり、此度承はらせ給ひし事につけて、何事も御力の及ひ難からん事は承るへきとの御事なり、しかるに信使等歸らん時に此處を過ぬへしと聞え侍り、當時御名はかの國にても聞えしにも似ず、御屋造の小敷にみえぬこそ、且は我國の御爲にもしかるへからず、此度主に

も候もの、屋形造ぬる材の猶餘りあるもの共侍れは、造改め候はんといふ、此度若使の來過ん所共の家作改る事有へからず、見苦しからん處は如何にも修め補ふへしと仰下されぬ、我家少しきなれど見苦しき程の事もなし、しかるを作りも改めんに、改作へからずと、しかも此事に預れる者の、斯する事は造改めんとてよかるへけれなど申事出來なんには、尤しかるへからず、御志の程は忘へからずと答ふ、其後又信使來らん時川崎の驛に向ふへしと仰下されしに、至て彼人又來て我國の御爲也、路次の装はれさらん事然るへからず、其事承らは旅装の具事かけず、爰よりかしこに至らん事わつかに一日の程也、夫等の路費幾ばくもあらず、若猶繼さる處あらんには申へきに候と言けれ、されど猶夜更るまで申事共有しかと、終に我心の轉す間敷を知りけるにそ、若仰せらるへき事あらんには、何事にあれ承りぬへしと云ひて歸りけり、此度の仰を蒙らさらんには、争て斯る事をも聞へき、皆是上の御事にかゝりぬる事也、私の事也と思ふへきに、あらずと思ひぬれば、其事具にもふしたりし上は、

これ等の説をもて我を疑はせ給ふへき御事にも非ず、また世の耻ある事をも知らさらん人の心にては、我事をもて國にゆるしぬる事をは知らて、唯我身の幸あらん事を計りし也、とこそ思ひぬらめ、我度議し申せし事の一つも、仰下されし事の如くならさらんには、たとひ仰らるゝ御事こそなるらめ、我何の面目ありてか再び見え參らせらる事のあるへき、去れば此事仰蒙りし始より我身はなきものと思ひ定めたれ、斯思ひ定めたりつるは我國中の事は如何にも有けん、此事もし誤つ處有らんには、我國の耻をのこすへき也、と思ひしか故なり、彼復號の御事も、對馬の國人等かいなみ申と聞えし時に、我贈れる書は我此事をもと争ひ云ひし始なり、其書の案は今も有なり、以上、白石私記復號之御事、正徳元年の秋朝鮮の信使來りて獻する所の國書に、日本國王殿下としるされし事、慶長十二年より寛永元年に至るまで、來れる式のごとし、これよりさき我國より其書に答らるへき式を議せらる、按するに、最初元和三年朝鮮に答らるへき國書の式に、王の字を加へらるへきや否を議せら

れし時に、我國にては高麗を以て夷狄の國とす、これによりて日本の王高麗の王と書を相通らるゝ事なし、然るに日本國王としるし遣されん事不可然由議定の事、本朝の古にありて三韓を以て西藩の國となされし事は勿論なり、然るに本朝天皇の尊と申すといへども、新羅、百濟、高麗、渤海等の國王に詔勅をなされし事、國史に見えし處筆に絶す、李氏按するに、則朝鮮國王の姓なり、三韓の地を併せて國號を朝鮮と改めしより此かた、京都の公方聘問を相通せられし事等代々に絶す、然らば日本國王朝鮮の王と書を相通せられし例なしと申す事心得られず、是一つ、もし日本の國王海外の蠻夷と書を相通せらるへからざるに於ては、彼國々より日本國王に奉れるよし、題し來れる書を請られず答られずして、日本國王蠻夷の國と書を相通せられすと申さん事はさも有へし、彼國々より日本國王に奉れるよし題し來れる書をうけられても、其書に答られ候はんには、いかてか兩國の往來の事なしと申すへき歟、是二つ、慶長十二年の國書に王の字を除きし事、古の例によれるよしを申す事、京都公方の代々朝鮮に

つかはされし書式を以て古の例と申すと見えたり、其頃には彼國より來れる書にも日本國王とは題し來らす、日本國殿下とのみ題し來れりと思へたり、况又はしめ日本朝鮮和議の時、兩國の王信を通し、好を結はるへきよしを相約して、其事遂に議定し、その、ち彼國の君臣、我國の書に日本國王と稱するされざる事を、相争ひ申に至ては、按ずるに、元和三年寛永元年の事、京都公方の代の事、當時の事跡と申しからず、是三つ、あるひは又みつから日本國王と稱せらるへき御事は、本朝天子の御事に疑ありとも申すへきか、本朝天子の御事は日本天皇と稱し奉り、鎌倉京都代々の事を日本國王と稱し申せしは、朝鮮の書に見えしのみならず、異朝の書共に相見えし所もすくなからず、皇といひ王といひ大小の字義同しからず、况又皇に係るに天を以てし天皇と稱し、王に係るに國を以てし國王と稱し、上下の名分相分れし事、天地の位を易へからざる事のことし、然れば則みつから國王と稱せらるへき事、天皇の御事において、なにの嫌疑にか相渉るへき、是四つ、或は又本朝において封王の御事あらすして、自

ら推て王と稱せらるへき事不可然と申すへき歟、古にありて三韓の國々本朝に臣せし時に、其國の君臣といへども、皆々王を以て稱しき、然れどもこれらの國王、必本朝の封爵をうけて後に、其國に王と稱せしとも見えす、又本朝の古より以來親王宣下の外、いまた封王の典禮あるを聞かず、異朝の書に見えし日本國王、代々の間に眞に其封王の事ありしは、鹿苑院の公方一人の御事なり、其餘は皆々其冊封の事なしといへども、國王とは稱せしなり、是等のみならず、凡外國の君長皆々王を以て稱せし事、史漢より以來其書を絶す、必冊封の事を待て其後に王と稱する事のみならず、或は又本朝において、封王の典禮なしといふ共、すでに親王宣旨の例ある時は、自ら王を以て稱せられんには、親王の事に疑ありとも申すへき歟、凡上をもつて下を兼ねることも、下を以て上を兼ねる事を得ざるは、和漢古今の通例なり、本朝の制天皇の兄弟、皇子、皆親王とし其餘は并に諸王とす、親王より五世迄は王名を得ると見えたり、當時の制親王といへども、三公の上に立給ふへからざるよしと見えたりは、

諸王の御事に至ては申すにも及はず、然らば當時海外の國々、ことごとく皆日本國王を以て稱し來れる書に答て、王を以て稱せらるへき事、何の僭上と申すことあるへきや、是五つ、又ある人の仰候ひしは、天皇國王は上下の名分相わかれし事勿論なり、但外國において本朝の天皇國王皆々日本を深く稱し申すとも、自ら日本國王を稱せられんには、君臣其國號を同じくせらるゝ事いか、候へき、もし異朝諸侯王の制によりて見時は、おほやけの御事を日本天皇と稱し奉らば、國王においては別に其號をたてらるへき事かと侍りき、此事既に異朝において、其議ありし事なり、明の萬曆の天子、豊臣秀吉を以て、日本國王に封せられし時には、封號を議し申て、日本猶山城の君在るあり、天正の曆正しく其國に行はれぬ、然るに秀吉を以て日本國王に封せられんには、山城の君を以ていつれの地におくへきや、別に其號を立らるへしとて、順化王といふ號を擬してまいらせしに、天子其儀にしたかひ給はず、つゝるに日本國王に封せられき、最初慶長十二年の國書に、王の字を除かれし事を以て、其

國いまた一統に歸せずと見えしなど申す事も候ひき、况や今に及ひて、萬曆の朝議のことくに、日本國順化王など申す事のことくに、別に其號を立られ候は、必らず彼國の君臣日本國の小王と舊好を修めん事、かなふへからずなど申事出來り候へし、異朝において君臣國號を同じくせられし事、楚義帝、楚項王君臣同じく楚を以て稱したりき、但これはなほ僭亂の世の例となるにたるへからず、周武王、成王の御時周公旦おはしましき、其後周家七百年の間、其世を以て周と稱し、周公旦の後其官を世々せられて、周公と申せし事、孔子の春秋にも見えたり、君臣國號を以て同じくして禮にかなふ事なかるへきには、武王周公の大聖いかて此事候へき、孔子の至聖いかて春秋におゐて、筆削の事なくして候へき、周王周公の例にかゝれて、本朝の天皇、國王同じく日本を以て稱せらるへき事、なに事の候へきや、是六つ、すへてこれらの儀によつて、正徳元年の國書には、朝鮮よりし來れるまに、日本國王を以てしるさる、自注、此時に彼使等天王と申せし事は、元和三年、寛永元年等の國書、の調信備支方と相謀て王の字を書加へて朝鮮に遣はしければ、此度始て日本國王とし

るされし事にはあらざるを以てなり、
(柳營秘鑑、鶴林來聘記)

通航一覽卷之九十七

朝鮮國部七十三

○兩國書并儀物信使御暇等 正徳度

正徳元辛卯年十一月十一日、信使を營中に召され、歸國の御暇賜はり、中官に至るまで拜謁を許さる、畢て御返簡および御進物を授與せしめらる、御返簡、御進物に賜しの等は次に詳録す。

正徳元辛卯年十一月十一日、信使御暇に付登城之次第、

一信使本願寺より淺草雷神門前、夫より御藏前通淺草橋御門、横山町、大傳馬町、本町、常磐橋御門を入、黒田豊前守屋敷前、酒井雅樂頭屋敷前按ずるに、正徳大繪圖によるに、豊前守は今の常盤橋内太田備中守屋敷、雅樂頭はすなはち今の屋敷なり。大手御門より登城、この時旗持ならびに樂人等相留、上官以下皆下馬、對馬守役人令差引之、

淺草寺前辻固 伊東播磨守 加藤出雲守 人數勤之 其外道筋之屋敷面々、警固出之

通航一覽卷之九十六終

一上上官二人、百人張番所之際にて下乗、
一三使百人組之御門に入、この時對馬守自注、衣冠長老按ずるに、相國寺縁長老建仁寺集長老なり。大目付仙石丹波守自注、衣冠走人修理、伊豆自注、衣冠同上○按ずるに、酒井修之之外へ出向、左右に別れ立、自注、但對馬守、兩長老は右垣修理大夫、伊豆守は南御目付堀田源右衛門、長崎半左衛門自注、假六位衣冠下襲帶劔、御門之内、左右に立、

一三使百人組御番所の前にて下輿、
一丹波守、修理、伊豆相互會釋して、御門に入、
一三使進て御門に至るとき、對馬守兩長老三使に會釋して相並て御門に入、自注、但御門の出入する時惣して會釋すのことし、
一源右衛門、半左衛門二行、丹波守一行、修理、伊豆二行に先達て庭道を歩み、次に左之方に三使、右之方に對馬守兩長老相並、

但左正使、右對馬守、左副使、右長老、左從事、右長老相並、從者は對馬守家老自注、假六位衣冠下襲帶劔、案内之、對馬守役人自注、布衣、御門外に遣之、三使之輿可置所並下官之輩差引之、
二三使御玄關前御門に至る時、對馬守兩長老三使に會釋して御門を入、相並事前のことし、

一源右衛門、半左衛門御玄關の外に至て左右より、別れ對して立、修理、伊豆東之方に並立、
一三使御玄關前御門に入る時、寺社奉行安藤右京、本多彈正自注、衣冠假六位衣冠下襲帶劔、御目付伊勢平八郎、丸毛五郎兵衛自注、假六位衣冠下襲帶劔、出向、御玄關板敷に各對して立、御徒番所前右京、彈正は西より第三間、南北に別立、
一三使御玄關に近きて、源右衛門、半左衛門、丹波守會釋す、丹波守御玄關を上る、
一對馬守、兩長老三使を會釋して入、次に修理、伊豆、上上官に會釋して並入、酒井、眞田は右東之方なり、上上官は左西之方なり、
一三使御玄關之階を上りて、源右衛門、半左衛門相互に會釋して御玄關に入、上上官以下是又御玄關に入、對馬守家老差引之、中官以下中門外に立、
二三使近く時、右京、彈正三使并對馬守に會釋して二行に先立、上上官以下從者したかひ入る、但し先ね平八郎、五郎兵衛二行、丹波守一行、右京亮、彈正少弼二行、左三使、右に對馬守兩長老、左に上上官、右に修理大夫、伊豆守、次に御目付平岡市右衛門、村瀬伊右衛門自注、假六位衣冠下襲帶劔、二行、次に對馬守家老二人二行、

次に上上官以下従者、
 一三使殿上次之門の出る時、平八郎、五郎兵衛は殿
 上次之間西之第二第三之柱之間より西之縁に出東
 向に並立、丹波守もこの所にとまる、
 一右京亮、彈正少弼は殿上之間南之縁にて立と、
 まり、三使并對馬守等に會釋、案内して殿上間之内
 へ入之、右京、彈正は外に左右に別れ立、三使等内
 へ入時會釋有之、

一對馬守、正使に會釋して下段へ入、兩長老は副使
 従事に會釋して入座に就く、三使は御障子の方、對
 馬守兩長老は、御襖障子の方に相向て並、
 一右京亮、彈正少弼、上上官三人に會釋して殿上之
 間に入らせ座につく、上上官西之方上段に向ひて
 並座せしむ、
 一上官以下之従者座に着、冠官以上は殿上次之間、
 次官小童は次之間南之御縁に座す、對馬守家老役
 人等殿上次之間ならひに御玄關前等に有之、令着
 差圖之、
 一修理、伊豆、源右衛門、半左衛門は殿上次之間西
 之縁に東向に座す、是は對馬守 家來用事有之は、

沙汰可仕ためなり、此外寺社奉行大目付殿上内に
 入、

一御前護衛は板縁下段西之方、久世大和守自注、衣冠
○按するに、若年、其次に、御書院番頭松平壹岐守自注、
寄久世重之なり、其次に、御書院番頭松平壹岐守自注、
 御小姓組番頭鈴木能登守自注、東方鳥居伊賀守自注、
 其次に御書院番頭三浦肥後守自注、御小姓組番頭松
 平伊勢守自注、東西四品以上簾之外に圓座自注、敷之
 座、
 一階下護衛南之縁下に、胡床を立、
 番長御使番 妻木平四郎自注、調服東帶帶、
 近衛御使番 小田切初負自注、調下帶帶、津
 田外記自注、遠藤新六郎自注、柴田七左衛門
自注、須田助十郎自注、成瀬吉右衛門自注、
同上、大久保市郎右衛門自注、
 東之方に圓座を敷、帶刀御使番 梶四郎兵衛
自注、假大紋、黒川與兵衛自注、鳥居權之助自注、
く、り、島田藤十郎自注、日下部作十郎自注、石尾織部
自注、寄松浦酒之丞自注、菅沼民部自注、脇
同上、坂一角自注、石原市左衛門自注、居之、
 一御前並殿中伺公之面々相揃、

但西之御縁類に松平讀岐守自注、衣冠、家自注、、手明、
 詰衆四品以上自注、、東向列居、下段御襖ははづし、
 松之間第二之柱に御襖立之、上に壁代掛之、御縁
 之には御掛掛之捲上、其内に外様四品以上之面
自注、、列居、西面二之間三之間四之間東南に
自注、、御掛之捲上、御譜代衆、外様詰衆、自注、、奏者番自注、
同上、五位之面々、後廻法印、法眼、其外布衣之面
 面列座、
 一大廣間出御自注、、御先立、御太刀、御劔按するに、柳
巴の中刻大廣間出御、御直衣御先立阿部豐後守、御
刀宮原刑部大輔、御太刀堀川兵部大輔とあり、御上段御座
 所、糸淵縁自注、敷、御大茵、御小茵、重て敷之、
 赤地錦之縁、小葵白綾之御鏡、御着座梨子地御刀掛
 置之、御太刀役間部越前守自注、衣冠、御後座、御劔之
 役、本多中務大輔自注、、御側高家衆自注、、御小姓衆自注、
○按するに、越前守登房中務大輔
忠貞はさし、御側御用人なり、
 一御側衆自注、、御小納戸自注、、御納戸構に相
 詰、
 一御上段之前帽額自注、黄縷子雲に風、掛之、
 一中與御小姓内田若狹守、曾我周防守自注、衣冠、西之
 板敷より出、兩楹之外より並入る、中段へ上り御幄

自注、黄縷子雲を五、揚之、出る通退去、
色の糸にて纏之、
 一中段西之方御襖戸立置之、
 一中段落しかけに、御簾をかけ捲上之、
 一水戸中納言殿自注、衣冠、紀伊中納言殿自注、衣冠、西之板
 縁より西楹之外より出座、中段に上りて則中段東
 之方に水戸殿、西之方に紀伊殿着座、
 但中段上より三疊目、
 一井伊掃部頭自注、衣冠、西之板縁より西楹之外より
 出座、中段へ上り御禮申上、中段西之方に着座、
 但中段中下より二疊目、
 一老中自注、、西之板縁より、西楹の外より一
 人つ、順々出座、下段にて御禮申上、左右に着座、
自注、下段より、
一疊、二疊目、
 但西之方に二人、東之方に三人、
 一高家品川豊前守、織田能登守自注、衣冠、東之楹外よ
 り出座、老中下に居、
 但不及御禮、
 一兩長老は殿上間座定而後座を起、御車寄之邊に
 伺公、
 一縁長老出座、奏者番三浦壹岐守自注、衣冠、披露、下段

一疊目にて拜して退去、次集長老出座、奏者番松平備前守自注、披露、板縁御敷居際にて拜して退去、畢而兩長老殿上間の復座、對馬守の出御被爲遊段、兩長老申聞之、

一中門廊之南之方に三使之座を設く、北面東之部を後にして上上官座を設く、西南西之部を後にして對馬守并引禮之高家奏者番六人之座を設く、東面上上官之座之少し北を寺社奉行、大目付等之座とす、何も高麗縁之疊敷之、

一信使上上官を召、豐前守の信使上上官を召候旨、相模守按するに、老中土屋政直、申渡之、豐前守出て大目付に申渡元之座に歸り、大目付仙石丹波守、松平石見守則殿上之間の相越、對馬守の三使上上官まで御前の可出旨申達し出て、御書院番所南之縁に南北に對し立、

一對馬守上上官に會釋して、拜すへき由を三使に達之、

一對馬守兩長老三使に會釋して、三使殿上間を出上上官したかふ、

一兩長老次之間並立、三使に會釋してと、まる、修

理大夫、伊豆守、平八郎、五郎兵衛次之間西之縁にと、まる、其向之市右衛門、伊左衛門は上上官之跡にしたかふ、

一丹波守、石見守並先達而御書院番所南之縁を通る時、右京亮、彈正少弼御書院番所西南之隅之柱之邊左右に出向、對馬守に會釋し先達て大廣間東之板敷に入、三使御車寄唐戸之邊に来る時、大澤出雲守、壽田隱岐守自注、唐戸之通立向、丹波守、石見守、右京、彈正左右に別れ立、出雲守、隱岐守、對馬守に禮して進しむ、

一對馬守東檀之外より御前の罷出、東之方下より三疊目に着座、

一出雲守、隱岐守三使に會釋して御前に出之、東檀之外より三使之左右に並入、三使上上官拜之、時出雲守、隱岐守左右に別れ跪く、市右衛門、伊左衛門壁代之外に左右に着座、

從事 上上官

副使 上上官 異位重行也、

正使 上上官

但今日は上上官誘引、奏者番勤るに及はず、三使

一同に依罷出也、

一出雲守、隱岐守三使に會釋して西之方東面に座せしむ、出雲守、隱岐守は東之方西に向て並座す、正使は下より五疊目、副使從事順々に座す、上上官同く座せしむ、

一三浦壹岐守壁代之外に伺公し、出雲守、隱岐守左右に跪くを見て、板縁西之方に東面し少し北に向、一相模守下段上より二疊目東之方より二疊目東之端に着座、對馬守を召て、三使御暇同く拜領物被仰付之、并從者等被下物之儀傳之、對馬守承之少し退き西南面して座す、

但下段上より五疊目、東之方より二疊目東之端、

一壹岐守西檀之外より入て、上上官之西之上之者を一人會釋し誘引して、正使之西より進ましめ、東面して跪しむ、壹岐守は本座に歸る、

一對馬守上上官に會釋し進しめて、仰之旨を傳ふ、上上官膝行し俯伏して承、膝退して正使に仰之旨を通す、三使起拜し俯伏して御禮申上、上上官其段對馬守の達之、前のごとくして退き跪く、對馬守膝

行してすゝみ、相模守に對し三使申上る御返答を申す、按するに、月堂見聞集に、三使於大廣間御一獻被下置候と記せしは誤りなるへし、

一對馬守御禮して起先出、

一出雲守、隱岐守三使に會釋し起て拜せしむ、三使上上官拜し畢て、東檀の外より出る、異位重行なり、

一平八郎、五郎兵衛、丹波守、石見守御車寄唐戸之邊に出向、

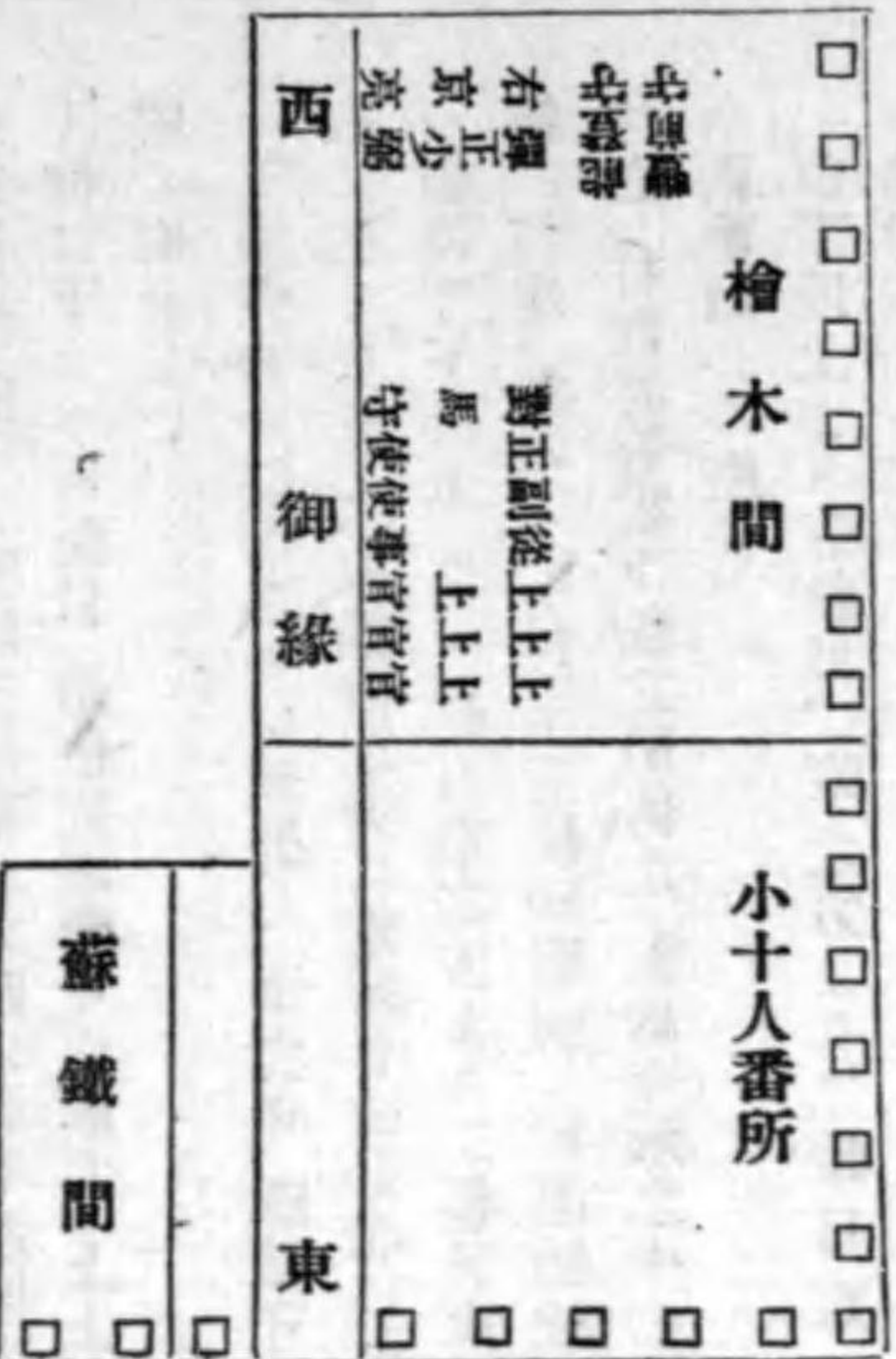
一出雲守、隱岐守左右に別れ立、對馬守、出雲守、隱岐守に會釋、出雲守、隱岐守三使に會釋してと、まる、壹岐守、備前守上上官に會釋してと、まる、

但初日は寺社奉行二人出向之所、今日は拜領物之事に従ふ、よて奏者番立向、

一平八郎、五郎兵衛、丹波守、石見守、備前守三使上上官等を誘引して、四之間之東板縁より直に蘇鐵之間通槍之間に到る、市左衛門、伊左衛門は跡にしたかふ、蘇鐵之間之南之戸之内に左右に別れて對し立、これより先に豐前守、能登守御前を退き、西之方御縁類を通り柳之間東御縁通り槍之間に至る、西之方に東面して並座す、右京、彈正南之方に北面し

て並座す、三使上上官の拜領もの北之方に、西を上として、蘇鐵之間東之方までに並居、但臺之前の方に札を付、正使、副使、從事、同知兼等の字をしるす、

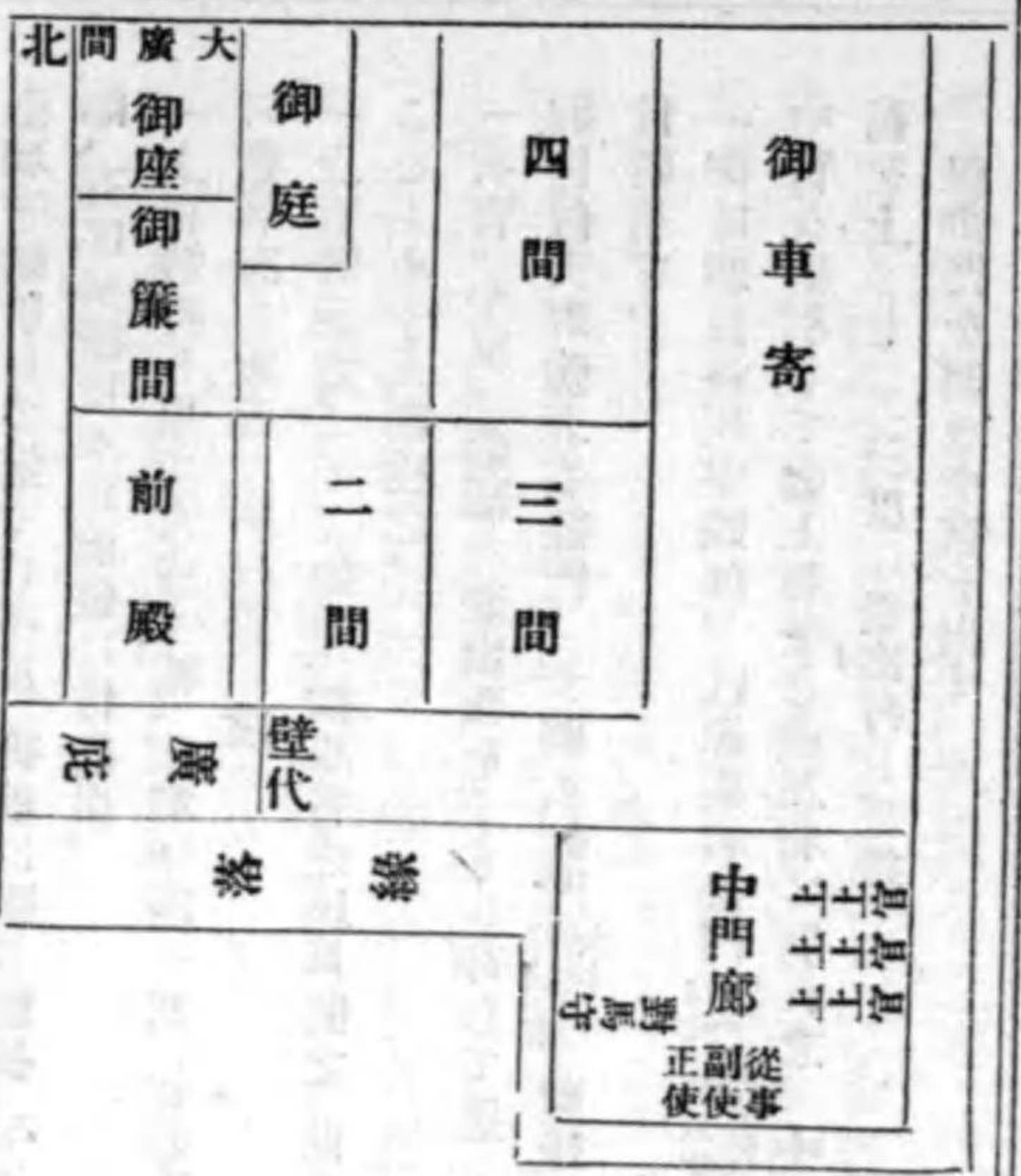
一對馬守三使上上官を誘引して、檜之間に入、三使西を上として北面して座す、上上官少し隔て並座す、對馬守を三使の上に座す、



一豊前守、右京、彈正に會釋す、右京、彈正座を起、對馬守に會釋して進ましむ、對馬守す、みて豊前

守座之前に跪く、三使の拜領もの被仰付旨豊前守達之、對馬守退きて上上官會釋して右之段通之、次に對馬守三使等を誘引して豊前守に對して拜せしむ、豊前守座の疊際より三疊目、三使退て元のこゝとく並座す、對馬守重て上上官に會釋して進ましめ、拜領物之儀達之、上上官並進て豊前守に對して拜す、上上官退きてもこのこととく並座す、

一對馬守三使に會釋して退き出、平八郎、五郎兵衛、丹波守、石見守、壹岐守、備前守誘引して中門廊の座に着せしむ、市右衛門、伊左衛門跡にしむ、これより先に奏者番松平宮内少輔冠同注、衣森川出羽守同注、下知して上判事、學士、上官、小童の被下もの、御書院番所南之敷居際に並置、中官下官の被下物殿上次之間西南之縁障子際に並置、宮内少輔、出羽守南之縁に南北に相對して、上上官蘇鐵之間を出る時殿上次之間に至らしむ、



一上上官殿上次之間に並座し、上官以下に被下もの之儀、宮内少輔、出羽守申渡之、上上官會釋し、起て御書院番所西南之縁に入て拜せしむ、但臺に札を付ること前に同し、對馬守役人等上官以下被下もの拜する時、下知之、一上官以下拜して復座、宮内少輔、出羽守、上上官を誘引して中門廊に着せしむ、市右衛門、伊左衛門

跡にしたかふ、

但市右衛門、伊左衛門、三使中門廊着座之後、宮内少輔、出羽守跡の方に來て左右に立、一中官以下の被下もの、對馬守役人の大目付手明申渡之、其由知らしむ、但今日の被下もの、御禮相濟、以後客館の差遣之、

一豊前守、能登守不帶劔西之方より出、東楹之外より入東之方老中之前に着て、三使并從者等拜領物之儀相濟旨述之、老中之次に最前のこととく着座、但能登守は不帶劔御書匣を相渡付て也、一對馬守重て出席前のこととく着座、これより先從者御前に可拜事を催す、御目付對馬守家老下知之、一出雲守、隱岐守三使に會釋して、御前に拜せしむ、次第前のこととし、一壹岐守、備前守、上上官を案内して東楹の外より入、上上官下り一疊目にて拜す、この時、壹岐守、備前守左右にわかれ跪く、一壹岐守、備前守上上官を誘引して退き、壁代之外に北面して立しめ、壹岐守、備前守左右にわかれ

立、上官以下從者の出座拜する儀を下知せしむ、
 一御車寄の唐戸を開き、小十人組二人つゝ、自注、内
 外に在之而役之、上官等殿上之間より御書院番所
 の落縁通唐戸より入組、自注、但唐戸之外より、このとき
 宮内少輔、出羽守上官を誘引して東西之楹之外よ
 り内に入跪く、上官等は板敷にて拜して退く、西を
 上とす、上官等四度ほどに出る、其度に宮内少輔、
 出羽守誘引して退くに不及、御前に跪き罷在、平八
 郎、五郎兵衛度々に前後に付罷出、
 一上官等拜し畢て宮内少輔、出羽守座を起、板敷南
 の敷居際に東面に別れ對し跪く、
 一上官等元之こゝく退出、御車寄之唐戸開之、前の
 こゝく小十人組役之、
 一次官、小童、落縁に罷出西を上とし拜して退く、
 御目付天野彌五右衛門、大岡右衛門自注、衣前後に
 付誘引す、
 一御徒頭長谷川半四郎、江原與右衛門自注、假六位衣
 中官を誘引して庭上舞臺之前左右に別れ立、中官
 西を上とし、二三度に罷出拜して退く、
 但御門を開き中官を出す、

一宮内少輔、出羽守俯伏して退く、
 一從者等拜し畢て出雲守、隱岐守三使に會釋して
 東楹之外より退く、
 一壁代之外に立し上官、三使にしたかつて中門
 廊之座に着、
 一御書之按、高家長澤壹岐守、織田山城守、自注、衣冠
 對し捧く、西之板敷より進之、西楹之間より入
 中段之上に置之、自注、初日朝鮮之
 之板敷に東面して並座す、國書置候所なり、元之道を退き出、西
 一對馬守起て中門廊之座に着、上々官に會釋して
 す、めて御書相渡すへき由、三使に通之、畢て元之
 座に歸る、
 一出雲守、隱岐守三使に會釋して御前に進しむ、
 一壹岐守、備前守上々官一人會釋して誘引し壁代
 之西面してと、まり立しむ、
 一出雲守、隱岐守三使を誘引して西楹之間より入
 て、拜位につけて拜せしむ、
 但初て朝鮮國之書をたてまつりて拜せし所也、
 下段より五疊目、
 一出雲守、隱岐守三使を誘引して西楹之間より出、

板縁に北面して立しめ、西を上とす、
 一壹岐守、隱岐守西楹之外より入て御書案を對し、
 捧て下段中央に置之、元之道を退き出、板敷に復
 座、

但御案は下段上より四疊目に置之、

一能登守座を起て東楹之内にして正使に會釋す、
 正使楹間より入西楹之内にて、能登守に對して北行
 し、御書案の南ならび近づく、能登守南の方東西
 向して跪く、このとき能登守膝行してす、み御書
 匣を取、自注、但在足、正使膝行して進、能登守西向し
 て渡之、正使請取捧て楹間より出東向して立、能登
 守は座に歸、
 一壁代之外に立し上々官進み入て正使之前に至
 る、

一正使跪て御書匣を渡す、上上官跪て請取、捧て板
 敷に出兩楹の間に北面して立、
 一正使退きて元之所に立、
 一壹岐守、隱岐守西楹之間より並入て、御案を對し
 持て東楹之外より出る、是より先に進物番二人
自注、壁代之外に來り座し、御案を請取て殿上之中

央に置之、壹岐守、隱岐守壁代之内に入る不及退
 去、

一出雲守、隱岐守三使を會釋し、西楹之外より入て
 拜位につけて拜せしむ、

但自分之拜位にては無之、下段下より五疊目、
 一三使拜し畢て、出雲守、隱岐守誘引して西楹之外
 に出る、

一對馬守東楹之外に出る、

一御書を持し上官、東向して三使之先に立、三使し
 たかひ出る、

一豊前守座を起て下段の中に入、んて跪き、禮畢
 て由を申て元之座に歸、豊前守、能登守相互に會釋
 して、東楹の外より東之方に出る、

一水戸殿、紀伊殿其座を起、中段にて御禮有之、退
 去、此節月番老中、御取合申上、

一掃部頭中段にて御禮申上之、下段西之方に着座、
 但掃部頭御禮之間に、左右之老中座を下に移す、

一表向四品以上之面々、一列に御前へ罷出御禮、月
 番老中御取合申上之、

一西之方松平讃岐守、并詰衆四品以上一同御前へ

罷出御禮、高家は不出座、殘有之、
 一東之方之老中三人座を起て、東之御襖障子之際に對し座す、次に掃部頭西之方之老中二人起て東之方南北に對し座す、次老中御襖開之下段出御、東面に立、御殿中伺公之面々御目見相濟、御襖障子閉之、入御、

一三使退去之時、壹岐守、備前守上上官二人を會釋し、丹波守、石見守一同に中門廊を起て御車寄唐戸之邊まで出向、
 一出雲守、隱岐守左右に別れ立、對馬守、出雲守、隱岐守會釋す、出雲守、隱岐守三使に會釋してと、ま

一三使殿上次之間に至るとき、兩長老出向、
 一御書を捧し上上官先入て、御書を御案に置て出、
 一對馬守、兩長老三使に會釋して並入、
 一壹岐守、備前守、上上官に會釋して入座に着す、
 壹岐守、備前守、丹波守、石見守殿上之間に入、是より先朝鮮國王の遣さる品々柳之間に並置く、豐前守、能登守西之縁に東向して座し、右京亮、彈正少弼其下之方に並座す、

一丹波守、石見守殿上間に入て被遺物引渡へき由、對馬守に相達して出、

一對馬守上上官を以、三使に通す、

一對馬守兩長老三使に會釋して出、

一三使上上官一人をさゝめて、御書護らしむ、

一三使殿上之間を出、兩長老次之間並立、三使に會釋してと、まる、

一丹波守、隱岐守、壹岐守、備前守三使并上上官二人を誘引して柳之間に入らしむ、市右衛門、伊左衛門跡にしたかふ、おのゝ柳之間南之端御障子之際左右に別對立、

但壹岐守、備前守は御書院番所西南之隅之柱之通、左右に別れ向て誘引す、

一三使上上官柳之間に入て北面し西を上とす、異位重行して立、對馬守は三使之西北之方に立、

一豐前守、右京亮、彈正少弼に會釋す、兩人座を起對馬守に會釋して進ましむ、對馬守進みて豐前守座の前に跪く、朝鮮國王の被遺物、三使に請取らしむへき旨豐前守達之、對馬守退きて上上官に會釋して、國王の被遺物拜見すへき由通之、次に對

馬守三使上上官を會釋して進め、右被遺物之前に當りて拜見せしむ、



一三使拜見し畢て、對馬守誘引し出る、是より先上官以下御前に拜せし後、中官等庭上に出て拜し濟て、三使上上官中門廊之座に着、それより御書相渡間に、對馬守家來に通し、上官以下を案内して柳之間に入て被遺ものをひそかに見せしむ、御目付河野勘右衛門、大久保甚右衛門自注、假六位衣冠下鷹帶劍、彌五右衛門、忠右衛門着引之、
 一丹波守、石見守、壹岐守、備前守三使を誘引して殿上次之間に至る時、兩長老出向、
 一上上官御書匣を捧、次之間に出て立、
 一修理大夫、伊豆守先御玄關を出、東面に對して

立、從者等段々出て御玄關前に左右に別立、源右衛門、半左衛門、對馬守家來に指圖して下知せしむ、
 一三使并上上官二人御書匣にしたかひ御玄關の出、壹岐守、備前守御玄關板敷に對してと、まる、御徒番所之前面より第三の間、平八郎、五郎兵衛同くと、まる、

一丹波守、石見守御玄關階下に至て互に會釋し、石見守は御式臺にと、まり東之方に立、

一上上官御書匣を捧け、御玄關前御門之内にて輿に入て相したかひて出る、初て朝鮮の國書にしたかひしときの通なり、是より先に對馬守役人差圖して輿を向へ入、國書陪之官人等を相催す、御書之案は、御答之被遺ものと一同に、御禮過容館へ遣之、御書通る時は何も腰をかゝむ、

一修理大夫、伊豆守三使誘引して出る事、出仕のこきのことし、

一三使中御門を出るとき、源右衛門、半左衛門、丹波守、修理大夫、伊豆守、對馬守、兩長老門外に相送ること、出仕のとき出向ふことし、

一御目付鈴木飛騨守自注、衣冠同上、鈴木伊兵衛自注、假六位河

野勘右衛門自注、同上、大久保甚右衛門自注、同上、御座敷向御用等之儀勤之、

一大廣間、四之間、西之御襖障子を後にして、大御番百人勤仕、自注、素袍、

一御書院番所、兩番一組つ、本番共に三組勤仕、自注、素袍、

所々勤番 御玄關東脇 御鍵奉行土屋市

之丞自注、假六位衣、虎革投鞘之御鍵五十本立之

○中御門外 御持弓頭中坊長左衛門自注、同上、○

御臺所口 御鐵炮頭大井新右衛門自注、同上、中○

之御門 御弓頭山崎四郎左衛門自注、同上、御鐵炮

頭酒井與九郎自注、同上、○臺部屋口 同斷前島太

郎左衛門自注、同上、○大手御門 百人組之頭齋藤

帶刀自注、同上、百人組之頭堀田孫太郎自注、同上、○下馬

前 御鐵炮頭逸見八左衛門自注、同上、○御普請場

東之方 同斷松田善右衛門自注、同上、

一水戸殿は紅葉山御門、紀伊殿は坂下御門より登

城、退出も同前、手廻之者并乗物は二九御門之内に

入置之、其外人馬は、紅葉山下、外矢來御門、坂下御

門外に留置、

手與力同心、出人にて固之、

一御玄關前、二九御門外、大手下馬にも對馬守家來

役人等差置、

一殿上之間、前掛板邊に對馬守家來置之、此外御座

敷向にも朝鮮人相越候之席には、右家來差添遣之、

但御用掛之面々にて差圖之、琉韓紀事、踐好録○但し踐好

同しき文多くは略記せり、錄には、御式の内聘禮の日に

正徳元年十一月十一日、朝鮮人信使登城御暇相濟、

殿中諸御人裝束も去ル朔日御禮之節之通、同日寺

加御番熨斗目上下着用、明六時御番交代、二九御番

は常服にて固刻代り、且又番組より衣服熨斗目上下

着用、明六時出勤御供番組二十人、衣服同斷、朝五

時前揃御先番組と交代、今日も登城之節之通、御城

出入諸向登城退出共、坂下御門通諸事登城之節之

通、但大手内、櫻田御門、明六時前、御徒方、萬年記、

通航一覽卷之九十七終

一出仕之面々登城之時は、大手櫻田兩所より罷出、

退出之節は、櫻田御門之方計相通る、

一表向諸役人、御番衆、登城退出共に、坂下御門相

通る、

一奥向之面々登城退出ともに、平川口御門相通る、

一御玄關前より中御門まで莚敷之、中之口も同

斷、

一出仕之面々供廻、和田倉御門内馬場之内外に拂

之、居餘分は御用屋敷折廻まで差置之、乗物は櫻田

之外腰掛に置之、

但對馬守、御馳走人乗物は、櫻田御番所際に置之、

一御玄關前腰掛置板敷之上に薄縁敷之、中官差置

之對馬守家來附罷在、

一大手腰掛向通は、不殘下官とも差置之、

一同所南之方腰掛并御疊小屋新御門、按ずるに、新御門

登門なきまては、對馬守御馳走人之人馬置之、

一出仕之面々供之もの、蓮池馬場邊按ずるに、この馬場

らす、今の蓮池御門内御差引は、蓮池御門當番の御先手

馬屋の邊なるへし、

與力同心勤之、

一喰違御門は、按ずるに、寺澤御門中之御門加番之御先

通航一覽卷之九十八

朝鮮國部七十四

○兩國書并儀物信使御暇等 正徳度

正徳元辛卯年十一月十一日、營中にて授與せしめら

れし御返簡國譯の事等によりて、彼訴ふるむあり、のち及ひ

御進物の次第、また三使以下賜もののおのく差あり、前卷併せ

考ふへし、

正徳元辛卯年

日本國王源家宣、奉復朝鮮國王殿下、王燭時和、應二

儀之交泰、寶鄰世睦、講百年之欣懽、禮幣既豐、書辭且

綽、其於感憐罔罄敷陳、有少謝儀、附諸歸使願符善

禱、永介純釐、不備、

正徳辛卯十一月日 日本國王源家宣琉韓紀事、踐好

御返簡の筆者は、御右筆佐々木萬次郎なり、又按ず

るに、この御返簡の事云々あり、詳しに下に見ゆ、

右御書一篇其詳見于前、今此不贅、悅始作僣、後改

今字、按ずるに、のち改換の御返簡に、感祕而世莫能

聞、姑存此以俟來者云、

報聘御目錄 太刀金拵十把 太刀銀拵十把

長刀二十條 鎧二十副 金地畫屏風二十對 厨子棚壹飾 已上琉球紀事、賤好録○按するに、御進物の事、琉球紀事、枯木集に、この外綵、紋服五十領と載せ、また御徒方萬年記に白銀十枚云々、續武家評林にも白銀十枚綿五百把云々あり、ともに異説なれば今從ひ、たし、正徳元年朝鮮の聘問あるへきに付て、祖宗の御時用ひられし御寶の事を、尋問れし事あり、東照宮の御事は、彼國に御書を遣さる間鋪よし仰出されしといへども、もし事ある時の御爲に、御寶の事は御用意ありき、其文は源忠恕、台徳院殿は源秀忠按す、この間大猷院殿の、嚴有院殿は源忠直、常憲院殿は源忠敬、いづれも字牒は古文を用ひられ、其大さ高さ三寸、濶さ二寸九分、自注、皆々右に源の字、左に忠恕等の字を記されたりしよしを、圖して上つりき、のうち台徳院殿は御諱の字を用ひられしといへども、其餘は御諱の字を用ひられず、そのゆるは御諱においては、跡に國書にしるさるゝ上は、重ねて又御寶の文に用ひらるへからず、朝鮮國王代々の國書にも、爲政以徳の四字を用ひて其名の字を用ひらるゝによりて、我國の御寶もまた別の字を用ひられしよし申事あり、祖宗の御時國書に御諱をしるさるゝによりて、御寶には別字を用ひられしよしを申といへども、台徳院殿の御寶には、別の字を用

ひられしにもあらず、又御姓においても國書にしるされし所なり、然るに御寶の文にも、又御姓の字を用ひられし事は、別にその謂ありや、又御姓の下に二字をしるされし事、異朝にありて私印などいふものゝ式にして、姓と字をしるせしものゝことし、然れども祖宗代々御字ありしよしも聞えず、もし御名にもあらず御字にもあらずは、これらの二字いかなるものと申すへきと、重ねて尋問れしに、たゞ御諱にあらざる字を用ひらるゝ所にて、これらの二字をいかなるものと申す事は、存せざる由を答へ申き、按するに、最初日本朝鮮和儀いまた事成さる間、慶長十一年の秋朝鮮の禮曹成以文、對馬守義智に贈りし書に、今若日本爲致書則我國又無相報之道乎と見え、慶長十二年の春、彼國之信使始て來る時に、禮曹吳德齡、我國の執政に贈りし書に、貴國王元奉咫尺之書、我國王茲遣使价以答來意、と見えしかば、彼國君臣の請ふによられて、慶長十一年の冬、東照宮國書をなされし御事を申すや、此事又大明朝鮮の書に見えしもの多し、然らば東照宮の御事、彼國へ御書を遣はされし事なしと申

事心得られず、是一つ、東照宮の御時外國に御書をなされし事、朝鮮のみに限らず、安南、太泥、暹羅、占城等を始て西南洋の國々へ御書をなされ、その餘西南の蕃舶に御朱印を下されしといふ事も、又年々に絶す、しかるに日本朝鮮兩國往來の御爲にのみ、御寶を御用意ありと申事も、いかゞ有へき、是二つ、東照宮御賜の大藏一覽一部、南都東大寺清涼院の藏にありしを見るに、毎冊に御寶有、自注、此書洛字様にせられ、其文は源家康源忠恕といふ六字にて、其字牒古文にはあらず、其大さ方二寸八分あり、自注、忠の字の上の一字心得られず、台徳院殿御寶の文を以てあはせ考ふるに、上の方に源の字の偏傍を引わけてしるされしとも申へき、いまこれすなはち當時海外の國々に用ひられし所と見えたり、然るに東照宮の御寶其文は、源忠恕の三字にて、高さ三寸、濶さ三寸九分の由を以て、圖し上つる事心得られず、是三つ、台徳院殿の御寶は、崇傳長老のうつしと、めし所、金地院の藏にあり、此僧錄當時國書の事を奉はれる人なれば、必あやまる事あるへからず、それに見えし所は、上に源の字の偏と傍とを引つけてしるして、その下に、右に秀の字、左に忠の字をしるして、字牒又古

文にあらず、大さは方三寸あり、是も圖し上れる所には符合せず、是四つ、朝鮮國王代々、爲政以徳の四字を用ひし由も心得られず、寛永元年の秋彼國王李詮奉りし書には、徳命之寶の字を用ひたり、その餘は皆々爲政以徳の字を用ひしといへども、或は漢篆、或は疊篆その字牒大小同しからざるものあり、是五つ、台徳院殿御寶の外、餘は皆々別字を用ひられし所、いかなる事と申事も、存せざるよしも心得られず、たゞひ祖宗の御制なりとも、外國にしめさるへき我國の御寶に、其いわれをもしらざる事を以て、その文にせられん事然るへからず、但祖宗の御時には、京都の時の例に准せられ、これら詞翰の事は、五岳文字の禪僧に仰付られしにより、鹿苑院殿大明に奉られし書に源道詮とみるされ、勝定院殿朝鮮に贈られし書に源道詮とみるされ、慈照院殿大明に奉られし書に、源道慶とみるされし例によりて、此等の字を選ひ進せしと見えたり、京都公方の代々大明に奉られしに、日本國王の印を用ひられき、文明二年慈照院殿朝鮮に贈られし書に、舊印失庫火、用新刻莫訝、今後以此爲信、と見えしか

は、當時朝鮮につかはされし所は、代々に相傳へて用ひられし所のものありしや、今の世に傳はれる物に見えたり、體信達順、大樹蔭涼の四字を用られし所は、其制も大きくして、その餘の國印にも同じしからず、此うち體信達順の章、當時朝鮮に用ひし所と見えたり、天子之璽、國王之寶、其制度あるべき事は論するに及はず、自注、士大夫官印私印況我國の信寶祖宗代々のことく、毎度にこれを改ため造られんは、近くは京都代々の例にも同じからず、遠くは外國においても、なにを以てか其信とはなし候へき、是六つ、自注、印信なす申す事は、その印を見て信をさるべきゆり信すへき事のことし、もし其書の來れる度毎に、其印改るに於いては、何を以てか其人の書なりといふ事を信すへきや、もし其信とすへからんに、字をすへて是等の議によつて、用る事何の爲さかなすへき、すへて是等の議によつて、新たに黄金を以て、傳國の御寶を鑄造らる、其文には文命敷于四海、祇承于帝、と見えし本朝國王の寶に於いて、しるすへきよしを仰事されしによりてなり、柳營秘鑑、

回答國書、自注、内櫃純銀、根玉色、紋緒外櫃、根玉色、絹以玉色、織帶兩端垂綬、香束之辛卯、信使時、内外櫃、皆以素木爲之、内塗以五色交織段、内根黃色、絹外根玉色、絹以櫃、盛小木盤、又有案書、白漆銀粧飾四面、以五色絲垂流蘇、己亥之

行依舊例、○按するに、辛卯は我正徳元年、己亥は享保四年なるべし、

外面右邊書敬復、左邊書朝鮮國王殿下、合給處書日本國王姓名、自注、己亥復得大君、踏圖、謹封、自注、康熙辛卯信、式出示、而始爲復封、前而只書奉復朝鮮國王殿下書、而已無懸心、亦無日本國王姓名諸封等字及圖書、而請依此爲國書、朝廷依其式改作國書以送、己内式日本國王姓名敬復朝鮮平、國王亥之行依舊例、内式日本國王姓名敬復朝鮮平、國王殿下、云々、其年號、自注、平、行、○舊例往復書契、皆書大明年號に、乙亥は寛永十二年なり、また按するに、この書舊例往復の書契皆明の年號を書し、乙亥はしめて云々あれば、我またかの年號を用ひられしことく、開幾年干支月日、日本、自注、國王姓、不書といふべし、幾年干支月日、日本、自注、國王姓名、方策新編、載日觀要、

正徳元年十一月十一日、三使以下に被下物

銀五百枚綿三百把 正使に 右同 副使に

右同 從事に 銀二百枚充 上上官三人に

按するに、琉球紀事に貳百枚充 銀五百枚 上官次

官小童に按するに、同書に五十枚充の 同千枚 中

官下官中に按するに、但付 同三十枚 學士一人

に 同五十枚充 上判事三人に按するに、同書に

右之通被下之、

一書付渡之、

銀五十枚充 曲馬相勤候者二人に 同百枚

同斷之節罷出候上上官、上官、次官、○按するに、御徒方萬年記、續武

家評林に、四百枚云々
さあるは異説なり、

右之段、可被申渡候、
同月十二日
一朝鮮國王に被遺物并三使其外官人共拜領物、本願寺客殿に差遣之、
但彼地御馳走人酒井修理大夫、吉田伊豆守家來人夫を以遣之、御目付河野勘右衛門令差引、一去三日於吹上御馬場曲馬相勤馬上才等、被下物、
白銀五十枚充 曲馬相勤候兩人池起澤、李斗興
白銀百枚 是者曲馬之節罷出候上上官、上官、次官、中官、下官等に被下之、
右書付を以、寺社奉行本多彈正少弼、東本願寺に罷越申渡之、以上、柳營日記
正徳元年、造成幣物工記、

鍛工

太刀長刀各一振 御腰物奉行支配 江戸下坂康繼 ○
太刀長刀各一振 前人支配 江戸法城寺國正 ○太刀長刀各一振 町奉行支配 江戸橋永弘 ○太刀長刀各一振 前人支配 江戸源國永 ○太刀長刀各一振 町

奉行支配 京藤原來金道 ○太刀長刀各一振 前人支配
大坂忠綱 ○太刀長刀各一振 同人支配 大坂兼道 ○
太刀長刀各一振 松平加賀守領内 藤原國平 ○太刀長刀各一振 松平薩摩守領内 康國 ○太刀長刀各一振 松平丹後守領内 藤原忠吉 ○太刀長刀各一振 三人同地 藤原政廣 ○太刀長刀各一振 藤原行廣 ○太刀長刀各一振 松平右衛門督 忠國 ○太刀長刀各一振 小笠原右近將監 紀政平 ○太刀長刀各一振 稻葉丹後守領内 屋敷居住
清平 ○太刀長刀各一振 松平長門守領内 清光 ○太刀一振 細川越中守領内 忠行 ○太刀一振 行恒 ○太刀一振 松平右衛門佐領内 源重包 ○太刀一振 藤原守次 ○
長刀一振 松平安藝守領内 輝廣 ○長刀一振 内藤能登守領内 兩人同
地國虎 ○長刀一振 貞則 ○長刀一振 安藤右京進領内
國重

廉按、世言報遣、諸刃生鐵頑滯不中用、意以豫防藉兵之漸、此野人陋劣之語、而非我朝廷之意也、抑玆土之美者以刀爲最、如髭切膝丸之類、神異所具不可誣也、今世上自公卿下至布章及口者流與士齒者、莫不各繫大小刀、雖工商路中人單刀自衛、不必反兵、不惟我利其用、如異邦人亦傳翫以爲至寶、

板額拒敵

板額女、號板額御前、城小太郎資盛姨母也、美箭發無不中、蓋資盛平氏遺孽也、建仁元年將亡源氏、嬰孤墉越後國島坂、比郡攻之多敗亡、源賴家因命佐佐木三郎盛綱、率越後佐渡信濃三國甲兵伐之、資盛力戰拒之、板額女指揮策略特絕倫、童髻腹卷、登城樓彎弓、數發應弦倒、云々、盛綱兵多歿不肯前、適板額中矢傷股、城遂陷、

源盛綱渡藤戶海

元曆元年、大將軍源範賴討平氏、率三萬衆、趣往西國到播州室津、平氏大將軍資盛、發戰艦五百隻、風湧而來、止於備州兒島、源氏進備州藤戶、兩家相持、隔海三里而近、源氏無舟楫可渡、平氏發小舟、揚扇而招請涉、佐佐木三郎盛綱入夜賺得土人間之、有可用馬渡否、土人曰、可試效導之、迺二人相與濟、探其深淺且廻、盛綱慮其泄計不專功於身立殺之、小舟又來加侮盛綱輒裝馬而渡、有從者共七騎、大將軍亟使監軍策馬而追制之、不可、監軍亦隨濟大將軍亟使監也、立麾軍競渡、矢石如雨、源兵不少却、逆水而取用鐵爪鉤舟軍聲破海、酣戰日暮、舟則放洋而走、源兵就兒島而

歌

孝德天皇白雉

孝德天皇、元年乙巳始立年號、曰大化、帝仁而好儒、勵精機務、即位之始、勅置一鐘一匱於朝堂、詔曰蓋聞古時朝有進善之旗誹謗之木、宜以通治道而來諫者也、朕以眇眇膺大寶、思撫育蒼生、宵旰不遑、只恐九重嚴邃、萬國遠絕、視所其有上表諫疏、時不擇貴賤、皆須投之匱、朕親識年月與百僚議之、如朕拒諫不納、或群臣黨援阿比、有諸含冤無告者、其鳴鐘以聞、於是政無紕漏、朝野翕然向風、四年正月九日、白雉之瑞見焉、左右大臣率百官、薦以朝賀、詔曰、朕惟涼德何以享焉、乃卿等輔理之功、奏遭制化之官、按するに、宣字一畫を省きしものなるへし、以致也矣、改元白雉、大赦天下、

文武天皇慶雲

文武天皇、大寶四年夏五月甲午、備前國神駿西樓上慶雲見、詔大赦天下、改元慶雲、蓋省其瑞而益修其德、紹其往而勉其來也、秋七月甲申、粟田朝臣真人使于唐、而還自云、嚮至楚州、人間曰何處人、答謂日本國人、曰、我亟聞海東有大國、謂之君子國、人民豐樂、禮義敦行、觀爾儀容、豈不信厚、唐史載長安三年

日本國使朝臣真人來、真人好學善屬文、進止有容、武后宴之麟德殿還之、亦謂之也、

平義秀破門

平義秀、號三郎、和田左衛門尉義盛第三子也、驍勇臂力絕人、建曆三年五月、義盛惡平義時之強、謀誅之、親族義時報於義時、義時奔據將軍幕府、以登冤窟、義盛竟圍幕府四面、摩旌摩壘、飛箭意特在義時、義時使秦時朝時拒戰、義秀乘勝直衝其牙門、牙門堅牢、義秀瞋目戟手撞破之、門闌鎖摧折如石壓卵、突人、南庭縱火大燒白刃耀、光鳴鏑進風、逞勇壯力、威猛如神、名將隕命無數、幕府兵雲集、倚角義秀、遂不能當其力、義盛孤軍援絕、星夜苦戰、垂曉矢盡馬疲、父子悉死、義秀獨率五百騎遁而入海、不知所終、

泉親衡負船

泉小次郎親衡、源滿快之裔也、勇力無雙、適見一舸張帆七幅、謀舉負之不其難、稍爲戲弄、觀者駭絕、時平義時擅東方之權、威福賴己、親衡謀誅剪之、建曆癸酉其事露、遣將士捕之、親衡遇戰、手斬其將及從卒數人而逸、竟不知所之、源義仲陷俱利伽羅

俱利伽羅陷奇戰也、平氏率十萬衆已入越中、過俱利伽羅嶽、陣於猿馬場、義仲謂部將兼平曰、信州橫田之役、直以三千餘騎、攻落四萬兵、今以五萬敵十萬、一人當二人、况以逸待勞、必勝之道也、迺分兵屯七處、約應期而合、驅入南谷陷沒之、初義仲領兵三萬、陣於垣生庄、平氏進黑坂口、兩陣相持、日晚不動、平氏雖虞夜襲、兵疲困臥、時壽永二年五月十一日也、夜半右軍兼光大吹寶螺、鼓譟而進、義仲親將左軍、放奔火牛、群觸隊衝、屯兵齊合翼而夾擊、驚前掩後、搖山動缺、平氏事出不意、不知措手、祇見有一路、認爲活門、豈知踏罔底之谷、如有鄉導而引、渾然蹂躪、雜沓驅羊而赴、陷死者以萬數、

紫式部編書

紫式部之源氏一編、縱橫六十帖、卓絕古今者矣、始承上東門院之敕、新設機杼、因而成文、趨石山寺、謁大士也、時八月十五夜、一道平流、山間明月、一輪涵空、映水、蕩漾淪漣、縹渺神思、光音風際、詞華滂發、氣韻言珠、自恐文機輒散、趣就佛前、大般若經、反而以識、立成須磨之卷首、諸桐壺、葦木以次編成、蓋齊物論之奇、結之一夢、西廂記之奇、復以夢結、惟源氏之至

雲隱、而一筆勾斷、至今無人窺其涯涘、上原內廷、下悉人事、本乎情性之自然、莫可止遏者、雖或未逃艷史葩經之稱、其實寓乎典故贊化之意、竟成一家之鉅編、豈尋常俊女閨咏同日語耶、式部正五位下越前爲時女也、

清少納言捲簾

清少納言、清原元輔女、永延帝之按するに、才人也、帝因雪盛下、顧盼言、香爐峯景當何如也、清氏侍側無所陳、亟趨而捲簾、則恍然矣、一時稱其敏捷、想繇白樂天草堂東壁題詩、有遺愛寺鐘欹枕聽、香爐峯雪捲簾看、之句也、蓋祕思妍辭、聘於邑園之賦、方喻體物禁蘇子之咏、若夫柳絮片言艷崑山之玉屑、珠簾一揆訝天風之清次、不涉於言而妙於事、形於儀而成其趣、清氏可謂槩之矣、有枕草子若干卷行于世、

源爲朝大箭

源爲朝、廷尉爲義第八子也、爲義因其梟傑橫行、從幼放之、十三歲起兵、十五歲討平九國、借爲九州總追捕使、自曰鎮西八郎、凡爲戰攻陷陣、不知其數、觀其施設、聞有孫吳之略、十八歲保元元年七月、俄爲兩掖門有事、趣而越之、身長七尺、眼角勇、力拔山、弓長

七尺五寸、蹶五人張、三年密節老竹七寸五分、圍金鐵神臂左長、四寸一矢洞貫二人、發無不中、中無不斃、衆莫敢當、挾弓飛控、張拳逐北、必奔潰而止、然軍劔父害、使挫其兩臂、而放之大鳥、醫五十日臂復舊、永萬元年三月、島中適有鷺南飛、仰瞻曰、彼必有所止、急挾弓走舸、逐之抵鬼國、國人驚其勇悍悉率服、或曰鬼國即琉球國、居頃之妻大里按司之妹、而生舜天王、乃中山王之祖也、

平重盛諫父

平重盛、相國清盛之子也、嘗從清盛有匡復之志、清盛恃功跋扈、凡機務沿革惟意所欲、晚因病爲僧、號淨海、狂暴愈甚、保元上皇按するに、患之、密引相藤原成親、僧西光等謀之、事覺西光亡、清盛大怒大索獲西光、考掠之、具得其狀、竟逮捕成親等、親莅罵辱、將加重刑、重盛苦諫曰、夫成親上皇之寵臣也、非叛臣也、不肖開刑不上大夫、罪疑惟輕、况爲逞私怨、欲擅殺廷臣、是罪在我也、惟大人圖之、清盛意解、然憤憤包藏禍心、一旦身被甲陳兵、將逼上皇、重盛驚趨父所、至則甲光旗影燭天、鈴閣下貔貅雁行、重盛從容入、衆兵大驚、清盛遽著素絹衣、甲麟隱宛手遮之、慚色可

掬、重盛跪問狀、清盛曰、上皇鼓羣小之說、有赤族之舉、吾將先發之以鎮民心、重盛泣曰、噫禍胎成矣、大人爵極人臣、祿食天下之半、男列將相、女選嬪御、退避謙抑、猶恐鬼瞰縱、合有讒口嗷嗷、當丞詣闕陳誠以待罪、而將圖不軌、不肖不知其謂、爲子畔父非子、爲臣畔君非臣、請賜死以兩全臣子之分、設不許則寧趨衛闕門、決不爲無賴而生、反覆懇款、淚數行下、清盛默然、重盛歸、承觀兵僞衛闕者、清盛大懼止、重盛憂悶發疾、適有良醫中國來、或勸診候、重盛曰、死生命爾、吾之疾非藥石之所能愈也、且身列泰階、國家之輕重繫焉、設卒然見異方浮遊之醫、是國無良工、無大朝臣矣、尋薨、

楠正成教子

元弘元年、天皇按するに、後蒙慶、楠正成應敕拜命、蓋夢賚之臣也、始對策曰、東賊悖逆淫亂、荼毒天下、陛下修仁義、任賢良、乘其弊而加之天誅、何難之有、夫戰伐之功在於智謀、若止以兵勢論、今合天下之兵武、相二州不可當也、其若用謀而行、是易圖而不足懼也、雖然兵家不在一旦之利而可必者、使臣正成在、中興可圖也、皇業可復矣、帝悅、正成義勇氣烈、赤忠英武、

用兵如神、機權出沒、赤坂三日之糧、托跡蟬蛻、劍城孤立之危、視容虎威、皇天譴東賊伏誅、帝迺復位、奈豐隆內啓兩雄爭功、遂錦旂日映、矛戟雲擁、厥勢無可爲矣、正成迺進策、王師萬全、是計不聽、正成招其子正行櫻井驛、時方十一歲、撫教曰、今吾與而永訣矣、吾死天下其與亂也、毋爾貳心、盡忠伏義、挾輔王室、正行請從軍、正成不允曰、吾欲貽而忠於國也、正行去、正成據湊川、兵最寡、自辰至未九十六戰、身被十一創、竟自殺、年四十有三、正成敏達帝之裔、正立之子也、君子曰、三木一草、惟楠木死得其所、既正行起、數奏大功、後主倚賴焉、然不復納諫、方敵大舉擊正行四條驛、正行謂衆曰、惟有一死報國報父而已、血戰數十合、身被五創、弟正時中矢不能前、相與自殺、時年二十、踐好錄、

正德元年、朝鮮國王被遣、

具足二十領按するに、是迄の分、踐好錄に、大略同じければ、

太刀二十振 守次色繪金具 松平肥前守領内鍛冶

○重包色繪金具 同領内○忠國色繪金具 松平右衛

門督領内○兼道色繪金具 大坂○忠綱色繪金具 同

斷○政平色繪金具 小笠原右近將監領内○來金道色繪金具

紋笠京都○康繼色繪金具下坂市之丞作○國政色繪金具
 花國政其之御作○清平色繪金具稻葉丹後守領内、
 右十振金拵御柄鞘卷下淺黃地金入御柄鞘御糸五
 振は紫五振は花色○忠吉銀毛影金具松平丹後守領内
 ○行廣銀毛影金具同所○政廣銀毛影金具同所○永弘
 銀毛影金具同所○江戶町○國永銀毛影金具同所○行恒銀毛影金具
 細川越中守領内○忠行銀毛影金具同所○清光銀毛影金具
 松平長門守領内○國平銀毛影金具松平加賀守
 領内○安國銀毛影金具松平薩摩守領内、右十振
 銀拵御柄鞘卷下紺地金入御柄御糸、五振は黃唐
 茶、五振は萌黃、
 長刀 康繼金拵三扇右○法城寺國正同格梗右○
 國永同梗右○來金道同藤巴右○藤原兼道同梅鉢右○
 國平同梅木瓜右○藤原行廣同水車右○藤原忠國同向
 越右○清光同梗右○藤原安國同三階松右○永弘銀拵
 丸に三扇右○清平同雪笠右○藤原忠綱同梗右○藤原
 輝廣同三越松平安藝守領内○國虎同三龜甲内藤能
 登守領内○定則同酢栗同所○源國重同車安藤右京
 亮領内○忠吉同澤湯右○藤原正廣同紅葉右○政平

同丸三柏右 右二十條共に柄鞘濃梨地
 金地畫屏風此屏風に深見新右衛門家 三穗、富士一
 雙 狩野養朴大井川行幸、經信、船乘、 同 同人○
 巴粟津軍、越後板額同 同人○合人之舞和樂同
 狩野永叔○佐佐木、藤戶同 同人○松島之景同
 狩野探雪○俱利伽羅落同 同人○朝比奈三郎門破
 同 狩野探信孝德天皇白雉之圖同 同人○祇園會同
 狩野春笑○朝觀行幸同 住吉内藏亮○釋奠同
 同人○犬追物同 狩野如川○倭花鳥同 狩野休
 跡○鶴飼、猿舞同狩野梅雲○芳野、立田同 狩
 野洞春○紫式部、清少納言同 同人○住吉、玉
 津島同 狩野壽跡○爲朝、大箭同 狩野柳雪
 小松重盛 教訓同 狩野春湖按するに、月堂見聞集に、
 補正成 達人、勇猛の女嬭歌人、強力の男女等は、前に書畫被
 遺候ゆゑ、其餘の内にて、如斯のよしなり、さしする、
 御厨子棚惣梨地山櫻高壽 沉箱一 梨子地高詩
 繪○香盆一 同○重番箱一 同○香爐一 同○
 香匙火筋 同○硯箱一筆一對、小刀一本、○薰物壺
 赤銅金象眼口覆之 蒔繪六角臺に載、琉球記事、
 正徳元年、
 太刀二十腰打候鍛冶 近江國下坂肥後守康繼

之孫武藏國下坂康繼○山城國粟田口國綱之孫 同
 法城寺國正○先祖相模守貞宗之弟子 同橘永弘
 ○美濃國關金重之孫 同源國永○山城國藤原來
 金道之孫 山城國藤原來金道○攝津國忠綱之孫
 攝津國忠綱○同兼道之孫 同兼道○加賀國家忠之
 孫 加賀國藤原國平○薩摩國康國之孫 薩摩國康
 國○肥前國忠吉之孫 肥前國藤原忠吉○同 同藤
 原政廣○同 同藤原行廣○因幡國忠國之孫 因
 幡國忠國○先祖豐後國河内守元行之孫 豐前國紀
 政平○美濃國志津兼氏之孫 武藏國清平○越中
 國清光之孫 越中國清光○豐後國忠行之孫 豐後
 國忠行○同行恒之孫 同行恒○山城國信國之孫
 筑前國源重包○先祖石堂是一之弟子 同藤原守次
 長刀二十振打候鍛冶 近江國下坂肥後守康繼
 之孫 武藏國下坂康繼○山城國粟田口國綱之孫
 同法城寺國正○先祖相模國貞宗之弟子 同橘永
 弘○美濃國關金重之孫 同源國永○山城國藤原
 來金道之孫 山城國藤原來金道○攝津國忠綱之
 孫 攝津國忠綱○同兼道之孫 同兼道○加賀國宗
 忠之孫 加賀國藤原國平○薩摩國康國之孫 薩摩

國康國○肥前國忠吉之孫 肥前國藤原忠吉○同
 同藤原政廣○同 同藤原行廣○因幡國忠國之孫
 因幡國忠國○先祖豐後國河内守元行弟子 同兼道
 紀政平○美濃國志津兼氏之孫 武藏國清平○越
 中國清光之孫 越中國清光○安藝國輝廣之孫 安
 藝國輝廣○先祖山城國國廣之弟子 陸奥國國虎○
 先祖攝津國和泉守國定之弟子 同貞則○備中國
 青江之孫 國重
 御屏風二十雙繪様筆者 聖徳
 一雙 一文武天皇慶雲之圖一雙(孝徳文武は我
 朝之文武之聖徳をそなへ給ひし御事なり) 探
 信忠孝○一小松教訓 一楠木遺誠一雙(小松は忠に
 して孝あり、楠木は忠にして慈あり、二つの徳
 を兼る事異朝にも類少き) 春湖○一雙 大井川
 三船い、る多才多藝の人安樂寺長篇い、る大作は、異朝に
 三船は、異朝にも類なり 養朴○一紫式部、清少納言一雙(右二人は梨
 壺五人の歌仙の中にも殊にすぐれて、倭歌の道
 のみにもあらず、漢學にたけし人なり) 洞春
 一禮樂朝觀行幸一雙 内藏允○一釋奠一雙 同○一

唐樂 一雙 (右禮樂の事をは、異朝にも達し見
 やまこ樂 一雙 (右禮樂の事をは、異朝にも達し見
 せまほしき事の第一なり) 永叔○一 くりから落
 多の軍兵を谷へ落す
 一雙 (さからき山の上より多くの軍兵を谷
 へ落かさなりうするなり) 探雪○一 藤戸渡一雙
 (海を馬にて渡せし事異朝に例なし、異國人見て
 大におどろくへきなり) 永叔○一 爲朝大箭一雙
 (異朝にて我國の弓矢遣方國の中にくれて大
 なるよし申傳ふるか、爲朝の大弓矢は我國にも
 雙なきは古今一人と申へし) 柳雪○一 朝比奈三郎
 次郎船をあく 一雙 (右は我朝の力士なり) 探信○一 板額
 一雙 (右は我朝の勇女なり) 養朴○一 猿まはし一
 雙 (是は朝鮮人先年見て、殊の外不思議かりし
 事なり) 梅雲○一 富士一雙 (富士は我朝の名山
 なり) 養朴○一 龍田一雙 (異國に櫻と楓と見
 ものなり、されはかの國にて賞翫すへし) 同 吉住
 玉津 一雙 壽傾○一 松島一雙 探雪○一 日本
 島 一雙 休傾○一 祇園會一雙 春笑○一 犬追物一雙
 如川 朝鮮聘禮事、

一深見新右衛門御用被仰付、朝鮮人御進物へ、日本
 の繪に古き名士の小傳を作り、別紙に書可遣申之
 由、自注、洪按、今所傳、
 白雄帖、此れなり、
 一朝鮮へ被遣候屏風、深見新右衛門贊を仕候、屏風
 の模様次第に仕候由、
 一二十雙の屏風には二句つゝの贊有之なり、深見
 新左衛門作之書す、又卷物にして朝比奈其外の小
 傳共を書き、吉野はケ様々々杯書く、深見書きたる
 なり、中村氏
 筆記、
 正徳元年朝鮮王への幣物賜ふ所も、當時諸國の良
 工名匠の作る所の、太刀、長刀、鎧其外、金屏を賜
 ふ、先例として前九年後三年、或は八島一の谷等戰
 争の圖書を命せられけるに、此時は金屏風二十雙
 の内、日本の諸名家、山水の畫、祇園會、花鳥等の外
 九雙に十五圖は、聖天子の徳瑞、或は文士、名將、賢
 媛、烈婦など皆日本の故事にして、深見玄岱に命せ
 られて各其上に傳贊を題せしむ、誠に昭代文化の
 盛なる事、聘事においては古今に比類なし、後世學
 者をして感せしむる事はに極れり、正徳朝鮮聘
 使録附言
 正徳元年

將軍家より被下物は白銀千枚、紅花十斤、彩色屏風、
 繪には朝比奈か門破、泉三郎か船を上し繪、三人持
 の長刀一振、八人持の具足一領、是は堀式部か片手
 にて差上出る、然るに唐人十二人にて、漸く御玄關
 まで持出る、元正間記○按するに、この書
 異説なれども姑らく存す、
 正徳元年朝鮮への屏風の繪事、いかにも廿雙にて
 候、久太の鈎わろく御座候、朱にて改め返還仕候、
 今更是を見候に付ても、當時御心を用ひられ候事
 の深遠に候ひし事とも存出し、落涙に及び候、此圖
 共一々に思召有之候ひし御このみに候ひき、本朝
 の事共朝鮮の者共は、たゞ一向のあらびす
 どのみ存し候、又對州などの人も武をのみほこり
 いひ候て、萬分か一も此方の事共しれぬ事に候、
 畢竟しかるへき記載のものなく候事ゆへの義、不
 及是非候、せめて繪にてなりとも見せられ候はん
 に、しくへからず候よしの事に候ひき、鶴飼などの
 事も日本にて此事候よし、南史やらんに候故の事
 に候、猿廻しは朝鮮人毎々好み候て見候事故に、御
 どり合せ候、男女などの事も思召有之たる事に候
 ひき、爲朝の事も琉球の事に思召有之たるにて候

ひき、御どり合せには餘程々々御心を用ひられ候
 ひし事、よく御覽合せらるへく候、たゞ何
 事も何事も夢になり候、不及是非候、白石叢書載、
 白石は我の強き人か、文廟いまた甲府殿ごまをせ
 し時、掛物の繪に贊あり、御吟味にて白石の考に明
 畫なりとなり、養朴のきわめに宋畫なりとなり、白
 石甚それを不快に思はれたり、二十餘年の後朝鮮
 來聘の時、養朴屏風を畫たり、一條院の御前にて清
 少納言簾を捲く所をかきたるに、雪ふり埋みたる
 に軒の所雪すくなしと白石評判なり、養朴云、いか
 にも左様なれども、軒の所にて禁裏といふ事を知
 らせまうす事畫の古傳なりといふ、白石それは傳
 授なるへけれども、異國へわたすに傳授の事はいは
 れまし、人の笑をうくへしとて書直させて、二十餘
 年の不快をはらしたりといはれし由、さすれば白
 石は人品はいかとおほえたりと、君脩語れり、
 自注、此説傳聞の誤りなり、その由詳に本書標注に
 辨しおける、(白石叢書載、金溪雜話)

通航一覽卷之九十八終

通航一覽卷之九十九

朝鮮國部七十五

○兩國書并儀物信使御暇等 正德度

正德元辛卯年十一月、御返簡中諱字及び封式の事によて、三使より宗對馬守義方等によりて改書等の事を乞ひ奉る、老中土屋相模守政直上旨を奉はり、義方の許に書牘を投してかの來書中また我御諱字を犯せし事を詰問せしめられしかば、かれ屈して終に兩國互に改換の沙汰に及へり、

正德元辛卯年十一月

今般復書與丙子、癸未、乙未、壬戌按するに、寛永十三年、和二年を書式、有所不同、且書中有我先王諱字、伏願改書、我抵東萊之日、太守公特寄書札、令我朝廷改日本國貴大君書作日本國王、故即奏我朝廷終如所諭也、是乃兩國之所以親戚者矣、貴國不知我先王諱字、而誤以書之者豈可答乎、倘肯除此諱字、即王諱字而誤以其書式、亦照壬戌之式即可矣、右三使より通事を以て、對馬守へ遣し候口上書な

り、南山開書、

正德元年

奉呈對馬州太守拾遺平公閣下、伏惟足下尊侯珍、俺等猥鷹使命、來修聘儀、歷水陸險阻、殆六千餘里、間關跋涉、自是職分內事、而國王殿下爰稽古典、特施新恩、眷待隆異、覓出常例、實前後使价之所未能得者、此蓋國王殿下特推善隣之至誼、以及卿命之賤价、私忖感戴有不可言、使事垂竣、今當復路、而第國中可改字及外面封式一事、迄無變通之舉、俺等忤辭如何盡言、夫避諱之法、厥亦舊矣、三代以前雖或踈略、自漢唐以來此法截然、史牒所載班班可考、而至指敵邦、無論世代久遠、避諱一法視古尤嚴、則顧此國書、俺等其敢晏然受去歸、達於我國王殿下乎、至於二名、於禮固無偏諱之法、而惟我先生之諱、唯此一字、揆諸禮法、在所當諱、貴國之汎用此字、初雖出於無心、今因俺等之請改、貴國既已知之、則其在隣好相敬之道、宜即刪改、而顯俟累日迄無處分、豈執事尙未轉聞於國王殿下而然耶、至於外面封式、自前交聘之際、明有定例、既書御諱、又案御寶、累世遵用、未嘗變改、而獨於今日有違舊式、在兩邦均禮之道、亦豈不有歉乎、茲兩事於禮俱不容

不改、未改之前、俺等斷無資奉歸國之理、更望執事將此事狀、作速稟改、俾無使事淹滯之弊、千萬幸甚、不備、

辛卯十一月 日

通信正使趙泰億

副使任守幹

從事官李邦彦復號

紀事

正德元年

執政府奉旨、下領客使、朝鮮修聘一事、禮有異議者、特降教諭領客使已悉之矣、如我國書之體式、其禮之所關最大者、今不須再論、第我王復書內犯一字朝鮮國諱、三使者懇欲請改、問其國諱、乃係朝鮮七世大王之諱云、禮曰、舍故而諱新、五世而斬、六世而則親盡、是天下之通禮也、而未識朝鮮國自有所據、夫一國有一國之制、一朝有一朝之度、果曉其據、何敢犯之哉、即宜改辨、今爲三使者說、朝鮮祇解朝鮮之諱、不論我日本有日本之諱耶、謹閱其國書、內犯今王殿下王父猷祖大王之御諱、則置而不顧、是何理耶、若彼國七代遠祖、則在我開國之前、我實所不素知也、而猷廟之朝、以御名通於彼國者凡三、則彼豈有不知我之所諱耶、夫己所不欲勿施於人、忠恕之道也、彼儻欲使我諱

其所諱、則必先避我之所諱而後可矣、蓋惟、朝鮮國王之意、亦以其臨文不諱之故、而其書不避我國諱耶、即我王殿下之受其書、亦惟恕之意焉耳、又爲三使者說朝鮮國王之意、未必如其使者之所言矣、使者且回奉我國王之復書以復命、儻朝鮮國王果欲改我之復書、則使者請其國王、必先改其國書之犯我所諱者、然後併我王之復書、齎來之則可也、嗣容改辨以復之、何難之有、乃易其所有爾、不然已領之復書還我王殿下、已奉之國書領回之朝鮮、另修其國書以齎來如聘事則禮已畢、何必遠歷東都便到對馬州、交與領客使取其移、奉之可也、待其有國書之到、王書亦當復之矣、領客使其明曉之、三使者自當裁度、故下、

正德元年辛卯十一月日 侍從兼相模守源朝臣 正德

諱使諭禮、

正德元年彼國書の中に、猷廟の御諱一字を犯せしとて、態々御國書に彼國王の遠祖の諱の一字を犯して賜りぬれば、果して復命する事あたはずとて、請ひ求めて御改作を願ふ、依之執政土屋侯より諭言の書を示していふ、記に故を捨て新を諱む、六世

にして親盡れば、朝鮮王七世の祖なれば、禮に於て諱む事なし、朝鮮國には何の據所有之然るや、その據る所を知らば、何ぞ敢て犯さんや、且朝鮮七世の祖なれば國初の前にあり、我知らざるも其所なるに、來書には何を以て猷祖の諱を犯せるぞ、我王父猷廟は、在世の時に三度迄通聘の事有ぬれば、いかてか其御諱を知らざらんと詰問れて、三使者も皆恐怖して窟服せり、是等の愉快なる事限なし、正徳朝鮮聘使録

正徳元年

一 公方様御返簡を九十抔も按ずるに、九十は三宅九十郎にて諸記によるに、寄合備者なるへ三通書申候へとも、誰れ書き申候や、誰も不存、新井筑後守才覺にて一つにゑらひ遣被申候、感憚杯の字は九十書き申候由なり、九十語なり、
一 御書簡返答は、佐佐木萬次郎按ずるに、寄書寫、合備者也、書寫、
一 御書簡上書に日本王の名なしと、云々、自注、例上座候間、如此合點不仕候由、又七世大王時の憚と云字申候由、有之、御直し可被下候由申所に、然は此方の先祖の諱光の字を來書に侵せり、彌直し望ならば國へ持歸り對馬迄直して可遣、然らば此方の憚の字可改

と、云々、にて相濟申候由、
一 韓使へ御返簡之内、七代前の自注、王澤朱子祖の諱丙の名なり、字を侵されける連咎めけるに、日本へ書簡の内にも光の字を侵しける如何と有、不得止由松浦儀右衛門物語候由、中村氏筆記抄、

正徳二壬辰年亥冬辛卯、朝鮮へ御回復の御國書草有し時、大學頭信篤曰、憚の字あるは如何ぞや、彼國先王の名なればもしや難あらんかと、果して信使見て曰、憚は己か國七世の先王の諱なれば、改めさせ給ふべきかのよし、請しときこゆ、憚はいつころの人にや、予曰、按ずるに、予はこの書の著人皇明通記天野信景自らいふなり、十一世宗嘉靖四年條下に、朝鮮王李倬奏、云々、我國大永四年甲申に丁れり、然れば百六七十年前の主なり、鹽尻、
正徳元年初、朝鮮國書犯猷王諱、及發書有司過之、新井君美教之也、使人謝不敏且曰、請待歸改之、既而復書成以授使人、書中有彼國諱字、使人告之改而與之、朝鮮遺事、
一 國書に用ひられし紙の事、慶長十二年の事詳ならず、元和三年に用ひられし所は鳥の子の紙の表

には、金泥にて松竹を繪かき、裏には金銀の箔を切箔もみ箔などいふ物に候、上包の紙もまた是に同し、文字をしるし御寶を用ひられし事等、毎事皆々朝鮮の書式に相同し、書函は我國文箱に高蒔繪したるに、銀環紅緒を用ひられき、其後の式はこれによられしと見えたり、正徳元年にはこれらの事も我國の古式を用ひられて、鳥の子の紙の繪箔杯もなきを用ひられ、國書の文をしるされて、其始と終に御名をしるされ候所に、御寶を用ひられ候事二所、禮紙をくわへられて、書函に納めて書案に關て其使に渡されき、信使等某と國書の事をあらそひ申せし事の中に、此事をも申て、舊例は日本の國書朝鮮の式を用ひられしに、其式改りたり、もとの如くに改め下さるへしと申す、日本おのつから日本の書式あり、いかて屬國の如くにその國の禮を用ゆべきといはれて、その詞屈して、朝鮮の書には國寶を用ゆる事凡三所、日本の書には御寶只二所あり、敵禮にあらざるに嫌ひあり、朝鮮の書式を改むへしとて、其國にいひつかはして、書式を改めて進せられき、初めには我國の書を、彼國の書式のこと

とく改めらるへしと争ひ申て、終には彼國の書式を我國の書式のことくに改めし事、其使のあやまりとは申へき、鶴林來聘記、同附、
正徳元年十一月辭見の儀訖りし後に至て、御復書の中に其國王七世の祖諱を犯されたり、改賜はるへき由の事を以て某に申事あり、五世にして諱む事なきは古の禮なり、又子としては父の諱を避く、臣としては君の諱を避く、是臣子の情しのひ難き所あるか故なり、如何そ隣國の君をして、その臣子と同敷國諱避しむる事あるへき、たとひ又兩國の君其國諱を相避る事あらんにも、此七世の國諱避へき事、古にあらす、ましてや己か欲せざる處をば、施す事なれといふ事あり、其國の參らせし書を見るに、まさしく當代御祖考の御諱を犯しぬ、其國七世の諱をたに避賜はるへしともふさんものか、いかんそ我國御祖の諱を犯せしものを持來れる、其申處悉く皆無禮の事なり、某斯ること申さん事叶へからすと答ふ、彼等不得止事して對馬守に附て此事を申、いまた仰出さる、御旨もなかりし程に、世に申沙汰せし處は、彼等此事申叶さらん

には、大かた生きてはよも國に歸らしと思ふ氣色なり、さらば兩國の戦近きには有ぬなど言罵る、此時に至てそしり候人々も、某を諫し事共も有ける、されど彼使の斯申事は、始争ひ申せし事共は、皆これ禮の繁文末節論するにたらず、其國諱避しめ參せんは、其係る處尤も大なりと思ひ計りし處を、我兼てより思ひ合せし事共あれば、我もまた死を誓ひて初の詞を改めず、さらばまづ彼國より來らん書に、我國諱避なは、我答へん處も又其國諱避候へき也と、仰下されしかは、終に是も仰下されし事の如く、彼國の書改參らせし後に、我國の書を改遣されたりけり、却て此時の事共、彼國の人より猶我國の人々の言罵れる事は多かりけれ、されど流石に上の御事申參らすへきにもあらねは、たゞひたすらに我事をのみそ言なる、孔子夾谷の會を相け給ひしは、元より聖人の御事なればいふにも不及、魯の曹沫、趙の毛遂などいふ者の類にも、似ざる處あらん事は、是等の事共何の申處は有へき、いかに斯まで右國の恥ある事を知れる人なきとは成ぬらん、古に世を避し人も有しそかし、又君子不終かど

いふ事こそあれと思ひしかは、けふよりして出て仕ふる道は思ひとゞまりぬることのよしを記して、彼使の爰を立し日の按するに、十一月の時に、終に詮房朝臣に人間部越前守なり、附て奉れり、詮房朝臣その答をさせて、急に仰下さるへき事有なり、とく參給ふへしと言おこせたり、如何なる事の出來りぬらんと覺束なかりしかは、頓て參りしに只今申所の事聞召驚かせ給ふ處なり、是世の人の申處有に依れり、初より夫等の事共聞召及はれ、また夫等の説のよりて出る處も知し召れぬ、兩國の交は各々の國の輕重強弱の係る處にして、其事殊尤大なることなれば、始より議せしめら、事共有し、汝の申處の能く、我思ふ處に合たりしによりてこそこの事をは仰蒙りしなれ、されば外使等申事共も多かりしかと、悉くみな議定せし處の如く行はれすといふ事もなかりしに、事既に終らんとするに及て、思さる外の事出來りて、世の人申事共ありし時に、我越前守に言ひしか我始より試る處有之、此度の事を取て筑後守に命したりき、彼かならず事を誤またし、凡百の事唯その一つに至てことならざるは、

其功全しとは言へからず、今此一事によりて、かほど迄に事就し處の空しからんは惜かるまじきことかば、佛氏の説に一體分身とかいふなるは、我と彼との事なり、彼かあやまちあらんは則是我誤也、我もまた事をあやまらんには彼誤り共なりぬへし、されは今我いかにともいふ處なし、汝も相構へて世の人の爲にあやまられて申事有へからず、たゞ彼計ひに任せよといひき、果して其事共我思ひし處の如くはなりぬ、然るに今汝申處の如くならんには、いまたに至ては我も又悔思ふ事あればとて、彼も出て仕ふる事を止めけれなど世の人のいはんには、これも又前事の治廢れなん事、前にいひし處に異なるへからず、都て此度の事共汝の身一つの事も思へからず、皆是我身の上の事をかし、いかに思ふ所有ぬとも、我ためなりと思ひて思ひ止るへしと、仰下されたりける、某か事共御身を分たれし所なりと仰下されしか、餘りに忝なきに覺えずなみだにむせひぬれば、重て申事もなくて、慎て承りぬとばかり答申たりき、同廿一日に大和守重之の按するに、若年寄許より、明日仰下さるへき事ある由久世重之なり

の仰を傳へらる、廿二日に參りしに、先詮房朝臣して、けふ老共して仰下さるへき事あり、此程仰られし事の如くに、いかなる事なりとも申處なかるへしと仰下さる斯て、加賀守忠朝朝臣して、按するに、老朝此度の功に叶ふ程の賞の勸賞として、中大久保忠加へ賜はりたりけり、來聘御用掛條に見ゆ、また詮房朝臣して、此度功にかなふ程の賞あらんには、辭しもふすこと有ぬと思召れしかは、わづかに其勞に報せらるゝ所なりとそ仰せられける、都て此度の事君の虚に頼れり、臣何の勞かあるへき、然といへども敢て仰にしたかはさらん哉と申て罷出、又國諱の事起りし時、世の人誰かは獨も其心の動なかりし、唯我のみ獨動く所のなかりしは、我心の始よりさためぬる所ありつるかゆへなり、上にもこれらの事能く知し召れたるにこそ、汝の申處誠にかりとのみ仰られて、又仰せらるゝ御事もなかりし程に、彼もまた終に申せし如くにはなりき、都てはあれ我國の虚によれるなり、人力の可及所にはあらず、しかるを我功によりしなさいはん事しかるへからず、ましてその功につのる事あらんは、

尤もしかるへからず、若し議し申せし所の一事も
行はれせらんに、その功は何れの處にかあるへ
き、世の中の事何事にもあれ、見きかん程の事只に
は打過へからず、能々その事の由を詳にすへき事
なり、古に所謂格物の事なるへし、その事不思議な
れど、前に記せし聘事につきても、我昔より見もし
聞もしつる事のみ、その用に當りし事共少からず、
白石私記、

同月十八日、兩國書改換にて、高家織田能登守等を
して、客館東本願寺においてこれを授受せしめらる、
のち對馬國において、互に引替あるへきによりて、宗
義方命を奉はり、使臣をしてかの國に書を達す、また
特に御目付御使番を大坂に遣はさる、明年春その事
整、かの國書は大坂御城代土岐伊豫守頼隆受とりて、
これを江戸に呈す、

正徳元年十一月十八日

一今度朝鮮に被遣候御返翰之内、彼國王七代祖の
諱字就有之、一字御改被下候様に三使相願候、然處
彼方之書翰之内にも、大猷院様御諱之字有之候付
て、從彼方書改差越候は、御改被遣候よし被仰出

候得者、朝鮮へ申遣國書改させ、對州にて御返翰と
引替可差上之旨、三使申に付願之通被仰付

國書

御復書引替之御儀式

但別幅はこなたにも三使方にもとめ申へし、
兩國の國書はかりをかへすへし、

一客館迄來書を入れ行、御復書を納め歸ることは、
ちいさき黒ぬり御紋付御長持也、

あなたにて御長持をすへ候處、毛氈を敷し所は
中門之内なるへし、

一御役人 高家衣冠下、正仰に國書を返し渡し、
御復書うけとる役、奏者番同、中門にて國書を取
し、臺にのせ候て座敷迄參り役、中奥御小姓同、御
復書の案を取り出て、御長持に入る役、御目付二
人從六位國書先立、

此外、寺社奉行、大目付衆等參會、皆々衣冠御儀式、
一國書入候御長持、中門にて毛氈の上に置、此時行
列、御目付 御長持 奏者番 高家、まつ是等之儀
式にて中門に入、

一扨國書を取出し箱を臺にのせ、臺はあなたより

指上候ことくに拵、御長持に入るへし、奏者番捧て
本堂に入、高家等したかふ、御目付 奏者番 高家、
一國書御饗應の間に入る時、三使出むかふ、其間の
敷居際にて、高家受取て上段の真中におく、

一三使上段に上りて、改めて受取内に入る、
一此間中奥御小姓御案を受取、上段之真中におく、
一正使御復書の箱を花足共に持出て、案の上に置、
一高家内を改めて受取て持出て、饗應之間の敷居際
にて奏者番へ渡す、

一御復書持て出る儀は入時の儀に同し、琉韓紀事、
正徳元年十一月、講定節目、

一依執政政府奉旨文書所受、貴國復書還爲奉呈、敵國
國書仍爲資去、一邊馳啓敵邦、稟請改送所處、所處
交付于馬州太守、貴國所改復書、即爲交付事、

一彼此國書中、犯諱一字改下外、其餘勿爲變改事、
一外面封式貴國既不變改、敵邦外面封式亦當不書
御諱、不著御寶不書諱封事、

一依此施行則今十九日發程事、
一復書中感字下戢悦喜三字並無碍、其中授善者書
填幸甚、

一國書紹字上可改處、則貴國慶長以後御諱中、併除
从于从里字、外不論其字、從便書填事、
辛卯至月十八日國書復號紀事○按するに、書中に
よるに、こは十九日の誤りなり、

正徳元年
一霜月十八日、織田の某高家衆をして、韓より來候
御書翰を本願寺へ持參り相渡す、文字を改め遣し
候は、此方のも改め可申、對馬守迄遣し可申候よ
し也、九十へ新井筑後守より申來、韓人答の譯の字
の答へ書簡をは書遣し候よしなり、若老迄出ず、

一朝鮮御書簡の事、感憐の字何角申に付、然らば光
の字は此方大猷公の諱なりと申て答申候へは、朝
鮮申候は、日本にては御構不被成候と相見え、道中
にても光明院の光明寺の杯有之、御忌被遊候儀如
何と申、然らばあの方の書簡を返し、此方の書簡を
國へ持參り候て、光の字を改越可申候、此方のも改
遣し可申とて、織田能登守御使にて、朝鮮の書簡を
御返し被遊て發足なり、然る處跡々六ヶ敷事もや
とて、御書簡を改られ感憐を感戢として被遣、御
目付鈴木飛騨守、御使番三島清左衛門を以大坂迄
被遣、

一 朝鮮の返簡を御使番御目付して、大坂迄被遣候處に、朝鮮人江戸にての賁物を指置、受不申と申を、對馬守色々氣を取、大坂をは出船して、對馬に越年仕候筈なる、朝鮮王へ書簡を直されよと申遣す儀も參判へ被仰遣候へと申、先規より無例事なり、文字の諱を干せるは、日光の鐘名などにも按ず、寛永二十年の國、構ひ不申、朝鮮への使を遣すには、御使番の鐘なり。五十日もかゝるなり、往來の内對馬島に留る積の由申候、中村氏筆記抄、

正徳元年

一 書簡之内朝鮮王諱之字入候間、御書なをし被下候様に申候得者、朝鮮よりの書簡も、此方諱之字入候間、書直し可申由と有之處に、其段者罷歸不申達候ては、不相成由申候に付て、書簡追而對州にて取替候筈に罷成候よし、依之對州へ書簡取替に、御目付中御使番中御越之由、續談海○按ずるに、御目付等對馬國に往きしこゝ記せし誤りなり。

一 寶永之信使之時分、江戸にて御返翰被成御渡之御書、日本封に仕候ては請取問敷と申候、御文言之内にも朝鮮王先代之諱字等有之、是をも請取問敷

と申て不仕候、ケ様之儀に付殊の外もつれ、不埒に相成、俄に朝鮮へ三使より飛脚を以被申越、朝鮮よりも參國書、文言も直り候所有之漸相濟候、日本よりは右之御書押付て被遣候事、異本朝鮮物語、
正徳元年十一月廿五日

御目付 鈴木飛騨守
御使番 三島清左衛門
右朝鮮之書翰御引替に付大坂迄被遣候旨、被仰付候、御使日次記、御使方萬年記、

正徳元年十一月廿五日、御書簡引替大坂迄可被遣由被仰付、翌廿六日御暇、

御目付 鈴木飛騨守
御使番 三島清左衛門
金五枚充御御用放外、銀三十枚賜

御目付伊谷茂右衛門
同 小堀源藏文書、藏

正徳元年十二月

三使持渡之國書被改候様には、朝鮮に被差歸候、御使者内野九郎左衛門に相渡候書付、左記之、

一 貴殿儀御急用之儀に付、今度朝鮮に被差渡候付、

郡繼にて鰐浦まで被差下候、彼所よりは飛船を以被差渡候、渡海之刻即日館守樋口内記被申談、早速訓別按ずるに、かの譯官訓導別差、召寄於館守岸持渡之、御書翰兩譯に相渡し可被申候、御用之旨趣別紙來狀之寫に有之候通に候條、内記に被申談、少も遅々無之、東萊より都表に注進被仕、否御返答急速に申來候様、兩譯共の能々可被申開候事、

一 今度渡海之節、東萊釜山の攝待被仕候而者、間延に兩譯に可相渡候事、

一 此度之御返翰、其儘被請候様に、返答有之候得者、一段之御儀候、若御返翰御改被成候得者、彼方よりも來翰可被致と之事にて、國書對州まで可差渡旨返答有之候は、其趣早速飛船を以可被申越候、御船中往掛に國繼之御證文を以申上、其趣公儀に被

差下、對州において御引替被成筈に候、其首尾に罷成候ては、三使對州に之逗留數十日に罷成御迷惑に可有之候、其上江戸表より之御使、彌御下向有之候ては、御物入も大分相増申事候間、何とぞ此度之御返翰其儘に御受候様に有之候得かしと存候、兎角

何之道にも早速否相知不申候而者、殿様御首尾も如何敷奉存候間、別紙來狀之寫得と被致勘辨、内記に被申談、兩譯に能々可被申開候、

一 今度之飛船用之材船二艘、相附差渡候間、否之儀相知次第、早々飛船を以可被申開候、尤彼地之勢段段御米漕船仕出し之節、毎度可被申開候事、

一 御書翰書改之儀、御返答延々に候ては、公儀も御待遠に被思召、畢竟御用向を朝鮮國にて被輕候様に相開可申候、左候而者朝鮮國之御爲にも不能成事候間、否之儀少も遅々無之、急速に都表より申來候様に刻別被申開、東萊府使より右之趣啓聞有之候様に、吳々可被申合候事、

以上

十二月十二日

年 寄 中
内野九郎左衛門殿

同二千辰年正月
書改之國書持渡之、卜判事宿御横目に相渡候覺書、左記之、

覺

一 譯官富浦着船候者、乘渡之御横目其外上乘之も

の陸に揚候刻、行規并手廻荷物之儀相改可被申事、
 一譯官方より諸方の遣し候音物、并此方より遣候
 諸色其外調物出入之節者、於番所悉改被通候事、
 一宿番相勤候御横目并下々出入之節、於番所其時
 時行規可被申付候、其節者御横目頭御目付より見
 分仕候様に、可被仕候事、
 一下目付組之者通詞役買物役出入之節者、御横目
 行規爲仕下々之儀者、組横目行規可相務事、
 一裁判譯官奉行御使者問案之御使、兩御横目頭并
 御目付、此面々行規被差免候、尤召連候家來は門よ
 り外に置、朝鮮人と不入交様に可被申付候事、
 一譯官乘船波戸之内に繋置候間、船具等紛失不仕
 様に、尤火用心随分念入候様に、濱御横目申談可被
 相勤候事、
 一國書船揚之節、大廳濱御横目頭并大小姓中、布上
 下着、御步行者羽織袴着相勤可被申候、
 一國書持通候節下座可被仕候、尤右之節往來共に
 不禮不仕候様、可被申候事、
 一大小姓横目以下波戸に罷出、國書船揚之節、萬事
 無滯念を入候様に被申付、途中不行規無之様に、下

知可被仕候事、
 一卜判事乘船波戸之内に繋、諸道具等を西山寺に
 揚候は、別而船番に不及候、濱御横目立廻見分仕候
 様に可被仕候事、
 一萬一出火之節、馳走人并御横目頭、御横目見台國
 書に相附卜判事同前に信使宿に除き候様に、可被
 相心得候、其節朝鮮人ちりく、に無之様に、行規可
 被申付候、其外御横目中朝鮮人荷物等紛失不仕様
 に、下知可被仕事、
 右之趣無緩急可被相勤候、以上、
 辰正月廿四日
 樋口佐左衛門
 在江戸 杉村三郎左衛門
 右同斷 平田隼人
 吉田空左衛門殿 杉村四郎兵衛殿
 大浦幾左衛門殿 賀島新右衛門殿
 御横目中
 覺
 一前々譯官渡海之節、大廳之近邊に而、朝鮮人共女
 童に手差を渡し、殊之外難儀仕候もの有之たる由
 相聞候、ヶ様之節當番を相勤なから、其儘に爲仕置

候而者、番人之誤に罷成事に候間、此度左様之儀無
 之様に、制擋可被致事、
 一前々譯官渡海之節、大廳近所を子共相集、朝鮮人
 に言葉を掛、或者礫投候族有之たる由相聞候、子共
 の仕業なから、外人に對し甚た不届之至候、此度
 は大廳近所に子共不立集様に、制擋可被致事、
 一譯官渡海之節、朝鮮人知人有之もの、朝鮮人大
 廳門外に出候刻、立寄暫物語等致し候族前々有之
 たる由相聞候、役人之外狼に朝鮮人を入交様に
 どの義、各々相渡候書付にも委細有之候間、此度は
 別紙之趣に相違無之様に可被申付候、若無據譯に
 而、朝鮮人の面談之儀相願候輩有之候は、此方へ
 可被申開候、其節可致差圖事、
 一兼而被仰出置候御法度物は勿論、輕き品食物た
 り共、朝鮮人方より買取候事甚た不宜、殊各譯官役
 被仰付置候故、萬一少之食物に而も被買取候様に
 有之候而は、役儀に對し不似合仕形に而、畢竟上之
 御外聞不宜事に候間、不及申候得共、會而左様之儀
 無之様に可被相慎候、縱令輕き品彼方より音信仕候
 共、役方の無届被致受用候儀堅無用に候、此旨末々

之役人へも堅被申付、若左様之族被及見候は、無
 用捨可被途案内事、
 一別紙に如申達候、御用無之節朝鮮人と入交物語
 等被仕問敷候、末々之もの迄も行規無緩可被申付
 候、將又以前より譯官渡海之節、末々之もの致潜商、
 彼是罪科に被仰付候事毎度有之候、外國より之便
 者之儀に候故、末々之もの迄異難無之、首尾好歸國
 仕候様に有之度事に候得共、雙方被仰合之御法犯
 候而者難被問、罪科に被仰付事に候、畢竟潜商之儀
 者日本人相對之事に候故、朝鮮人より申掛候而も
 日本人承引不仕候得者、潜商之憂者無之筈に候處、
 外國の使は召連候もの共迄、致潜商候段甚た重科
 之ものに候間、心之所及被途吟味、左様之族無之
 様、制擋可被仕候、若潜商之志有之候もの存候人有
 之候は、縱令不分明候共被問及候通此方へ密々
 可被申開候、自然慮説にて候は、双方共迷惑に不
 罷成候様に、此方にて了簡可仕候、萬一役々之人
 隱置、脇より令露顯候は、急度可被仰付候間、末々
 之もの共迄も能々可被申付候事、
 右之趣堅被相守、組以下末々之役へも堅被申付、萬

一不届之仕形見及候もの有之候は、急度遂案内候様に可被申付候、以上、

辰正月廿四日

樋口佐左衛門

宿御横目中

濱御横目中以上、正徳辛卯信使記録

正徳元年彼是國書改換之事、公按ずるに、宗義方是を禮曹に告られたり、禮曹參議宋徵殷をして書を復せり、その書左に記、

朝鮮國禮曹參議宋徵殷、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、様便忽届、華札隨至、憑諦寒節、行李安穩、慰沃、倍品使之行、水陸萬里、無事得達此、莫非貴州辛勤衛護之致、尤以爲荷、茅國書中既曰犯諱、茲以改送、而至於兩國書式、自古以來有一定之規、而今忽變其舊式、實非意慮所及、所當據例爭執、而儀式間事有不必一一爭較者、改書以送、幸望貴州即須傳給於信使、俾無中路留滯之弊、幸甚、不備、壬辰年正月日

和文

様便忽至る、信使の行水陸萬里事なくして達することを得るもの、貴州辛勤衛護のいたす所にあらすといふ事なし、感荷の至なり、但國書中諱を犯すも

のありといふを以て、爰にこれを改めて以て送る、兩國の書式に至ては、古へより一定の規あり、今忽其舊式を變するもの、實に意慮の及ふ所にあらす、宜く例に據り是を争ふべき所にして、然も規式間の事に至ては、必しも一々争ひ較へざるものあり、よりにて改書して以て送る、貴州速に是を信使に傳へ、夫をして中路留滯の弊なからしめは幸甚、朝鮮通交大紀正徳元年十月信使入江戸、今般正使趙大億見返簡難憚字之間、日本以來簡光字難而答之、大億告之難林、故來簡以光字改克字、於是返簡以憚字被改戢字了、各其國王之諱字也、云々、

正徳二年壬辰二月、家老杉村采女眞長持朝鮮來簡自注、所書、到本州編年略○按ずる改之書簡、到大坂、呈土岐伊豫守主了、に改換の兩國書下に出す、

朝鮮國王李焯、奉書日本國王殿下、聘問之潤、俟焉一世、竊承殿下克紹基圖、誕敷區域、其在隣好、曷勝欣聳、肆馳嵩价、庸舉信義、修睦慶式、循故常、仍將菲品、聊寓遠忱、惟冀益懋令猷、永固交誼、不備、辛卯年五月日 朝國王李焯

奉呈日本國王殿下

日本國王源御諱奉復朝鮮國王殿下、玉燭時和、應二儀之交奏、寶隣世睦、講百年之欣懽、禮幣既豐、書辭且縟、其於感戴、罔罄敷陳、有少謝儀、附諸歸使、願符善禱、永介純釐、不備、

正徳元年辛卯十一月 日本國王源御諱

右二十九篇係辛卯聘事文字事皆見來文、故不別爲之說云、按ずるに、このうち諸條に分収す、これその末篇のみ、正徳壬辰春三月筑後守從五位下源君美書、國書復號紀事、

正徳二年四月二日

一朝鮮之國書改到來に付、去月十二日於對州宗對馬守宅三使の對談、國書披見之處、約定之通書面相違無之故請取之、御返簡客館の對馬守持之、三使の相渡之、右國書對馬守家來杉村采女相副、大坂の差越之、同廿三日於土岐伊豫守下屋敷請取之、即日大坂在番之大御番稻葉駿河守組原田平兵衛、水野飛騨守組奥津善八郎兩人率領に而、今朝土屋相模守宅え令持參也、御日記、

正徳二年四月七日

一朝鮮國書に附罷下り候大御番、御暇被下拜領物

有之、

時服二、金一枚 大御番稻葉 原田平兵衛 駿河守組 水野飛騨守組 同 奥津善八郎

右土屋相模守申渡之、席躰隔之間、柳營日記、享保十三戊申年、雨森東五郎書上、

一正徳享保兩度之信使は、朝鮮人と重き論談有之候時、佐役之人必は御相談に相加り、始終を能存知居申候ゆへ、その後記録御仕立被成候節、朝鮮人と論談有之、重き事之分は佐役の人より書付差上、御記録にも書入候、天和之記録は、日本向使者往來所所馳走之事は記し有之候得とも、朝鮮人と御論談有之候重き事は、西丸にて徳松君へ按ずるに、淨徳院殿、被致拜禮候に付、違却有之候、此儀を始め一事も記し無之候、ケ様に候ては後來信使方之の御用に相立候記録にては、無之候事にて、信使之節は重き御論談之御相談に預り候人に、書手二人にても三人にても御添へ被成、朝鮮人と論談有之候事之分は、早速に書付置、重て御記録之内へ御書入候様に可被成事に候、書札方へ被仰付候ては、第一は日本向之書面書留置候事、大分に有之、其上御相談座席へ罷出申候

でも無之、信使奉行より、度毎に可被仰開候思召に而も、是又御用御繁多之内に、中々御手届き申事にて無之候故、毎度御相談に相加り候人に、書手被相添、微細に書付置候様に被仰付候儀、切要之事に御座候、交隣提醒、

通航一覽卷之百

朝鮮國部七十六

○兩書并儀物信使御暇等 享保度

享保四己亥年十月朔日、朝鮮使聘禮のとき呈せしかの國書及び土宜の品數、かねて内命ありて、こたびより國書式改まり復古せしめらる。

享保己亥年、朝鮮國王より來翰別幅之寫、

朝鮮國王李焯、奉書日本國大君殿下、十年之間聘問

潤焉、近開殿下新承令緒、撫寧海宇、其在隣誼、曷勝

欣登、爰遵故常、特遣使价、致慶修睦禮則然矣、兩國

交歡寧有既乎、仍將薄儀聊表遠忱、惟冀益恢前烈、永

綏洪福、不備、己亥四月 朝鮮國王李焯柳營日錄、說書御

月堂見開集、 謹啓

享保四年、朝鮮國主より之來翰、別幅之覺、按するに、國書の文上は略す、

- 別幅 大縞子十四 大段子十四 黃照布三十
- 匹 黑麻布三十四 白苧布三十四 白綿紬五十
- 匹 虎皮十伍丈 豹皮二十丈 彩花席二十張
- 青黍皮三十丈 魚皮一百張 各色筆伍十柄 油

通航一覽卷之九十九終

煤墨五十笏 黃臘一百斤按するに、諸記録による、清

蜜十器按するに、月堂見開集には清 色紙三十卷 駿

馬鞍具二匹 鷹子十連 人參伍十斤 際

己亥年四月日

朝鮮國王李焯

脫漏柳營日錄、承覽雜錄、雜話燭談○按するに、御徒方萬年記、黑麻布白苧布を載せず、月堂見開集に、綉彩花席を載せずして、白縮緬五十疋あり、享保見開集にもこの二品見えず、

享保二丁酉年六月廿八日、林大學頭御前の罷出朝

鮮之事を論す、寛永明曆天和來朝之節も少々相違

之儀有之候得とも、正徳來朝之節、格式之御作法に

罷成候よし申上之、御前に而日本國王と來翰返翰

に有之候儀、先格も無之、殊更大猷院様此儀無用に

可仕之旨、寛永十二年諸大名列座に而、御直に被仰

出候間、彌以國王と申儀無用可仕候、併正徳に被仰

出候儀、無用に成候儀も御先代に對し如何に候、朝

鮮に而も不審に可存候、不宜事に候間、何卒朝鮮よ

り正徳之作法、彼國にて嫌ひ候ゆる、明曆天和之格

に仕度旨、朝鮮より對馬守に願之趣、公儀にも御存

知無之、河内守按するに、老對馬守内々に而、相談仕

候様に思召候得者、御先代之評判も有間敷と申上、

此儀を河内守と相談可仕よし被仰出、則於營中河

内守に申達す、河内守奉畏候よし申す、享保三戊戌

年正月十四日宗對馬守より、正徳之頃家光之光之

字忌候得と申遣し候、今度も二字之御諱字忌可申

哉と窺有之、其書付入上覽二字之御諱字をさけ申

には及申間敷候得共、正徳之時分光之字をさけ、書

翰迄相改候而差越候故、今度も先格可然候、此段上

には不申上、此趣河内守より内意可申遣よし、御前

に而大學頭に被仰付之、柳營日錄、脫漏、

大君の御號をど、められし事は、日本にして大君

と申奉る中は、本朝天子の御事を可申、其故は先儒

大君は天子也と注し、又皇の字を釋し、皇は君也大

也、三皇は大君也、とも見え候得は、我國の大君稱

し奉らん事は、日本天皇と申すと同しかるへし、然

れはみだりにみつから稱して、日本の天子、日本の

天皇など、はのたまふへき御事にあらず、又彼國

にして大君と申すのは、其宗親府正一品の職號に

して、此號を以て其國王子の嫡子に授けられ、自注、

王の嫡子を世子と申、庶子を王子と申、又其王子の嫡子に、其國

は、大君の號を授け、庶子には君の號を授けらる、國制也、冠服、

職田料等より以下ことごとく其定制ある事どもに

候、然るに其大君の號を稱しまいらすへきよしを以て、被仰出候しにおいては、彼國の君臣相慶して日本國王我に事ふるに庶孫の禮を以てし、假稱するに大君の號を以せん事を懇請すと云はん事明かなり、然る時は異朝の天子の封爵とも申へし、今に至り異朝藩王の偽官をうけ稱し給ふにおいては、日本は異朝陪臣の國のことも申すへし、然らば則我國にしては、本朝天皇の尊號を借竊し給ふの嫌ひありて、彼國にしては其王庶孫の偽號を假授せらるゝの疑あり、彼と云是といひ、然るへき御事の謂れを不知、自注、これら之事、本より上にはしるしめさき事、此等の議によりて、前代の御時、按ずる所は、文昭院朝鮮の聘問有へきに及て、今よりして後大君の號を以て、温和柳營秘鑑、

按、白石國書復號紀事、原附以係辛卯聘事文字者二十九篇、今既取著之編、故不復載于此云、

逸史釋言

初一日、大君之何、公方也、公方之稱起乎足利氏、原以爲公私之別、泛指大政公事之所出、猶言縣官也、

因襲之久、卒爲武人管天下之尊稱、義已係假借字亦不雅馴、官府文書外絶不可採用、故與海外諸國往復書中、鹿苑氏諷明封之耻始用王號、普廣、慈照循而弗悛、後嗣病其僭、則回書唯標以號國姓名、或具他官銜、別無尊稱大傷國體、而來書皆沿國王之舊、迨國家健甕亦復然、但羅山林氏集中間有大君字、甚爲允當、寬永中朝鮮入貢、大臣預論稱呼、絕采林氏議、始用大君之號、以令朝鮮我執政與彼禮曹往復、書中亦皆稱大君、著爲永制、明曆天和皆因之、延寶大喪棺上書題、亦用大君字、自注、人見友元、所書見玉露、則非惟外交之用爲然也、正德中白石新井氏用事、因建言再用國王之僭、反議大君爲僭、爲著一書、名曰稱號事略、援引經史驚辨勁論、以張其說、一時諸儒不能奪焉、享保中寤其非、復去王號盡復寬永之式、以至今日、則大君之稱國家、既成典故、爰翹儒間鑄銘之言哉、予嘗竊議之曰、周易在篇諸書、所稱大君固係天子、蓋君字通於天子諸侯、大君君之大者、故以稱乎天子耳、是泛稱非的稱也、書友邦家君、又云庶邦家君、家大也、說者曰家君尊之也、是雖諸侯也既尊之、則稱以家君、家君大君奚別哉、凡名分所係存乎一世定稱、三代而下

至今日、未嘗聞以大君易帝號、定以稱某大君也、今夫一人而得位乎天下邦君之上、豈非君之大者耶、因以爲定稱實得耳、宜何曾嫌於借焉、如王字固有天下之號、夏后殷周之王即帝也、周季七雄稱王者借也、然漢已降者有諸侯王、以爲宗室有第士之定稱、是奚嫌於借乎、我邦親王亦爾、唐有桓彥範等五王、又有汾陽臨淮等王、以爲勳臣定稱、亦豈可以爲借哉、但王而係以國號、即是夏商周之王與漢唐之制復別、是爲僭已有、喙三尺鳥得解免與哉、夫如后字后不省方皇也、上世蓋相通、自周歷秦漢、有后妃王后皇后等、其稱既定、後人不復得以皇后指天子矣、夫稱呼既定、則王之與后、猶且移以爲人臣婦人之稱、乃以古來未嘗爲定稱之大君、新定以爲亞天子之尊稱、何不可之有、抑江都勢位之隆、今古無比、故世人行文中動先於借、然其實已不可用常套文字焉、今若舍大君二字、宇宙間無復可比擬之字、故予深有取於林氏之書、况寬永一定之式自有明文、奕世遵用以至今日乎、是以斷然從之云、如白石國王之議、其僭不待明者而後知焉、則彼援據之拗、今不煩辨、自注、予有等人辨白石殊號事、近儒往往略書、逐項疏辨宜併按焉、

割截號廟之宗之、蓋出乎不得已而、不自知其陷妄悲夫、且是皆係追稱如施諸存在之日、果何所稱、方策、享保四年

一加納遠江守殿御側役被仰付候、按ずるに、御側を命ぜり、後朝鮮書翰差越只今迄林家に而國字解仕候て差出し來候處、遠江守殿御自身御讀被成、直に言上被成候よし、御學力有之と沙汰いたし候、天明記、

同月十一日、客館本願寺に上使老中久世大和守重之、水野和泉守忠之して信使歸國の暇賜はり、かの國王への御返物を授く、また三使已下にも賜ものあり、享保四年十月十日、宗對馬守被爲召、明十一日朝鮮人信使御暇可被下由、老中列座河内守傳達之、柳營日記、

享保四年
十一月十日

宗 對馬守
右登城於御白書院御綠類、御老中御列座、明十一日以上使朝鮮人御暇被下候由、被仰渡候、
十一月十一日

久世大和守

水野和泉守

右者朝鮮人御暇に付、東本願寺に上使、御徒方萬年記享保四年、信使御暇に付上使之次第、御返翰被下物、

一本願寺に松平對馬守按ずるに、御用掛社奉行先達而越、今日三使御暇之上使に付、三使以下之被下物之御目錄、宗對馬守家來相渡置之、
但被下物御目錄は御納戸頭持參、於本願寺松平對馬守へ渡之、

一國王の御返翰は、上使之當日先達而本願寺に遣之、書院之下段本間之内東西に並置候、三使は被下物は、西之庇西之方、北之庇東之方、北之庇三所に並置之、其外被下物者上使之席は不出之、
一爲上使久世大和守、水野和泉守本願寺に相越、塔頭源隆寺に立寄、裝束着之、自注、衣冠重を着、太刀帶、槍、馬子
一源隆寺に宗對馬守、松平對馬守罷越、
一本願寺塀重門より書院式臺際まで十間程之所、塀重門之外にも五六間之間薄縁敷之、
一大和守、和泉守源隆寺より步行に而罷越、
一御目付二人布衣、塀重門之外左右の出向、

一表御祐筆組頭、表御祐筆自注、假御返翰箱先達而持參、塀門之外御目付先之所に扣罷在、

宗對馬守、松平對馬守、自注、衣冠重、牧野駿河守、中川内膳正、横田備中守、大久保下野守自注、各大役○按ず付、下野守は御勘定奉行にし、庭中西之方中程の出向、上上官二人東之方罷出、

一御返翰箱、上使之先に立、玄關之上奥縁まで、御祐筆組頭、御祐筆兩人に而持參、此時松平對馬守御返翰に差續縁類の上り、對馬守は北の方御祐筆組頭は南之方扣、對馬守差圖有之而直に御祐筆組頭、御祐筆上段の持參、床之上中央に差置候、對馬守も御返翰に差續き上段の上り、御返翰之側に扣罷在、御祐筆は西之縁類通り勝手之方退く、對馬守は上使玄關に而一揖相濟上段の通り候節、下段西之方退く、

一上使會釋有之而、宗對馬守、牧野駿河守、中川内膳正西之方、上上官二人は東之方、上使に先立玄關の上り、對馬守御馳走人は縁類西之方、上使も後開く、上上官は同所東之方、上使之後開く、備中守、下野守は上使之跡に従ふ、

一三使東之方縁類の出向、上使三使東に一揖有之、上上官一人三使之後に従、上使は西之方、三使は東之方、順々に立並上段の上る、上段にても上使は西之方、三使は東之方、齒之前にて互に二揖有之、各齒に着座、

一宗對馬守玄關よりは上使の跡に従ひ、下段西之方上段際、其次松平對馬守立並ひ、上使三使二揖相濟而兩人共に着座、

一上上官三人三使の跡に従ひ、下段東之方に在之、但三使玄關の出向候節、上官等上使之後に立並ひ、上使上段の通り候時は、北之縁類東之方に罷在、

一上使之供之布衣着之者、刀持共に五人宛、上使に従ひ玄關へ上り、北之縁類西之方に罷在、
一御馳走人兩人者上使上段に着座之内、下段東之方埋闕之外敷居際に着座、

一備中守、下野守は庭中より上使の跡に従ひ、下段埋闕之外御馳走人之後座に在之、
一御目付兩人は上使之跡より玄關の上り、縁類通り東西罷在、

一上使對馬守の會釋有之而三使御請之儀申達之、對馬守其旨上上官に申渡、上上官承之三使の側に進み達之、則三使御請申上之、上上官少退き最前上意を承候所にて、對馬守は三使御請之趣上上官達之、對馬守最初上上官に上意を傳候所に而承之、上使は對馬守申傳之、上上官は下段退く、

一右過而三使は被下物之御目錄、對馬守家老自注、布衣着之縁類通り西之方より持出、下段上より三疊目に扣在之、時對馬守座を立下段に而請取之、上段の上り座に着候節、大和守三使并從者に被下物之儀申聞

せ、御目録可相渡之旨對馬守に申渡之、對馬守上上官を呼傳之、上上官上段に上り承之、御目録請取三使前に持出銘々渡之、三使御目録頂戴之、對馬守は上段元之座、上上官は下段に退き、對馬守家老差引有之、而上上官三人、上判事一人、製述官一人、上官一人下段下より一疊目呼出置、于時對馬守家老上上官に被下物之御目録、如最前下段に持出、對馬守方を伺ひ候節、上上官に被下物之儀相達御目録可渡旨對馬守申聞之、則對馬守家老御目録渡之、下段西之方を開く、上上官以下御目録を以て進み出、上使に向ひ頂戴候而退く、對馬守家老も退く、上上官は下段元之座に着座、

一中官下官に之被下物御目録は、上上官等御目録頂戴之内對馬守家老西之方より縁類通り持出、東之縁類に而渡之、畢而對馬守家老下段に罷出、中官下官も被下物有之候、目録頂戴之旨上上官に達之、上上官上段に上り三使に傳之、從者まで拜領物被仰付候御禮三使上上官を以申上之、上上官少退き、最前上意承候所に而對馬守に上上官達之、對馬守最前上意傳候所に而承之、三使御禮之趣上使に

對馬守申傳之、對馬守上上官下段に退く、一右過て上使三使座を立、齒之前に而二揖有之而上使三使如初東西に立並退出、三使出迎候まで送之、上使三使互に一揖有之、宗對馬守松平對馬守御馳走人上上官二人先立一揖之間、玄關式臺東西に立留り、庭中最前出迎候場迄送之、對馬守、松平對馬守御馳走人は西之方、上上官は東之方に開く、上使之刀持其外布衣着之者、上使之跡に従ひ罷出候、

一備中守、下野守は、上使退出先達て、庭中最前出向候所に罷出有之、
一御目付は上使退出先達而、塀重門之外左右、最前出向候所に罷出る、
一上使供之者布衣着五人、近習之者五人麻上下着之、其外白張着四人召連之、
但布衣白張着之者は、先達て源隆寺迄差遣置、夫より召連、傘は朱傘白袋をかけ爲持之候事、
一大和守、源隆寺に立寄、裝束着替候事、
日本國源吉宗、敬復朝鮮國王殿下、三使遠來、訪問丁寧、憑悉興起佳勝萬同福也、方今應休祥斯施治法、故

遵舊典、以修新慶、弊物多儀、那堪報答、實由兩國永好之誼、而亦可識禮意淵深、聊贈謝品附於信使、誠之所在、彼此皆然、不備、享保四年己亥月日日本國源吉宗
按するに、柳營日録等に載するところ、これに同じ、敬復書とあるか異とす、またその封式を載す、参考のため下に出す。

別幅 六摺番屏風二十雙 鍮金案二張 鍮金鞍具二十別 綵紬二百端 整
享保四年己亥月日 日本國源吉宗以上、脱漏
享保四年十月御返簡之上書按するに、御返簡の文前に同じければ、奉書

朝鮮國 焯 謹 封
日本國大君殿下 敬復書

朝鮮國王殿下、柳營日録、
享保四年十月御書の副本御文庫に寶藏す、此時は林大學頭信充是を草す、御印は源の一篆文なり、外蕃通書、
一文昭院様御代には、御返翰に日本國王と調被遣候、是も御當代正徳には、按するに、享保、替り、日本國源吉宗と天和之格に被仰付候、昔へ戻り候事、異本朝鮮物語、

享保四年十月十一日、朝鮮三使に御暇被下付、旅館淺草本願寺に、

上使 久世大和守 水野和泉守 井上河内守
同日朝鮮人信使御暇之節、國本に被遣物、

按するに、この書及び月堂見聞集に、上使兩様に記せしはふしんなり、
一御卓、二脚、但長さ六尺三分、横二尺八寸五分、高さ一尺四寸六分、按するに、月堂見聞集には、濃梨子地、桐に鳳凰、置上高蒔繪、廻り折入菱の模様、御懸覆は淺黄羽二重、箆笥箱外家相溜ぬり、下水板車戸付、戸まへ兩脇しんちう合取手付、惣外家假白水鍮金物、
一御屏風二十雙
一龍虎、白地墨繪、法眼永叔筆、金地彩色、熊谷敦盛、むね高
一同人筆、一近江八景、金地、同人筆、一加茂祭右同斷、永真筆、一富士三穗、墨繪、法眼如川筆、一武者繪、金地彩色、佐々木、同人筆、一麒麟鳳凰、金地、堀原高山、ち首、同人筆、一四季童子遊同斷、榮川筆、一日吉山王祭同斷、探船筆、一櫻に黃鳥其外同斷、同人筆、一宮

島行幸彩色金地、洞春筆○二百雀紅白梅同斷、同人筆○
 一秋野同斷、同人筆○海棠に小鳥、同斷、玄仙筆○一
 獅子牡丹同斷、春湖○一賀茂競馬同斷、休碩○一竹
 鶴同斷、伯圓○雪大和松島、雪櫻島、探船筆○一長崎
 圖同斷、青水○須磨の景、休山
 景狩野春湖筆とあり、また承寛禮録に載る
 處些の異同あれば、姑らく下に附録す
 右は一雙の桐溜塗箱錠まへ有り、但幅紗は淺黃羽
 二重、外家白木椀棒通し有、
 一御鞍二十口 紋菊上龍惣梨子地○一鎧二十掛
 惣梨子地○一切付二十口 栗色金線○一泥障二
 十口 熊皮緒紅糸○一押掛二十口 紫いこ○一
 轡二十口 十文字一口○一手綱二十筋 五郎丸
 ○一腹帶布二十掛 紺染○一鞍服紗二十淺黃羽
 二重○一鎧袋二十分 淺黃羽二重○一鞍袋二十
 木綿紺染○一同外家二十 棒とも○一紗綾表染
 物百端 内淺黃模様色々一反宛かはる、五十反
 宛二臺檜足二重ぐり○一亂茶字二百反 内格子
 島廿五、立じま廿五、無地樺白按ずるに、月堂見聞集に
 五反、露金江黒半白百五拾反とあり、是なり、ま
 た文末に、右之通井上河内守殿被仰渡候と載

臺右同斷
 一銀五百枚綿三百把つ、三使の 一銀六百枚
 上上官の 一銀百五十枚 判事官三人の 一銀
 三十枚 學士の 一銀五百枚 上官次官の 一
 銀五百枚 下官中 一銀百枚 曲馬乘二人 一
 銀百枚 馬役官中柳繁日録、月
 享保四年二月十六日
 一當秋朝鮮人來朝に付、御屏風被下候、依之被仰
 付、
 三雙永叔、同如川、同探船、同洞春、一雙
 永真、同榮川、同玄仙、同春水、同休碩、
 同休山、同春湖、同伯圓、
 右之通、井上河内守殿被仰渡候、月堂見聞集、
 享保四年、國王に被遣物
 一鞍皆具二十裝 一屏風二十雙 一大卓二
 一紗綾染物百反 一茶字二百端 内無地百五
 十反、
 右屏風繪 墨繪富士三保一雙 麒麟鳳凰一雙
 佐々木梶原島山ねち首一雙 狩野如川○墨繪龍
 虎、近江八景、熊谷敦盛むれ高松一雙 狩野

永叔○日吉山王祭一雙 花鳥梅鶯小 一雙 花鳥
雪大和松 一雙 花鳥紅葉 一雙 花鳥
小鳥雄子 一雙 狩野探船○宮島行幸一雙 花鳥
百雀紅 一雙 花鳥秋野に一雙 洞春○賀茂祭一雙
梅白梅 一雙 永真○同競馬一雙 休碩○竹鶴一雙 白圓○長
 崎圖一雙 青水○獅牡丹一雙 春湖○須磨明石
 景一雙 休山○四季童折一雙 永川○花鳥海棠
 柳小一雙 玄仙

享保四年、被下物

三使の 銀五百枚、綿百把宛 朴同知、印倉知
 借倉知、二百枚宛按ずるに、雜話燭談によるに、印倉知
 し、安判事、鄭判事、劉判事 五十枚宛 成學士
 三十枚按ずるに、同書に上判事は韓 上官、次官、小童
重徳、李樟、鄭昌周とあり
 五百枚 中官、下官、千枚 馬藝二人五十
 枚宛姜相周、馬役官人 百枚承寛禮録、御
 享保四年十月十一日

湛長老 葛長老承寛禮録

一銀五百枚綿三百把宛 三使の 一銀六百枚
 上上官三人の 一銀百五十枚 判事官三人の
 一銀三十枚 學士の 一銀五百枚 上官次官の
 一銀五百枚 中官中の 一外被下物 良醫、醫
 員、學士、書記、同、右色奉書紙三十枚宛 一生
 平布五疋 朴同知 一同 金次官 一同三疋
 林兮順

右之通被下之、鶴林來聘記○按ずるに、良醫以下に
外被下もの、事、是まで所見なし、
 享保四年八月九日、松平對馬守様の御寄合に付、直
 右衛門をも被召寄、御尋御答等左記之、
 三使御暇御返物は、前晚本願寺に遣し候よしに候得
 とも、左にては御馳走方より番人も可被仰付候故、
 御苦勞に候間、當日之朝遣し候而も差支は有之間
 敷哉と、奥野忠兵衛様按ずるに、御用掛 御尋被成候に
 付、直右衛門御返答に、朝鮮人方には即朝被遣候而
 も、別而差支之儀者無御座候、
 上使に御出被成候御老中様、本願寺御出前に、御返
 物御配被成候、御手配りさへ能被成候は、其段は
 御了簡次第奉存候、上使に御出御方様へ能々御仰
 合置候は、朝鮮人方之支は無御座候由申上、享保
 己亥

信使記録○按ずるに、この書益なきに似たれども姑らく参考に存す、

通航一覽卷之百一

朝鮮國部七十七

○兩國書并儀物信使御暇等 寛延度 明和度

寛延元戊辰年六月朔日、朝鮮の聘使捧候しところの國書及ひ土宜、また有徳院殿凌明院殿に呈せし別幅の次第、

寛延元戊辰年六月朔日、朝鮮の信使御禮、三御所様へ獻上物有之、寛延年録

寛延元年、公方様へ朝鮮國王より書翰并別幅、朝鮮國王李、奉書日本國大君殿下、聘問之曠垂卅載、逃承殿下紹有基圖、撫寧方域、休閒所及欣登、豈已致慶修睦、於禮則然、肆遣高价按ずるに、官中要録に高价に作る、展鄰誼、不腆土宜、仍表遠忱、惟冀益敦舊好、永膺洪祉、不備、

丁卯十一月 日

朝鮮國王李

別幅 人參三十筋 大緞子一十四 大緞子一十匹 白苧布二十四 生苧布三十四 白綿紬伍十

通航一覽卷之百終

匹 黒麻布三十匹 按ずるに、官中要録白綿紬 虎皮一十五張 豹皮二十張 青黍皮三十張 魚皮一百張 色紙三十卷 彩花席二十張 各色筆伍十柄 眞墨伍十筋 黄蜜一百筋 清蜜一十器 每缸一斗 駿馬二匹 鞍具 際、

丁卯年十一月日

朝鮮國王李

奉書 朝鮮國王 爲政 謹封 日本國君 殿下

大御所様へ朝鮮國王よりの別幅、

別幅 人參三十筋 大緞子一十二匹 白苧布二十四 生苧布三十四 虎皮一十五張 豹皮一十五張 色紙三十卷 各色筆五十柄 眞墨五十筋 花硯五面 鷹子一十連 駿馬二匹 鞍具 際

丁卯年十一月 日

大納言様へ朝鮮國王よりの別幅、別幅 人參三十筋 大緞子一十四 無紋綾子二十匹 按ずるに、官中要録 白苧布三十四 黒麻布一十五匹 虎皮一十張 豹皮一十五張 青黍皮一

百張 色紙三十卷 各色筆五十柄 眞墨五十筋 花硯五面 鷹子一十連 駿馬二匹 鞍具 際

丁卯年十一月 日

鶴林求野詳録、官中要録、

一重而信使之節、第一氣之毒に候は、鷹之事に候、委細は享保信使之御記録に記し有之候、譯官共中間にて致候段、分明に相知れ居申事に候へは、享保之例を彼方へ可被仰越様無之事に候、何とぞ前かごに公儀へ被仰上可然事に候、有林に被仰上可然筋有之候は、無其上事に候、左無之御取繕不被成候而不叶事に候は、鷹之儀生き物之事に候へは、勿論餘計をも持來候へ共、長途之内お申候か、又は病鷹に成り候てもいか、に候ゆへ、此度鷹は差出可申候へ共、別幅には書載不仕筈に候間、左様に御聞置可被下候と、兼而御老中へ御届被成、鷹さへ差出候様に被成候は、是非先規之通別幅に書載候様にとも有之ましく候哉、鷹被差出候様に被成候、其時如何様にも處置有之事に候ゆへ、只今書載致し置候に不及候、交際提議、

同月七日、上使として老中堀田相模守正亮、松平右近

將監武元、有徳院殿より西尾隠岐守忠直、凌明院殿より秋元但馬守涼朝鶴林米聘詳註に、酒井雅樂頭其外老中、信使の旅館にいたり、歸國御暇の命を傳へ、御返簡御進物を授與し、三使等に賜もの例のことし、

寛延元年六月七日、御暇之上使堀田相模守、松平右近將監、西尾隠岐守、秋元但馬守旅宿本願寺へ赴く、官中要録、

寛延元年六月七日、朝鮮人御暇被仰出候上使之老中、

堀田相模守

松平右近將監

大御所様より 西尾隠岐守

大納言様より 秋元但馬守

右三使御暇被下之、朝鮮國王へ之被遺物有之、朝鮮來朝記、

寛延元年六月七日、信使御暇に付、上使之次第御返翰、被下物之事、

一本願寺へ河野豊前守按するに、御用掛大目付なり、先達而相越、今日三使御暇之上使に付、三使以下へ被下物之御目録共、宗對馬守へ相渡置之、

但被下物御目録共、御納戸頭持參、東本願寺にて渡之、

一國主へ之御返翰は、上使之當日先達而本願寺へ遣之、書院之下段本間之内東西に並置、三使へ被下物は、西之庇西之方、北之庇東之方、北之庇三所に並置之、其外被下物は上使之席へ不出之、

一爲上使酒井雅樂頭其外之老中本願寺へ相越、塔頭源隆寺へ立寄裝束着之、自注、衣冠重を着、太刀帶、櫛鬘子、

一源隆寺へ宗對馬守其外老中罷越、

一本願寺堀重門より書院式臺際迄十間程之處、堀重門外にも五六間之間薄縁敷之、

一酒井雅樂頭其外老中、源隆寺より歩行にて罷越、

一御目付二人自注、假堀重門之外左右へ出向、

一表御右筆組頭表御右筆自注、假御返簡箱先達而持參、堀重門外御目付在之處に扣罷在、

一宗對馬守自注、衣冠重を稻葉丹後守掛するに、御用掛太刀帶、稻葉丹後守掛寺社奉行、河野豊前守其外役懸り之面々、各自注、庭上西之方中程へ出向、上上官二人東之方へ罷出、

一御返簡箱上使に先達而玄關上へ疊縁迄、御右筆組頭御右筆兩人にて持參、此時稻葉丹後守御返簡

差續縁類へ上り、夫より丹後守北之方、御右筆組頭

は南之方に扣在之、丹後守は差圖有之て、直に御右筆組頭御右筆上段へ持參、床之上中央へ差置之、丹後守も御返翰に差續而上段へ上り、御返翰側に扣罷在、御右筆組頭御右筆共西之縁類通り勝手方へ退く、丹後守は、上使三使玄關にて一揖相濟、上段へ上り候節、下段西之方へ退く、上使會釋有之而、宗對馬守は、戸澤上總介、伊東修理大夫と按するに、この二人は御馳走人たり、西之方、上上官二人は東之方、上使先達而玄關へ上り、對馬守御馳走人は縁類西之方、上使之後へ開く、上上官は同所東之方、上使之方へ開く、豊前守出羽守按するに、逸見出羽守は御上使之跡に従ふ、勘定奉行にて御用掛也、上使之跡に従ふ、

一三使東之方縁類へ出向、上使三使互に一揖有之、

上上官一人三使之後に従ふ、上使は西之方、三使は東之方順々に立並上段へ上る、上段にても、上使は西之方、三使は東之方箇之前にて、互に二揖有之、各箇に着座、

一宗對馬守玄關よりは上使之跡に従ひ、下段西之方上段際、其次に稻葉丹後守立並ひ、上使三使二揖相濟て、兩人共に着座、

一上上官三人三使之跡に従ひ、下段東之方に在之、但三使玄關へ出向候節、上官等三使之後に立並ひ、上使三使上段へ通り候時は、北之縁類東之方に罷在、

一上使之供之布衣着之者、刀持共に五人宛、上使に従ひ玄關へ上り、北之縁類西之方に罷在、

一御馳走人兩人は、上使上段に着座之内、下段末之方埋闕之外、敷居際に着座

一豊前守出羽守、庭上より、上使之跡に従ひ、下段埋闕之外、御馳走人之後座に在之、

一御目付兩人は、上使之跡より玄關へ上り、縁類通り東西に罷在、

一上使宗對馬守へ會釋有之て、對馬守上段へ上り、上意可申渡旨申聞、對馬守上使之側へ進む、于時三使今度逗留中無爲一段事に候、歸國御暇被下候、國主へ之御返翰御別幅之通被遣之旨、上意之趣對馬守へ老中申渡之、對馬守承之、少退き、上上官呼之、上座之上上官一人上段へ上り、上意之趣對馬守申渡之、上上官三使之側へ進み、三使へ銘々に上意之趣傳之、過て對馬守上段下より一疊目西之方、上

上官同所右之方に退き罷在、此節小童一人人參湯持出之、畢て上使對馬守へ會釋有之而、三使御請之儀申達候、對馬守其旨上上官へ申渡之、上上官承之三使へ達之、則三使御請申上之、上上官少退き、最前上意を承候所にて、對馬守へ三使御請之趣上上官達之、對馬守最初上上官へ上意を承候處にて承之、三使へ對馬守傳之、上上官は下段に退く、
 一右過て、三使へ被下物之御目錄、對馬守家老自注、布衣、緣類通り西之方より持出、下段上より三疊目に扣在之時、對馬守座を立、下段にて請取之、上段へ上り座に着候節、雅樂頭三使並從者へ被下物之儀申聞せ、御目錄可相渡之旨對馬守申渡之、對馬守上上官を呼傳之、上上官上段へ上り承之、御目錄請取之、三使之前へ持出、銘々に渡之、三使御目錄頂戴之、對馬守は上段元之座、上上官下段へ退く、對馬守家老差引有之而、上上官三人、上判事一人、製述官一人、上判事一人、下段下より一疊目へ呼出置之、于時又對馬守家老上上官、上上官へ被下物之御目錄、如最前下段へ持出、對馬守方を伺候節、上上官、上上官へ被下物之儀相達、御目錄可渡旨對馬守申聞

之、則家老御目錄渡之、下段西之方へ開く、上上官請取之、御目錄持少し進み出、上使へ向ひ頂戴候て退く、對馬守家老とも退く、上上官は下段元之座に着座、
 一中官、下官へ之被下物御目錄は、上上官等御目錄頂戴之内、同人家老西之方より緣類通に持出、東之緣類にて渡之、畢て家老下段へ罷出、中官、下官へも被下物有之、御目錄頂戴之旨上上官へ達之、上上官上段へ上り三使へ傳之、從者迄拜領物被仰付之御禮、三使上上官を以申上之、上上官少退き、最前上意承候處にて對馬守へ上上官達之、對馬守最前上意を傳候所にて承之、三使御禮之趣上使へ對馬守申傳之、對馬守上上官下段へ退く、
 一右過而上使三使座を立、齒之前にて二揖有之而、上使三使如初東西に立並退出、出迎候處迄送之、上使三使互に一揖有之、宗對馬守、稻葉丹後守、御馳走人上上官二人先達而一揖之間、玄關式臺北西に立留り、庭中最前出迎候場まで送之、又對馬守、稻葉丹後守、御馳走人は西之方、上上官は東之方へ開く、
 一上使之刀持其他布衣着、之者上使之跡に従ひ罷

出、

一豊前守、出羽守、上使退出先達、庭中最前出向候所へ罷出在之、
 一御目付は、上使退出先達而、塀重門之外左右、最前出向候處へ罷出る、
 一上使供之者布衣着五人、近習者五人麻上下着之、其外白張四人召連之、
 但布衣白張着之者、先達而源隆寺迄差遣置、夫より召連、傘は朱傘、白袋をかけ爲持候事、
 公方様より朝鮮國王へ之御返簡并御別幅、
 日本國源家重、敬復朝鮮國王殿下、聘問修好、書辭通信、就審起居泰寧、寔切嘉慶、迺今開誕保前緒、以固邦基、仍率舊章、爰叙新權、幣儀既多、禮意愈深、所以彰兩國交際之誼、益知永世講信之厚也、聊將土宜、附諸歸使、惟冀親睦無違、休祥可期、不備、
 延享五年戊辰六月按するに、この年七月廿四日改元寛延となる。
 日本國源家重
 別幅 貼金六曲屏風二十雙 描金鞍具二十副
 擦金紙匣五副 擦金硯匣五副 染繪一百匹按す、寛延年録に、料紙硯箱五通、色羽二重百疋に作る。 綵紬二百端 整

延享五年戊辰六月日 日本國源家重
 大御所より朝鮮國王へ之御別幅、
 別幅 擦金蒔繪臺子二自注、諸具銀備、飾綵紬一百端、按るに、寛延年録に、亂茶字あり。 綿五百把 整
 延享五年戊辰六月日 日本國源吉宗
 大納言様より朝鮮國王へ之御別幅、
 別幅 描金案二張 染繪一百匹 染華綾二百端按するに、同書に、紗綾染物二百端に記す。 整
 延享五年戊辰六月日 以上龜林求聘詳錄、
 延享五年六月、此御返簡の副本御文庫に寶藏す、林大學信充か草する處なり、御印は源表正の三篆文なり、外番通書、
 寛延元年五月十九日
 一朝鮮國王へ被遺物、品々上覽相濟、公方様御分は、御黒書院溜より竹之御廊下左右に飭り、松之御廊下迄、
 一大御所様御分は、大廣間二之間に飭り、大納言様御分は、大廣間三之間に飭る、寛延年録、
 寛延元年六月七日
 上使 堀田相模守